

**小規模施設に対応した防火対策に関する検討会報告書**  
**(中間報告)**

平成21年2月  
小規模施設に対応した防火対策に関する検討会

# 目 次

## 第1編 検討の概要

1.1	趣旨	P 1
1.2	検討体制	P 2
1.3	検討会の開催状況	P 3
1.4	検討の進め方	P 4

## 第2編 最近の主な火災とその対応状況等

2.1	小規模福祉施設等	P 6
2.1.1	神奈川県綾瀬市障害者ケアホーム等火災	P 6
2.1.2	仙台市若林区老人福祉施設火災	P 8
2.1.3	福島県いわき市小規模多機能型居宅介護事業所火災	P 9
2.1.4	その他	P 10
2.2	個室型店舗等	P 10
2.2.1	札幌市中央区ソーブランド火災	P 10
2.2.2	大阪市浪速区個室ビデオ店火災	P 11

## 第3編 小規模施設における防火安全対策のあり方

3.1	小規模施設における主な火災危険性等	P 13
3.1.1	小規模施設の共通的な火災危険性	P 13
3.1.2	主な業態ごとの特徴	P 13
3.2	小規模施設の防火対策に関する主な課題と対応の考え方	P 14
3.2.1	共通的事項	P 14
3.2.2	小規模福祉施設等	P 15
3.2.3	個室型店舗等	P 19

## 第4編 まとめ

4.1	各章のまとめ	P 20
4.2	今後の課題	P 20

## 添 付 資 料

### 1. 火災概要関係

- ・ 火災概要 1 「神奈川県綾瀬市障害者ケアホーム等火災」…………… P 1
- ・ 火災概要 2 「仙台市若林区老人福祉施設火災」…………… P 3
- ・ 火災概要 3 「福島県いわき市小規模多機能型居宅介護事業所火災」…………… P 5
- ・ 火災概要 4 「札幌市中央区ソーブランド火災」…………… P 7
- ・ 火災概要 5 「大阪市浪速区個室ビデオ店火災」…………… P 9

### 2. 調査結果・分析結果関係

- ・ 調査結果 1－1 「障害者ケアホーム等に係る実態調査結果」…………… P 12
- ・ 調査結果 1－2 「障害者ケアホーム等に係る実態調査及び火災事例の分析結果」…………… P 18
- ・ 調査結果 1－3 「障害者グループホーム等の現地視察等」…………… P 38
- ・ 調査結果 1－4 「消防法施行令の改正に関する緊急実態調査報告」…………… P 47
- ・ 調査結果 1－5 「知的障害者グループホーム・ケアホーム実態調査」…………… P 53
- ・ 調査結果 2 「性風俗店舗の防火対策に関する全国調査結果」…………… P 61
- ・ 調査結果 3 「個室ビデオ店等に係る防火対策に関する全国調査結果」…………… P 68

### 3. 通知関係

- ・ 通知 1 「障害者ケアホーム等における火災の発生を踏まえた防火安全対策の徹底及び実態調査について」…………… P 77
- ・ 通知 2 「執務資料の送付について」…………… P 82
- ・ 通知 3 「老人福祉施設における防火対策の徹底について」…………… P 84
- ・ 通知 4 「性風俗関連特殊営業を営む店舗等に係る防火対策の徹底及び実態調査について」…………… P 86
- ・ 通知 5 「性風俗関連特殊営業を営む店舗等の防火対策に関する実態調査結果及び違反是正の徹底について」…………… P 89
- ・ 通知 6 「個室ビデオ店等に係る緊急調査及び防火対策の徹底について」…………… P 91
- ・ 通知 7 「いわゆる個室ビデオ店等に対する旅館業法の適用に関する指導の徹底等について」…………… P 96
- ・ 通知 8 「個室ビデオ店等に係る防火対策の更なる徹底について」…………… P 98
- ・ 通知 9 「個室ビデオ店等に係る緊急調査結果について」…………… P 100
- ・ 通知 10 「個室ビデオ店等に係るフォローアップ調査の実施について」…………… P 101
- ・ 通知 11－1 「消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について」  
(平成19年政令第179号)…………… P 107

・ 通知 1 1 - 2 「消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について」 （平成 2 0 年政令第 2 1 5 号）	P 114
・ 通知 1 2 「消防法施行規則の一部を改正する省令等の公布について」	P 120
・ 通知 1 3 「特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に 供する設備等に関する省令等の公布について」	P 128
・ 通知 1 4 「立入検査マニュアル及び違反処理マニュアルの改正について」	P 132
・ 通知 1 5 - 1 「風俗営業の用途に供する営業所を含む防火対象物の防火安全対策に おける風俗営業行政との連携について」	P 142
・ 通知 1 5 - 2 「認可外保育施設に対する防火安全の指導について」	P 152
・ 通知 1 6 「社会福祉施設及び病院における夜間の防火管理体制指導マニュアルにつ いて」	P 158

#### 4. 参考関係

・ 参考 1 「個室型店舗等の緊急的な防火安全対策」	P 175
・ 参考 2 - 1 「障害児（者）関連施設の消防設備の整備に対する国庫補助制度の概要 （厚生労働省社会・援護局）」	P 176
・ 参考 2 - 2 「既存小規模福祉施設スプリンクラー等整備事業について（厚生労働省 老健局）」	P 179
・ 参考 2 - 3 「次世代育成支援対策施設整備交付金におけるスプリンクラー設備等の 取扱いについて（厚生労働省雇用均等・児童家庭局）」	P 181
・ 参考 3 「高齢者施設における火災安全チェック」	P 184
・ 参考 4 - 1 「グループホームなど小規模社会福祉施設の防火安全対策」	P 202
・ 参考 4 - 2 「万全ですか？もしものときの備え、カラオケボックス編」	P 206
・ 参考 5 - 1 「グループホームの防火対策（Q & A）」	P 210
・ 参考 5 - 2 「日本複合カフェ協会運営ガイドライン」	P 211
・ 参考 5 - 3 「グループホーム向け防火管理講習の実施」	P 212
・ 参考 6 「全国初、防火対象物を把握するための新システムを導入！～宝塚カラオケ ボックス火災後の対応～」	P 215
・ 参考 7 「消防法令上の用途区分」	P 220



## 第1編 検討の概要

### 1.1 趣旨

近年、比較的小規模な施設において、多数の人的被害を伴う火災が発生している。平成18年1月の長崎県大村市の認知症高齢者グループホーム火災では死者7名、負傷者3名、平成19年1月の兵庫県宝塚市カラオケボックス火災では死者3名、負傷者5名、同年6月の東京都渋谷区天然温泉施設爆発火災では死者3名、負傷者8名の被害が発生している。

また、こうした小規模な施設においては、社会情勢の変化に伴い建物利用の多様化・複合化が進展し、建物の一部を従来想定していないような形態で使用されるケースも見られるようになってきている。例えば、高齢者や障害者の生活の場として、従来からある施設に加え、近年制度化されたグループホーム・ケアホーム、高齢者向けの共同住宅、通常の住宅を高齢者・障害者が共同で使用する等の形態が増えている。その背景としては、介護保険法、老人福祉法、障害者自立支援法等の制度改正があるものと考えられる。

これらの状況を踏まえ、小規模施設に対応した防火対策に関する検討を行うものである。

## 1.2 検討体制

有識者等から構成される「小規模施設に対応した防火対策に関する検討会」を開催し、調査・検討を行った。検討会委員は、以下のとおりである。

(平成21年1月現在。敬称略・委員は50音順)

役 職	委 員 名	所 属
座 長	室崎 益輝	関西学院大学総合政策学部教授
座長代理	野村 勲	国際医療福祉大学大学院保健医療学専攻・福祉援助工学領域教授
委 員	上田 孝志	札幌市消防局予防部指導課長
委 員	浦野 正男	全国社会福祉施設経営者協議会調査・研究委員長
委 員	恵美須 望	横浜市安全管理局予防部指導課長
委 員	岡田 和史	千葉市消防局予防部指導課長
委 員	加藤 隆次	社会福祉法人日本保育協会（亀井野保育園園長）
委 員	川原 秀夫	全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会理事長
委 員	久木元 司	財団法人日本知的障害者福祉協会危機管理委員会副委員長
委 員	児玉 桂子	日本社会事業大学社会福祉学部教授
委 員	佐藤 康雄	東京消防庁予防部参事兼予防課長
委 員	兵頭 美代子	主婦連合会参与
委 員	宮川 恵秀	社会福祉法人全国社会福祉協議会・全国保育協議会副会長（双葉保育園園長）
委 員	室津 滋樹	日本グループホーム学会代表
委 員	山崎 栄一	大分大学教育福祉科学部准教授

### オブザーバー

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課課長補佐 伊藤 経人

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課課長補佐 関口 彰

厚生労働省老健局計画課課長補佐 田仲 教泰

国土交通省住宅局建築指導課課長補佐 高木 直人

### 事務局

消防庁予防課 予防課長 木原 正則 設備専門官 渡辺 剛英

設備係長 鳥枝 浩彰 総務技官 塩谷 壮史

総務事務官 浅海 秀人

消防技術政策室 主任研究官 鈴木 恵子

消防研究センター 研究企画部長 山田 常圭

### 1.3 検討会の開催状況

本検討会の開催状況は、次のとおりである。

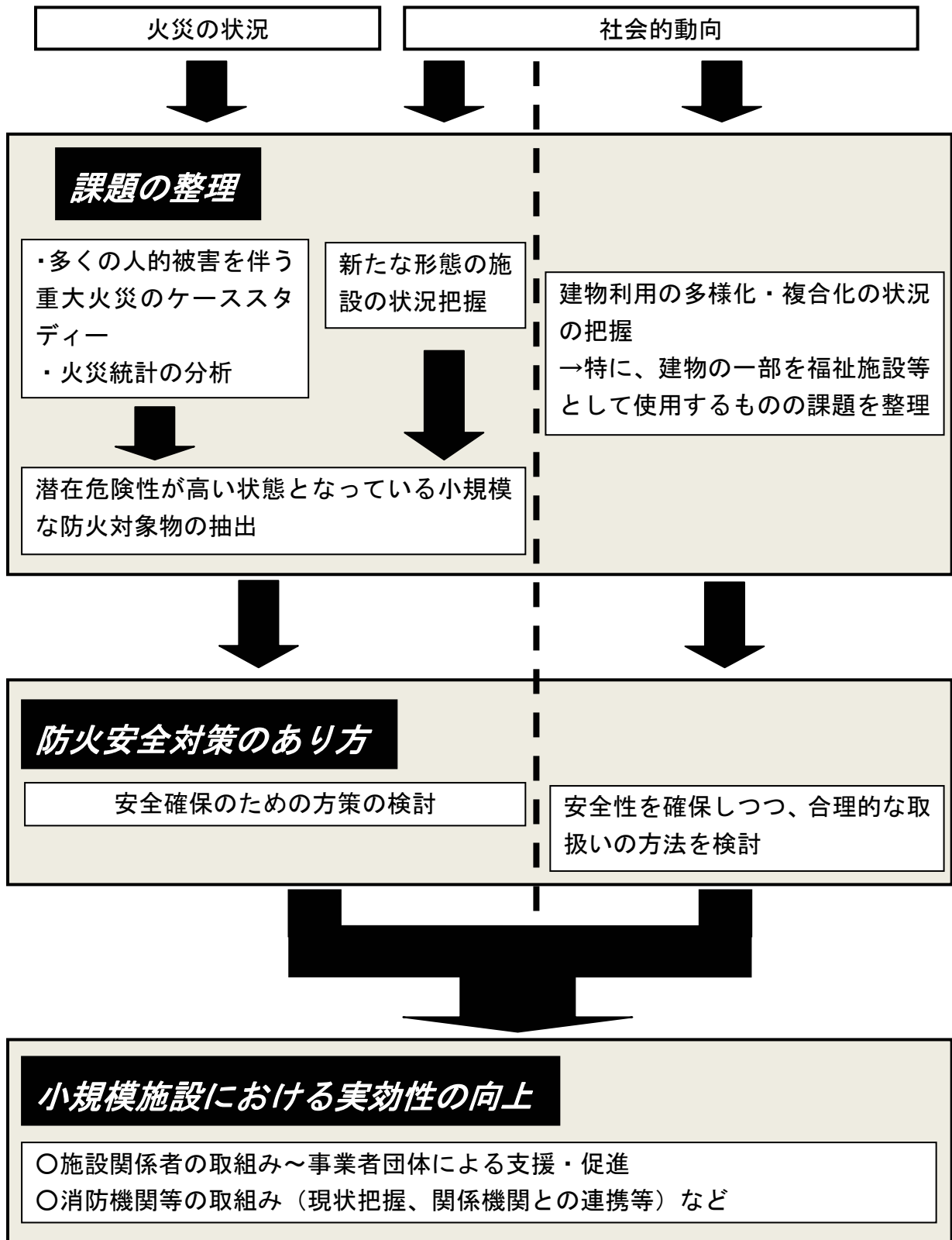
開催数	日時	場所
第1回	平成20年6月24日（火） 10時から12時	合同庁舎2号館 5階 第4特別会議室
第2回	平成20年9月12日（金） 13時30分から15時30分	メルパルク東京 3階 薔薇の間
第3回	平成20年12月2日（火） 13時30分から15時30分	全国町村会館 2階 第一会議室
第4回	平成21年1月27日（火） 13時30分から15時30分	メルパルク東京 3階 ふのん
※福祉施設現地視察	平成20年8月14日（木） 11時30分から15時30分	大久保学園 (千葉県船橋市)

#### 1.4 検討の進め方

小規模施設について、多くの人的被害を伴った重大火災のケーススタディーや火災統計の分析等を行うとともに、新たな形態の施設に係る状況把握を行い、潜在危険性が高い状態となっているものについて、安全確保のための方策を検討する。また、これと並行して、建物利用の多様化・複合化の状況を把握（特に、建物の一部を福祉施設等として使用するものの課題を整理）し、安全性を確保しつつ、合理的な取扱いの方法を検討する（下図参照）。

なお、本検討会においては、小規模施設について特に定義を定めず検討を行っているが、自動火災報知設備やスプリンクラー設備、防火管理等の対象規模に至らないものを主眼とした。

## 調査・検討の進め方



## 第2編 最近の主な火災とその対応状況等

### 2.1 小規模福祉施設等

#### 2.1.1 神奈川県綾瀬市障害者ケアホーム等火災

##### (1) 火災の概要

平成20年6月2日未明、神奈川県綾瀬市の障害者ケアホーム等「ハイムひまわり」において、死者3人、負傷者1人を伴う火災が発生した（資料「火災概要1」）。

この火災では、地上2階建て、延べ面積317.98㎡という小規模な施設において深刻な人的被害が発生しているが、その要因として次のような点があげられる。

- 階段下の物置付近が出火箇所と見られており、2階からの避難経路が短い時間のうちに絶たれ、2階の入所者が逃げ遅れたこと。また、当日は夜間の世話人等が不在であり、入所者の避難介助等が行われなかったこと。
- 自動火災報知設備が設置されておらず、就寝等していた入所者が火災に気づくのが遅くなったこと。
- これらの背景として、当該防火対象物は、消防機関において、共同住宅として建築当初から取り扱われており、竣工後の使用開始から障害者ケアホーム等として利用されていた実態について、福祉部局との情報共有がなされていなかったこと。



火災後の「ハイムひまわり」の外観

## (2) 障害者ケアホーム等における防火安全対策の徹底及び実態調査

本火災を踏まえ、同様の被害の発生を防止するため、消防庁では、全国の消防機関を通じ、障害者ケアホーム等における防火安全対策の徹底を図るとともに、その実態調査を行った（平成20年6月4日付消防予第133号。資料「通知1」）。また、厚生労働省からは、都道府県等の民生部局を通じ、障害者ケアホーム等における防火安全対策の徹底について通知がなされている（資料「通知1、別紙2」）。

### ① 全国の障害者ケアホーム等における防火安全対策の現況

上記の実態調査の結果、報告のあった11,823施設の障害者ケアホーム等における防火安全対策の現況（平成20年7月31日現在）は、おおむね次のとおりとなっている（資料「調査結果1-1」）。

- 延べ面積は150㎡未満の小規模な施設が38%。また、収容人員も10人未満の施設が81%を占める状況

→ 消防法令の対象規模に至らないものが多数。

（※ 本調査においては、障害者ケアホーム等として消防機関から報告のあったものを集計したものであり、建物の一部を障害者ケアホーム等として用いるものを含め、比較的規模の大きいものも計上されている。下記②においても同様。）

- 建築構造は耐火・準耐火以外の「その他構造」（木造等）が67%と多数。また、小規模なものほど「その他構造」が多い傾向。
- 従業者が夜間等には不在となる施設が40%。また、小規模なほど、従業者が夜間等には不在になる割合が高い傾向。
- 消防法令上の防火安全対策を実施している施設の割合は、スプリンクラー設備にあつては95.7%、自動火災報知設備にあつては87.0%、防火管理者の選任にあつては82.9%。なお、既存の障害者ケアホーム等の中には、消防機関の判断として（5）項口等に区分されているもの、火災予防条例に基づく使用開始届が行われていないことにより未把握となっていたもの等が実態として存するところである。また、本調査においては、当該時点での用途区分の現況を回答するよう依頼しているが、改めて見直しが行われた施設が含まれていないかなど、過去の経緯の詳細等は未確認である。このため、実施状況の評価には留意が必要であり、個々の施設の実情に即した取扱いが安全確保上も必要である。（平成20年7月8日付消防予第170号。資料「通知2」）

### ② 全国の障害者ケアホーム等において発生した火災の状況

障害者ケアホーム等に関する全国調査の一環として、過去10年に発生した火災事例を収集した。

報告のあった火災事例 95 件の統計から、障害者ケアホーム等における火災の発生状況に関し、おおむね次のような分析結果が得られている（資料「調査結果 1-2」）。

- 火気管理不十分やたばこによる出火件数が多数。また、入居者自身による自損・放火・無意識又は認知障害等に起因する出火の割合が多く、障害者ケアホーム等では、これらの火源を前提とした対策が必要。
- 施設数当たりの出火件数及び死者数は、令別表第 1（6）項口（社会福祉施設等）全体と同程度。
- 出火件数は延べ面積 1,000㎡以上の建物で多かったが、延べ床面積で補正すると、延べ床面積が小さいほど、単位面積当たりの出火は多い傾向。
- 死者の発生した火災は主として夜間に発生。
- 損害の大きい火災事例では、消火訓練等のソフト対策が義務対象外となっていた施設が多い傾向。一方、焼損が小さいグループに消火訓練を行っていたものが多く、消火訓練は延べ面積の大きい施設ほど実施している傾向。
- 損害が軽いほど、延べ面積の大きい耐火構造の建物の占める割合が高い傾向。一方、負傷者は延べ床面積が小さいほど多い傾向。

## 2.1.2 仙台市若林区老人福祉施設火災

### (1) 火災の概要

平成 20 年 11 月 13 日未明、仙台市若林区の老人福祉施設「六郷の杜」（地上 2 階建て、延べ面積 2,234.88㎡）の火災では、負傷者 33 名という多数の人的被害が発生している（資料「火災概要 2」）。

〔※ 小規模施設における火災ではないが、煙による被害など他の火災事例との共通性がみられることから取り上げたもの。〕

この火災では、焼損は比較的小さい範囲にとどまっているものの、避難経路となる通路や階段室に煙が流入し、入所者が順次介助を受けながら避難していた際に、煙を吸う等して多数の負傷者が発生している。その要因としては、次のような点があげられる。

- 本対象物は、防火戸の閉鎖等により区画を形成して火災を局限化し、その間に入所者の避難介助等を行う設計であったが、火災が発生した際に 1 階出火室の区画が形成されなかったこと。
- 避難時に階段室の扉を開放したままにしたこと、廊下部分の排煙が有効に行われなかったこと等により、2 階を含め、更に煙が拡散したこと。





六郷の杜の建物外観

(2) 類似の老人福祉施設における防火対策の徹底

本火災を踏まえ、主として自力で避難することが困難な者が入所している老人福祉施設で、スプリンクラー設備が設置されていない施設に対して、防火区画等の形成、避難訓練等の徹底を通知した（平成20年11月17日付消防予第302号。資料「通知3」）。

2.1.3 福島県いわき市小規模多機能型居宅介護事業所火災

平成20年12月26日夜、福島県いわき市の小規模多機能型居宅介護事業所「ROSE 倶楽部粒来」において、死者2人、負傷者3人を伴う火災が発生した（資料「火災概要3」）。本火災では、1階リネン室付近で出火したが、2階の入所者への避難誘導等が適切に行われず、煙が拡散・充満して逃げ遅れが生じたものである。



火災発生後の「ROSE 倶楽部粒来」の外観

## 2.1.4 その他

### (1) 小規模福祉施設の現地視察結果

小規模福祉施設の状況把握の一環として、本検討会では障害者グループホームの現地視察を行った（資料「調査結果1-3」）。施設関係者からヒアリングした内容、参加した委員からの意見等のポイントは、おおむね次のとおりである。

- 施設の規模が小さく、防火管理や消防用設備等の対象外となるものが多数。このため、関係者による自主的取組みが重要。
- 特に既存転用タイプのものは、一般住宅と変わらない形態。このため、住み心地も一般住宅に近いが、防火安全対策を講じる上では構造上の制約も大きい（例 2階建ての戸建て住宅を転用の場合、2階からの避難経路は屋内階段のみ）。
- 人命安全確保のため、避難訓練が極めて重要。一方、個々のグループホームで効果的に訓練を行うためには、何らかの技術的支援が必要。
- 災害時に協力が得られるよう、日頃から円滑な近隣関係を構築することが重要。

### (2) 知的障害者入所厚生施設等のアンケート調査結果

小規模福祉施設に関する消防法施行令等の改正を踏まえ、全国の知的障害者入所更生施設及び障害者支援施設を対象とするアンケート調査が、(財)日本知的障害者福祉協会により行われた（資料「調査結果1-4」）。主な調査結果として、施設の小規模化、利用者の重度化、消防用設備等や夜間人員の確保に係る支援要望等があげられている。

また、全国の知的障害者グループホーム・ケアホームを対象とするアンケート調査が、同協会により行われた（資料「調査結果1-5」）。主な調査結果として、民間住宅の賃借が多く（約7割）所有者の了解を得なければ、スプリンクラー設備の設置工事を行えないこと等があげられている。

## 2.2 個室型店舗等

### 2.2.1 札幌市中央区ソーブランド火災

#### (1) 火災の概要

平成20年4月28日未明、札幌市中央区のソーブランド「エレガントバス江戸城」（地上4階建て、延べ面積400.58㎡）の3階から出火、4階に延焼拡大し、利用者など3名の死者が発生した（資料「火災概要4」）。この火災では、出火階の上階に当たる4階で死者が発生しており、その要因として次のような点が指摘されている。

- 階段は狭い屋内階段が1つのみであるが、防火戸の閉鎖障害（物品存置）により当該階段室の縦穴区画が形成されなかったこと等により、火煙の拡大が早かったこと。
- 自動火災報知設備の電源が入っておらず、音響装置も停止されていたことにより作動せず、4階利用客等が火災に気づくのが遅くなったこと。



火災発生後の「エレガントバス江戸城」の外観

## (2) 性風俗関連特殊営業を営む店舗等における防火安全対策の徹底及び実態調査

本火災を踏まえ、同様の被害の発生を防止するため、消防庁では全国の消防機関を通じ、性風俗関連特殊営業を営む店舗等における防火安全対策の徹底を図るとともに、その実態調査を行った（平成20年5月2日付け消防予第110号。資料「通知4」）。

また、本調査の結果、性風俗特殊営業を営む店舗等において多数の消防法違反（スプリンクラー設備15.1%、自動火災報知設備18.2%、防火管理者の選任19.3%等）がみられたことから、警察機関や関係行政機関と連携し早期の違反是正を徹底することを通知した（平成20年10月1日付け消防予第248号。資料「通知5」、資料「調査結果2」）。

## 2.2.2 大阪市浪速区個室ビデオ店火災

### (1) 火災の概要

平成20年10月1日未明、大阪市浪速区の個室ビデオ店「キャッツ」において、火災により死者15名、負傷者10名が発生した（資料「火災概要5」）。

この個室ビデオ店は、地上7階建て、延べ面積1,318㎡のビル1階部分にあるが、多数の個室が密集したエリアから出火し、煙により短時間で避難経路が絶たれ、他の個室にいた利用客等が逃げ遅れたことにより、多数の死傷者が発生した。

## (2) 対応状況

- ① 本火災を踏まえ、同様の被害の発生を防止するため、消防庁では全国の消防機関を通じ、個室ビデオ店等（個室ビデオ店、カラオケボックス、インターネットカフェ、テレフォンクラブ等）に係る緊急調査を行うとともに、防火対策の徹底を図った（平成20年10月1日付け消防予第255号。資料「通知6」）。また、同日付で、国土交通省からも通知（通知6、別紙2）が出されており、これらの中で消防機関と建築部局の連携を図るよう求めたところである。さらに、個室ビデオ店等において、実態として宿泊サービスが提供されているものが多数見られることから、消防機関と旅館業行政機関の連携等について、消防庁及び厚生労働省から通知（資料「通知7」）が出されている。
- ② 個室ビデオ店等に係る防火対策の更なる徹底のため、夜間の応急体制確立及び自動火災報知設備の早期設置の促進等を通知するよう通知した（平成20年10月7日付け消防予第257号。資料「通知8」）。
- ③ 上記①の調査結果として、個室ビデオ店等において多数の消防法令違反（スプリンクラー設備8.1%、自動火災報知設備13.6%、防火管理者の選任17.7%）がみられたことから（平成20年11月25日付け消防予第312号。資料「通知9」、資料「調査結果3」）、個室ビデオ店等に係るフォローアップ調査を実施した（平成20年12月18日付け消防予第334号。資料「通知10」）。
- ④ 個室型店舗等の防火安全対策を確保するための緊急対策として、関係者に対する自主防災の取組みの支援事業を平成20年度2次補正予算により計上した（資料「参考1」）。
- ⑤ 本火災の原因調査、個室ビデオ店等に係る緊急調査（施設実態、火災事例）の集計結果の分析、実験・シミュレーション等を行い、必要な対応について検討するため、有識者等から構成される「予防行政のあり方に関する検討会」を開催しているところ。



火災発生後の「個室ビデオ店キャッツ」の外観

### **第3編 小規模施設における防火安全対策のあり方**

小規模施設における火災の状況（第2編参照）、近年増加している新たな業態や建物利用の多様化・複合化の状況等を踏まえ、防火安全上の観点から、その潜在的な火災危険性を整理し、主な課題と対応の考え方をとりまとめた。

#### **3. 1 小規模施設における主な火災危険性等**

##### **3. 1. 1 小規模施設の共通的な火災危険性**

(1) 防火上脆弱な構造のものが多く、火災時には煙や熱で短時間のうちに建物全体が危険な状態となる。

(2) 従業者が少なく、人手による応急活動上に限界がある。

※ 留意点として、一般的に個々の施設の経営基盤が弱いものが多く、安全対策を講ずる上で制約が大きい。

##### **3. 1. 2 主な業態ごとの特徴**

(1) 認知症高齢者グループホーム、（小規模な）有料老人ホーム、障害者ケアホーム・グループホーム等の小規模福祉施設等にあつては、主に次のような特徴を有する。

① 認知症高齢者や障害者等が入所するため、夜間に従業者が1人である場合等、火災時に入所者を迅速・円滑に避難させることが困難となるおそれがある。

② 生活の場であることから、火気や暖房器具が使用されている。また、石油系材料で造られたソファや衣類、布団等燃えやすいものが使用されていることも多い。

③ 入所者の不適切な火気の取扱いにより、出火危険性が增大するおそれがある。

④ 入所者の特性（認知症や障害等の状況、喫煙等の生活習慣等）により、避難誘導の方法や火気管理等に違いがある。

(2) カラオケボックス、個室ビデオ店、複合カフェ、性風俗店等にあつては、主に次のような特徴を有する。

① 防音構造の個室、利用客ごとに設けられた間仕切り等の内部構造により、個々の利用客が火災に気づきにくく、従業者等による避難誘導も困難である。

② これら個室等が狭い空間に密集した施設形態となっており、煙・熱が滞留しやすく、地上や安全区画への経路が断たれやすい。

③ 不特定多数の者の利用、とりわけ深夜・早朝における利用客の滞在に

に伴い、迅速・円滑な避難行動をとることが難しくなる。

- ④ 飲食の提供を伴う場合、調理油の過熱放置など火気使用による出火危険を有する。

### 3. 2 小規模施設の防火対策に関する主な課題と対応の考え方

#### 3. 2. 1 共通的事項

##### (1) 施設関係者における防火安全対策の徹底

###### ① 最近の重大火災を踏まえた改正基準の確実な履行

平成18年1月の長崎県大村市認知症高齢者グループホーム火災、平成19年1月の兵庫県宝塚市カラオケボックス火災等を踏まえ、防火管理や消防用設備等の必要な防火安全対策が確保されるよう、消防法施行令等の改正が行われている（平成19年政令第179号、資料「通知11-1」・平成20年政令第215号、資料「通知11-2」）。

これと併せて、小規模施設に相応の機器構成、性能等を有する消防用設備等として、特定施設水道連結型スプリンクラー設備、特定小規模施設用自動火災報知設備等の技術基準が整備され、製品開発や市場への流通等が進められている（資料「通知12」、資料「通知13」）。また、認知症高齢者グループホームなど、改正後の消防法施行令別表第1(6)項口に掲げる施設等については、消防用設備等の設置に係る財政措置が厚生労働省により講じられている（資料「参考2-1・2-2・2-3」）。

これらの状況を踏まえ、改正基準の対象となる小規模施設の関係者においては、当該安全対策を確実に実施することが必要である。また、一定の経過期間が設けられている既存施設においても、その早期実施を進めることが重要である。

###### ② 施設関係者による取組みの技術的な支援促進

防火管理を含め消防法令の適用対象規模に至らないものも多く、施設関係者の防火に関する認識を高め、自ら取組みを進めることが重要である。このためには、施設関係者が潜在危険性（小規模施設共通+業態ごとの特徴+個別施設の状況）を把握し、これに応じた安全対策（ハード・ソフト）をとることができるよう、次のような支援促進策を講ずることが必要である。

- 防火安全に関するチェックリスト、各種シミュレーションや評価手法等の開発・普及（資料「参考3」）
- 小規模施設に対応した消防用設備等の更なる開発・普及

- 消防法令により必要とされる防火安全対策の概要、火災事例からの教訓など技術情報の提供。また、その一環として、一般向けのわかりやすいガイドライン、マニュアル等の作成（資料「参考４－１・４－２」）
  - 事業者団体等と連携した広報啓発（資料「参考５－１・５－２・５－３」）
- (2) 消防機関における小規模施設の把握と基準適合性の確保
- 消防機関においては、管内の小規模施設を把握し、基準適合性を確保することが求められるが、特に外観上の判別が難しいケアホーム等や、既存建屋の転用等への対応として、次のような方策を講ずることが必要である。
- 「立入検査マニュアル」の改定を踏まえた立入検査の効果的・効率的な運用（平成２０年６月２３日付け消防予第１５５号。資料「通知１４」）
  - 上記を補完するための管内における情報収集（資料「参考６」）
  - 関係行政機関との連携の推進（資料「通知１５－１・１５－２」）
- (3) 建物利用の多様化・複合化等の状況に応じた安全確保
- 建物利用の多様化・複合化、生活様式の変化に伴い、防火対象物の潜在的な火災危険性も変化していくものであることから、こうした状況を的確に把握し、相応の安全確保を図ることが必要である。
- なお、本検討会においては、小規模福祉施設等のうち、自立生活を支援し、又は家族として生活を営むような新たな形態のもの等について、従来とは別の区分を設けるべきとの意見があった。

### 3. 2. 2 小規模福祉施設等

- (1) 夜間における応急体制の確保
- 夜間において、火災時の初動対応が適切に行われなかったことにより、自力避難困難な入所者が逃げ遅れ、人的被害の拡大を招く事例が多く見られることから、避難、通報、初期消火等に必要な体制を確保することが必要である。この場合において、「夜間の防火管理体制指導マニュアル」（平成元年３月３１日付け消防予第３６号。資料「通知１６」）等により、実効性を確保することが重要である。
- (2) 煙からの避難安全の確保
- 火災時における人的被害の主な要因は煙であり、特に、避難経路となる通路や階段室に煙が流入した場合は大きな被害を招きやすいことから、次のような方策を講ずることが必要である。
- 火災の早期覚知・伝達手段の確保（自動火災報知設備の設置等）
- なお、本検討会においては、自動火災報知設備の設置義務のない施設



にあっても、就寝時の逃げ遅れ防止のため、住宅用火災警報器を設置すべきとの意見があった。

- 避難経路への煙の流入防止に係る施設管理と訓練の徹底（防火戸や出火室扉の閉鎖、排煙設備の起動等）

(3) 施設形態に応じた防火安全対策の確保

① グループホーム等

ア 入所者の特性や施設の状況に応じたソフト対策

個々の入所者の特性や、施設の状況（建築構造、消防設備、従業員の配置状況等）を具体的に勘案し、避難訓練や介助、火気管理、入所者本人への周知徹底等のソフト対策を講ずることが重要である。

これに当たり、入所者による自損、放火、火遊び等に留意した内容とすることが必要である。また、改正後の令別表第1では、社会福祉施設等を（6）項口（自力で避難する能力に著しく乏しい者が主として入所する施設）と（6）項ハ（これ以外の入所施設及び通所施設）に区分し、（6）項口について防火安全対策を強化していることから、これを踏まえた内容とすることが必要である。

イ 共同住宅の一部をグループホーム等として用いる場合の取扱い

共同住宅の一部を認知症高齢者グループホーム、有料老人ホーム、障害者ケアホーム・グループホーム等として用いる場合、消防法令上の用途区分が共同住宅（(5)項口）から特定複合用途防火対象物（(16)項イ）に変更となるケースがあり（資料「参考7」）、更に付随して自動火災報知設備やスプリンクラー設備の設置を新たに要するケースがある。これら消防用設備等の設置は、他の一般住戸にも及ぶものであり、グループホーム等の円滑な普及に資する観点から、防火安全を確保しつつ、消防法令上の合理的な取扱いが求められている。

現在想定される形態は、認知症高齢者や障害者の共同生活の場として、グループホーム等が住戸単位で組み込まれ、家具・調度等の可燃物、調理器具・暖房器具等の火気使用、入所者数等も他の一般住戸とほぼ同様の状況のものである。したがって、グループホーム等と共同住宅は生活の場としての性格は同様であり、用途の複合化によって雑居ビルのような危険性が生じるおそれは比較的低く、グループホーム等における入所者の避難安全が確保されれば、他の一般住戸についてはグループホーム等が入ることにより危険性が高まることがないと考えられるため、特段の変更を要しないものと考えられる。

これらのことを踏まえ、消防用設備等の設置について、次のような取扱いとすることが適当と考えられる。



#### (7) 自動火災報知設備

共同住宅の一部をグループホーム等として用いる特定複合用途防火対象物（(16)項イ）にあつては、自動火災報知設備が必要となる延べ面積300㎡以上のもの（令第21条第1項第3号）について、延べ面積500㎡未満のものであり、かつ、下記a～cに適合する場合には、グループホーム等以外の部分における感知器の設置を要しないこととする。

- a グループホーム等とそれ以外の部分（他の住戸、共用部分）は、防火上有効に区画されていること。
- b グループホーム等の出口（玄関）は、安全な避難経路（開放性を有する廊下・階段等）に直接通じていること。
- c 従業者や世話人の居所が別区画に設けられている場合には、グループホーム等の自動火災報知設備と連動して当該場所にも警報が発せられること。

#### (イ) スプリンクラー設備

共同住宅の一部をグループホーム等として用いる特定複合用途防火対象物（(16)項イ）にあつては、スプリンクラー設備が必要となる地階を除く階数が11以上のもの（令第12条第1項第3号）について、下記a～dに適合する場合には、10階以下の階におけるスプリンクラー設備の設置を要しないこととする。

- a 小規模社会福祉施設として用いられている部分の床面積が一区画当たり100㎡以下であること。

また、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが不燃材料、準不燃材料又は難燃材料でされているものであること。

- b 小規模社会福祉施設として用いられている部分が3階以上の階に存する場合には、当該部分を区画する壁及び床が耐火構造となっており、その開口部（屋外に面する窓等を除く。）に常時閉鎖式又は自動閉鎖式の防火設備が設けられているものであること。
- c 要保護者\*の数が一区画当たり4人以下であるものであること。

また、すべての要保護者が、自動火災報知設備の鳴動や周囲からの呼びかけにより火災を覚知することができ、介助者の誘導に従って自立的に歩行避難できるものであること。

\* ここでの「要保護者」とは、老人（要介護3以上の者に限る。）、乳児、幼児、身体障害者等（障害程度区分4以上の者に限る。）、知的障害者等（障害程度区分4以上の者に限る。）をいう。

- d 改正後の令別表第1（6）項口にあつては、当該施設において従

業者等が確保されているものであること。

(ウ) 誘導灯

共同住宅の一部をグループホーム等として用いる特定複合用途防火対象物（（16）項イ）にあつては、前記(ア) a～bに適合する場合には、ケアホーム等以外の部分における誘導灯の設置は共同住宅の例による。

(エ) 特定共同住宅等における消防用設備等

特定共同住宅等（火災の発生又は延焼のおそれが少ないものとして告示基準（平成17年消防庁告示第2号）に適合する共同住宅）の一部をグループホーム等として用いる特定複合用途防火対象物にあつては、グループホーム等以外の部分における消防用設備等は「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成17年総務省令第40号）の例によることとする。

ウ グループホーム等と類似のものの取扱い

(ア) 世帯ごとに個別に訪問介護等を受けているもの

通常のマンション等において、個別の世帯ごとに訪問介護等を受けている場合には、複合用途防火対象物とするのではなく、共同住宅（（5）項ロ）として取り扱うことが適当である。

(イ) 高齢者専用賃貸住宅等

高齢者専用賃貸住宅等のうち、①共用のスペースで入浴や食事の提供等の福祉サービスが提供されているもの、又は②当該施設を設置・運営している事業者又はその委託を受けた外部事業者により福祉サービスの提供が行われているもの等については、令別表第1上(6)項ロ又はハとして取り扱うことが原則と考えられる。この場合において、共同住宅の一部に設けられるものにあつては、上記①イの例による。

なお、具体的な運用については、多様な実態を踏まえながら、更に検討することが必要である。

② 小規模多機能型居宅介護事業所

小規模多機能型居宅介護事業所についても、平成20年12月の福島県いわき市での火災（2. 1. 3参照）を踏まえ、防火安全上の観点から実態を把握し、防火安全対策のあり方について検討することが必要である。

③ 小規模児童施設等

家庭的養護を促進するために小規模なグループで養育者の住居において子どもを養育する「ファミリーホーム事業」、家庭的保育者の居宅等において、乳幼児を保育する「家庭的保育事業」など、新たな形態の事業を制度化した改正児童福祉法が平成20年12月に公布され、平成21年4月以

降随時施行される。

また、上記のほかにも、事業所内保育所やベビーホテル等、新たな形態の施設が見られるようになってきている。

これらの施設についても、防火安全上の観点から実態を把握し、防火安全対策のあり方について検討することが必要である。

### 3. 2. 3 個室型店舗等

個室型店舗等においては、消防訓練の未実施等の違反が多数あることから、違反是正を引き続き推進していくことが必要である。

また、平成20年10月1日施行の改正政令を踏まえ、自動火災報知設備の早期設置を進めるとともに、夜間の応急体制確保など防火安全対策の更なる徹底が必要である。

なお、大阪市浪速区個室ビデオ火災を踏まえ、個室ビデオ店等に関する更なる対応については、「予防行政のあり方に関する検討会」で検討しているところである。

## **第4編 まとめ**

### **4. 1 各章のまとめ**

本検討会は、近年、多数の人的被害を発生している小規模な施設について、防災上の問題点を抽出し、整理・検討を行うとともに、必要な対策について調査検討を行った。

第1編では、本検討会の趣旨、調査・検討の進め方を整理した。

なお、本検討会は、平成20年6月より平成21年1月迄に計4回の検討を行い、また平成20年8月に福祉施設の現地視察を行っている。

第2編では、最近の小規模施設における実火災の例を取り上げながら、その概要と対応状況について整理した。また、障害者ケアホーム等や性風俗関連特殊営業を営む店舗等の実態調査結果について集計を行い、防火安全上の観点からポイントを整理した。

第3編では、小規模施設における火災危険性を整理し、防火安全対策に関する主な課題と対応の考え方をとりまとめた。また、今年度の調査検討においては、具体的な業態として小規模福祉施設等と個室型店舗等を抽出し、防火安全対策のあり方をまとめている。

### **4. 2 今後の課題**

小規模施設における防火安全対策のあり方(第3編)に掲げる事項について、関係省庁、消防機関、事業者団体等と連携して取組みを推進していくとともに、今年度は具体的な検討を行うに至らなかった業態(小規模多機能型居宅介護事業所、高齢者専用賃貸住宅、小規模児童施設等)について、事業者や関連官庁の意見を聞く機会を設けるとともに、引き続き調査検討を行うことが必要である。

## 神奈川県綾瀬市障害者ケアホーム等火災概要

## 1 発生日時等

発生時刻：平成20年6月2日 2時25分  
覚知時刻：2時33分  
鎮圧時刻：5時10分  
鎮火時刻：7時33分

## 2 発生場所

住所：神奈川県綾瀬市寺尾北一丁目12番13号  
建物名称：ハイムひまわり(令別表第1(6)項口)  
出火原因：放火の疑い

## 3 建物概要

構造、階層：木造、2/0  
建築面積、延面積：158.99㎡、317.98㎡  
収容人員：9人  
居室数：1階3室、2階6室 計9室

## 4 火災の概要

1階の階段下物置から出火し、逃げ遅れにより複数の死傷者が発生した。階段は屋内階段のみであり、当該階段付近から出火したことで唯一の避難経路が閉ざされたこと、夜間に発生し、自動火災報知設備も設置されておらず、火災に気づくのが遅れたこと等により被害が拡大したと考えられる。また、出火した建物は全焼、周辺の個人住宅3棟に類焼している。火災の原因は放火の疑いである。

## 5 人的被害

死者：3人(60歳代男性1名、女性1名、50歳代男性1名)  
負傷者：1人(50歳代男性)

## 6 物的被害

全焼(類焼：個人住宅1棟全焼、1棟部分焼、2棟ぼや)

## 7 消防用設備等の状況

消火器、誘導標識

## 8 消防庁の対応

6月2日（月）

08時45分：綾瀬市から第1報受領

消防庁第一次応急体制（消防庁情報連絡室設置）

10時45分：消防庁予防課1名現地派遣

11時55分：綾瀬市から第2報受領

21時00分：消防庁第一次応急体制解除

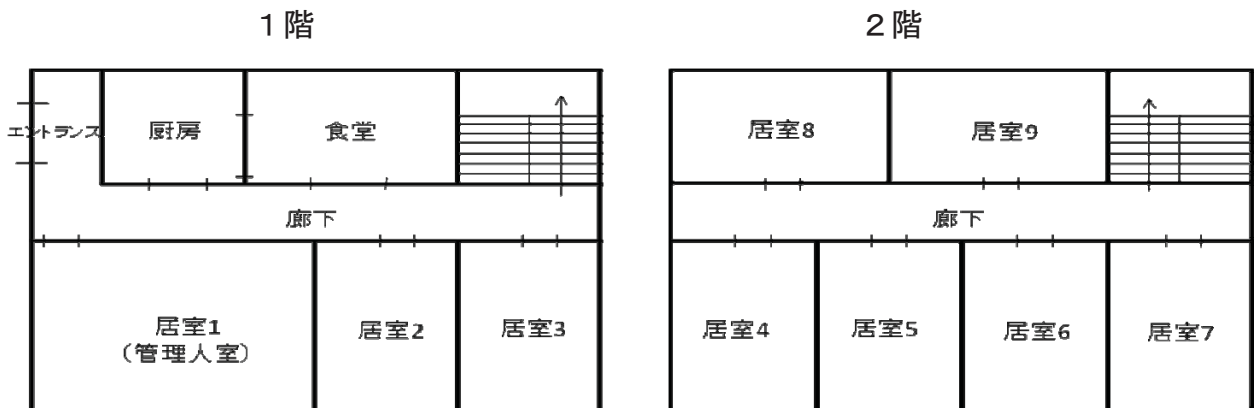
6月3日（火）

08時30分：消防研究センター火災原因調査室4名現地派遣

6月4日（水）

- ・各都道府県消防主幹部長、東京消防庁・各指定都市消防長あてに消防庁予防課長から「障害者ケアホーム等における火災の発生を踏まえた防火安全対策の徹底及び実態調査について（平成20年6月5日消防予第133号）」を通知。
- ・綾瀬市より第3報受領（17時00分）

## 9 防火対象物の平面図



## 10 在館者の状況

居室	性別（年齢）	程度	火災時の行動
居室2	女性（68）	負傷なし	自力避難
居室3	女性（64）	負傷なし	自力避難
居室4	男性（51）	中等症	救助隊により3連梯子で救助
居室5	女性（65）	負傷なし	自力避難
居室6	女性（69）	死亡	居室内で発見
居室7	男性（60）	死亡	居室内で発見
居室9	男性（56）	死亡	床が抜け落ち、1階部分で発見

## 仙台市若林区老人福祉施設火災概要

## 1 発生日時等

発生日時：平成20年11月13日 1時19分ころ

覚知時刻：平成20年11月13日 1時24分

鎮火時刻：平成20年11月13日 2時23分

## 2 発生場所

住 所：仙台市若林区下飯田字遠谷地171

建物名称：六郷の杜

用 途：6項口（老人福祉施設（1階：老人短期入所施設、2階：有料老人ホーム））

## 3 建物概要

構造 RC造 階数2/0

延べ面積 2,234.88㎡

建築面積 1,209.37㎡

収容人員 61人

階段 屋内階段 1、屋外階段 1

## 4 火災の概要

仙台市若林区にある老人福祉施設の1階居室から出火し、焼損は比較的小さい範囲にとどまったものの、煙が入所者の避難経路等に流入し、多くの負傷者が発生した。

火災室の区画が障害により形成されなかったことや、避難時に階段室の扉を開放したままにしたこと、廊下部分の排煙が有効に行われなかったこと等により煙が避難経路等に流入したことが甚大な被害に繋がったと考えられる。

出火場所は1階の入所者の居室と見られており、出火原因は調査中である。

## 5 人的被害

死者 0名

負傷者 33名

内訳

重症3人（男性1名、女性2名）顔面・気道熱傷等

中等症9人（男性3名、女性6名）顔面・気道熱傷・一酸化炭素中毒疑い等

軽症21人（男性5名、女性16名）

※うち、2名（中等症1名、軽傷1名）は従業員

## 6 物的被害

1階部分焼（焼損面積：24.36㎡）

## 7 消防用設備等の状況

消火器、屋内消火栓、自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備、非常警報設備、誘導灯

## 8 防火管理の状況

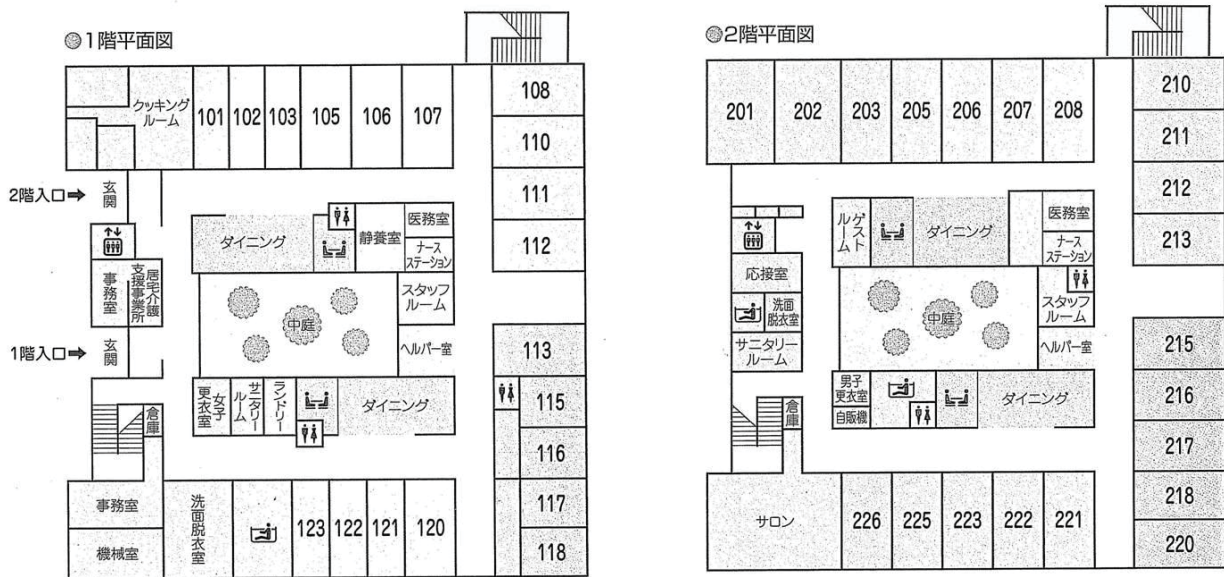
防火管理者 平成 20 年 8 月 25 日届出

消防計画 平成 20 年 8 月 26 日届出

## 9 最新立入検査

平成 20 年 9 月 1 日実施（指摘事項なし）

## 9 防火対象物の平面図（イメージ）



## 10 在館者の状況

重症 → 全て1階（3名：105, 111, 116号室）

中等症 → 全て1階（9名：106, 110, 112, 116, 117, 118号室及び従業員）

※110, 118号室は、それぞれ2名。

軽症 → 1階（10名）、2階（11名）



## 福島県いわき市小規模多機能型居宅介護事業所火災概要

## 1 発生日時等

発生時刻：平成20年12月26日 調査中  
覚知時刻：22時 9分  
鎮圧時刻：22時32分  
鎮火時刻：22時42分

## 2 発生場所

住 所：福島県いわき市泉町滝尻字定ノ田223  
建物名称：ROSE倶楽部粒来（つぶらい）  
用 途：（6）項口（平成21年4月からは（6）項ハ（小規模多機能型施設））  
出火原因：調査中

## 3 建物概要

構 造：鉄骨造  
階 数：地上2階建て  
建築面積：193.23㎡  
延べ面積：379.89㎡（1階：190.35㎡、2階：189.54㎡）  
階 段：屋内階段×1、屋外階段×1  
収容人員：26名  
使用開始：平成19年11月1日  
消防同意：平成18年11月7日

## 4 火災の概要

1階リネン室付近から出火し、逃げ遅れにより複数の死傷者が発生した。2階の入所者への避難誘導等が適切に行われず、その間に煙が拡散・充満したことにより被害が拡大したと考えられる。火災の原因は調査中である。

## 5 人的被害

死者：2人（80歳代女性1人、90歳代女性1人）  
負傷者：3人（80歳代女性1人、90歳代女性2人、中等症1名、重症2名）

## 6 物的被害

部分焼（焼損面積：1階部分 93.2㎡）

## 7 消防用設備等の状況

自動火災報知設備（受信機は1階事務室）、消火器、誘導灯

## 8 防火管理の状況

非該当

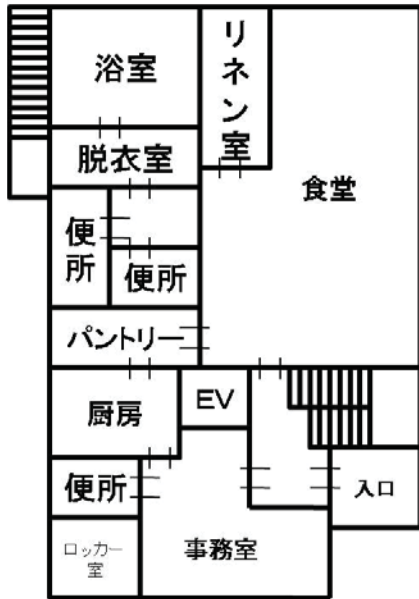
9 出火時の在館者の状況

- 2階 宿泊室8室（各室入所者1名）
- 宿直室1室（宿直者1名）

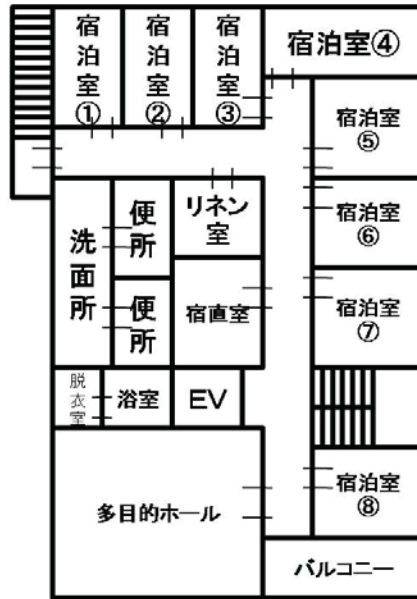
10 過去の査察の状況

平成20年8月18日 指摘事項無し

11 防火対象物の平面図（イメージ）



1階平面図



2階平面図

12 在館者の状況

宿泊室①～⑧に8名の方が入所されていた。

- 死者 → 宿泊室②、④
- 負傷者 → 宿泊室③、⑤、⑥
- 自力避難 → 宿泊室①、⑦、⑧

## 札幌市中央区ソーブランド火災概要

## 1 発生日時等

発生日：平成20年4月28日

覚知時刻：0時21分

鎮火時刻：2時28分

## 2 発生場所

住所：北海道札幌市中央区南6条西5丁目

建物名称：エレガントバス江戸城

用途：9項イ

## 3 建物概要

構造・階数：耐火造、4/0

建築面積・延面積：97.2㎡、400.58㎡

収容人員：81名（客室等算定68名＋従業員13名）

客室数：2階3室、3階4室、4階4室 計11室

## 4 火災概要

札幌市中央区にあるソーブランドの3階から出火、4階に延焼拡大し、逃げ遅れにより多数の死者が発生した。階段は狭い屋内階段が1つのみであり、屋内階段の階段室の竪穴区画が防火戸の閉鎖障害により形成されなかったこと等により火煙の拡大が早かったことが甚大な被害に繋がったと考えられる。また、自動火災報知設備は設置されていたが、電源が遮断されており作動しなかった。

出火場所は3階冷蔵庫、タオルのあった物品庫と見られており、出火原因は調査中である。

## 5 人的被害

死者：3名（30歳代男性1名、20歳代女性2名）3名とも一酸化炭素中毒

## 6 物的被害

半焼（焼損面積：105㎡）

## 7 消防用設備等の状況

消火器、自動火災報知設備、避難器具、誘導灯

8 防火管理の状況

防火管理者選任届出済、消防計画作成届出済

9 最新立入検査

平成19年12月13日実施

【指導事項】

- ①自衛消防訓練 ②避難管理（防火戸閉鎖障害） ③消防用設備等点検結果報告（昭和58年9月以降未報告） ④防火対象物点検報告（過去未報告） ⑤自動火災報知設備受信機取替え（型式失効・再鳴動機能未付置） ⑥発信機、赤色灯改修 ⑦避難器具取替え（型式失効・一動作不適合）

10 消防庁の対応

4月28日（月）

03時38分：札幌市から第1報受領

消防庁第一次応急体制（消防庁情報連絡室設置）

10時52分：札幌市から第2報受領

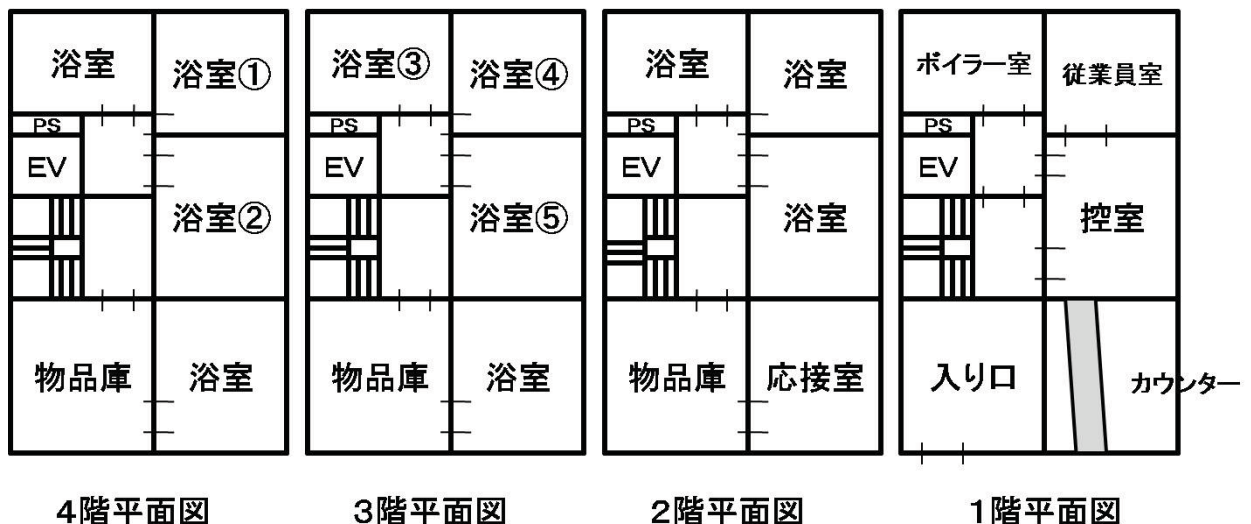
12時00分：消防庁予防課1名現地派遣

18時00分：消防庁第一次応急体制 解除

5月2日（金）

・各都道府県消防防災主管部長等あてに消防庁予防課長から「性風俗関連特殊営業を営む店舗等に係る防火対策の徹底及び実態調査について」（平成20年5月2日付け消防予第110号）を通知し、防火対策の徹底と実態調査について依頼したところ。

11 防火対象物の平面図（イメージ）



12 在館者の状況

死者 → 浴室①（従業員1名、客1名）、浴室②（従業員1名）

自力避難 → 浴室③、④、⑤（それぞれ、従業員1名、客1名）、他2階以下3名

## 大阪市浪速区個室ビデオ店火災概要

### 1 発生日時等

発生時刻：平成20年10月 1日 2時50分頃

覚知時刻：平成20年10月 1日 2時59分

鎮圧時刻：平成20年10月 1日 4時33分

鎮火時刻：平成20年10月 1日 8時18分

### 2 発生場所

住 所：大阪府大阪市浪速区難波中3丁目3番23号

建物名称：桧ビル

### 3 建物概要

構造：RC造

階数：地上7階建て

建築面積：262㎡

延面積：1,318㎡

収容人員：92人

階別状況	7階 居宅	82㎡
	6階 居宅	136㎡
	5階 事務室	196㎡
	4階 事務室	206㎡
	3階 事務室	206㎡
	2階 空室・閉鎖	217㎡
	1階 事務室・個室ビデオ	254㎡

### 4 火災被害等

#### (1) 人的被害

死者：15人（すべて男性客）

負傷者：10人（男性9人、女性1人）

#### (2) 建物被害

焼損程度（1階店舗）：部分焼（焼損床面積37㎡、焼損表面積57㎡）

5 火災原因等

調査中

1階個室ビデオ店の個室エリアから出火し、逃げ遅れにより多数の死傷者が発生したものの。

6 消防用設備等

消火器、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、誘導灯、連結送水管

7 防火管理状況

防火管理者：選任済み

消防計画：作成済み

8 最新立入検査（平成19年5月15日）の指摘事項

- ・各階防火戸の閉鎖不良を改修すること
- ・変電設備の標識を設けること
- ・消防用設備等の点検を実施し結果を報告すること
- ・防火対象物の使用変更を届け出ること（平成19年7月23日届出）

9 消防機関活動状況（大阪市消防局）

消防隊40台（117人）出動、救出4名、病院搬送10名

10 消防庁の対応

10月 1日（水）

4時37分：大阪市消防局から第1報受領をし、情報収集及び対応開始する。消防庁第一次応急体制。

6時41分：消防法第35条の3の2の規定に基づき消防庁長官の火災原因調査を発動し、消防庁職員7名現地派遣。

13時30分：消防庁職員7名現地到着し、調査開始。

17時00分：各都道府県あて「個室ビデオ店等に係る緊急調査及び防火対策の徹底について」（平成20年10月1日付け消防予第255号）により、個室ビデオ店等について緊急に調査を行うとともに、防火対策を徹底するよう通知。

10月 2日（木）

22時00分：消防庁第一次応急体制解除。

10月 7日（火）

各都道府県あて「個室ビデオ店等に係る防火対策の更なる徹底について」（平成20年10月7日付け消防予第257号）により、個室ビデオ店等について夜間の応急体制の確保及び自動火災報知設備の早期設置の促進等を指導するよう通知。

## ○障害者ケアホーム等の数

11,823 対象物

## ○対象施設

I. 延べ面積	施設数	割合
ア. 150㎡未満	4,492	38.0%
イ. 150㎡以上～300㎡未満	3,204	27.1%
ウ. 300㎡以上～ 500㎡未満	1,386	11.7%
エ. 500㎡以上～ 700㎡未満	714	6.0%
オ. 700㎡以上～1,000㎡未満	493	4.2%
カ. 1,000㎡以上	1,534	13.0%

※複数の建物を合わせて一つの施設としている場合は、各建物ごとに調査を実施。以下同じ。

II. 用途	施設数	割合
ア. 消防法施行令別表第一(6)項口	9,680	81.9%
イ. 消防法施行令別表第一(5)項口	2,017	17.1%
ウ. その他	126	1.1%

※調査時点での各消防機関における現況を回答するよう依頼(ただし、過去の経緯、消防法令上の防火安全対策との関係等については未確認)。

III. 建築構造	施設数	割合
ア. 耐火造	2,820	23.9%
イ. 準耐火造	1,125	9.5%
ウ. その他	7,878	66.6%

IV. 使用状況	施設数	割合
ア. 全部使用	8,479	71.7%
イ. 一部使用	3,344	28.3%

V. 内装仕上げ材料	施設数	割合
ア. 不燃材料	1,060	9.0%
イ. 準不燃材料	2,807	23.7%
ウ. 難燃材料	555	4.7%
エ. なし	3,871	32.7%
オ. 不明	3,530	29.9%

VI. 出入口以外の直接屋外に通じる出口の有無	施設数	割合
ア. ある	3,169	26.8%
イ. ない	8,654	73.2%

※各居室(就寝室)における出入口以外の開口部から直接屋外へ通じる出口(ベランダを通じて直接避難階へ通じる出口を含み、腰壁がないもの)



## ○収容人員等

I. 消防法施行令第2条適用の有無		施設数	割合
ア. 適用あり		1,779	15.0%
イ. 適用なし		10,044	85.0%

II. 収容人員		施設数	割合
ア. 10人未満		9,569	80.9%
イ. 10人以上～20人未満		1,168	9.9%
ウ. 20人以上～30人未満		281	2.4%
エ. 30人以上		805	6.8%

III. 従業者数		施設数	割合
ア. 0人		4,745	40.1%
イ. 1人		4,420	37.4%
ウ. 2～5人		2,240	18.9%
エ. 6～9人		211	1.8%
オ. 10人以上		207	1.8%

※近隣ホームと兼務している従業者を含めた場合の夜間など従業者が最も少ない時の従業者数

IV. 従業者1人に対する入所者の数		施設数	割合
ア. 3人未満		1,557	13.2%
イ. 3人以上～7人未満		5,332	45.1%
ウ. 7人以上～10人未満		1,438	12.2%
エ. 10人以上		3,496	29.6%

※夜間など従業者が最も少ない時

V. 収容人員区分別の従業者1人に対する入所者の数		施設数	割合
ア. 10人未満	3人未満	1,295	11.0%
	3人以上～7人未満	5,029	42.5%
	7人以上～10人未満	949	8.0%
	10人以上	2,296	19.4%
イ. 10人以上 ～20人未満	3人未満	148	1.3%
	3人以上～7人未満	164	1.4%
	7人以上～10人未満	417	3.5%
	10人以上	439	3.7%
ウ. 20人以上 ～30人未満	3人未満	34	0.3%
	3人以上～7人未満	49	0.4%
	7人以上～10人未満	38	0.3%
	10人以上	160	1.4%

エ. 30人以上	3人未満	80	0.7%
	3人以上～7人未満	90	0.8%
	7人以上～10人未満	34	0.3%
	10人以上	601	5.1%

## ○消防法令上の防火安全対策の実施状況

I. 消防用設備等の設置状況	義務あり 対象物数	設置あり 対象物数	設置率
防火管理者の選任	3033	2515	82.9%
防災物品の使用	9030	5192	57.5%
消防用設備等点検報告	8116	5339	65.8%

上記の防火安全対策をすべて実施しているもの 53.1%

※上記の割合は、全施設に対して該当するものの割合を示す。  
※用途区分や過去の経緯等との関係は未確認。

## ○過去10年の火災について

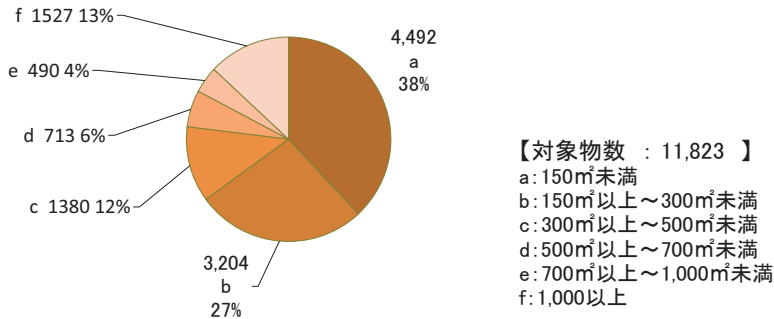
火災発生件数、死傷者数	
火災発生件数	95件
死者合計	8名
負傷者合計	40名

# 障害者ケアホーム等に関する実態調査結果

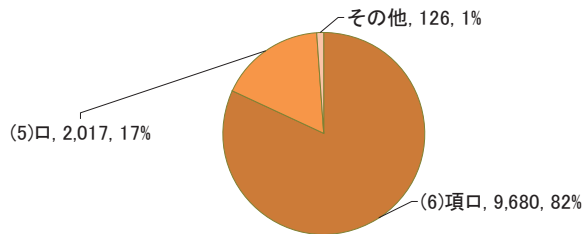
## 障害者ケアホーム等の数

11,823 対象物

## 延べ面積



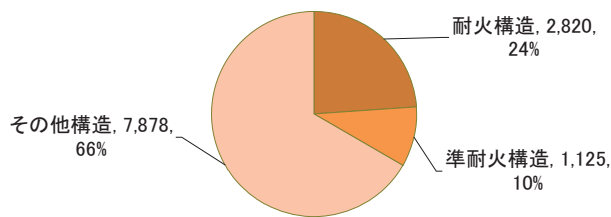
## 用途判定



※調査時点での各消防機関における区分の現況を回答するよう依頼(ただし、過去の経緯、消防法令上の防火安全対策との関係等については未確認)。

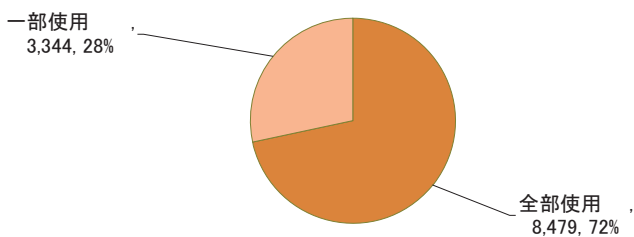
【対象物数 : 11,823】

## 建築構造



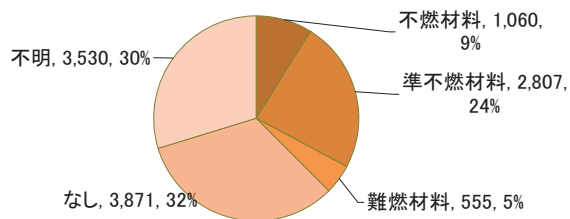
【対象物数 : 11,823】

## 使用状況



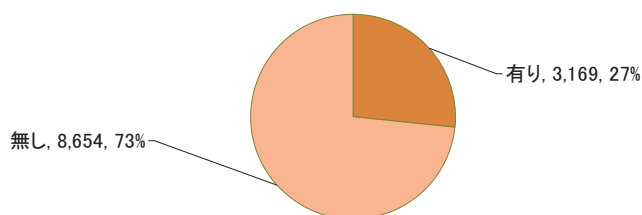
【対象物数 : 11,823】

## 内装仕上げ・材料について



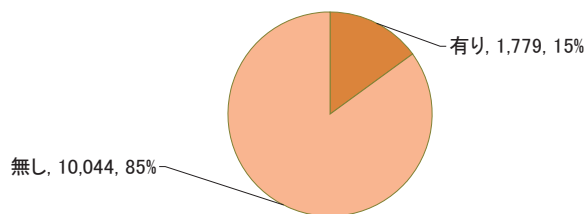
【対象物数 : 11,823】

## 出入口以外の直接屋外に通じる出口の有無



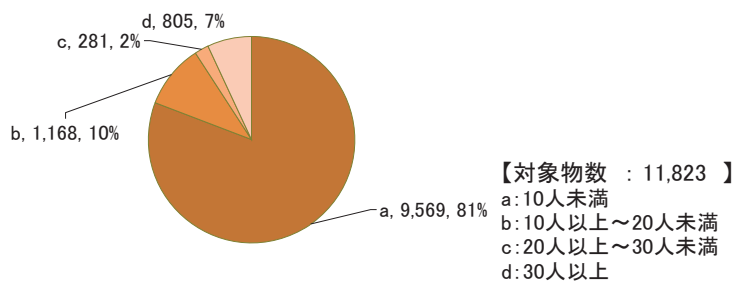
【対象物数 : 11,823】

## 消防法施行令第2条適用の有無

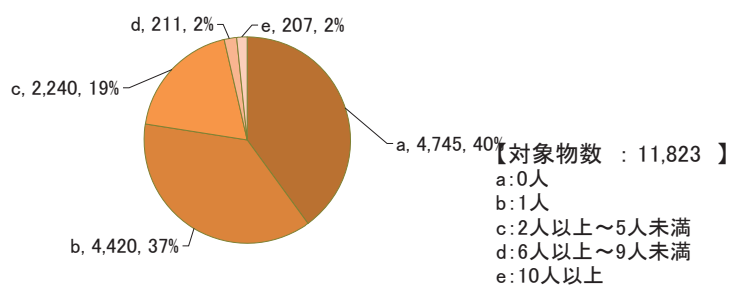


【対象物数 : 11,823】

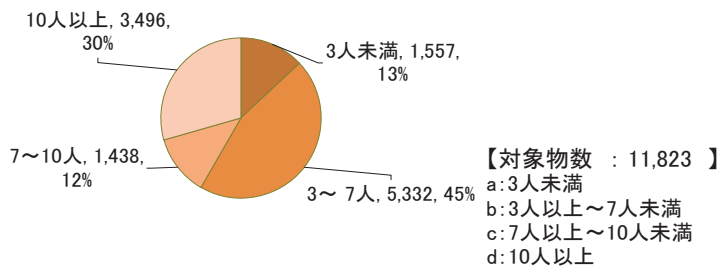
## 収容人員



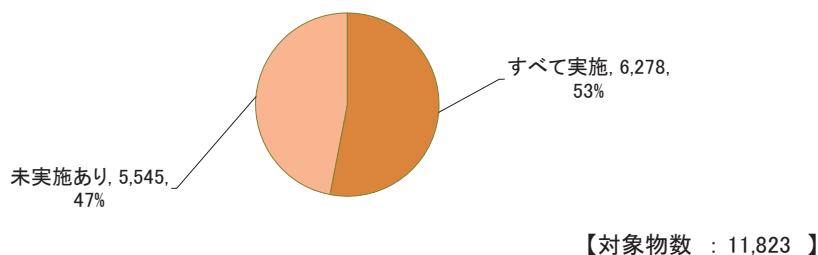
## 従業者数



## 従業者一人に対する入居者数

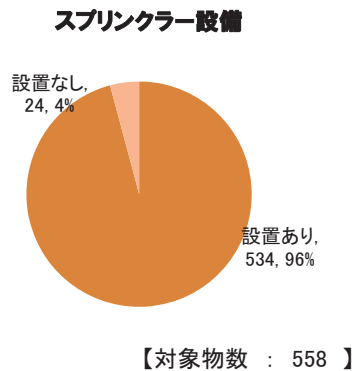
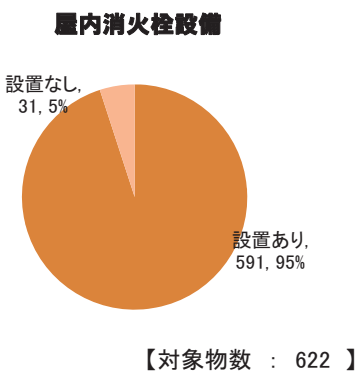
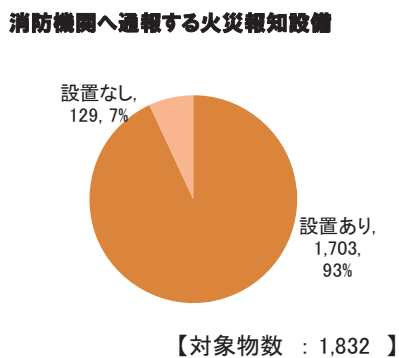
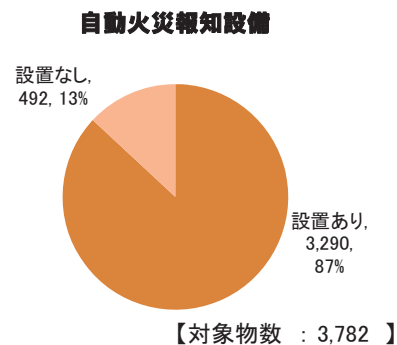
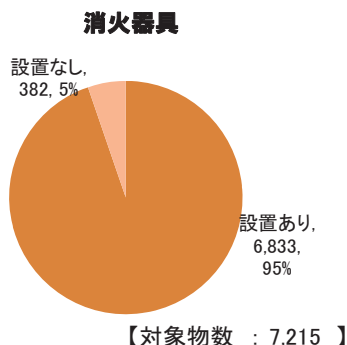
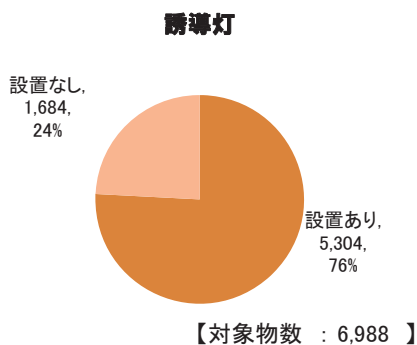


## 消防法令上の防火安全対策の実施状況

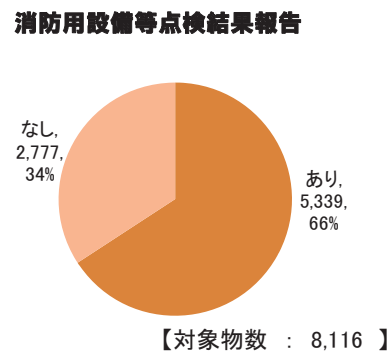
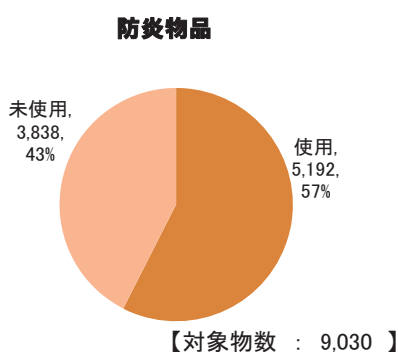
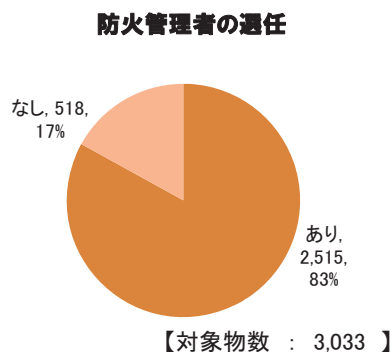


※用途区分や過去の経緯との関係は未確認。

## 消防用設備等の設置状況



## 防火管理等の状況



## 障害者ケアホーム等に係る実態調査及び火災事例の分析結果

### 使用したデータ

- ① 障害者ケアホーム等実態調査データ（防火対象物等の状況;2008年7月31日現在）
- ② 障害者ケアホーム等の火災事例調査データ（1999-2008年）
- ③ 火災統計
- ④ 住宅土地統計調査結果(2003年)

### 分析結果

#### <火災>

- ◇ 最近約5年間の施設あたりの年間火災件数（出火率）と年間死者数（死者率）は、社会福祉施設等に近い値を示した。  
ただし、施設の規模は考慮していないまた、出火率及び死者率は、2003-2008.6の5年半の間に発生した火災件数を、2008年7月末現在の施設数を5.5倍した値で割って算出したものである。ケアホーム等の施設数は近年増加傾向にあることから、実際の出火率及び死者率は、算出された値よりも大きい値をとるものと考えられる。
- ◇ 火災100件あたりの死者数及び負傷者数は、類似用途に比べてケアホーム等が最も大きかった。
- ◇ 出火件数は1000㎡以上の建物で多かったが、延べ床面積で補正すると、延べ床面積が小さいほど、単位面積あたりの出火は多かった。
- ◇ 分析を行った火災事例の中では、入居者自身による自損・放火・無意識又は認知症等に起因する火災で死者及び負傷者数が多かった。障害者ケアホーム等の火災対策は、これらの火源を前提とした対策を検討する必要がある。
- ◇ 火気管理不十分（たばこを含む）による出火件数が多かったが、入居者によるものだけでなく、スタッフの不注意又は知識・認識不足による事例もみられた。
- ◇ 損害の大きい火災事例では、消火訓練等のソフト対策が義務対象外となっていた施設が多かった。
- ◇ 損害が軽いほど、耐火構造と延べ床面積の大きい建物の占める割合が高かった。
- ◇ 負傷者は延べ床面積が小さいほど多く発生していた。
- ◇ 焼損が小さいグループに消火訓練を行っていたものが多かった。
- ◇ 消火訓練は延べ面積の大きい施設ほど実施していた。
- ◇ 初期消火が火勢鎮圧に効果有と判断されたグループでは、消火訓練を実施していた割合と、延べ床面積が大きい施設が多かった。

#### <実態>

- 150㎡未満の小規模な施設が多かった。
- 構造は「その他」が多く、木造と考えられた。
- 小規模なほど、耐火・準耐火以外の構造（木造）が多かった。
- 小規模なほど、スタッフが最も少なくなる時には不在になる割合が高かった。
- 最も少ない時のスタッフ数が少ない程、消防法令違反の割合が高かった。

### 1 障害者ケアホーム等の施設あたり出火件数と死者数

- 施設あたりの出火件数(出火率)は住宅より高く、社会福祉施設・病院・旅館ホテル等より低かった。
- 施設あたりの死者数(死者率)は、住宅よりも高く、旅館ホテル・病院と同程度であり、社会福祉施設等より低かった。  
しかし、1998-08の約10年間の火災に対し2008年の施設数を用いているため、実際の出火率及び死者率は算出された値よりも大きい値をとるものと考えられる。
- 火災の調査期間を前後半に分けると、後半の方が火災件数・死者数共に多く、出火率及び死者率は社会福祉施設等に近い値を示した。

表 1 障害者ケアホーム等の施設あたりの出火件数と死者数（火災事例調査）

		施設数	火災件数	死者数	出火率 (人/施設/年)	死者率 (人/施設/年)	備考
住宅火災(2003年)		46,862,900	18,663	1280	0.00040	0.00003	住宅土地統計調査(居住世帯あり住宅戸数)及び火災統計(2003年)
旅館・ホテル	5項(イ)	71,087	156	4	0.00219	0.00006	防火対象物数 及び火災統計(2006年)
病院・診療所	6項(イ)	63,206	139	4	0.00220	0.00006	
社会福祉施設等	6項(ロ)	76,209	112	9	0.00147	0.00012	
ケアホーム等※	(年平均)	11,827	95 (9.05)	8 (0.76)	0.00076	0.00006	障害者ケアホーム等実態調査(施設数:2008年)及び障害者ケアホーム等の火災事例調査(1998-2008年6月) 前半:1998-2002年 後半:2003-2008年6月
	前半 (年平均)		27 (5.40)	0 (0.00)	0.00046	0.00000	
	後半 (年平均)		68 (12.36)	8 (1.45)	0.00105	0.00012	

※ ケアホーム等は近年増加傾向にあることから、実際の出火率及び死者率は、2008年の施設数を母数として算出した表内の値より大きい値をとるものと考えられる。

※ 放火自殺者等を含む

## 2 障害者ケアホーム等の死者と負傷者発生率

- 就寝を伴う等の類似用途に対して、火災100件あたりの死者数及び負傷者数はケアホーム等が最も大きかった。

表 2 障害者ケアホームの火災100件あたりの死者数と負傷者数（火災事例調査）

		火災件数	死者数	負傷者数	火災100件あたりの 死者数 負傷者数		備考	
建物火災		31506	1550	7581	4.9	24.1	2006年	
住宅火災		18328	1403	5470	7.7	29.8	2006年	
旅館・ホテル	5項(イ)	156	4	24	2.6	15.4	2006年	
病院・診療所	6項(イ)	139	4	33	2.9	23.7	2006年	
社会福祉施設等	6項(ロ)	112	9	35	8.0	31.3	2006年	
ケアホーム等			95	8	40	8.4	42.1	1999-2008年6月
	前半		27	0	17	0.0	63.0	(1998-2002年)
	後半		68	8	23	11.8	33.8	(2003-2008年6月)

※ 火災100件あたりの死者数=死者数/火災件数×100、火災100件あたりの負傷者=負傷者数/火災件数×100

## 3 障害者ケアホーム等における火災の出火原因別死者と負傷者発生状況

- 放火等、火気管理不十分、たばこの順に火災件数が多かった。
- 放火等による死者と負傷者が最も多く、発生率も高かった。
- 放火等のうち建物内部への放火等の件数が最も多く、死者数・負傷者数及び各発生率も高かった。
- たばこを出火原因とするケースは、火種の落下と廃棄の不注意に分けられ、火種の落下では負傷者発生率が100%であった。(←負傷に至らなければ、火災として認識されていない可能性あり)

表 3 出火原因別火災及び人的損害発生状況（火災事例調査）

	火災件数	死者数	負傷者数	死者発生率	負傷者発生率	備考
放火・無意識等	29	5	14	17%	48%	
自損	(5)	(1)	(6)	(20%)	(120%)	
内部(除自損)	(20)	(4)	(7)	(20%)	(35%)	
外部(除自損)	(4)	(0)	(1)	(0%)	(25%)	
火気管理不十分	28	1	3	4%	11%	
たばこ	11	0	6	0%	55%	
火種の落下	(6)	(0)	(6)	(0%)	(100%)	
廃棄不注意	(5)	(0)	(0)	(0%)	(0%)	
機器不良	8	0	6	0%	75%	1件5名負傷
その他	3	1	0	33%	0%	火粉飛来等
不明	16	1	11	6%	69%	
合計	95	8	40	8%	42%	

#### 4 出火原因別の火災概要

※出火の原因，災の場所，発火源，出火者，放火かどうか，自損かどうかは，火災概要等の情報を基に，分析担当者が分類したものである。

表 4 放火・無意識に火を点ける等を出火原因とする火災概要

場所	放火	出火者	火災の詳細	死者	負傷	損害概要		
屋外・外周部の出火	放火	入居者	自損	焼身自殺	0	1	男性1名が重度熱傷	
			不明		0	1	廊下の下駄箱、渡り廊下の屋根及び作業場10㎡を焼損	
					0	0	外壁の表面0.6㎡	
					0	0	1階ベランダに置かれたブランタの一部を焼損	
					0	0	3階ベランダ物干し上雑巾等焼損	
屋内の出火	放火	入居者	自損	入居者が灯油をかぶりライターで着衣に放火	1	0	居室約3㎡焼損	
				患者が自室内において自損目的で放火	0	3	3階居室の内壁、ベット等を焼損	
				灯油を被り焼身自殺を図ったが、未遂	0	2	座布団1枚とセーター1着が焼損	
				居住者が自身でライターで衣類に放火	0	0	床面積9.62㎡の居室若干焼損。	
						3	1	出火建物全焼、ほか個人住宅1棟全焼、3棟部分焼
						0	1	ベット、布団
						0	1	居室内容物が焼損
						0	1	居室 ぼや
						0	1	居室部分50㎡
						0	1	トイレの床が斑点模様焼き着衣着火による負傷1名に着火着火と推定
						0	0	台所の壁 4㎡焼損
						0	0	居室0.28㎡焼損
						0	0	2階入居室の畳0.08㎡・戸棚0.04㎡及び衣類7枚着火
						0	0	2階居室のベット及び布団の一部を焼損
						0	0	新聞紙及びカーテンの一部を焼損
						0	0	ゴミ箱及び畳一部を焼損
						0	0	
						0	0	2階居室内、内壁若干焼損
			放火の疑い				約50cm四方の範囲で焼けタタミ等も焼損するぼや火災	0
		0					0	広間の本棚及び壁を約1㎡焼損
		0					0	居室の内壁約1㎡及び収容物を焼損
		0					0	脱衣所・洗面室0.7㎡
	その他				ライターの火が着衣に着火	1	1	じゅうたん及び収容物の一部を焼損
認知症の入居者がベッド上にストーブが有ると思い込みマッチで点火し布団に着火					0	0	収容物(布団, 毛布等)の焼損。	



表 5 たばこを出火原因とする火災概要

場所	出火者	火災の詳細			死者	負傷	損害概要
布団	入居者	たばこ	火種 落下	たばこの火種が布団に落下し出火	0	5	木造平屋建て福祉施設(共同住宅)、1棟全焼
					0	0	こたつ布団、寝具掛け布団(羽)を各一枚焼損
ベッド				喫煙しているときに火種がベッドの上に落下	0	0	床絨毯約0.1㎡、木製ベッド、マットレス、掛・敷布団
				たばこの火種がベッドとマットの間に落下	0	0	居室 ぼや
着衣				自分の吸ったタバコの火が落下し出火	0	1	衣類・車イス焼損
トイレ	?				0	0	トイレ内の着衣等及び床の表面積若干焼損
ゴミ箱 (屋外)	?	廃棄		煙草の吸殻を火が消えないまま他のゴミと一緒に屋外のごみ箱に捨てた	0	0	集積用ごみ箱1個、作業棟外壁3㎡
ゴミ袋 (屋内)	?			ゴミ袋に捨てた煙草の吸殻	0	0	居室内台所約0.4㎡焼損
ゴミ箱 (屋内)	入居者			入居者が喫煙後の煙草を灰皿にもみ消し、完全に消えてないのを確認せずにゴミ箱に捨てた為	0	0	全焼
	スタッフ			職員が、喫煙したたばこの吸殻を消火確認せず、ゴミ箱に捨てたため	0	0	3階休憩室2.7㎡及び本棚1棹焼損
物品庫	?			物品庫内のダンボールの中に何かが火の点いたたばこを捨てたため	0	0	収容物(体育用具)焼損
					0	6	

表 6 火気管理不十分を出火原因とする火災概要

種類	発火源	出火者	火災概要	死者	負傷	損害概要	
電気	コード	入居者	扇風機の電源プラグがグラファイト化して火花放電し発熱(推定)	1	1	80m2焼損	
			冷蔵庫の電源コードがテーブルタップでトラッキング	0	0	入所者居室のモルタル壁0.1㎡及び収容物	
			電気毛布のコードを束ねて使用し、熱が蓄熱し被服に着火	0	0	ぼや 居室0.1㎡焼損。	
			観賞魚照明用灯光電源線の差込みプラグ間でトラッキングが発生	0	0	1階居室内照明用(観賞魚)蛍光灯等焼損。	
			CDラジオカセットレコーダの電源線短絡	0	0	1階居室内CDラジオカセットレコーダ等焼損。	
			入居者 or スタッフ	布団乾燥機の電源コードプラグとコネクタボディアがトラッキング	0	0	乾燥機のプラグから出火、焼損1㎡。
		延長コードが経年使用により電線被覆が絶縁劣化した為に短絡	0	0	台所カンターの背板1.0㎡及び関係書類等焼損		
	スタッフ	電気機器電源コードプラグ差込間のトラッキング	0	0	事務所 ぼや		
	白熱球等	入居者 or スタッフ	スポットライトにタオルを被せたため	0	1	内壁表面積1㎡及び寝具焼損	
			ダンボールが白熱電球に接したため	0	0	内壁のクロス表面積3㎡焼損	
あんま椅子	入居者 or スタッフ	使用後電源を切り忘れたため、過熱し発火	0	0	椅子型電気あんま器1台を焼焦		
		ドライヤー	入居者	入居者がドライヤーのスイッチを入れたまま放置し過熱出火	0	0	3階の病室から出火し収容物のみ焼損
暖房	石油ストーブ	入居者 or スタッフ	落下した衣類が石油ストーブにより着火	0	1	2階和室13㎡焼損	
			入居者	入居者(知的障害者)がカートリッジタンクに灯油を補給中、ライターを点火し灯油に引火(推定)	0	0	2階寮 1.6㎡ 階作業場 1.8㎡
			石油ストーブの上に炊飯ジャーを置いたままストーブ点火したため	0	0	炊飯ジャー焼損	
	電気ストーブ	入居者 or スタッフ	入居者が電気ストーブつけたまま就寝し、蹴とばした寝具が電気ストーブに覆い被さったため	0	0	2階約46m2焼損(半焼)	
			入居者	電気ストーブ上に干していた足拭きマットがストーブ上に落下し出火したため	0	0	脱衣場に置かれた電気ストーブ及び足拭きマットの一部を焼損
			スタッフ	看護師が更衣室で着替えをした際に、使用中の電気ストーブの上にジーンズを誤ってのせ放置	0	0	電気ストーブ1基、ジーンズ1枚焼損
調理	電子レンジ	入居者	電子レンジにて芋を加熱長時間放置した	0	0	芋、電子レンジ内部燻焼	
	トースター	入居者	電気トースターの取り扱い不良	0	0	トースター等焼損。SP作動と消火器使用により小火	
	天ぷら火災	入居者 or スタッフ	揚げ油が加熱し発火、周囲の棚からレンジフードなどに延焼	0	0	台所の約2㎡。油なべ、レンジ、コンロ上部戸棚など	
グリル			魚焼きグリル内に溜まっていた魚油に着火	0	0	魚焼きグリダー及び網戸0.15㎡溶融	
洗濯	乾燥機	入居者 or スタッフ	乾燥機内の洗濯物に付着した油分が加熱された状態で放置され酸化発熱し出火	0	0	1階洗濯場内乾燥機1等焼損	
			ガス衣類乾燥機上にダンボールを置いたまま点火したため	0	0	2階乾燥室内、ダンボール等焼損	
裸火	灯明	入居者	仏壇灯明のローソクが倒れ、火立て脇にあった線香に着火し出火	0	0	室内の仏壇1基焼損	
	炭火	スタッフ	BBQで使用した炭火を、未使用木炭に混入し倉庫に収納。	0	0	敷地内の倉庫(26㎡)3㎡焼損	
その他	風呂釜	スタッフ	石油風呂釜の空焚き	0	0	風呂釜の焼損	
	煙突	スタッフ	永年使用の陶芸釜の熱が煙突に伝わり、換気扇を支えていた木枠が炭化し出火	0	0	換気扇を焼損	
				1	3		

表 7 機器不良を出火原因とする火災

種類	発火源	火災概要	死者	負傷	損害概要
劣化	FFストーブ	FF式灯油ストーブから漏えいした灯油が、ポット熱により引火	0	5	焼損床面積17㎡、天上壁体の焼損表面積42㎡。
	コンデンサ	コンデンサが絶縁劣化により発熱し絶縁紙に着火したもの。	0	0	地下1階電気室内コンデンサ1焼損。
	冷蔵庫	冷蔵庫のコンプレッサー制御装置の劣化による発熱(推定)	0	0	倉庫・工場148.5㎡焼損
?	テレビ内部	調査中：テレビ内部の各基盤、調整器、トランスからの出火と推定	0	0	居室1.9㎡焼損及び収容物(テレビ1台)の焼損
	電話交換機	過電流	0	0	電話交換室の電話交換機及び天井・壁約4㎡焼損
	配線	電気配線の異常	0	0	脱衣所・洗面室0.7㎡
意図なく on	ガステーブル	ガステーブルが意図なしにスイッチが入りチラシに着火	0	1	2階居室内の台所4㎡、冷蔵庫、洗濯機、エアコン等
	電熱器	固定の電熱器が意図なしにスイッチが入ったため。	0	0	ぼや(収容物のみ焼損)
			0	6	

表 8 その他の出火原因による火災概要

出火者	発火源	火災概要	死者	負傷	損害概要
近隣事業所	火の粉	同一敷地内の木材会社の煙突から飛来した火粉が木屑に着火	1	0	全焼(類焼)
工事関係者	バーナー	ガスバーナーの火が内壁の発砲ウレタンに着火	0	0	増築工事中の部分7㎡焼損。
		屋上防水工事を施工中、接着剤にプロパンバーナーの炎が接触	0	0	屋上8㎡焼損
不明	不明	不明：出火箇所は1階作業所	1	2	1階作業所40㎡と収容物。2階消火損、3階煙害。
		不明：電気コタツのコードより出火したものと思料されるが断定に至らず不明	0	4	2階部分85㎡焼損
		不明	0	2	居室13㎡焼損。
		不明	0	1	76㎡焼損
		不明	0	1	2階居室内のベット、布団、エアコン、蛍光灯を焼損
		不明	0	1	1階作業場内乾燥機1等焼損。
		不明・調査中：身体障害者福祉施設。忘れ物ととりに来た者の話では19時頃には異常なく、ストーブ等を検証するが断定に至らず。	0	0	作業所1棟、小屋2棟全焼 126.395㎡
		不明	0	0	全焼
		不明	0	0	居室20㎡焼損
		不明	0	0	2階保管庫約2㎡焼損。
		不明：知的障害者施設。出火はソファ座席部か。発火源特定に至らず不明。	0	0	壁表面積1㎡、ソファ焼損
		不明	0	0	2階居室の押入内壁1㎡のほか内容物焼損
		不明	0	0	押入れの襖1㎡焼損
		不明	0	0	1階居室内の座布団1枚、テーブル2基各焼損。
		不明	0	0	ぼや(収容物のみ焼損)
不明：屋外のゴミ集積場から出火	0	0	外壁及び窓ガラスを焼損。		

2 11

## 5 出火時刻

- 死者の発生した火災は夜間に発生したものが多かった
- たばこは昼間、放火と原因不明の火災は夕刻が中心であった、

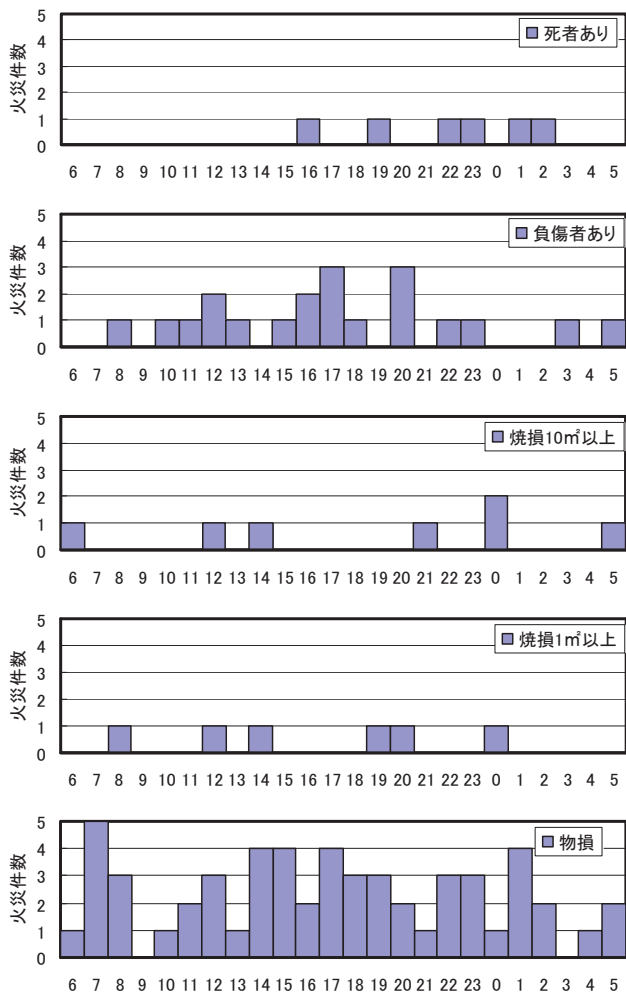


図 1 損害の程度別 火災発生時刻の分布

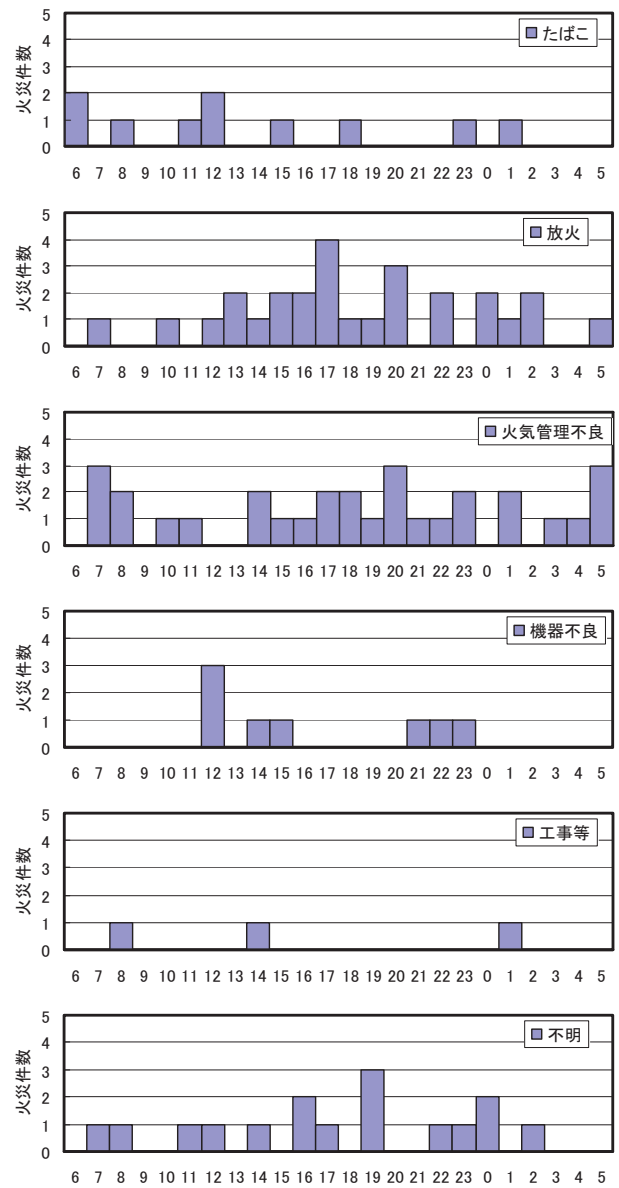


図 2 出火原因別 火災発生時刻の分布

## 6 損害とコンプライアンス

○ 損害の大きい火災に、法令による各種ソフト対応の義務対象外の施設が多かった。

損害の程度を、大きいと考えられるものから順に

- ① 死者あり（負傷者ありを含む）
- ② 負傷者あり（死者なし）
- ③ 焼損床面積 10 m<sup>2</sup>以上（死傷者なし）
- ④ 焼損床面積 1～9 m<sup>2</sup>（死傷者なし）
- ⑤ 物損のみ

に分けて検討を行った。

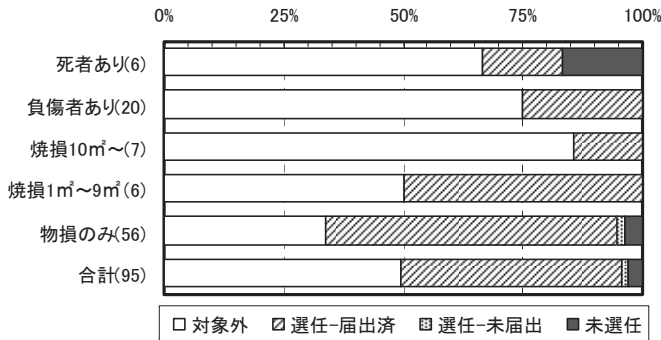


図3 損害の発生状況別防火管理者の選任状況

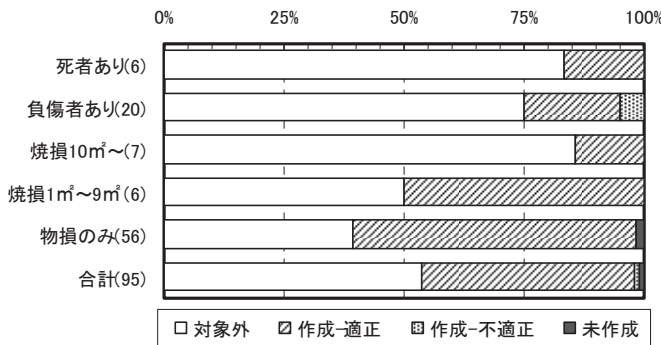


図4 損害の発生状況別消防計画作成状況

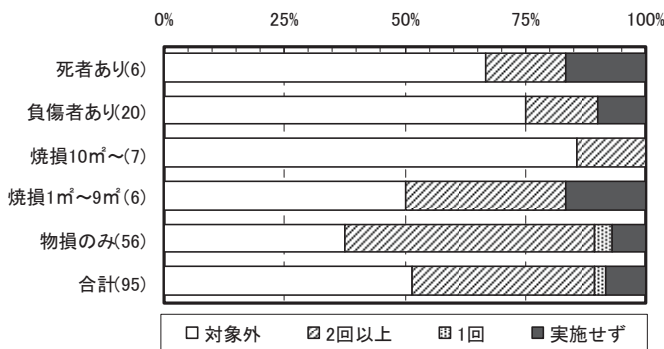


図5 損害の発生状況別避難訓練の実施状況

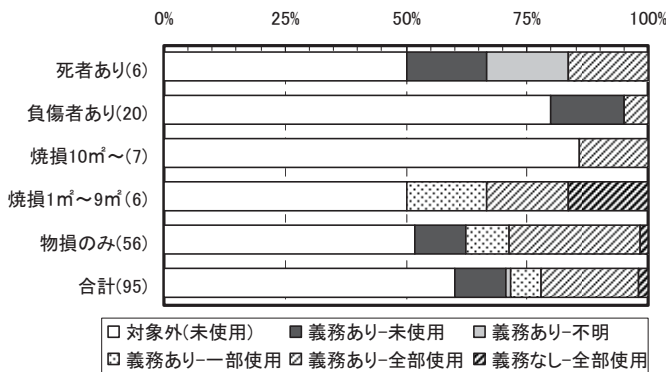


図6 損害の発生状況別防火物品の使用状況

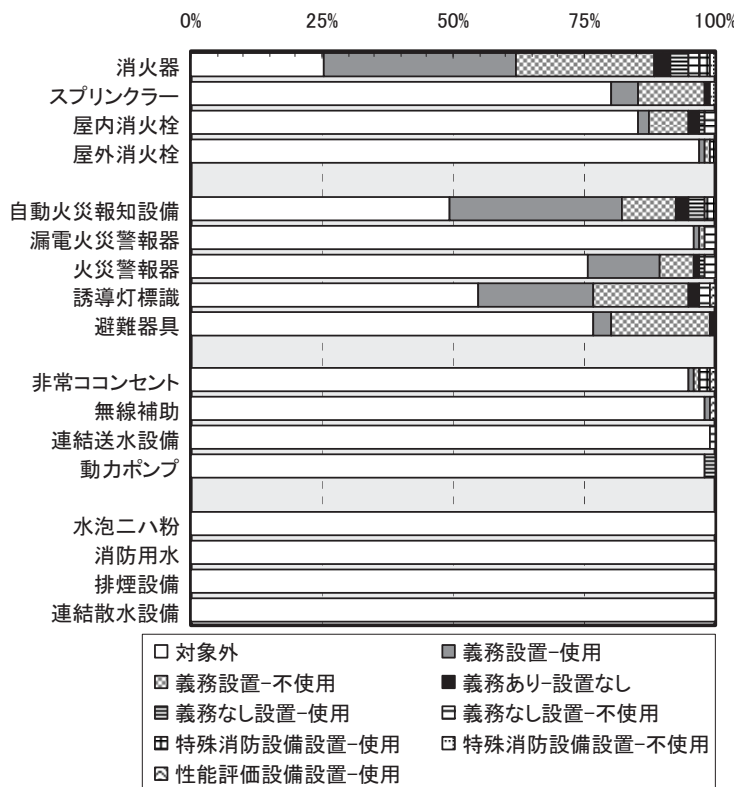


図 7 消防用設備等の設置義務，設置と使用状況

## 7 損害と建物の規模・構造

- 500 m<sup>2</sup>未満の出火建物の殆どが「その他の構造」に属し、木造であると考えられた。
- 損害が軽いほど、耐火構造である割合が高かった。
- 損害が軽いほど、延べ床面積の大きい建物の占める割合が高かった。
- 死者数は300-499 m<sup>2</sup>の建物で5名に上り突出していたが、このうち3名は綾瀬の火災によるものであり、死者の発生と規模との明確な関係は見いだせなかった
- 負傷者は小規模な建物ほど多く発生していた。

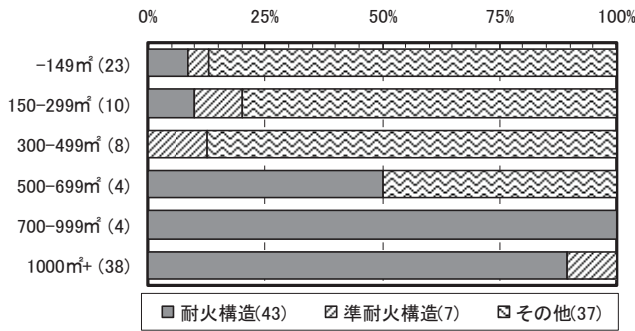


図 8 火災発生建物の 延べ床面積別 建物構造の内訳

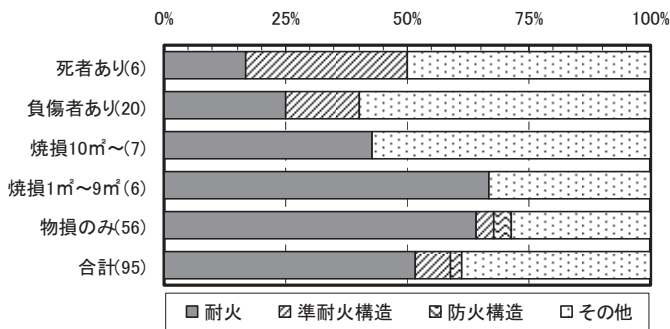


図 9 損害の発生状況別 建物構造の内訳

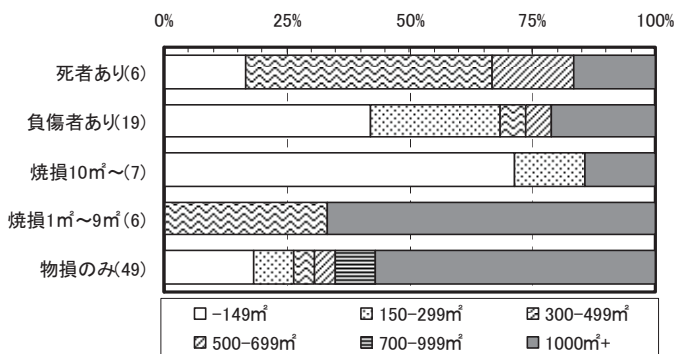
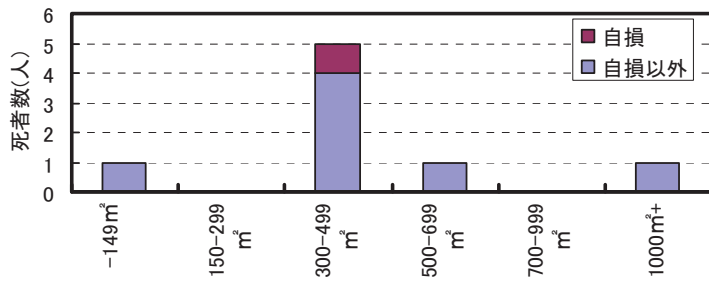


図 10 損害程度別 延べ床面積の内訳



※300-499 m<sup>2</sup>の自損以外の4名のうち3名は、綾瀬火災

図 11 延べ床面積別死者数の分布

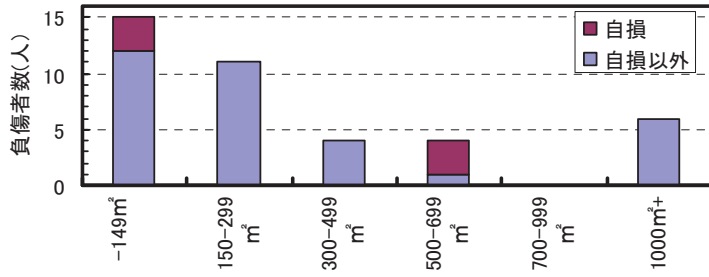


図 12 延べ床面積別 負傷者数の分布

## 8 初期消火と損害の程度、訓練

- 焼損が小さいグループに消火訓練を行っていたものが多かった
- 消火訓練は延べ面積の大きい施設ほど実施していた。
- 初期消火が火勢鎮圧に効果有と判断されたグループでは、消火訓練を実施していた割合が高かった。
- 初期消火が火勢鎮圧に効果有と判断されたグループでは、延べ床面積が大きい施設が多かった。

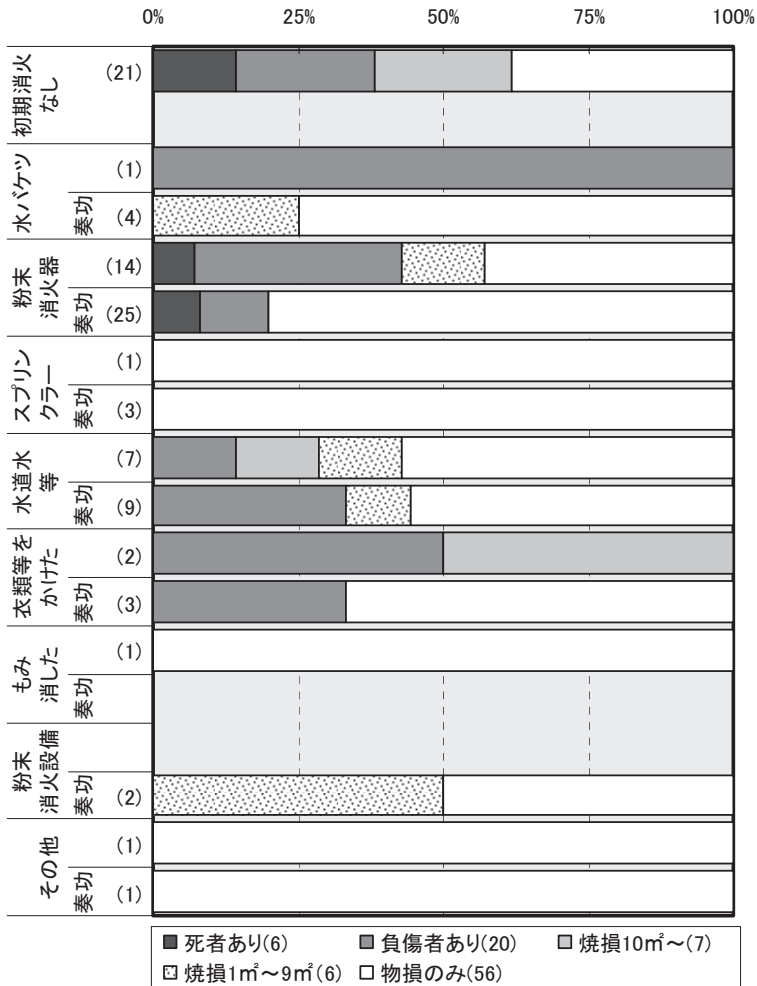


図 13 初期消火の種類と火勢鎮圧に主として効果があったかどうかの別の、損害の発生状況



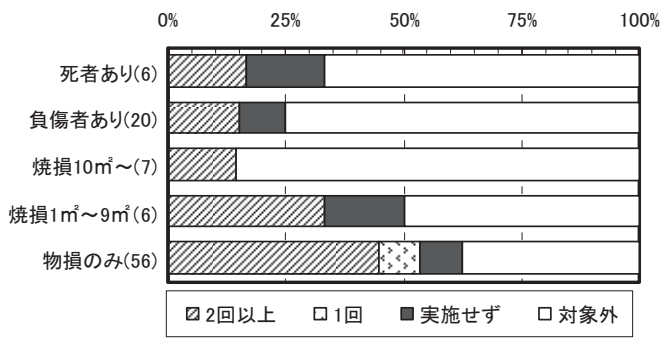


図 14 損害の程度別 消火訓練の実施状況

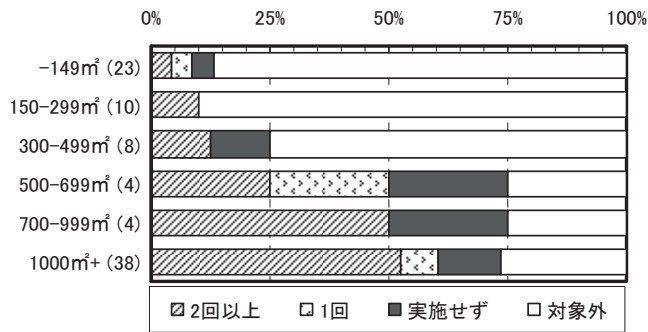


図 15 延べ床面積別 消火訓練の実施状況

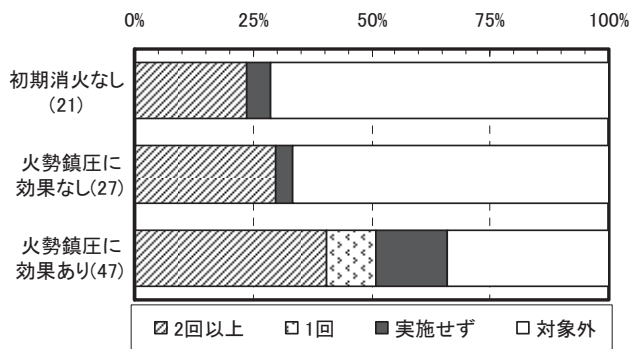


図 16 初期消火の効果別, 消火訓練の実施状況

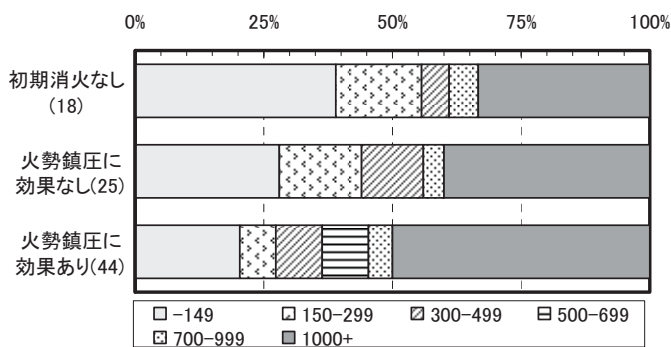


図 17 初期消火の効果別 延べ床面積の内訳

## 9 障害者ケアホーム等の実態

- 北海道と東北地方，都市部に多かった
- 150 m<sup>2</sup>未満の小規模な施設が多かった
- 延べ床面積が大きい程，建物の一部をケアホーム等として使用している割合が高かった。
- 入居者数が少ない程，建物の一部をケアホーム等として使用している割合が高かった。
- 構造は「その他」が多く，木造と考えられた
- 小規模なほど耐火・準耐火以外の構造（木造）が多かった。
- 小規模なほどスタッフ最も少なくなる時には不在になる割合が高かった。
- 最も少ない時のスタッフ数が少ない程，消防法令違反の割合が高かった

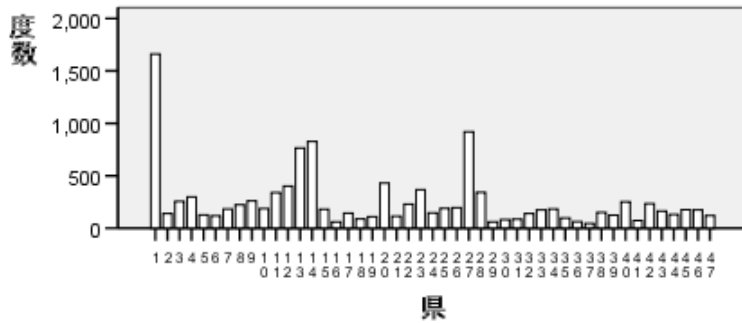


図 18 都道府県別ケアホーム等の件数

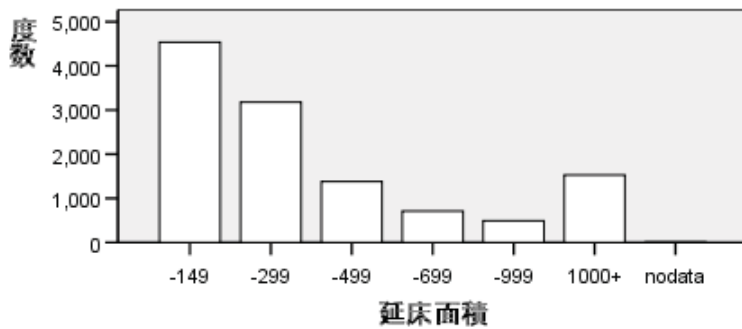


図 19 延べ床面積の分布

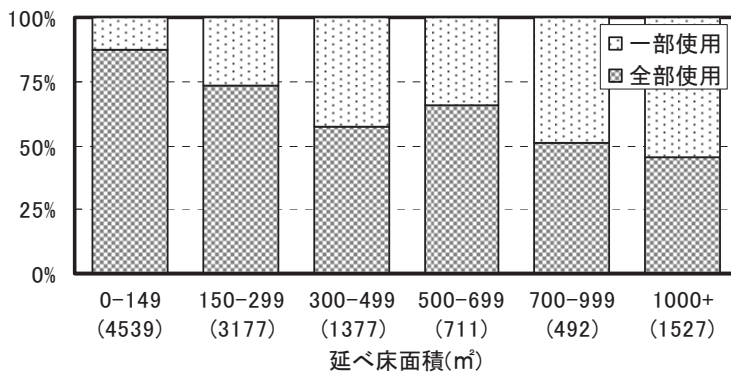


図 20 延べ床面積別，建物の使用状況別割合

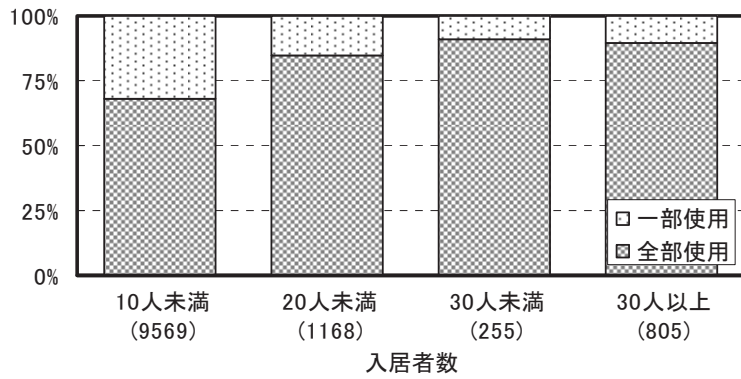


図 21 入居者数別、建物の使用状況別割合

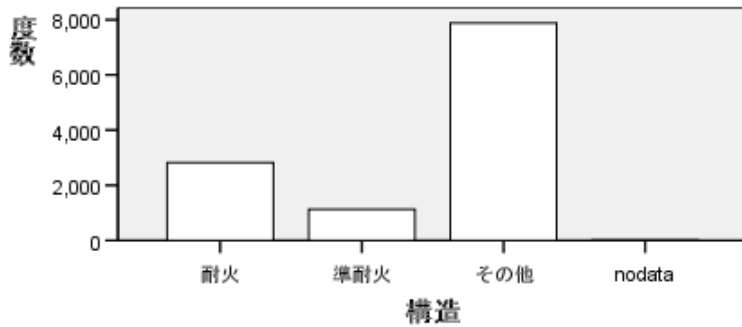


図 21 建物構造

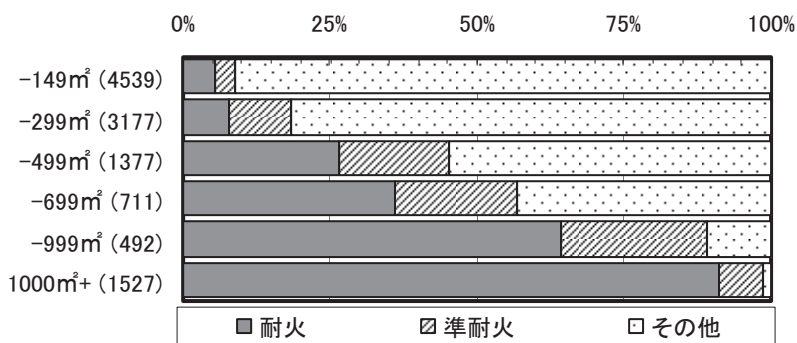


図 223 建物の延べ床面積別 構造の内訳

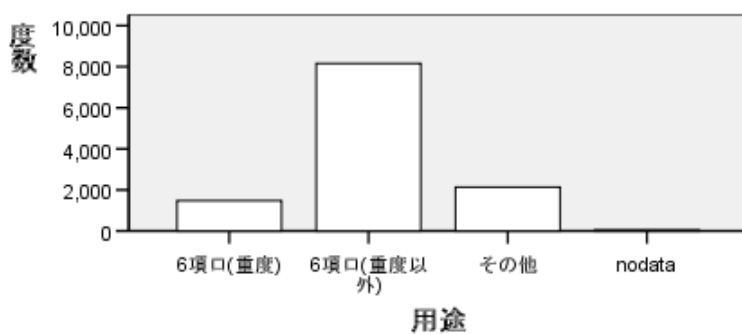


図 234 防火対象物の用途分類

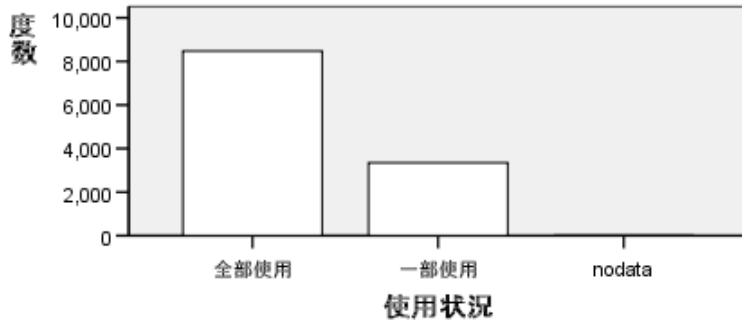


図 245 建物の使用状況

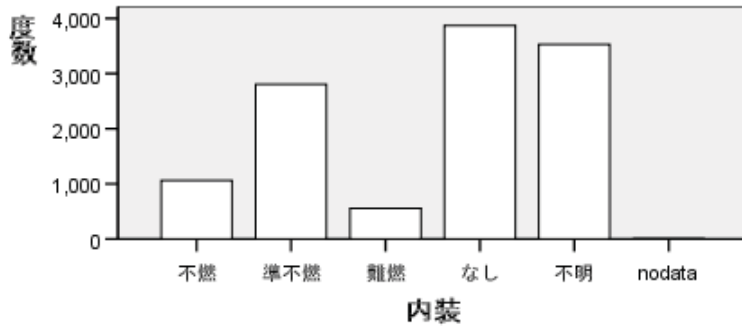


図 256 内装仕上げの状況

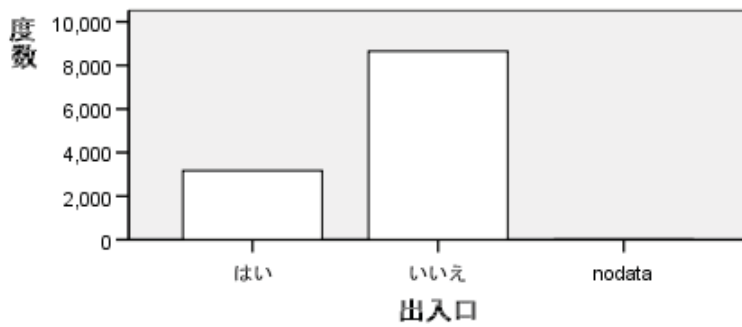


図 267 各居室の出入口以外の開口部から直接屋外へ通じる出口(腰壁なし)が有るか

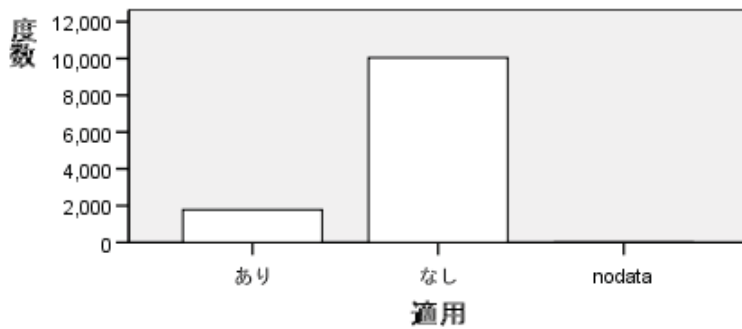


図 278 政令第2条の適用の有無

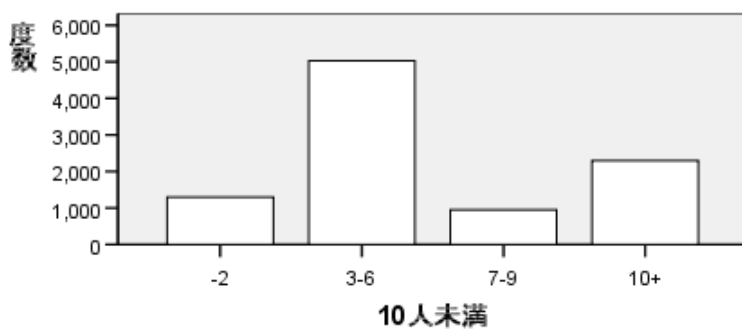


図 289 最も手薄な時間帯の従業員1人に対する入居者数(入居者10人未満)

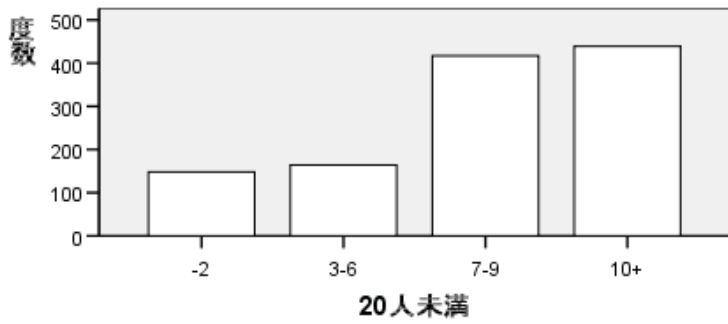


図 30 最も手薄な時間帯の従業員 1 人に対する入居者数(入居者 20 人未満)

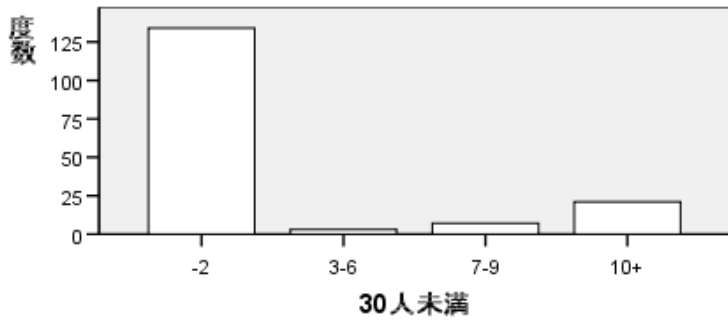


図 291 最も手薄な時間帯の従業員 1 人に対する入居者数(入居者 30 人未満)

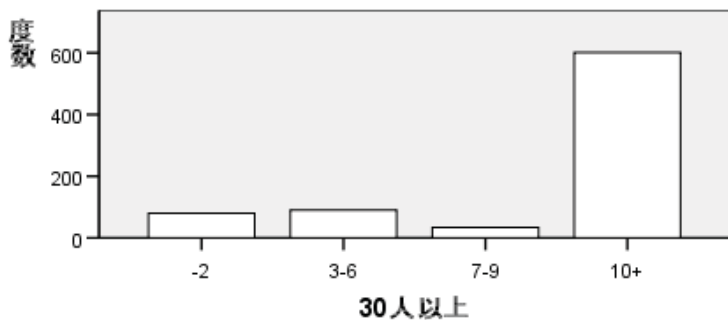


図 302 最も手薄な時間帯の従業員 1 人に対する入居者数(入居者 30 人以上)

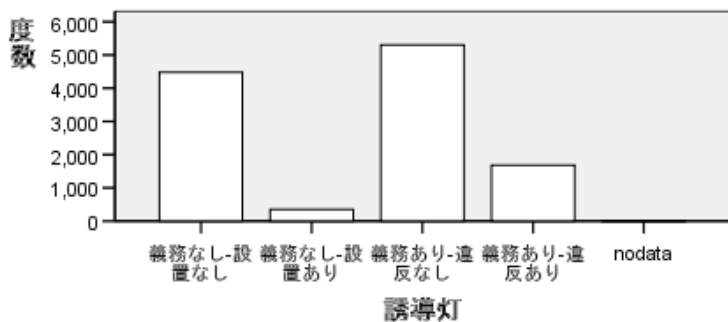


図 313 消防用設備の義務と設置状況(誘導灯)

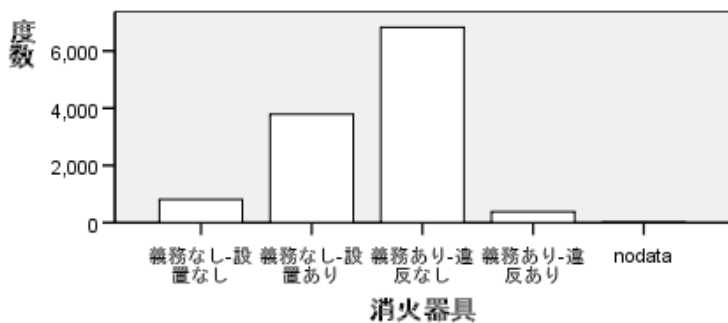


図 324 消防用設備のコンプライアンス (消火器)

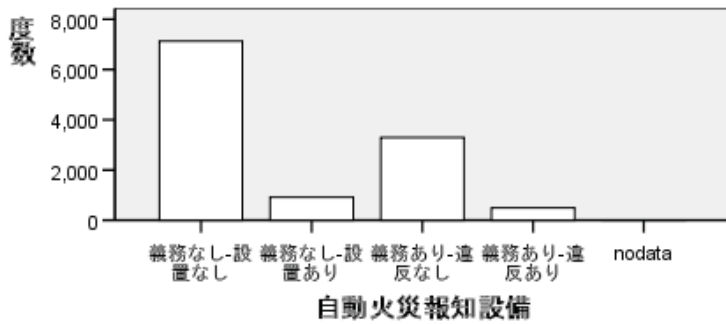


図 335 消防用設備の義務と設置状況(自動火災報知設備)

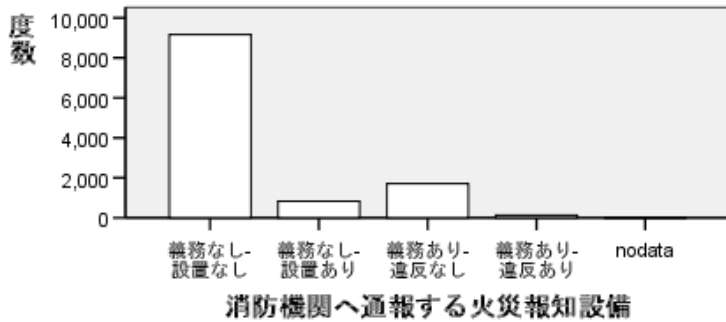


図 346 消防用設備の義務と設置状況(消防機関へ通報する火災報知設備)

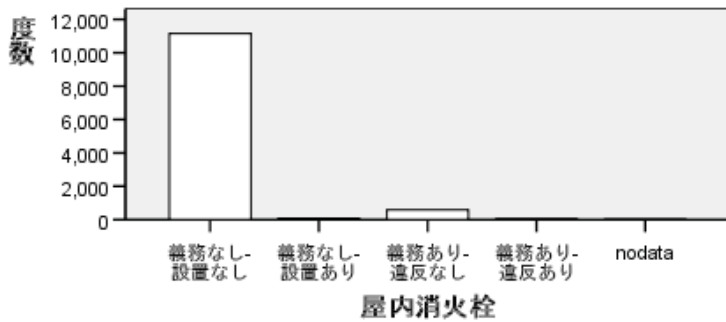


図 357 消防用設備の義務と設置状況(屋内消火栓)

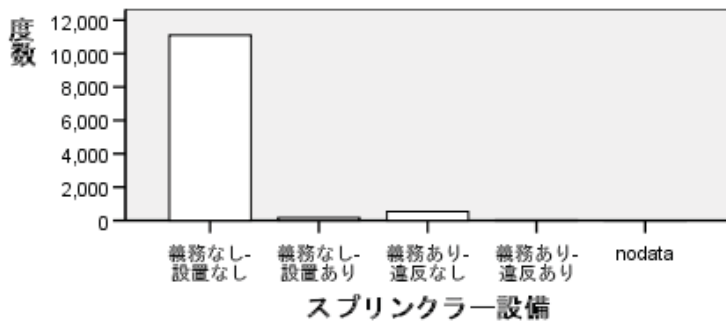


図 368 消防用設備の義務と設置状況(スプリンクラー)

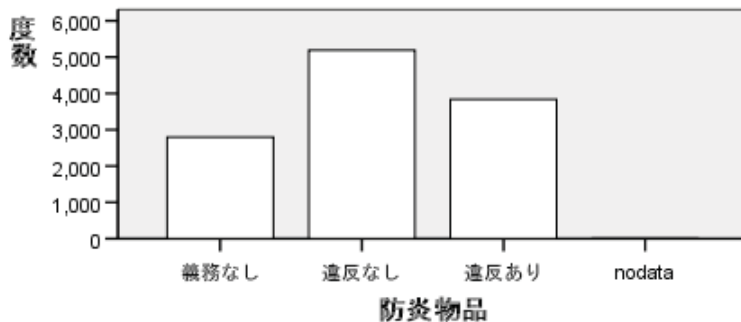


図 379 防火物品の義務と使用状況

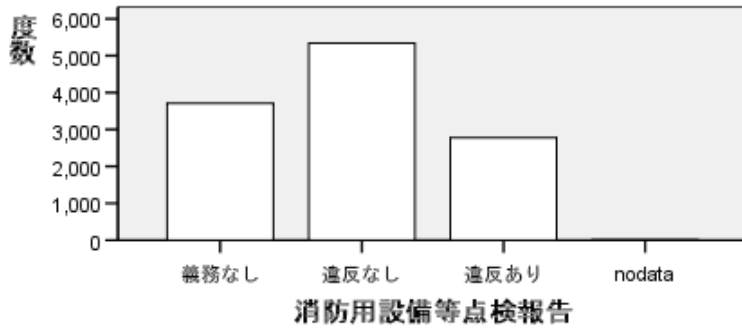


図 40 消防用設備等点検報告の義務と実施状況

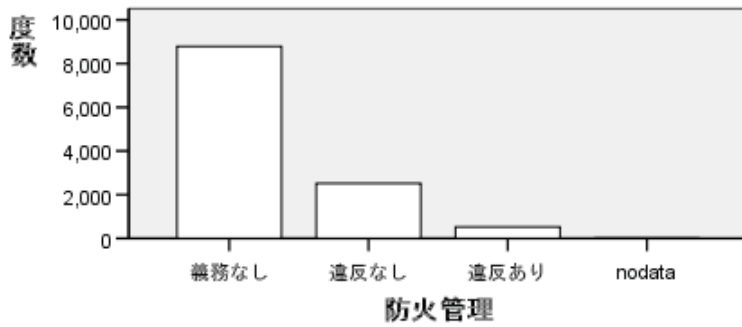


図 381 防火管理の義務と実施状況

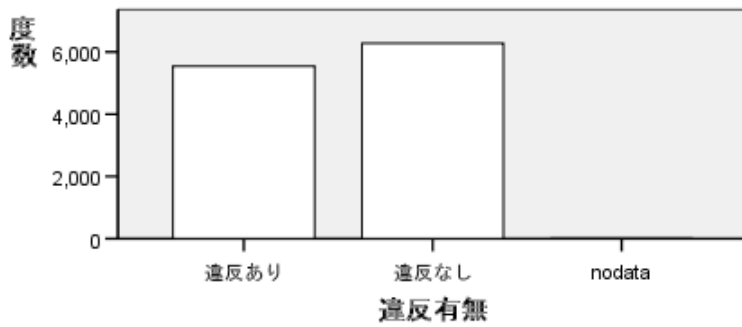


図 392 消防用設備及び防火管理等に関する違反の有無

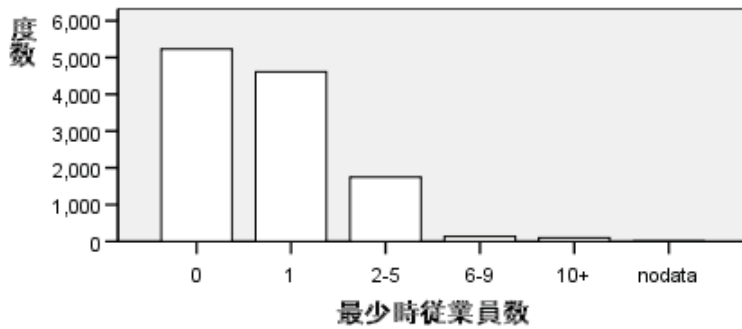


図 403 最も少ない時の従業員数

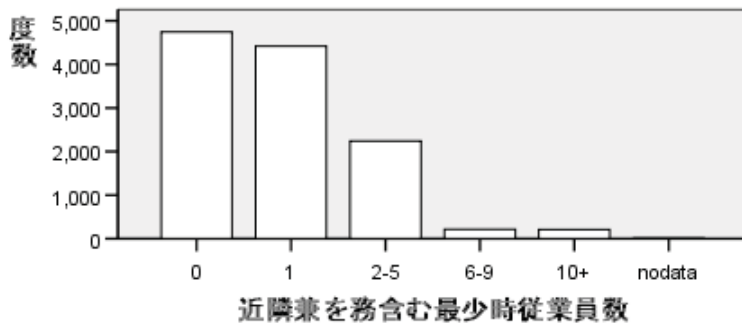


図 414 最も少ない時の従業員数(近隣ホームと兼務する従業員を含む場合)

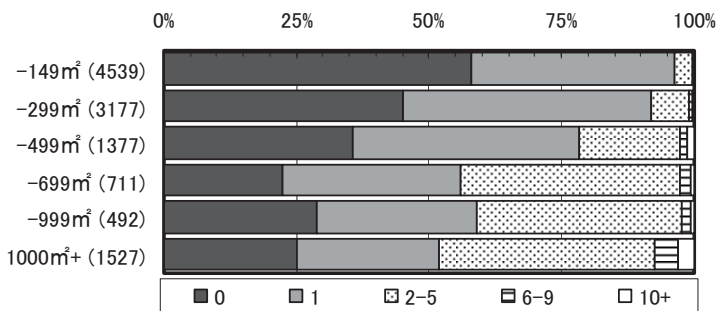


図 425 延べ床面積別 最も少ない時の従業員数の内訳

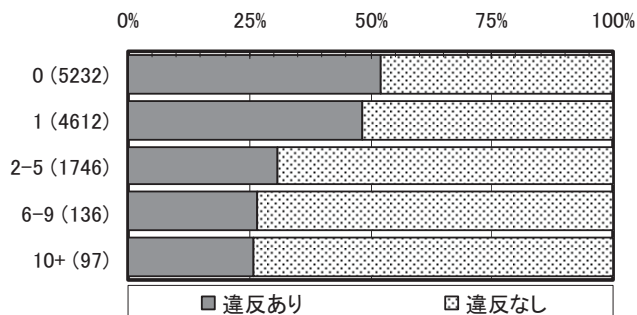


図 436 最も少ない時の従業員数別 違反の有無

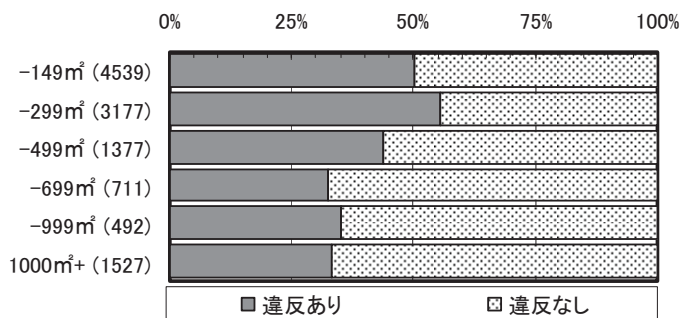


図 447 延べ床面積別 違反の有無

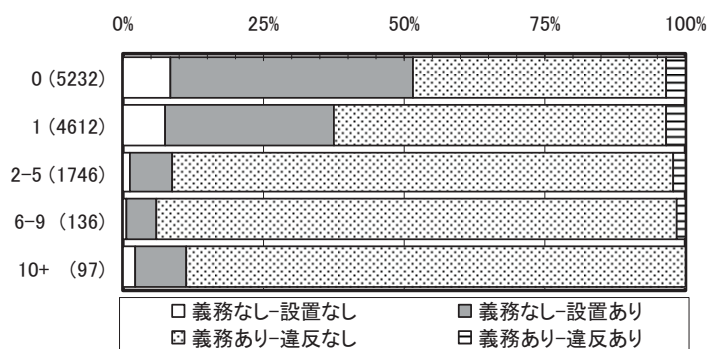


図 458 最も少ない時の従業員別 消火器の義務と設置状況

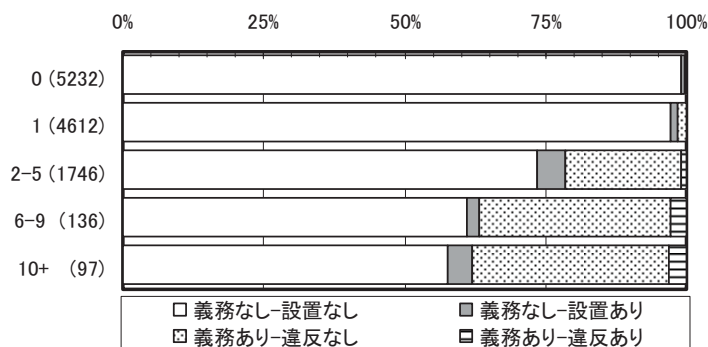


図 469 最も少ない時の従業員別 スプリンクラーの義務と設置状況



# 10 火災事例調査と実態調査の比較

○ 出火件数は1000 m<sup>2</sup>以上の建物に多かったが、延べ床面積で補正すると、小規模なほど単位面積あたりの出火件数が多いといえる。

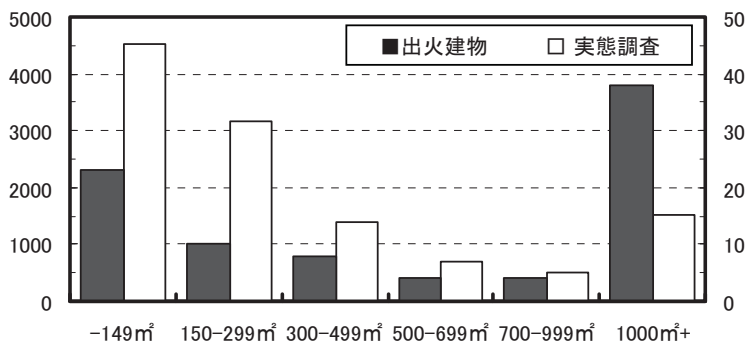


図 50 出火建物の実態調査建物の延べ床面積分布の比較

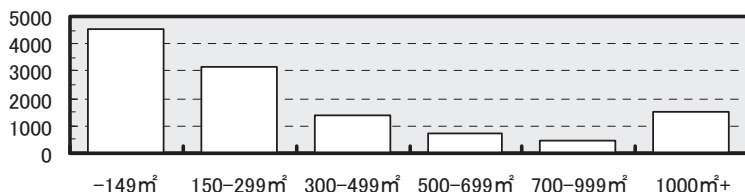


図 471 実態調査対象建物の延べ床面積分布

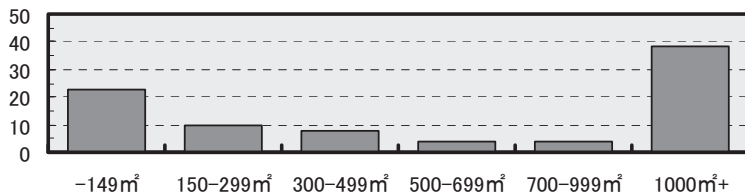
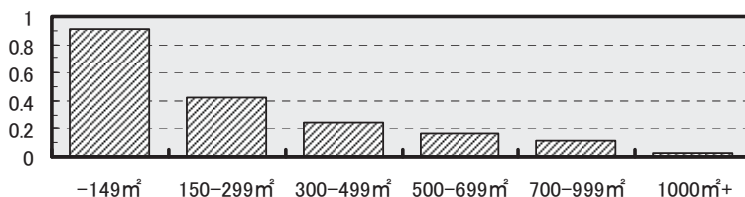


図 482 出火件数の延べ床面積別分布



※  $100\text{ m}^2$ あたり出火件数=火災件数/Σ (出火建物の延べ床面/100) として算出した。

図 493 単位面積あたりの出火件数の延べ床面積分布

(以上, 消防技術政策室 主任研究官)

## 障害者グループホーム等の現地視察等

### 1 視察の概要

(1) 視察日 平成20年8月14日(木)

(2) 視察場所 千葉県船橋市金堀町ほか  
社会福祉施設 大久保学園

### (3) 視察に参加した委員等

役 職	氏 名
国際医療福祉大学大学院 保健医療学専攻・福祉援助工学領域 教授	野村 歡 委員
札幌市消防局予防部指導課長	上田 孝志 委員
千葉市消防局予防部指導課長	岡田 和史 委員
財団法人日本知的障害者福祉協会 危機管理委員会 副委員長	久木元 司 委員
日本防火技術者協会	佐藤 博臣 オブザーバー
東京消防庁予防部参事兼予防課長	佐藤 康雄 委員
千葉市消防局予防部指導課建築係長	塩谷 雅彦 オブザーバー
主婦連合会 参与	兵頭 美代子 委員
大分大学教育福祉科学部准教授	山崎 栄一 委員

### (4) 視察の目的

福祉施設となっている防火対象物に対する認識の共有

2 視察対象物（経営主体は同一）

	施設名	種類	構造	階層 (地上/ 地下)	延床面 積 (㎡)	所在地	社会福祉 法令区分
1	大久保学園 本館	入所	—	—	—	船橋市 金堀町	—
2	船橋工房第2 分場 みらい工芸 館	通所	鉄骨造	1 / 0	765.51	船橋市 金堀町	知的障害者 通所授産施設
3	船橋 グループホーム 金堀ホーム (2事業所 同居)	グループ ホーム	木造	2 / 0	101.68	船橋市 金堀町	知的障害者 共同生活・ 介護施設
4	みやぎ台 ホーム	グループ ホーム	木造	2 / 0	159.62	船橋市 みやぎ台	知的障害者 共同生活・ 介護施設
5	たかしま台 ホーム	グループ ホーム	木造	2 / 0	110.16	船橋市 大穴北	知的障害者 共同生活・ 介護施設
6	三咲ホーム	グループ ホーム	木造	2 / 0	86.94	船橋市 大穴北	知的障害者 共同生活・ 介護施設

	施設名	従来の消防法令区分	平成20年4月以降 の消防法令区分
1	大久保学園 本館	6 (口)	6 (ハ)
2	船橋工房第2分場 みらい工芸館	6 (口)	6 (ハ)
3	船橋グループホーム 金堀ホーム	6 (口)	6 (ハ)

4	みやぎ台ホーム	6 (口)	6 (ハ)
5	たかしま台ホーム	6 (口)	6 (ハ)
6	三咲ホーム	6 (口)	6 (ハ)

### 3 アンケート結果

(1) 福祉施設職員へのアンケート結果(平成20年8月実施 回答数 30名)

消防設備について			
自動火災報知設備の受信機の場所を知っていますか。	知っている	29	96.7%
	よくわからない	1	3.3%
	設置されていない	0	0.0%
自動火災報知設備の受信機の操作方法がわかりますか	わかる	28	93.3%
	わからない	2	6.7%
	設置されていない	0	0.0%
スプリンクラー設備のアラーム弁の場所がわかりますか	わかる	18	60.0%
	わからない	12	40.0%
	設置されていない	0	0.0%
消防計画等について			
消防計画に定められた非常時の担当を知っている	知っている	30	100.0%
	知らない	0	0.0%
	定められていない	0	0.0%
消防計画に定められた避難ルートを知っている	知っている	28	93.3%
	知らない	2	6.7%
	定められていない	0	0.0%
非常時に避難にあたり介助必要な人数を把握している	している	19	63.3%
	していない	1	3.3%
	なんとなくわかる	10	33.3%
入所者の人数を把握している	している	28	93.3%

	していない	0	0.0%
	なんとなくわかる	2	6.7%
自力避難困難者への非常時の対応を知っている	知っている	18	60.0%
	知らない	2	6.7%
	なんとなくわかる	10	33.3%
その他、非常時に不安に思うこと(自由意見)			
実際の火災の時などで介助者がパニックになっている時に救助出来るのか。また自分自身が落ち着いていられるのか。			
避難訓練の際、避難場所がいつも同じ場所でなく火災発生場所によって避難ルートを変える等しないと不安です。			
アンケート結果から			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防計画に定められた非常時の担当を知っている職員の割合は100%であった。</li> <li>・消防計画に定められた避難ルートを知っており、入所者の人数を把握している職員の割合は約93%であった。</li> <li>・避難にあたり介助必要な人数を明確に把握している職員の割合は約60%であった。</li> <li>・自力避難困難者への非常時の対応を知っている職員の割合は60%であった。</li> </ul>			

(2) 視察を行った委員及びオブザーバー等からの意見

			大久保学園本館・船橋工房第2分場みらい工芸館について	船橋グループホーム・金堀ホーム・みやぎ台ホーム・たかしま台ホーム・三咲ホームについて
プ ラ ス 要	建 築 物・設 備(ハ ード)	出火防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令に沿った設備設置がされている。</li> <li>・火気管理がなされている。(建物内禁煙等)</li> </ul>	(個人に任されている。)

	ること		避難が確保されている。	置されている。
		初期消火	・パッケージ型消火設備有り	・消火器が設置されている。
		消防活動支援		
	人的対応（ソフト）に関すること	出火防止	・喫煙場所が屋外に指定されている。	・世話人が週5日勤務している（調理、夜間当直を行う）
		避難	・1ヶ月に1度避難訓練がある。	（大きい福祉施設と合同で訓練を行う。当該施設では行われていない。）
		初期消火		
消防活動支援		・建物と地域消防との結びつきがある。	・近隣の家にはGHである旨を説明している。	
マイナズ要因	建築物・設備（ハード）に関すること	出火防止	・寝具等は防災製品が望ましい。	・寝具等は防災製品が望ましい。
		避難	・自動火災報知設備の発信器のいたずら防止等が必要。	・2方向避難を確保するのは困難であり敷地も狭い。 ・階段が狭い
		初期消火		
		消防活動支援	（敷地への入り口が狭い。）	・住宅地の中のため、消防車両が早期にアクセス出来るか疑問
	人的対応（ソフト）に関すること	出火防止	・昼間と夜間でサービスのレベルに差がある。 ・職員の定着率が低い。	（昼間は無人となる。）
避難		・排煙窓が設置されているが、誰が開放操作をするのか疑問 ・数人の職員で避難誘導に対応出来るか疑問	・世話人が一人で入所者を避難させる訓練が必要。	
初期消火		・夜間の宿泊者は1名であった。 ・夜間、感知器が発報した時に入所者が騒ぎ出したら適	・災害時には協力してもらえ近隣関係が大切	

		切な対応が出来るか疑問	
	消防活動支援	・消防機関が自力避難困難な入所者を特定するのが困難。	・地元消防との緊密な連絡体制をとることが必要
その他意見		・消防計画は棟別のレベルだけでなく室単位で入所者の能力等顔が見えるようなきめ細かなものの作成が必要では。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2つのGHが一つの建物に混在しており、法制度の複雑さがある。</li> <li>・ GHとしては平屋建てが良いと思われる。</li> <li>・ 世話人の責任と負担が大きい。</li> <li>・ 世話人の教育に建物ごと及び入所者の能力的な特徴を反映させる必要があるのでは。</li> <li>・ 福祉施設の設置に関する情報提供等の福祉部局との連携が必要では。</li> </ul>

#### 4 視察結果

##### (1) 消防法上の防火対策について

- ・ 大久保学園(入所施設)、船橋工房(授産施設)等のように、消防用設備等の設置義務があるものについては、災害に対する一定の安全性があると思われる。
- ・ グループホームは消防法施行令別表第1の用途に該当するものの小規模な福祉施設であるために、実質的には消防用設備等の設置義務がないことが多い。
- ・ グループホームは消防法施行令別表第1の用途に該当するものの小規模であるために消防法に定める防火管理の義務がないことが多く、視察を行った福祉施設でも避難訓練等は実施されていなかった。

##### (2) 小規模福祉施設等の防火対策について

- ・ 一般の住宅等が自己責任の範囲で防火管理を行っている状況と比べると、グループホーム等の小規模福祉施設は地域社会への復帰支援の場であり、性質が異なると考えられる。
- ・ 福祉施設入所者の回復状況に応じて一般住宅での地域社会に溶け込んだ生活を推進することが重要な一方で、災害発生危険及び災害発生時の対応についても一概に一般住宅と同等と評価することは出来ないと思われる。

#### 5 参考 (視察写真)





船橋GH(1階) ・  
金堀ホーム(2階)



みやぎ台ホーム



たかしま台ホーム



三咲ホーム





大久保学園(入所施設)



大久保学園(入所施設内部)



大久保学園(入所施設内部)



大久保学園(入所施設内部)



船橋工房本館(通所施設外観)



船橋工房本館(通所施設内部)



船橋工房本館(通所施設内部)



船橋工房第2分場(授産施設外観)

## 『消防法施行令の改正に関する緊急実態調査』報告

平成 19 年 6 月の総務省令第 66 号により、消防法施行令及び施行細則が改正され平成 21 年 4 月（経過措置・平成 24 年 3 月 31 日まで）より適用されることとなったことから、当更生施設分科会は平成 20 年 6 月 24 日付で全国の入所更生施設並びに障害者支援施設を対象に消防用設備の実態把握のため、緊急調査を行なったところであり、その結果について以下のとおり報告します。

平成 20 年 10 月 21 日  
財団法人日本知的障害者福祉協会  
生活支援部会・更生施設分科会  
座長 瀬野 淳一

調査基準日 平成 20 年 6 月 1 日現在

調査の対象 知的障害者入所更生施設・障害者支援施設（施設入所支援）

調査票送付 1,462 事業所

回答事業所 1,281 事業所 回収率 87.6%

## 1. 事業所の運営主体及び定員規模

回答のあった 1,281 事業所の運営主体及び定員の規模は次のとおり。

運営主体	施設数	割合	定員規模	施設数	割合
地方自治体	53	4.1%	～40 人以下	276	21.5%
社会福祉法人	1,168	91.2%	～60 人以下	633	49.4%
事業団	57	4.4%	～80 人以下	182	14.2%
その他	2	0.2%	81 人以上～	186	14.5%
主体の記載なし	1	0.1%	定員の記載なし	4	0.3%
計	1,281	100%	計	1,281	100%

## 2. 障害程度区分が 4 以上の利用者の割合

障害程度区分 4 以上の入所者が 80%以上で述べ床面積が 275 m<sup>2</sup>以上の施設ではスプリンクラーの設置が義務化されることから、入所者の障害程度区分について設問したところ 1,281 事業所の内、495 の事業所から回答を得られた。

495 事業所の内、障害程度区分 4 以上が 80%以上としたところは 278 の事業所（約 56%）であった。また、障害程度区分 4 以上が 50%以内とするところが 112 の事業所（約 23%）、50%を超え 80%未満とするところが 105 事業所（約 21%）であった。

ただし、施設入所者の一部の利用者しか認定を受けていない場合には、既に認定を受



けた利用者の割合で回答してもらっている。

### 3. 定員規模と居住棟の数

定員規模別の建物の棟数は下記のとおりである。定員規模が大きい施設は複数の棟数を有する割合が高いが、40人以下の規模においても2棟以上のところが64事業所（40人以下276事業所の約23%）、80人以下では181事業所（80人以下633事業所の約28.5%）となっており、1,281事業所全体の建物の棟数総体は2,366棟に上っている。

ただし、設問の内容が居住棟と指定せず、「建物の数」を問うものであったため2,366棟の中には独立した管理棟や倉庫棟など居住棟以外の建物が入っていることが推計される。

定員規模	1棟	2棟	3棟	4棟以上	計	棟数計
40人以下	212	29	17	18	276	414
～60人	452	83	60	38	633	1,021
～80人	113	27	20	22	182	376
81人以上	84	28	34	40	186	549
定員の記載なし	2	2	0	0	4	6
計	863	169	131	118	1,281	2,366

### 4. 定員規模と延べ床面積

定員規模と延べ床面積の関係では、定員40人以下の施設では延べ床面積が270㎡以上のところが85.5%(236事業所)、定員が40人以上においては92.4%(929事業所)であった。合計で90.9%(計1,165事業所)の事業所である。

	～ 270㎡	～ 300㎡	～ 500㎡	～ 1000㎡	～ 6000㎡	6000㎡ 超	面積記 載なし	計
～40人以下	36	9	20	64	138	5	4	276
～60人以下	16	12	8	53	526	15	3	633
～80人以下	5	1	6	9	152	6	3	182
81人以上～	8	2	8	22	129	16	1	186
定員の記載なし	0	0	0	0	4	0	0	4
計	65	24	42	148	949	42	11	1,281

### 5. 定員規模と防火設備

1,281事業所における定員別の防火設備の設置状況は次のとおりである。

消火器や自動火災報知設備・消防署へ通報する火災報知設備・誘導灯・防火物品の使用などはいずれも9割の設置率で整備率が高い。

一方、室内消火栓設備を設置するところは66.8%に留まり、スプリンクラー設備を有するところは60.3%となっている。定員規模では40人以下の施設の室内消火栓設備の設置率は51.4%、スプリンクラー設備においては48.1%となっており、小規模事業所における室内消

火栓設備とスプリンクラー設備の設置率が特に低い結果がみられた。

特に大きな設置費用を要するスプリンクラー設備を有するところは全 1,281 事業所の内 773 事業所であり、508 の事業所においては未設置である。

	消火器	自動火災報知設備	消防署へ通報する火災報知設備	室内消火栓設備	スプリンクラー設備	誘導灯	防火物品の使用
～40人以下(276)	274	245	227	142	133	251	237
～60人以下(633)	631	614	601	447	398	622	584
～80人以下(182)	181	180	176	135	116	180	176
81人以上～(186)	186	184	170	129	123	180	174
定員の記載なし(4)	4	4	4	3	3	4	4
計(1,281)	1,276	1,227	1,178	856	773	1,237	1,175
設置率	99.6%	95.7%	91.9%	66.8%	60.3%	96.5%	91.7%

#### 6. 延べ床面積と防火設備

	消火器	自動火災報知設備	消防署へ通報する火災報知設備	室内消火栓設備	スプリンクラー設備	誘導灯	防火物品の使用
～270㎡ 事業所数 65	64 98.4%	37 56.9%	29 44.6%	16 24.6%	16 24.6%	42 64.6%	43 66.1%
～300㎡ 事業所数 24	24 100%	21 87.5%	19 79.1%	14 58.3%	13 54.1%	21 87.5%	22 91.6%
～500㎡ 事業所数 42	42 100%	40 95.2%	31 73.8%	12 28.5%	7 16.6%	39 92.8%	35 83.3%
～1,000㎡ 事業所数 148	148 100%	145 97.9%	134 90.5%	56 37.8%	46 31.0%	143 96.6%	137 92.5%
～6,000㎡ 事業所数 949	945 99.5%	933 98.3%	918 96.7%	715 75.3%	648 68.2%	939 98.9%	891 93.8%
6,000㎡超 事業所数 42	42 100%	41 97.6%	38 90.4%	35 83.3%	35 83.3%	42 100%	37 88.0%
延べ床面積記載なし 事業所数 11	11 100%	10 90.9%	9 81.8%	8 72.7%	8 72.7%	11 100%	10 90.9%

計	1,281	1,276	1,227	1,178	856	773	1,237	1,175
---	-------	-------	-------	-------	-----	-----	-------	-------

前記のとおり述べ床面積 270 m<sup>2</sup>以下の事業所における防火設備の整備率が特に低い。室内消火栓並びにスプリンクラーの設備については約4事業所に1ヶ所の割合での設置率となっている。さらに、述べ床面積 1,000 m<sup>2</sup>以下の事業所における室内消火栓設備の設置率は35.1%、スプリンクラー設備は29.3%の設置率に留まっている。

## 7. 棟別の防火設備の整備状況

1,281事業所から回答のあった2,366棟の内、床面積の記載のあった2,328棟の防火設備の整備状況は下記のとおりである。棟の床面積が大きくなるに比例して、防火設備は整備されている傾向にある。

前述の延べ床面積と防火設備と同様に室内消火栓設備とスプリンクラー設備の設置率が低く、総棟数の5割を切っている。室内消火栓設備の整備は2,328棟の内、45.4%の1,057棟であり、また、スプリンクラー設備にいたっては42.4%の988棟であった。スプリンクラー設置が面積要件により求められる可能性の高い270 m<sup>2</sup>を超える棟数1,752棟のうち、設備を設置しているのが945棟(54%)であり、未設置が807棟(46%)となっている。

	消火器	自動火災報知設備	消防署へ通報する火災報知設備	室内消火栓設備	スプリンクラー設備	誘導灯	防火物品の使用
～270 m <sup>2</sup> 棟数 576 棟	556 96.5%	267 46.3%	126 21.8%	42 7.2%	43 7.4%	284 49.3%	296 51.3%
～300 m <sup>2</sup> 棟数 83 棟	82 98.7%	62 74.6%	33 39.7%	23 27.7%	21 25.3%	70 84.3%	64 77.1%
～500 m <sup>2</sup> 棟数 234 棟	232 99.1%	219 93.5%	142 60.6%	55 23.5%	53 22.6%	217 92.7%	179 76.4%
～1,000 m <sup>2</sup> 棟数 320 棟	320 100%	311 97.1%	256 80.0%	102 31.8%	104 32.5%	302 94.3%	280 87.5%
～6,000 m <sup>2</sup> 棟数 1,064 棟	1,061 99.7%	1,047 98.4%	1,018 95.6%	794 74.6%	725 68.1%	1,052 98.8%	991 93.1%
6,000 m <sup>2</sup> 超 棟数 51 棟	51 100%	50 98.0%	44 86.2%	41 80.3%	42 82.3%	51 100%	43 84.3%
計 2,328 棟 設置率	2,302 98.8%	1,956 84.0%	1,619 69.5%	1,057 45.4%	988 42.4%	1,976 84.8%	1,853 79.5%

## 8. 定員規模と建物の構造

事業所の定員規模別の主たる建物の構造は次のとおりである。1,281 事業所の内、84.3%は耐火造となっている。木造によるものが34の事業所となっているが、その内、定員規模40人以下のところは22事業所である。

また、定員規模と建物の形態(平屋か2階建て以上か)の関係については定員規模による有意差はなく、平屋が39.9%の511事業所、2階建てが41.0%の525事業所、3階建て以上が15.3%の197事業所、その他と無回答が3.7%の48事業所であった。

さらに、定員規模と壁及び天井部分の仕上げとの関係も有意差はなく、不燃材料とするものが全体の57.9%、準不燃材料が29.4%、難燃材料が3.4%などとなっている。

	耐火造	準耐火	防火造	木造	その他	不明	無回答
～40人以下(276)	211	28	8	22	3	0	4
～60人以下(633)	542	45	10	7	9	3	17
～80人以下(182)	154	12	8	3	1	1	3
81人以上～(186)	169	8	3	2	0	1	3
定員の記載なし(4)	4	0	0	0	0	0	0
計(1,281)	1,080 84.3%	93 7.3%	29 2.3%	34 2.7%	13 1.0%	5 0.4%	27 2.1%

## 9. 消防法改正についての意見

今回の消防法の改正に対する意見としては、事業所を利用する障害者の安全性の確保の観点から改正を妥当とする、あるいは理解するとしつつも、スプリンクラー設置によって資金や経営が圧迫されるとし、その設置に対する補助や助成の措置を要望するものとなっている。また、知的障害者の避難誘導に際しては十分な職員配置こそが第一に必要であり、現行の報酬基準の引き上げを求める意見もあった。

一方、今回の法改正が障害者の地域生活移行の妨げに繋がるとの指摘やグループホームやケアホームが借家のため、その対応が困難であるとの意見があった。

236件の意見の内、主たる意見の集約結果は次のとおりである。(複数回答)

- ① 今回の消防法の改正が妥当である、または改正を理解する。(50件)
- ② スプリンクラー設置による資金調達が困難であり、経営を圧迫する。(69件)
- ③ 設備設置・設備維持費への補助(全額補助)又は助成措置を強く望む。(122件)
- ④ 建物の構造上、スプリンクラーの設置は困難である。(3件)
- ⑤ 消防法改正と地域生活移行の推進への影響を問うもの。(19件)
- ⑥ グループホーム・ケアホームが借家のため対応が困難である。(13件)
- ⑦ 防火設備の設置とともに障害者の避難には十分な職員配置が不可避である。そのためにも報酬基準の引き上げを要望する。(6件)
- ⑧ 現在の施設が老朽化しており、防火設備の整備に慎重にならざるを得ない。(4件)
- ⑨ グループホーム・ケアホームへの防火設備整備の要件の見直しを求める。(9件)

⑩ 地域移行計画や新事業体系移行計画の見直しが必要となった。(3件)

【参考】

「知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準」

(最終改正・平成18年3月31日厚生労働省令第78号)

(構造設備の一般原則)

第三条

- 2 知的障害者援護施設の建物(入所者等の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規程する耐火建築物をいう。次項において同じ。)又は準耐火建築物(同条第9号の3に規程する準耐火建築物をいう。次項において同じ。)でなければならない。ただし、通所による入所者のみを対象とする施設にあっては、この限りでない。
- 3 前項本文の規程にかかわらず、都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下この項において「指定都市」という。))及び同法第252条の22第1項の中核市(以下この項において「中核市」という。))においては、指定都市又は中核市の市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての知的障害者援護施設の建物であって、火災に係る入所者等の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
  - 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
  - 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
  - 三 避難口の増設、搬送を容易に行なうために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。



## グループホーム・ケアホーム実態調査（抄）

平成21年1月28日

(財)日本知的障害者福祉協会・地域支援部会

グループホーム・ケアホーム等分科会

座長 小林 繁 市

当分科会では、平成20年4月1日現在の状況について、6月に調査票を全国の事業所に発送し、グループホーム・ケアホームの概要、従事者・利用者の実態等について調査を行いました。

現在、入力が終わったところで集計作業の途中ですが、調査項目の中に消防法施行令の改正に関連する消防設備等の設置状況等の項目を設けましたので、その項目を中心に調査結果を以下のとおり報告いたします。

□ 集計したグループホーム・ケアホーム数 2,868カ所、

## ホーム（共同生活住居）について

## (1) ホーム建物の所有

	運営主体	公営住宅	民間賃貸	その他	無回答	合計
ホーム数	554	124	2,019	128	43	2,868
%	19.3	4.3	70.4	4.5	1.5	100.0

## (2) 建物の構造

	一戸建て	アパート	マンション	その他	無回答	合計
ホーム数	2,099	410	196	119	44	2,868
%	73.2	14.3	6.8	4.1	1.5	100.0

建物所有では、民間住宅の賃貸が70.4%です。公営住宅利用は地域によって差があります。運営主体が建設または購入しているところが19.3%ですが、施設整備補助が活用されれば今後増加する可能性があります。

建物の構造では、一戸建てが73.2%です。木造2階建て程度の建物をアパート、耐火構造3階建て以上をマンションとして記入してもらいました。アパートが14.3%、マンションが6.8%です。その他は施設の一部を改装したところ、会社等の社員寮・寄宿舎の空室を借り上げているところなどです。

この2表から、民間の一戸建てを賃借してるホームが非常に多いことが分かります。

## (3) 室数

	～4部屋	5部屋	6部屋	7部屋	8部屋	9部屋	10部屋以上	無回答	合計	平均室数
ホーム数	914	681	534	281	155	81	104	118	2,868	5.3
%	31.9	23.7	18.6	9.8	5.4	2.8	3.6	4.1	100.0	

建物規模はホームの定員によって異なりますが、平均で5.3室、131㎡となっています。公営住宅やマンションでは2軒分借りているところもあります。

消防法施行令の改正による、スプリンクラー等の設置義務対象拡大の基準である275㎡以上のホームは103カ所ありました。

## (4) 障害程度区分4以上の比率

	0%	20%以内	50%以内	79.9%以内	80%以上100%以内	100%	無回答	合計
ホーム数	1,404	192	441	206	73	142	410	2,868
%	49.0	6.7	15.4	7.2	2.5	5.0	14.3	100.0

消防法施行令の改正による、スプリンクラー等の設置義務対象拡大のもう一つの基準である障害程度区分4の利用者80%以上の比率は7.5%、215ホームありましたが、区分4以上80%以上で延べ面積275㎡以上のホームは調査結果では4カ所でした。

### (5) 消防用設備の設置状況

	ホーム全体における防火設備の有無	区分4以上の割合が80%以上のホームにおける防火設備の有無 ①	延べ床面積275㎡以上のホームにおける防火設備の有無 ②	区分4以上の割合が80%以上かつ延べ床面積275㎡以上のホームにおける防火設備の有無 ③	延べ床面積150㎡以上のホームにおける防火設備の有無 ④	延べ床面積300㎡以上のホームにおける防火設備の有無 ⑤	延べ床面積500㎡以上のホームにおける防火設備の有無 ⑥
消火器	96.5	95.3	92.2	75.0	95.6	92.5	100.0
住宅用警報器	41.5	44.2	32.0	25.0	42.7	29.9	12.5
自動火災報知設備	28.5	29.3	51.5	100.0	33.3	52.2	75.0
消防署通報設備	12.6	16.7	29.1	50.0	18.9	25.4	37.5
室内消火栓設備	2.2	2.8	1.0	0.0	1.9	1.5	0.0
スプリンクラー	4.0	2.3	2.9	50.0	3.5	1.5	0.0
該当ホーム数		215	103	4	747	67	8

消火器はほとんどのホームに設置されています。③は、該当数が4件なので1カ所が未設置のため75%です。

住宅用火災警報器は地域によって設置義務の期限が異なります(平成20年から23年まで)ので設置率が低くなっています。②③⑤⑥が50%以下であることが気になります。既設置の地区では警報器によって災害を免れた事例が各所で報告されています。

自動火災報知設備・消防署通報設備については、補助金等の活用により整備されつつあり、今後設置率が高くなると思います。

スプリンクラーについては、民間住宅の賃貸が70.4%あるため、家主の合意、資金の調達等の課題が、他の消防設備に比べて多大であることから、対象となるホームの存続にも影響すると考えられます。

①の区分4以上の割合が80%以上かつ延べ面積は275㎡以上は4カ所だけですが、神奈川県綾瀬市のホームは区分2・3の人が利用していたので対象にならないけれど死者が出ました。対象であるかないかは別にして、ホームの防災対策に万全を期したいと思います。

### 調査結果から

- ① 障害者のグループホームの場合、民間住宅の賃貸が70.4%あることから、該当するホームでは、防火設備の必要性を認めるとしても住宅所有者の了解を得なければ設置工事を行えない。
- ② 障害程度区分4以上が80%以上、かつ延べ床面積275㎡以上のホームが調査結果では4カ所のみであったが、各地の消防署が安全確保を理由に、この数値以下であっても防災設備の設置を求めていると聞く。その指示は自治体消防本部ごとではなく、査察に訪れた現場消防職員の判断であることが多い。全国統一の判断基準が示されているから、まずはこの基準による判断を行った上で、地域の実情に応じた協力依頼として設置勧告がされてもよいのではないか。
- ③ とくにスプリンクラーについては、多額の費用を要すること、工事によって建物が変形することなど負担が大きいことから、既設の建物については建物の状況に応じて対応してほしい。
- ④ 設置義務の有無に関係なく多くのグループホーム・ケアホームで防災設備が設置されている。利用者・関係者に対する防災意識の普及、防災訓練の実施などソフト面の支援が望まれる。

平成20年度 全国グループホーム・ケアホーム実態調査 中間集計結果(2009/01/22)

1. ホーム数

	ホーム数
北海道	652
東北	332
関東	335
東海	103
北陸	125
近畿	160
中国	246
四国	165
九州	212
(東京)	48
(神奈川)	271
(愛知)	114
(大阪)	105
合計	2,868

※関東は、東京・神奈川を除く7県

※東海は、愛知を除く3県

※近畿は、大阪を除く5府県

2. 建物の所有

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	(東京)	(神奈川)	(愛知)	(大阪)	合計	%
運営主体所有	103	48	112	23	22	33	58	31	43	10	23	34	14	554	19.3
公営住宅	30	3	13	3	1	6	5	3	11	1	5	4	39	124	4.3
民間賃貸住宅	485	262	165	73	98	112	176	122	144	24	237	71	50	2,019	70.4
その他	29	8	35	4	3	4	7	5	12	11	3	5	2	128	4.5
無回答	5	11	10	0	1	5	0	4	2	2	3	0	0	43	1.5
合計	652	332	335	103	125	160	246	165	212	48	271	114	105	2,868	100.0

3. 建物の構造

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	(東京)	(神奈川)	(愛知)	(大阪)	合計	%
一戸建て	478	261	273	79	116	107	188	88	157	33	193	77	49	2,099	73.2
アパート	106	34	34	12	5	31	37	50	31	7	38	17	8	410	14.3
マンション	34	14	11	9	1	10	9	22	9	3	24	14	36	196	6.8
その他	21	12	11	3	3	8	11	5	13	4	12	4	12	119	4.1
無回答	13	11	6	0	0	4	1	0	2	1	4	2	0	44	1.5
合計	652	332	335	103	125	160	246	165	212	48	271	114	105	2,868	100.0

4. 室数

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	(東京)	(神奈川)	(愛知)	(大阪)	合計	%
～4部屋	253	79	91	28	19	69	99	56	75	9	56	31	49	914	31.9
5部屋	154	79	91	20	42	28	69	34	49	8	75	18	14	681	23.7
6部屋	83	78	59	26	27	35	25	38	44	8	66	25	20	534	18.6
7部屋	47	32	40	15	15	6	20	21	18	6	36	19	6	281	9.8
8部屋	42	18	16	6	11	9	16	6	3	2	17	6	3	155	5.4
9部屋	14	17	13	3	2	5	7	1	4	5	4	1	5	81	2.8
10部屋～	15	12	12	4	5	7	7	8	9	3	10	4	8	104	3.6
無回答	44	17	13	1	4	1	3	1	10	7	7	10	0	118	4.1
合計	652	332	335	103	125	160	246	165	212	48	271	114	105	2,868	100.0
平均部屋数	5.1	5.8	5.6	5.7	5.7	5.9	5.4	5.2	5.8	5.4	6.4	5.7	5.7	5.3	
平均延床面積(m <sup>2</sup> )	135.3	130.1	141.4	131.7	145.8	124.5	119.6	127.2	122.5	135.4	143.4	119.1	84.8	131	
延床面積275m <sup>2</sup> 以上	30	13	18	3	4	7	4	4	9	2	7	0	2	103	

5. 区分4以上の比率

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	(東京)	(神奈川)	(愛知)	(大阪)	合計	%
0%	236	240	114	51	98	78	182	100	152	19	74	29	31	1,404	49.0
～20%以内	29	15	32	11	8	20	9	5	17	3	27	12	4	192	6.7
～50%以内	83	23	68	23	15	32	43	9	22	6	51	38	28	441	15.4
～79.9%以内	44	5	27	6	0	16	8	5	10	6	46	19	14	206	7.2
80%以上	20	1	9	3	1	4	1	1	4	3	17	4	5	73	2.5
100%	38	4	19	9	0	8	0	4	4	2	27	8	19	142	5.0
無回答	202	44	66	0	3	2	3	41	3	9	29	4	4	410	14.3
合計	652	332	335	103	125	160	246	165	212	48	271	114	105	2,868	100.0

6. 防火設備の有無

①ホーム全体における防火設備の有無

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	(東京)	(神奈川)	(愛知)	(大阪)	合計	%
消火器	596	324	330	99	121	128	282	160	203	47	266	109	103	2768	96.5
住宅用警報機	310	172	159	56	54	61	96	19	69	9	99	62	23	1189	41.5
自動火災報知設備	132	136	102	17	46	26	74	46	83	9	90	31	25	817	28.5
消防署通報設備	59	36	66	4	24	15	23	6	29	4	59	37	0	362	12.6
室内消火栓設備	26	15	8	0	0	0	0	0	1	0	12	0	0	62	2.2
スプリンクラー	18	19	5	3	11	2	30	3	8	9	7	0	0	115	4.0

②区分4以上の割合が80%以上のホームにおける防火設備の有無

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	(東京)	(神奈川)	(愛知)	(大阪)	合計	%
消火器	54	4	27	12	1	10	1	5	8	4	44	11	24	205	95.3
住宅用警報機	35	1	15	5	0	5	1	4	4	0	16	6	3	95	44.2
自動火災報知設備	7	1	10	1	1	1	0	4	2	2	25	3	6	63	29.3
消防署通報設備	0	0	10	0	0	2	0	0	0	1	17	6	0	36	16.7
室内消火栓設備	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	6	2.8
スプリンクラー	2	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	5	2.3
該当ホーム数	58	5	28	12	1	12	1	5	8	5	44	12	24	215	100.0

③延べ床面積275㎡以上のホームにおける防火設備の有無

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	(東京)	(神奈川)	(愛知)	(大阪)	合計	%
消火器	26	12	18	3	4	7	4	3	8	1	7	0	2	95	92.2
住宅用警報機	15	5	3	0	0	3	1	2	2	0	0	2	0	33	32.0
自動火災報知設備	10	7	16	2	2	4	3	0	4	2	3	0	0	53	51.5
消防署通報設備	6	5	8	1	0	3	2	1	1	0	3	0	0	30	29.1
室内消火栓設備	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1.0
スプリンクラー	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	3	2.9
該当ホーム数	30	13	18	3	4	7	4	4	9	2	7	0	2	103	100.0

④区分4以上が80%以上かつ延べ床面積275㎡以上のホームにおける防火設備の有無

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	(東京)	(神奈川)	(愛知)	(大阪)	合計	%
消火器★					1					0	2			3	75.0
住宅用警報機					0					0	1			1	25.0
自動火災報知設備★					1					1	2			4	100.0
消防署通報設備★					0					0	2			2	50.0
室内消火栓設備					0					0	0			0	0.0
スプリンクラー★					0					1	1			2	50.0
該当ホーム数					1					1	2			4	100.0

⑤延べ床面積150㎡以上のホームにおける防火設備の有無

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	(東京)	(神奈川)	(愛知)	(大阪)	合計	%
消火器★	163	91	98	29	45	28	50	32	35	14	95	25	9	714	95.6
住宅用警報機	85	55	45	14	21	13	15	6	10	1	34	16	4	319	42.7
自動火災報知設備	33	34	45	8	16	6	18	11	16	7	45	9	1	249	33.3
消防署通報設備	19	16	26	2	6	5	11	2	6	4	39	5	0	141	18.9
室内消火栓設備	2	1	3	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0	14	1.9
スプリンクラー	8	0	3	1	1	1	7	0	2	1	2	0	0	26	3.5
該当ホーム数	181	94	98	29	45	33	52	33	38	15	95	25	9	747	100.0

⑥延べ床面積300㎡以上のホームにおける防火設備の有無

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	(東京)	(神奈川)	(愛知)	(大阪)	合計	%
消火器★	15	6	14	2	3	4	4	2	5	1	5		1	62	92.5
住宅用警報機	6	3	3	0	0	2	1	2	1	0	2		0	20	29.9
自動火災報知設備★	6	4	12	1	1	1	3	0	3	2	2		0	35	52.2
消防署通報設備	2	3	6	1	0	0	2	0	1	0	2		0	17	25.4
室内消火栓設備	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	1	1.5
スプリンクラー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0		0	1	1.5
該当ホーム数	17	7	14	2	3	4	4	2	6	2	5	0	1	67	100.0

⑦延べ床面積500㎡以上のホームにおける防火設備の有無

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	(東京)	(神奈川)	(愛知)	(大阪)	合計	%
消火器★	2	1	2			1	1		1					8	100.0
住宅用警報機	0	0	0			0	1		0					1	12.5
自動火災報知設備★	0	1	2			1	1		1					6	75.0
消防署通報設備★	0	1	1			0	0		1					3	37.5
室内消火栓設備	0	0	0			0	0		0					0	0.0
スプリンクラー	0	0	0			0	0		0					0	0.0
該当ホーム数	2	1	2	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	8	100.0

7. 事業所との距離

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	(東京)	(神奈川)	(愛知)	(大阪)	合計	%
事業所敷地内	29	19	23	7	15	19	15	4	21	10	26	16	20	224	7.8
5分以内	264	94	97	34	27	54	115	87	103	8	55	38	35	1,011	35.3
15分以内	229	165	146	45	60	56	77	57	63	10	110	41	31	1,090	38.0
30分以内	105	47	52	16	18	27	38	17	23	19	75	14	19	470	16.4
無回答	25	7	17	1	5	4	1	0	2	1	5	5	0	73	2.5
合計	652	332	335	103	125	160	246	165	212	48	271	114	105	2,868	100.0

8. 月額家賃

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	(東京)	(神奈川)	(愛知)	(大阪)	合計	%
なし	2	3	1	2	1	1	3	0	0	0	1	6	0	20	0.7
～5万円未満	100	67	69	17	28	22	73	21	61	4	13	6	30	511	17.8
～6万円未満	81	43	15	5	19	14	26	14	17	1	3	5	9	252	8.8
～7万円未満	74	51	37	12	23	32	25	27	22	1	6	5	5	320	11.2
～8万円未満	53	32	26	10	13	17	13	15	20	2	6	7	5	219	7.6
～9万円未満	59	20	28	14	9	10	34	5	23	2	2	13	2	221	7.7
～10万円未満	58	16	9	8	3	4	8	6	11	0	0	6	5	134	4.7
～12万円	87	43	51	18	10	17	23	31	16	1	2	11	23	333	11.6
～15万円	42	16	33	6	7	13	11	24	10	9	8	20	8	207	7.2
～20万円	27	20	25	6	3	9	9	15	9	11	40	9	6	189	6.6
～30万円	5	2	10	1	2	2	5	5	6	11	102	4	1	156	5.4
30万円超	4	0	1	1	0	3	0	2	2	4	80	1	3	101	3.5
無回答	60	19	30	3	7	16	16	0	15	2	8	21	8	205	7.1
合計	652	332	335	103	125	160	246	165	212	48	271	114	105	2,868	100.0
月額家賃平均(万円)	8.1	7.5	8.7	8.5	6.9	8.5	3	9.3	7.6	16.6	24.1	10.2	8.7	9.8	
月額家賃最高(万円)	42	27	30	39	24	41	24	32	44	40	68	36	42	68	

9. 自治体助成

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	(東京)	(神奈川)	(愛知)	(大阪)	合計	%
あり	16	34	102	22	19	40	1	2.0	12	23	200	21	36	528	18.4
なし	596	252	196	80	103	118	242	152.0	198	15	66	85	69	2,172	75.7
無回答	40	46	37	1	3	2	3	11.0	2	10	5	8	0	168	5.9
合計	652	332	335	103	125	160	246	165.0	212	48	271	114	105	2,868	100.0

10. 利用者負担

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	(東京)	(神奈川)	(愛知)	(大阪)	合計
利用者負担平均額	54,940	50,630	54,260	52,115	52,268	52,036	48,413	53,479	48,721	72,146	64,271	53,780	49,552	53,881
利用者負担最高額	87,500	71,982	96,900	88,000	79,000	102,000	86,000	104,500	78,919	91,000	111,000	104,000	85,000	111,000
家賃負担平均額	18,154	15,669	20,355	18,286	14,859	19,648	17,770	20,726	17,679	32,422	31,351	23,039	18,410	19,811
家賃負担最高額	47,000	40,000	50,000	65,000	30,000	50,000	38,000	52,000	45,105	55,000	57,000	54,000	35,000	65,000
食費負担平均額	23,148	22,981	21,438	21,747	22,501	20,930	20,598	22,123	20,814	25,870	20,237	19,456	19,162	21,760
その他平均額	14,806	11,927	13,792	12,557	14,952	12,205	12,494	11,132	11,139	13,853	14,777	11,942	11,864	13,218



## 性風俗店舗の防火対策に関する全国調査結果(全数)

(平成20年7月18日報告分)

## ○施設数

2,836 施設

## ○使用状況

	施設数	割合
建物全てを性風俗店舗として使用	1,140	40.2%
建物の一部を性風俗店舗として使用	1,696	59.8%

## ○消防法令違反の状況

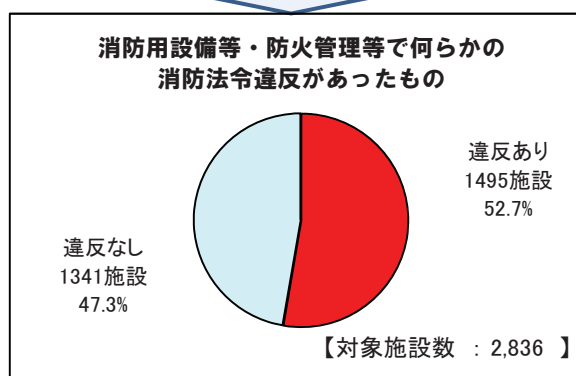
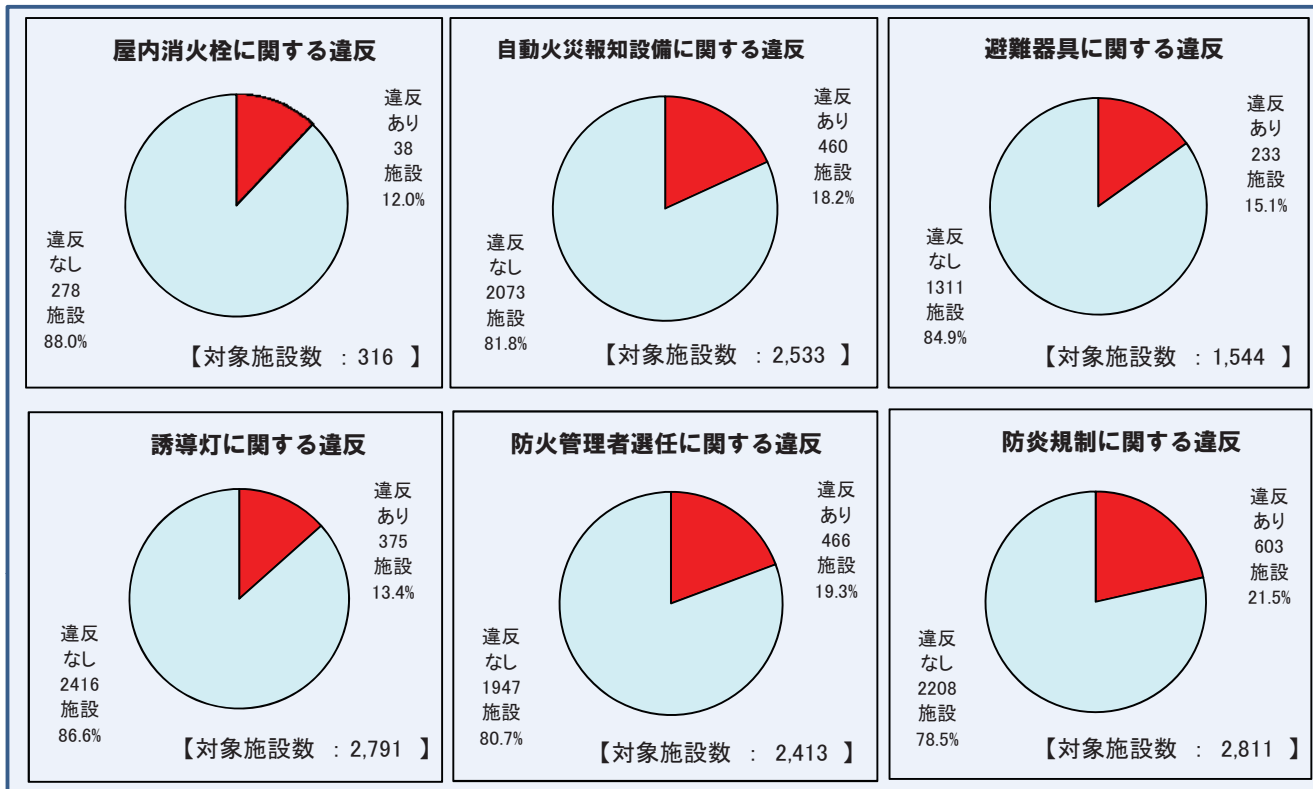
		義務あり	違反件数	違反率	内、未設置による違反件数	内、未設置による違反率
(1) 消防用設備等	消火器具	2,801	177	6.3%	(48)	(1.7%)
	屋内消火栓設備	316	38	12.0%	(6)	(1.9%)
	スプリンクラー設備	93	14	15.1%	(3)	(3.2%)
	自動火災報知設備	2,533	460	18.2%	(94)	(3.7%)
	非常警報設備(器具)	1,289	62	4.8%	(29)	(2.2%)
	避難器具	1,544	233	15.1%	(79)	(5.1%)
	誘導灯	2,791	375	13.4%	(62)	(2.2%)
	その他の消防用設備等	430	31	7.2%	(5)	(1.2%)
(2) 防火管理等	防火管理者選任	2,413	466	19.3%	—	—
	消防訓練	2,428	883	36.4%	—	—
	消防計画	2,488	522	21.0%	—	—
	防災規制	2,811	603	21.5%	—	—
	避難管理・火気管理等	2,836	395	13.9%	—	—
上記について何らかの違反があったものの割合		2,836	1,495	52.7%	—	—
消防用設備等点検報告違反		2,836	840	29.6%	—	—
防火対象物定期点検報告違反		1,526	725	47.5%	—	—

# 性風俗店舗に関する主な消防法令違反の状況（全数）

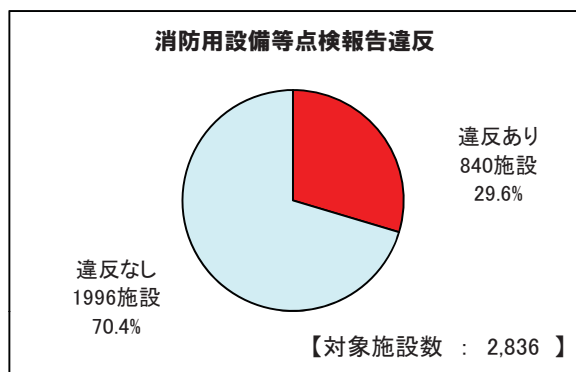
## 性風俗店舗施設数

2,836 施設

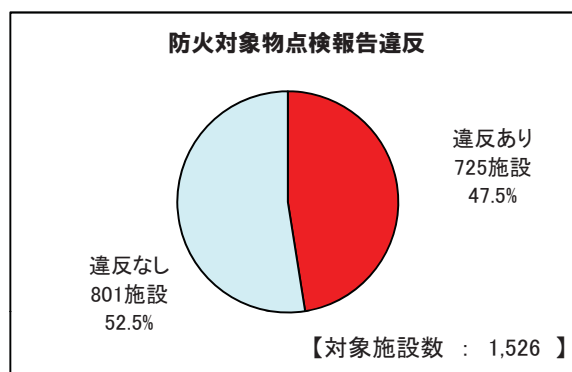
## 消防用設備・防火管理等の違反（抜粋）



## 消防設備等点検報告違反



## 防火対象物定期点検違反



# 性風俗店舗の防火対策に関する全国調査結果（2項ハ（ファッションヘルス等））

（平成20年7月18日報告分）

## ○施設数

1,733 施設

## ○使用状況

	施設数	割合
建物全てを性風俗店舗として使用	259	14.9%
建物の一部を性風俗店舗として使用	1,474	85.1%

## ○消防法令違反の状況

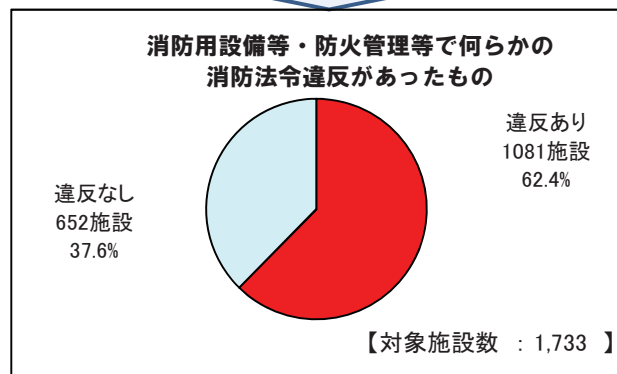
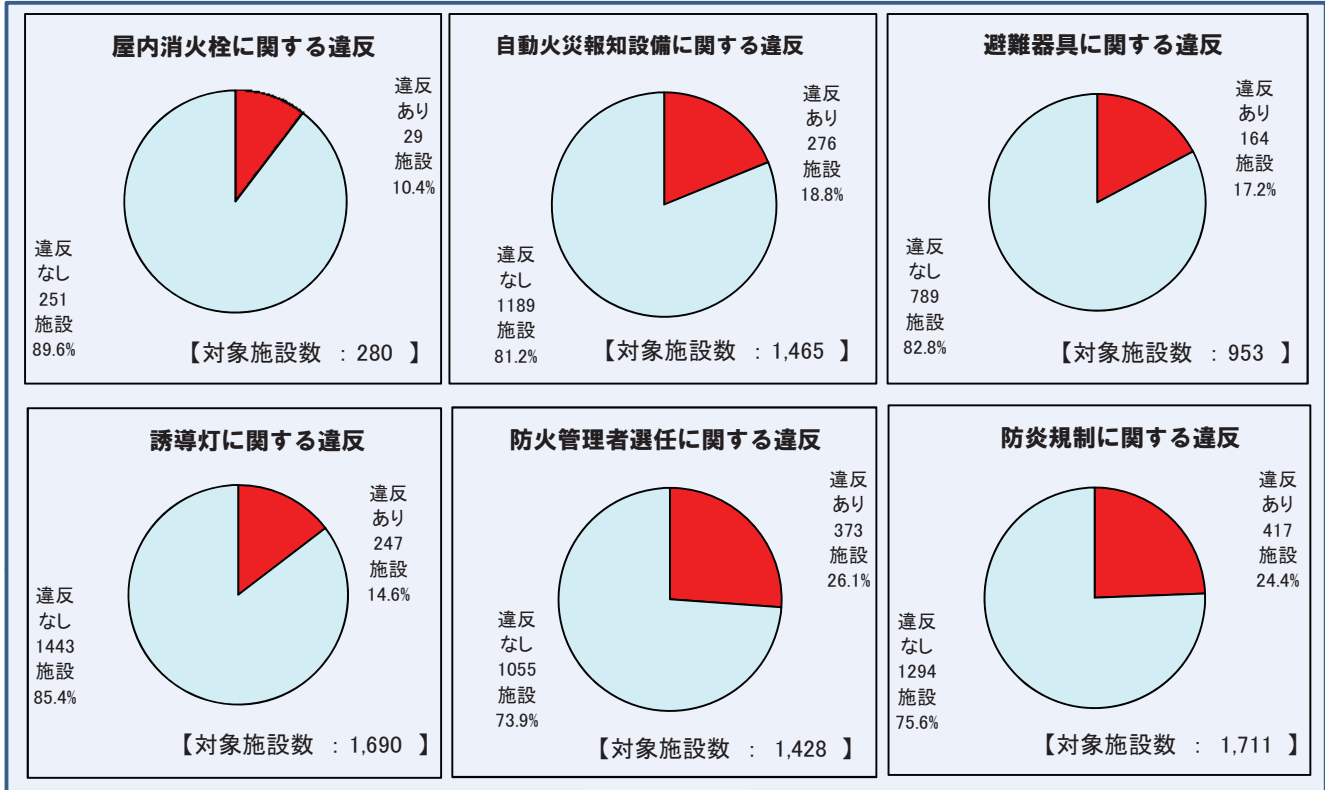
		義務あり	違反件数	違反率	内、未設置による違反件数	内、未設置による違反率
(1) 消防用設備等	消火器具	1,703	144	8.5%	(48)	(2.8%)
	屋内消火栓設備	280	29	10.4%	(5)	(1.8%)
	スプリンクラー設備	89	14	15.7%	(3)	(3.4%)
	自動火災報知設備	1,465	276	18.8%	(87)	(5.9%)
	非常警報設備(器具)	749	54	7.2%	(26)	(3.5%)
	避難器具	953	164	17.2%	(73)	(7.7%)
	誘導灯	1,690	247	14.6%	(59)	(3.5%)
	その他の消防用設備等	305	19	6.2%	(5)	(1.6%)
(2) 防火管理等	防火管理者選任	1,428	373	26.1%	—	—
	消防計画	1,504	406	27.0%	—	—
	消防訓練	1,445	705	48.8%	—	—
	防災規制	1,711	417	24.4%	—	—
	避難管理・火気管理等	1,733	220	12.7%	—	—
上記について何らかの違反があったものの割合		1,733	1,081	62.4%		
消防用設備等点検報告違反		1,733	652	37.6%	—	—
防火対象物定期点検報告違反		861	521	60.5%	—	—

# 性風俗店舗に関する主な消防法令違反の状況（2項ハ（ファッションヘルス等））

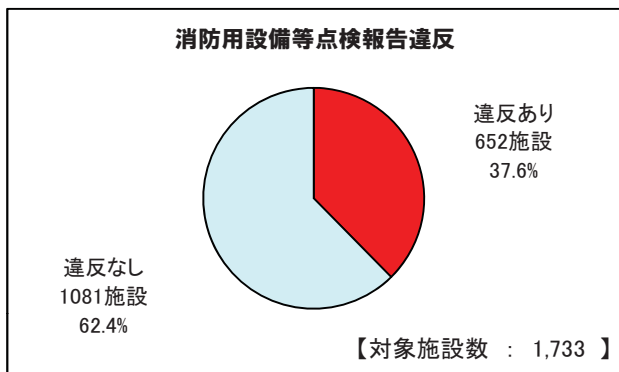
## 性風俗店舗施設数

1,733 施設

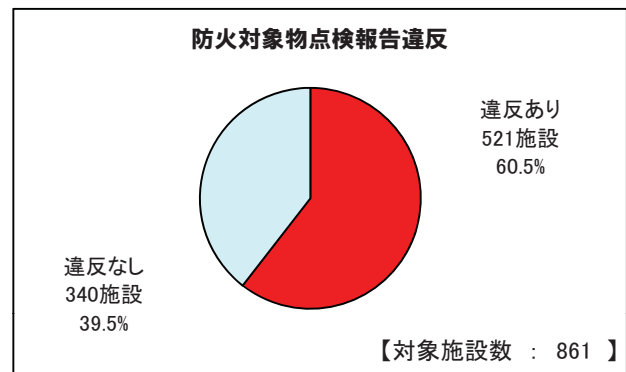
## 消防用設備・防火管理等の違反（抜粋）



## 消防設備等点検報告違反



## 防火対象物定期点検違反



# 性風俗店舗の防火対策に関する全国調査結果（9項イ(ソープランド等)）

（平成20年7月18日報告分）

## ○施設数

1,103 施設

## ○使用状況

	施設数	割合
建物全てを性風俗店舗として使用	881	79.9%
建物の一部を性風俗店舗として使用	222	20.1%

## ○消防法令違反の状況

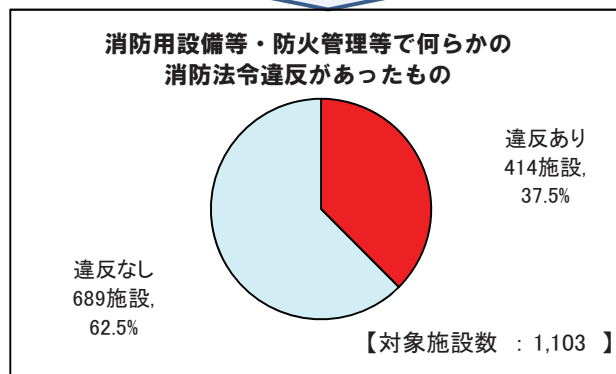
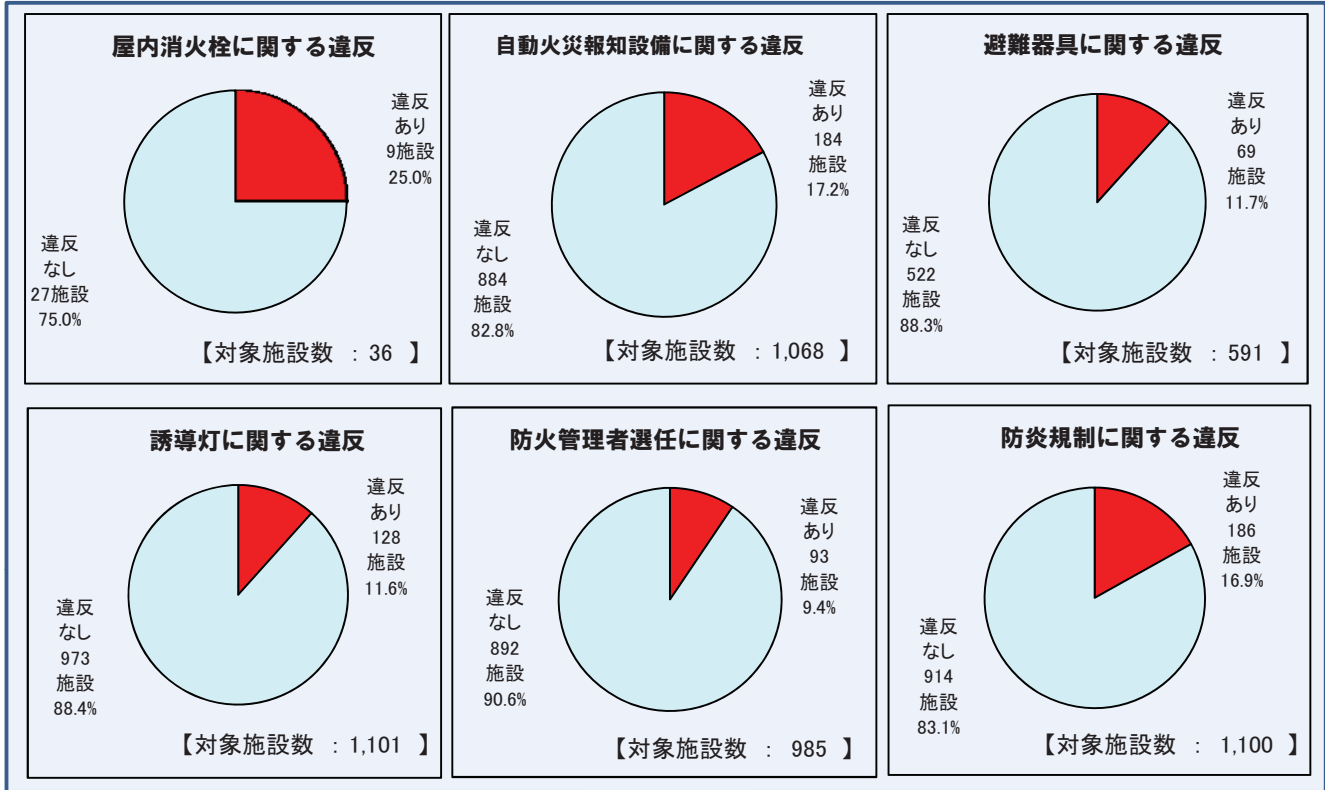
		義務あり	違反件数	違反率	内、未設置による違反件数	内、未設置による違反率
(1) 消防用設備等	消火器具	1,098	33	3.0%	(0)	(0.0%)
	屋内消火栓設備	36	9	25.0%	(1)	(2.8%)
	スプリンクラー設備	4	0	0.0%	(0)	(0.0%)
	自動火災報知設備	1,068	184	17.2%	(7)	(0.7%)
	非常警報設備(器具)	540	8	1.5%	(3)	(0.6%)
	避難器具	591	69	11.7%	(6)	(1.0%)
	誘導灯	1,101	128	11.6%	(3)	(0.3%)
	その他の消防用設備等	125	12	9.6%	(0)	(0.0%)
(2) 防火管理等	防火管理者選任	985	93	9.4%	—	—
	消防計画	984	116	11.8%	—	—
	消防訓練	983	178	18.1%	—	—
	防災規制	1,100	186	16.9%	—	—
	避難管理・火気管理等	1,103	175	15.9%	—	—
上記について何らかの違反があったものの割合		1103	414	37.5%	—	—
消防用設備等点検報告違反		1,103	188	17.0%	—	—
防火対象物定期点検報告違反		665	204	30.7%	—	—

# 性風俗店舗に関する主な消防法令違反の状況 (9項イ (ソープランド等))

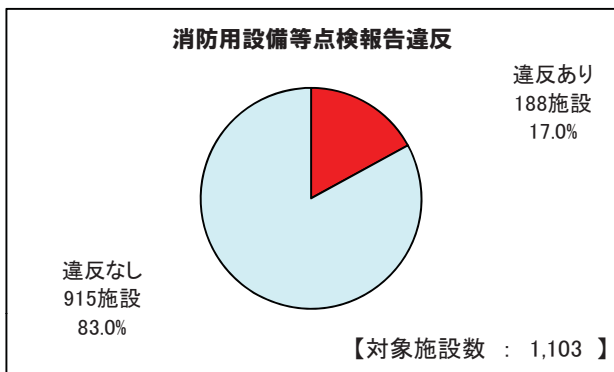
## 性風俗店舗施設数

1,103 施設

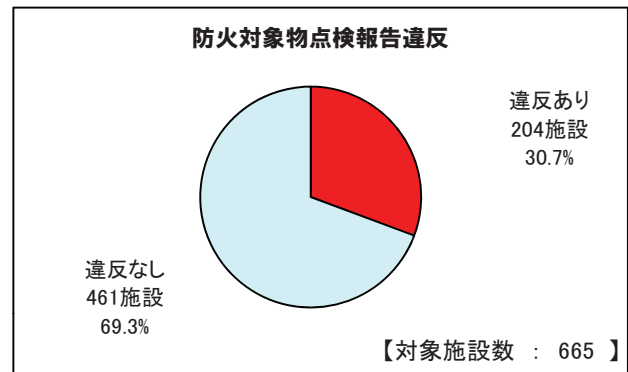
## 消防用設備・防火管理等の違反 (抜粋)



## 消防設備等点検報告違反



## 防火対象物定期点検違反



## 性風俗店舗実態調査における消防法令違反の都道府県別集計表

都道府県	消防用設備、防火管理等について 何らかの違反があったもの						消防用設備等点検報告違反						防火対象物定期点検報告違反					
	2項ハ			9項イ			2項ハ			9項イ			2項ハ			9項イ		
	施設数	違反件数	違反率	施設数	違反件数	違反率	義務あり	違反件数	違反率	義務あり	違反件数	違反率	義務あり	違反件数	違反率	義務あり	違反件数	違反率
北海道	223	46	20.6%	45	2	4.4%	223	21	9.4%	45	2	4.4%	163	43	26.4%	37	1	2.7%
青森県	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
岩手	3	2	66.7%	1	0	0.0%	3	1	33.3%	1	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
宮城	20	5	25.0%	6	0	0.0%	20	2	10.0%	6	0	0.0%	12	0	0.0%	6	0	0.0%
秋田	1	1	100.0%	8	5	62.5%	1	1	100.0%	8	2	25.0%	1	1	100.0%	5	3	60.0%
山形	1	1	100.0%	0	0	0.0%	1	1	100.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
福島	7	6	85.7%	19	6	31.6%	7	2	28.6%	19	4	21.1%	4	1	25.0%	5	2	40.0%
茨城	11	6	54.5%	33	21	63.6%	11	4	36.4%	33	11	33.3%	0	0	0.0%	14	14	100.0%
栃木	31	30	96.8%	9	9	100.0%	31	17	54.8%	9	6	66.7%	4	4	100.0%	1	0	0.0%
群馬	6	4	66.7%	0	0	0.0%	6	4	66.7%	0	0	0.0%	2	0	0.0%	0	0	0.0%
埼玉	22	16	72.7%	41	14	34.1%	22	9	40.9%	41	5	12.2%	9	2	22.2%	23	15	65.2%
千葉	59	52	88.1%	45	39	86.7%	59	35	59.3%	45	20	44.4%	34	30	88.2%	40	32	80.0%
東京	525	343	65.3%	201	23	11.4%	525	217	41.3%	201	5	2.5%	327	258	78.9%	161	10	6.2%
神奈川	145	119	82.1%	101	27	26.7%	145	50	34.5%	101	4	4.0%	69	55	79.7%	73	7	9.6%
新潟	21	11	52.4%	9	0	0.0%	21	3	14.3%	9	1	11.1%	1	1	100.0%	8	0	0.0%
富山	6	4	66.7%	0	0	0.0%	6	5	83.3%	0	0	0.0%	1	0	0.0%	0	0	0.0%
石川	0	0	0.0%	12	11	91.7%	0	0	0.0%	12	4	33.3%	0	0	0.0%	2	1	50.0%
福井	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
山梨	0	0	0.0%	6	5	83.3%	0	0	0.0%	6	4	66.7%	0	0	0.0%	3	3	100.0%
長野	12	11	91.7%	0	0	0.0%	12	5	41.7%	0	0	0.0%	6	4	66.7%	0	0	0.0%
岐阜	22	22	100.0%	61	61	100.0%	22	21	95.5%	61	14	23.0%	4	4	100.0%	30	28	93.3%
静岡	17	13	76.5%	20	13	65.0%	17	10	58.8%	20	7	35.0%	3	3	100.0%	5	3	60.0%
愛知	315	172	54.6%	14	1	7.1%	315	79	25.1%	14	1	7.1%	119	46	38.7%	1	0	0.0%
三重	1	1	100.0%	3	3	100.0%	1	1	100.0%	3	2	66.7%	0	0	0.0%	2	1	50.0%
滋賀	0	0	0.0%	37	28	75.7%	0	0	0.0%	37	5	13.5%	0	0	0.0%	18	4	22.2%
京都	27	13	48.1%	0	0	0.0%	27	11	40.7%	0	0	0.0%	7	2	28.6%	0	0	0.0%
大阪	99	79	79.8%	14	3	21.4%	99	54	54.5%	14	1	7.1%	56	42	75.0%	13	1	7.7%
兵庫	24	19	79.2%	71	6	8.5%	24	15	62.5%	71	3	4.2%	4	2	50.0%	35	4	11.4%
奈良	1	0	0.0%	0	0	0.0%	1	1	100.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
和歌山	4	3	75.0%	8	1	12.5%	4	3	75.0%	8	0	0.0%	0	0	0.0%	3	0	0.0%
鳥取	0	0	0.0%	14	6	42.9%	0	0	0.0%	14	4	28.6%	0	0	0.0%	1	1	100.0%
島根	0	0	0.0%	1	0	0.0%	0	0	0.0%	1	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
岡山	6	2	33.3%	2	0	0.0%	6	2	33.3%	2	0	0.0%	2	0	0.0%	1	0	0.0%
広島	6	5	83.3%	25	7	28.0%	6	2	33.3%	25	8	32.0%	2	1	50.0%	18	11	61.1%
山口	6	6	100.0%	13	4	30.8%	6	6	100.0%	13	1	7.7%	0	0	0.0%	2	1	50.0%
徳島	14	14	100.0%	5	5	100.0%	14	14	100.0%	5	4	80.0%	4	4	100.0%	3	3	100.0%
香川	6	6	100.0%	18	18	100.0%	6	6	100.0%	18	15	83.3%	0	0	0.0%	14	14	100.0%
愛媛	11	9	81.8%	9	6	66.7%	11	2	18.2%	9	2	22.2%	6	3	50.0%	5	2	40.0%
高知	3	3	100.0%	6	6	100.0%	3	1	33.3%	6	6	100.0%	1	1	100.0%	5	5	100.0%
福岡	40	29	72.5%	89	33	37.1%	40	22	55.0%	89	9	10.1%	9	8	88.9%	63	18	28.6%
佐賀	2	1	50.0%	17	15	88.2%	2	1	50.0%	17	10	58.8%	0	0	0.0%	4	2	50.0%
長崎	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
熊本	0	0	0.0%	55	4	7.3%	0	0	0.0%	55	0	0.0%	0	0	0.0%	36	2	5.6%
大分	10	9	90.0%	19	18	94.7%	10	9	90.0%	19	16	84.2%	0	0	0.0%	5	5	100.0%
宮崎	17	12	70.6%	9	4	44.4%	17	9	52.9%	9	4	44.4%	10	6	60.0%	7	3	42.9%
鹿児島	0	0	0.0%	5	1	20.0%	0	0	0.0%	5	1	20.0%	0	0	0.0%	3	1	33.3%
沖縄	8	6	75.0%	51	9	17.6%	8	6	75.0%	51	7	13.7%	0	0	0.0%	12	7	58.3%
合計	1,733	1,081	62.4%	1,103	414	37.5%	1,733	652	37.6%	1,103	188	17.0%	861	521	60.5%	665	204	30.7%

## 個室ビデオ店等に係る防火対策に関する全国調査結果(全数)

(平成20年10月31日報告分)

### ○施設数

8,615 施設

### ○使用状況

	施設数	割合
建物全てを個室ビデオ店等として使用	2,878	33.4%
建物の一部を個室ビデオ店等として使用	5,737	66.6%

### ○消防法令違反の状況

		義務あり	違反件数	違反率
(1) 消防用設備等	消火器具	8,541	562	6.6%
	屋内消火栓設備	1,989	272	13.7%
	スプリンクラー設備	908	74	8.1%
	自動火災報知設備	7,548	1,028	13.6%
	消防機関へ通報する火災報知設備	3,317	0	0.0%
	非常警報設備(器具)	4,594	224	4.9%
	排煙設備	345	16	4.6%
	避難器具	4,104	547	13.3%
	誘導灯	8,406	1,125	13.4%
	その他の消防用設備等	1,516	96	6.3%
(2) 防火管理等	防火管理者選任	8,297	1,466	17.7%
	消防計画	8,294	1,729	20.8%
	消防訓練	8,310	3,368	40.5%
	防災規制	8,459	1,134	13.4%
	避難管理・火気管理等	8,615	1,242	14.4%
消防用設備等点検報告違反		8,615	2,484	28.8%
防火対象物定期点検報告違反		3,435	1,282	37.3%
使用開始届		8,615	776	9.0%



## 個室ビデオ店等に係る防火対策に関する全国調査結果(個室ビデオ店)

(平成20年10月31日報告分)

### ○施設数

768 施設

### ○使用状況

	施設数	割合
建物全てを個室ビデオ店等として使用	204	26.6%
建物の一部を個室ビデオ店等として使用	564	73.4%

### ○消防法令違反の状況

		義務あり	違反件数	違反率
(1) 消防用設備等	消火器具	761	105	13.8%
	屋内消火栓設備	128	54	42.2%
	スプリンクラー設備	23	7	30.4%
	自動火災報知設備	594	160	26.9%
	消防機関へ通報する火災報知設備	209	0	0.0%
	非常警報設備(器具)	283	39	13.8%
	排煙設備	6	1	16.7%
	避難器具	366	109	29.8%
	誘導灯	753	228	30.3%
	その他の消防用設備等	117	16	13.7%
(2) 防火管理等	防火管理者選任	631	215	34.1%
	消防計画	629	227	36.1%
	消防訓練	641	378	59.0%
	防災規制	740	157	21.2%
	避難管理・火気管理等	768	176	22.9%
消防用設備等点検報告違反		768	368	47.9%
防火対象物定期点検報告違反		278	179	64.4%
使用開始届		768	188	24.5%

## 個室ビデオ店等に係る防火対策に関する全国調査結果(カラオケボックス)

(平成20年10月31日報告分)

### ○施設数

5,619 施設

### ○使用状況

	施設数	割合
建物全てを個室ビデオ店等として使用	2,105	37.5%
建物の一部を個室ビデオ店等として使用	3,514	62.5%

### ○消防法令違反の状況

		義務あり	違反件数	違反率
(1) 消防用設備等	消火器具	5,558	277	5.0%
	屋内消火栓設備	1,251	135	10.8%
	スプリンクラー設備	580	36	6.2%
	自動火災報知設備	4,904	556	11.3%
	消防機関へ通報する火災報知設備	2,152	0	0.0%
	非常警報設備(器具)	3,068	130	4.2%
	排煙設備	234	5	2.1%
	避難器具	2,758	285	10.3%
	誘導灯	5,449	540	9.9%
	その他の消防用設備等	893	57	6.4%
(2) 防火管理等	防火管理者選任	5,518	657	11.9%
	消防計画	5,517	825	15.0%
	消防訓練	5,524	1,900	34.4%
	防災規制	5,520	546	9.9%
	避難管理・火気管理等	5,619	588	10.5%
消防用設備等点検報告違反		5,619	1,403	25.0%
防火対象物定期点検報告違反		2,257	710	31.5%
使用開始届		5,619	319	5.7%

# 個室ビデオ店等に係る防火対策に関する全国調査結果(インターネットカフェ等)

(平成20年10月31日報告分)

## ○施設数

2,068 施設

## ○使用状況

	施設数	割合
建物全てを個室ビデオ店等として使用	543	26.3%
建物の一部を個室ビデオ店等として使用	1,525	73.7%

## ○消防法令違反の状況

		義務あり	違反件数	違反率
(1) 消防用設備等	消火器具	2,064	153	7.4%
	屋内消火栓設備	602	77	12.8%
	スプリンクラー設備	304	30	9.9%
	自動火災報知設備	1,941	281	14.5%
	消防機関へ通報する火災報知設備	934	0	0.0%
	非常警報設備(器具)	1,197	48	4.0%
	排煙設備	104	9	8.7%
	避難器具	910	137	15.1%
	誘導灯	2,051	304	14.8%
	その他の消防用設備等	489	20	4.1%
(2) 防火管理等	防火管理者選任	2,051	568	27.7%
	消防計画	2,051	647	31.5%
	消防訓練	2,049	1,038	50.7%
	防災規制	2,044	396	19.4%
	避難管理・火気管理等	2,068	456	22.1%
消防用設備等点検報告違反		2,068	620	30.0%
防火対象物定期点検報告違反		849	361	42.5%
使用開始届		2,068	232	11.2%

## 個室ビデオ店等に係る防火対策に関する全国調査結果(テレフォンクラブ)

(平成20年10月31日報告分)

### ○施設数

160 施設

### ○使用状況

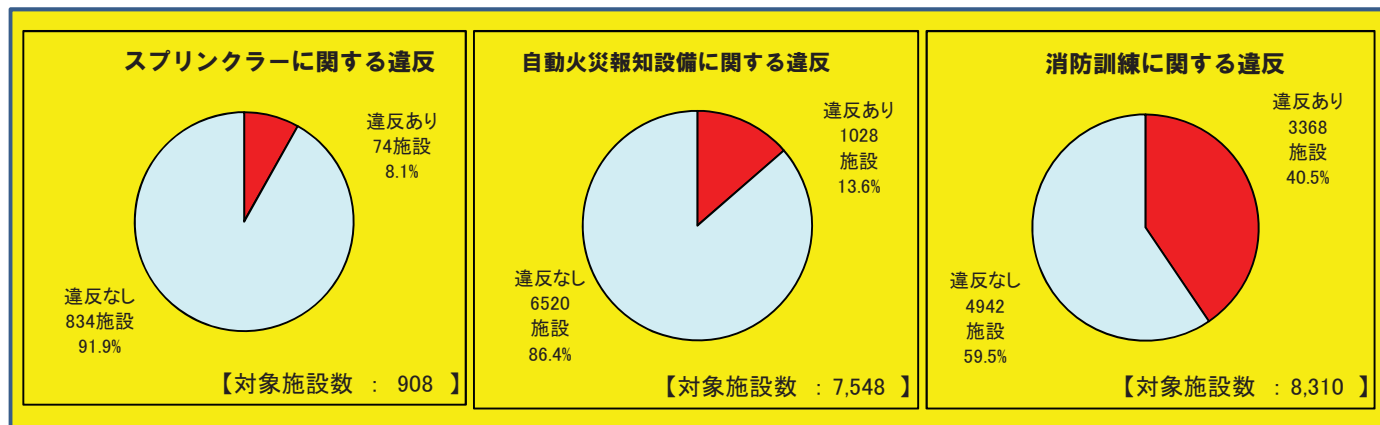
	施設数	割合
建物全てを個室ビデオ店等として使用	26	16.3%
建物の一部を個室ビデオ店等として使用	134	83.8%

### ○消防法令違反の状況

		義務あり	違反件数	違反率
(1) 消防用設備等	消火器具	158	27	17.1%
	屋内消火栓設備	8	6	75.0%
	スプリンクラー設備	1	1	100.0%
	自動火災報知設備	109	31	28.4%
	消防機関へ通報する火災報知設備	22	0	0.0%
	非常警報設備(器具)	46	7	15.2%
	排煙設備	1	1	100.0%
	避難器具	70	16	22.9%
	誘導灯	153	53	34.6%
	その他の消防用設備等	17	3	17.6%
(2) 防火管理等	防火管理者選任	97	26	26.8%
	消防計画	97	30	30.9%
	消防訓練	96	52	54.2%
	防災規制	155	35	22.6%
	避難管理・火気管理等	160	22	13.8%
消防用設備等点検報告違反		160	93	58.1%
防火対象物定期点検報告違反		51	32	62.7%
使用開始届		160	37	23.1%

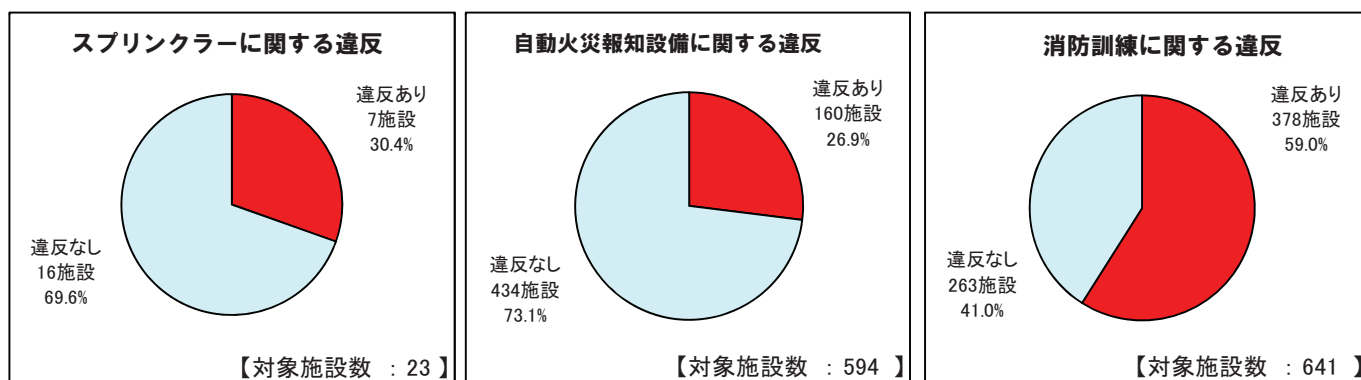
# 個室ビデオ店等に関する主な消防法令違反の状況（全数）

8,615 施設



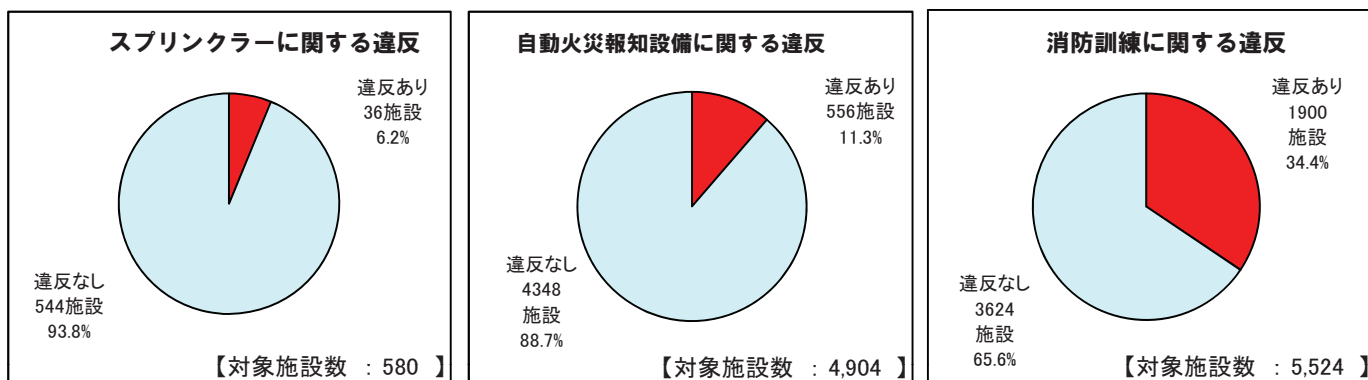
# 個室ビデオ店等に関する主な消防法令違反の状況（個室ビデオ店）

768 施設



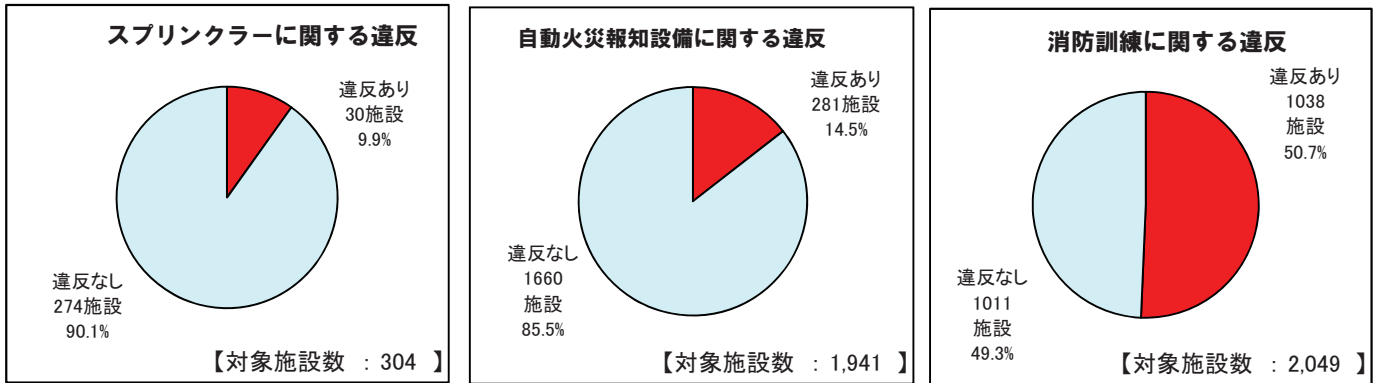
# 個室ビデオ店等に関する主な消防法令違反の状況（カラオケボックス）

5,619 施設



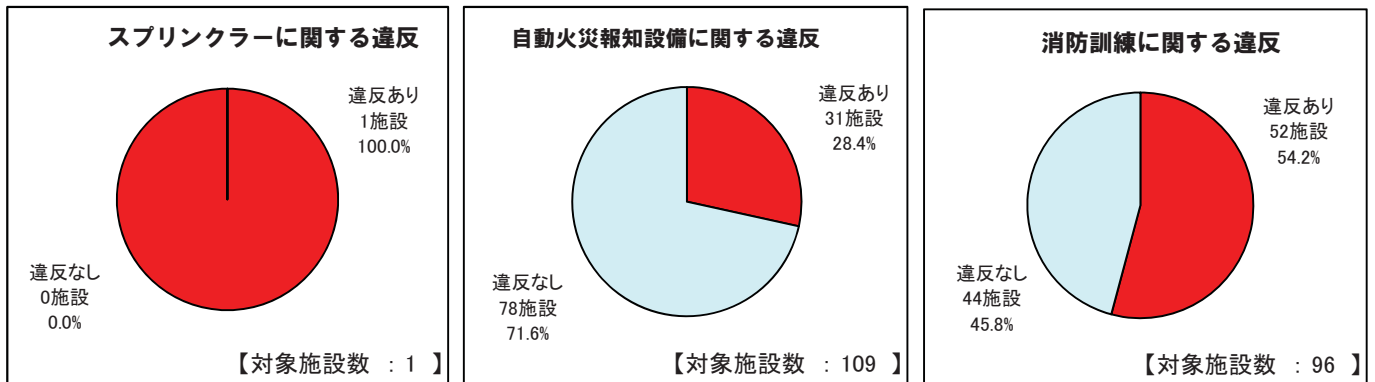
## 個室ビデオ店等に関する主な消防法令違反の状況（インターネットカフェ等）

2,068 施設



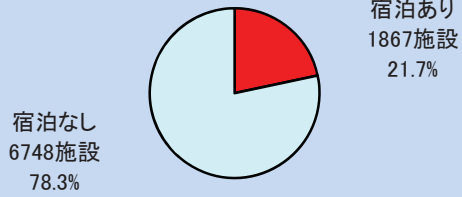
## 個室ビデオ店等に関する主な消防法令違反の状況（テレフォンクラブ）

160 施設



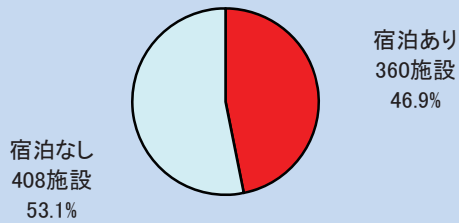
## 宿泊の有無

### 全数



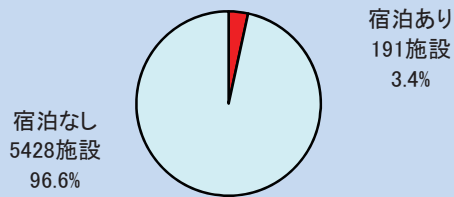
【対象施設数 : 8,615】

### 個室ビデオ店



【対象施設数 : 768】

### カラオケボックス



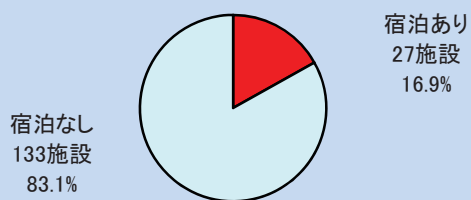
【対象施設数 : 5,619】

### インターネットカフェ等



【対象施設数 : 2,068】

### テレフォンクラブ



【対象施設数 : 160】

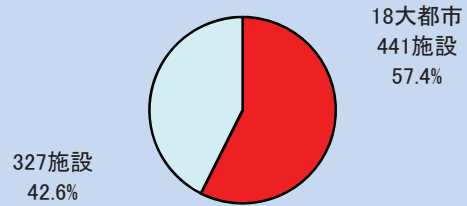
## 各施設における18大都市の割合

### 全数



【対象施設数 : 8,615】

### 個室ビデオ店



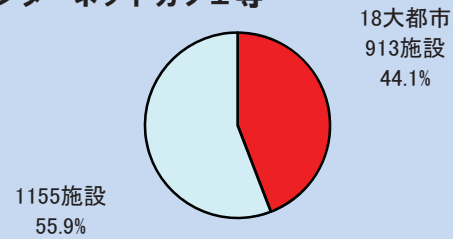
【対象施設数 : 768】

### カラオケボックス



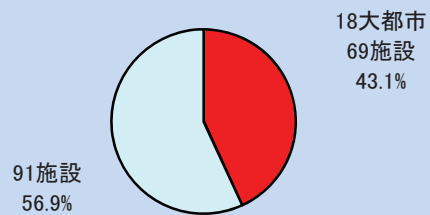
【対象施設数 : 5,619】

### インターネットカフェ等



【対象施設数 : 2,068】

### テレフォンクラブ



【対象施設数 : 160】

※これらは全て消防法施行令別表第一(2)項二(個室型店舗等)の用途となっており、消防用設備等の設置基準については同表(5)項イ(旅館、ホテル)の用途と比べて厳しい基準が適用されている。

## 個室ビデオ店等に関する主な消防法令違反の状況(都道府県別集計)

都道府県	施設数	スプリンクラー設備			自動火災報知設備			消防訓練違反		
		対象施設数	違反件数	違反率	対象施設数	違反件数	違反率	対象施設数	違反件数	違反率
北海道	454	54	2	3.7%	364	42	11.5%	402	199	49.5%
青森	62	3	0	0.0%	49	7	14.3%	58	27	46.6%
岩手	87	12	1	8.3%	77	4	5.2%	84	36	42.9%
宮城	142	26	1	3.8%	118	8	6.8%	139	35	25.2%
秋田	72	4	0	0.0%	60	10	16.7%	71	34	47.9%
山形	73	3	0	0.0%	62	2	3.2%	72	22	30.6%
福島	106	13	1	7.7%	96	12	12.5%	104	45	43.3%
茨城	166	7	0	0.0%	137	33	24.1%	162	66	40.7%
栃木	93	8	1	12.5%	83	11	13.3%	90	33	36.7%
群馬	107	10	2	20.0%	95	16	16.8%	104	42	40.4%
埼玉	384	36	5	13.9%	368	54	14.7%	380	173	45.5%
千葉	375	54	3	5.6%	350	43	12.3%	370	173	46.8%
東京	1,396	147	2	1.4%	1,316	122	9.3%	1,361	221	16.2%
神奈川	564	71	4	5.6%	523	54	10.3%	558	239	42.8%
新潟	135	6	1	16.7%	116	7	6.0%	129	34	26.4%
富山	63	6	0	0.0%	60	4	6.7%	61	27	44.3%
石川	78	10	0	0.0%	69	9	13.0%	78	21	26.9%
福井	54	0	0	0.0%	50	1	2.0%	53	15	28.3%
山梨	53	1	0	0.0%	46	5	10.9%	52	25	48.1%
長野	141	7	0	0.0%	124	22	17.7%	135	64	47.4%
岐阜	141	6	0	0.0%	103	28	27.2%	128	88	68.8%
静岡	233	13	2	15.4%	191	23	12.0%	223	96	43.0%
愛知	572	62	20	32.3%	460	97	21.1%	538	288	53.5%
三重	120	9	1	11.1%	96	17	17.7%	111	75	67.6%
滋賀	73	6	1	16.7%	65	8	12.3%	71	28	39.4%
京都	140	23	0	0.0%	132	3	2.3%	137	17	12.4%
大阪	619	91	6	6.6%	587	112	19.1%	595	286	48.1%
兵庫	315	44	5	11.4%	282	32	11.3%	307	145	47.2%
奈良	63	6	1	16.7%	53	17	32.1%	59	32	54.2%
和歌山	71	7	0	0.0%	55	5	9.1%	70	24	34.3%
鳥取	33	2	0	0.0%	26	3	11.5%	33	28	84.8%
島根	44	1	0	0.0%	33	2	6.1%	44	24	54.5%
岡山	126	10	0	0.0%	94	15	16.0%	117	60	51.3%
広島	143	22	0	0.0%	130	22	16.9%	139	52	37.4%
山口	73	8	0	0.0%	64	6	9.4%	70	34	48.6%
徳島	54	1	0	0.0%	41	7	17.1%	52	35	67.3%
香川	56	10	1	10.0%	51	14	27.5%	56	32	57.1%
愛媛	87	7	1	14.3%	74	16	21.6%	86	40	46.5%
高知	47	2	0	0.0%	40	6	15.0%	45	29	64.4%
福岡	302	48	10	20.8%	273	38	13.9%	294	109	37.1%
佐賀	43	7	1	14.3%	35	4	11.4%	42	22	52.4%
長崎	113	13	0	0.0%	75	10	13.3%	106	32	30.2%
熊本	105	7	1	14.3%	93	10	10.8%	103	21	20.4%
大分	72	8	0	0.0%	50	1	2.0%	64	28	43.8%
宮崎	69	5	0	0.0%	56	4	7.1%	67	29	43.3%
鹿児島	135	5	0	0.0%	93	17	18.3%	132	62	47.0%
沖縄	161	7	1	14.3%	133	45	33.8%	158	121	76.6%
合計	8,615	908	74	8.1%	7,548	1,028	13.6%	8,310	3,368	40.5%



消防予第133号  
平成20年6月4日

各都道府県消防主管部長 } 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁予防課長

障害者ケアホーム等における火災の発生を踏まえた防火安全対策の徹底及び実態調査について

去る6月2日に発生した神奈川県綾瀬市の障害者ケアホーム等の火災において、死者3名、負傷者1名の犠牲が出たことは誠に遺憾です（別紙1参照）。

添付省略

現在、この火災の原因について調査が行われているところですが、今回の火災事例にかんがみ、下記により障害者ケアホーム等について実態調査を行うことといたしました。今回の調査については、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部とも調整済みであり、必要に応じて厚生労働部局と連携して対応されるようお願いします。

併せて、障害者ケアホーム等の防火安全対策に不備が認められた場合には、確実に是正措置を講じるなど、より一層の防火安全対策の徹底をお願いします。今回の火災を踏まえ、厚生労働省においても今後の対応について検討が行われているところであり、当庁においても、同省と連携しつつ取り組みを進めることとしております（別紙2参照）。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村に対し、この旨、周知するようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

## 1 調査対象

その全部又は一部を障害者自立支援法（平成19年法律第123号）第10項又は第16項に規定する共同生活介護又は共同生活援助を行う施設\*の用途に供している防火対象物

\*・・・地方公共団体に届け出てられていない施設を含む。

## 2 調査内容

3 調査項目について調査を行い回答願います。

## 3 調査項目

- |                |               |        |
|----------------|---------------|--------|
| (1) 実態調査項目     | ・・・・・・・・・・別添1 | } 添付省略 |
| (2) 過去10年の火災事例 | ・・・・・・・・・・別添2 |        |

\*調査様式については別途メールにて送付します。

## 4 回答要領

(1) 消防本部（東京消防庁・各指定都市消防本部を除く。）

調査項目について各様式に必要事項を記入の上、都道府県消防防災主管部まで回答願います。

(2) 都道府県及び東京消防庁・各指定都市消防本部

調査項目について各様式を活用し、各都道府県におかれましては県内各消防本部からの回答をひとつのシートに取りまとめのうえ、電子データにより消防庁予防課担当へ回答願います。

(3) その他

各都道府県及び各消防本部は調査様式をマイクロソフトエクセルにて作成し、ファイル名を「〇〇県」及び「〇〇県〇〇消防本部（局）」とし、送付願います。

## 5 留意事項

(1) 集計の関係上、数字データについては、半角で入力し、また、調査様式のセルの結合等様式の変更は行わないよう願います。

(2) 様式1のエラーチェックについては、1項目に回答が2以上記入されている場合、記入漏れの場合及び文字列入力となっていた場合等に表示されることが大半であると考えられますので注意願います。

(3) 様式2については、過去10年間に発生した障害者ケアホーム等（1 調査対象に該当するものに限る。）での火災事例を記入願います。

(4) なお、障害者ケアホーム等に係る防火対策等について、ご意見等ございましたら、調査様式に添えてご提出ください。（様式自由）

6 回答期限

平成20年7月31日（木）

担当

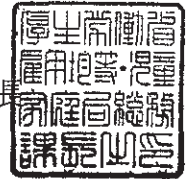
消防庁予防課 鳥枝、塩谷、浅海

電 話：03-5253-7523

FAX：03-5253-7533

各 { 都道府県  
指定都市  
中核市 } 民生主管部(局)長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長



厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長



厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長



厚生労働省老健局計画課長



障害者ケアホーム等における防火安全体制の徹底について

去る6月2日未明、神奈川県綾瀬市の障害者ケアホーム等における火災の発生により、3名の方が死亡するという痛ましい事故が発生しました。

障害者ケアホーム等介護を要する者等が入居する社会福祉施設等において火災が発生した場合には甚大な被害につながるおそれがあるため、平成18年1月10日付け雇児総発第0110001号・社援基発第0110001号・障企発第0110001号・老計発第0110001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長通知「認知症高齢者グループホーム等における防火安全体制の徹底等について」(別添1)により、防火安全体制の徹底等をお願いしているところであります。

また、消防庁より、平成19年6月13日付け消防予第230号「消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について」(別添2)及び消防予第231号「小規模社会福祉施

設に対する消防用設備等の技術上の基準の特例の適用について」(別添3)が発出されております。

貴職におかれましては、社会福祉施設等について、これらの通知の内容を踏まえ、防火体制及び万一火災が発生した場合の消火・避難・通報体制を確保する等、防火安全対策に万全を期すよう改めて周知徹底をお願いいたします。

なお、今回の火災を踏まえ、消防庁においても社会福祉施設等における防火安全対策の徹底について検討が行われているところであり、現在、同庁と連携しつつ厚生労働省としても今後の対応について検討しているところである旨申し添えます。

消防予第170号  
平成20年7月8日

各都道府県消防主管部長 }  
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁予防課長

執務資料の送付について

障害者ケアホーム等の消防法上の取扱いに係る質疑応答について、別添のとおりとりまとめましたので、執務上の参考としてください。

なお、貴都道府県内の市町村に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

## 別添

問1 現行の消防法施行令別表第1(6)項口については、障害者共同生活介護等が含まれる障害福祉サービス事業を行う施設について「生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る」と規定されており、障害者共同生活介護等を行う施設(障害者ケアホーム等)が明確に規定されていないが、同項口に障害者ケアホーム等は該当するのか。該当するとした場合、その考え方をご教示願いたい。

問2 上記1について該当するとした場合にあっては、現在、同項口には該当しないものとして運用されている状況が一部あることも踏まえ、早期の対応を促しつつ、規制の適用に当たって対応のための十分な期間が必要と考えられるがどうか。特に、消防法施行令の一部を改正する政令(平成19年政令第179号)により、平成21年4月1日以降、改正後の同項口及びハに障害者ケアホーム等が明確に位置付けられ、平成24年3月31日の経過措置期間までに、入所者の状況や面積に応じて、スプリンクラー設備や自動火災報知設備等を設置しなければならないこととされており、こうした規制に向けた対応の準備が進められている状況も踏まえ、どのように対処すべきかご教示願いたい。

(答)

1 令別表第1においては、火災予防上の観点から、防火対象物の態様、社会的機能等の業態を勘案し、類似の用途ごとに区分して項が設けられており、その区分に当たって設けられている施設名称の用語については、一部を除き関係法令における定義等は引用していない。すなわち、関係法令の規定は衛生、風俗取締、福祉、教育等の観点からなされているものであって、火災予防とは趣旨を異にするものであり、それらを基礎としながらも、令別表第1の用途区分は、あくまでも火災予防上の実態に即して判断すべきものとされている。

このような観点から、令別表第1(6)項口にあっては、高齢者、児童、障害者等の福祉援護を行う施設として、当該防火対象物におけるサービスの提供内容、高齢者等のサービスへの依存の程度等を総合的に勘案した上で、その実態に応じ、当該用途に該当するかどうか判断するものである。

2 既存の障害者ケアホーム等の中には、所轄消防機関の判断として、令別表第1(5)項口等に区分されているものが実態として存するところである。また、こうした施設で、実態に照らし、同表第1(6)項口に区分される施設の基準に沿った対応が適切と考えられるものにあつては、新たに安全対策を講じることが求められる場合もあるが、現在の取扱いが必ずしも関係者の不作為によるものではないこと等から、その実施に係る負担にかんがみ実情に即した取扱いを求められているところと承知している。

このようなケースについては、個別の防火対象物の実情を勘案しながら、関係者に対し早期の対応を促す一方、消防法施行令の一部を改正する政令(平成19年政令第179号)等による高齢者や障害者等の安全確保の趣旨、その施行期日や経過措置期間等を踏まえ、関係基準に適合するまでの間の当面の措置として、火気管理や可燃物管理の徹底、火災の監視体制や通報体制の強化を図るよう指導していくことが適切と考えられる。

消 防 予 第 3 0 2 号  
平成20年11月17日

各 都 道 府 県 消 防 主 管 部 長 } 殿  
東京消防庁・政令指定都市消防長 }

消 防 庁 予 防 課 長

老人福祉施設における防火対策の徹底について

11月13日未明に発生した宮城県仙台市の老人福祉施設の火災（別紙参照）  
においては、負傷者33名という多数の人的被害が発生しています。

添付省略

現在、この火災の原因については調査が行われているところですが、焼損は比較的小さい範囲にとどまっているものの、避難経路となる通路や階段室に煙が流入し、入所者が順次介助を受けながら避難していた際に、煙を吸う等して多数の負傷者が発生しています。

貴職におかれましては、下記により類似の老人福祉施設に係る緊急点検を行い、不備が認められた場合には是正措置を講じるなど、その防火対策の徹底を早急に進めるようお願いいたします。また、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村に対し、この旨周知するようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

- 1 老人福祉施設のうち、主として自力で避難することが困難な者が入所している施設で、スプリンクラー設備が設置されておらず、下記2の徹底が必要と考えられる施設を対象とすること。
- 2 上記1の対象施設にあつては、確実に区画を形成して火災を局限化するとともに、速やかに入所者の避難介助等を行うことが人命安全上不可欠である



ことから、次の点を重点とすること。

- ① 防火区画等が確実に形成されるか確認すること。この場合において、ストッパー等による扉の閉鎖障害を確認し、特に防火戸でストッパーが設けられているものにあつては、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものであることを確認すること。
  - ② 防火対象物の関係者に対し、避難訓練、通報訓練及び消火訓練の実施を徹底するよう指導すること。これに当たり、火災時に避難経路への煙の流入防止が特に重要となることから、扉の閉鎖確認等防火区画の形成、排煙設備がある場合にはその起動等を重点とすること。また、必要に応じ、「夜間の防火管理体制指導マニュアル」（平成元年3月31日付け消防予第36号）等により、実効性を確保すること。
- 3 緊急点検の結果、防火対策に重大な不備があるケースがあれば、下記の連絡先まで e-mail 又は FAX にて、その概要を送信すること（12月19日（金）を目途）。

消 防 予 第 1 1 0 号  
平成20年5月2日

各都道府県消防防災主管部長 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁予防課長

性風俗関連特殊営業を営む店舗等に係る防火対策の徹底及び実態調査について

去る4月28日に発生した北海道札幌市の性風俗関連特殊営業を営む店舗（ソープランド）の火災（別紙参照）において死者3名の犠牲が出たことは誠に遺憾です。

この火災の原因については調査中ですが、防火管理面の不備や消防用設備等及び防火設備の不適切な維持管理等が指摘されているところです。

このため、今回の火災の教訓を踏まえ、類似の火災の発生を防止するために、性風俗関連特殊営業を営む店舗等における防火対策について下記により実態調査を行うとともに、関係者等に対し防火対策の徹底について指導いただきますようお願いいたします。

また、実態調査等により消防法令違反等の防火安全上の不備事項が認められた場合には、違反処理基準に基づき早急に所要の措置を講ずるとともに、特に特定一階段等防火対象物については、火災危険性の大きさに鑑み、迅速確実に違反是正を行うようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の市町村に対してその旨周知するようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法第37条の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

## 記

### 1 調査対象

防火対象物の全部又は一部を風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗その他これに類するものとして総務省令で定めるものの用に供しているもの（消防法施行令別表第一(2)項ハ、(9)項イに該当するものに限る。）。

## 2 調査内容

調査様式の各調査内容について調査を行い回答願います。

## 3 調査様式

(1) 実態調査表 ……………様式1

(2) 過去10年間の火災事例 ……………様式2

※調査様式については別途メールにて送付します。

## 4 回答要領

(1) 消防本部（東京消防庁・各指定都市消防本部を除く。）

各様式に必要な事項を記入の上、都道府県消防防災主管部まで回答願います。

(2) 都道府県及び東京消防庁・各指定都市消防本部

各様式を活用し、管内各消防本部からの回答をひとつのシートに取りまとめ、電子データにより消防庁予防課担当へ回答願います。

(3) その他

各都道府県及び各消防本部は調査様式をマイクロソフトエクセルにて作成し、ファイル名を「〇〇県」及び「〇〇県〇〇消防本部（局）」とし、送付願います。

## 5 留意事項

(1) 集計の関係上、数字データについては、半角で入力し、また、調査様式のセルの結合等様式の変更は行わないよう願います。

(2) 様式1のエラーチェックについては、1項目に回答が2以上記入されている場合、記入漏れの場合、文字列入力となっていた場合等に表示されることが大半であると考えられますので注意願います。

(3) 様式2については、過去10年間に発生した性風俗関連特殊営業を営む店舗等（実態調査の対象に該当するものに限る。）での火災事例を記入願います。

(4) なお、性風俗関連特殊営業を営む店舗等に係る防火対策等について、ご意見等ございましたら、調査様式に添えてご提出ください。（様式自由）

6 回答期限

平成20年7月18日（金）

総務省消防庁予防課

村井・工藤

e-mail : [m2.kudou@soumu.go.jp](mailto:m2.kudou@soumu.go.jp)

電話 03-5253-7523

消防予第248号  
平成20年10月1日

各都道府県消防防災主管部長 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁予防課長

性風俗関連特殊営業を営む店舗等の防火対策に関する実態調査結果及び  
違反是正の徹底について

平成20年4月28日に発生した北海道札幌市の性風俗関連特殊営業を営む店舗（ソープランド）の火災を受けて、「性風俗関連特殊営業を営む店舗等に係る防火対策の徹底及び実態調査について」（平成20年5月2日付け消防予第110号）により実施した実態調査の結果を別添のとおり取りまとめましたので、これを踏まえ、下記の事項に留意の上、早期に違反是正を推進し、防火安全対策の徹底を図るようお願いします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村に対してこの旨を周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

本報告書  
「調査結果2」  
参照

#### 記

- 1 性風俗関連特殊営業を営む店舗等のうち消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）別表第一（9）項イに掲げる防火対象物に分類されるもの（ソープランド）については、公衆浴場法の許可に際して「旅館ホテル防火安全対策について」（昭和44年4月23日付け消防予第109号）等に基づき関係行政機関と地域の実情に応じた適切な対策を推進すること等により、防火基準の遵守と早期の違反是正を図ること。

- 2 性風俗関連特殊営業を営む店舗等のうち令別表第一（２）項ハに掲げる防火対象物に分類されるもの（ファッションヘルス等）については、令別表第一（９）項イに掲げる防火対象物に分類されるもの（ソープランド）に比べ多くの違反が見られる状況にかんがみ、これまで風俗営業の許可等については、「風俗営業の用途に供する営業所を含む防火対象物の防火安全対策における風俗営業行政との連携について」（平成13年11月12日付け消防予第393号）に基づき関係行政機関の連携の推進等をお願いしてきたところであるが、性風俗関連特殊営業の届出等についても、同通知中の記3による警察機関等関係機関との情報交換により、事業者の把握等地域の実情に応じた適切な対策を推進することを徹底することにより、防火基準の遵守と早期の違反是正を図ること。

なお、本件については、警察庁と協議済みである。

- 3 今回消防法違反が把握された防火対象物については、各違反事項に対して速やかな是正を求め、即時是正ができない事項については、改修期限を明記した改修計画等を提出させ、早期の是正を図ること。

また、改修計画等の提出がなされない場合、又は提出がなされても是正が行われない場合は、時機を失することなく、違反処理基準に基づき適切に履行期限を設定した警告、措置命令を発するなど必要な措置をとること。

総務省消防庁予防課 村井、工藤 電話：03-5253-7523 FAX：03-5253-7533
--

消防予第 255 号  
平成 20 年 10 月 1 日

各都道府県消防防災主管部長 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁予防課長

個室ビデオ店等に係る緊急調査及び防火対策の徹底について

10 月 1 日未明に発生した大阪府大阪市の個室ビデオ店の火災（別紙 1 参照）  
において死者 15 名、負傷者 10 名の犠牲が出たことは誠に遺憾です。

添付省略

当庁においては、火災発生後直ちに職員を現地に派遣し、関係当局とも協力の上、調査を行っているところです。

今後、類似の火災の発生を防止するために、個室ビデオ店等における防火対策について下記の 1 により調査を行うようお願いします。

また、調査等に当たっては、下記の 2 に示す留意事項に配慮して、重点的に改善指導を図るとともに、消防法令違反等の防火安全上の不備事項が認められた場合には、違反処理基準に基づき早急に所要の措置を講ずるようお願いします。併せて、消防法施行令の一部を改正する政令（平成 20 年政令第 215 号）等が本日施行され、すべての個室ビデオ店等に自動火災報知設備の設置が義務づけられていることから、早期の設置促進の指導に努めるようお願いします。

なお、個室ビデオ店等に係る防火対策の調査に当たっては、国土交通省住宅局建築指導課長から都道府県建築主務部長あてに別紙 2 のとおり通知されているので、必要に応じて建築部局と連携を図り、防火安全対策の徹底に努めてください。

各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の市町村に対してその旨周知するようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

## 1 調査について

### (1) 調査対象

防火対象物の全部又は一部を消防法施行令別表第1(2)項ニに掲げる用途に供しているもの(下記ア～オ参照)。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和59年政令第319号)第2条第1号に規定する興行場(客の性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の映像を見せる興行の用に供するものに限る。)

イ カラオケボックス

ウ 個室(これに類する施設を含む。)において、インターネットを利用させ、又は漫画を閲覧させる役務を提供する業務を営む店舗

エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業を営む店舗

オ その他消防機関で把握しているこれらと同様の防火対象物又はその部分

### (2) 調査内容

調査様式の各調査内容について調査を行い回答願います。

### (3) 調査様式

ア 実態調査表 ……………様式1

イ 過去10年間の火災事例 ……………様式2

添付省略

※調査様式については別途メールにて送付します。

### (4) 回答要領

ア 消防本部(東京消防庁・各指定都市消防本部を除く。)

各様式に必要事項を記入の上、都道府県消防防災主管部まで回答願います。

イ 都道府県及び東京消防庁・各指定都市消防本部

各様式を活用し、管内各消防本部からの回答をひとつのシートに取りまとめ、電子データにより消防庁予防課担当へ回答願います。

ウ その他

各都道府県及び各消防本部は調査様式をマイクロソフトエクセルにて作成し、ファイル名を「〇〇県」及び「〇〇県〇〇消防本部(局)」とし、送付願います。

### (5) 備考

ア 集計の関係上、数字データについては、半角で入力し、また、調査様式のセルの結合等様式の変更は行わないようお願いいたします。



イ 様式1のエラーチェックについては、1項目に回答が2以上記入されている場合、記入漏れの場合、文字列入力となっていた場合等に表示されることが大半であると考えられますので注意願います。

ウ 様式2については、過去10年間に発生した令別表第1(2)項ニに掲げる防火対象物での火災事例を記入願います。

(6) 回答期限

平成20年10月31日(金)

2 留意事項について

- (1) 火気管理が適切になされていること。
- (2) 階段、通路など避難経路が適切に管理されていること。
- (3) 火災時において従業者による避難誘導、通報等がなされる体制が確保されていること。
- (4) 自動火災報知設備が設置されている場合、地区音響装置の停止や電源遮断がないこと。

総務省消防庁予防課

村井・工藤

e-mail : m2.kudou@soumu.go.jp

電話 03-5253-7523

FAX 03-5253-7533

国住指第2541号

平成20年10月1日

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

### 個室ビデオ店等に係る緊急点検について

10月1日未明に発生した大阪府大阪市の個室ビデオ店の火災において死者15名、負傷者10名の犠牲が出たことは誠に遺憾である。

この火災については、現在関係当局により原因等の究明が行われているところであるが、かかる火災の被害を防止するため、消防部局と連携を図りながら、下記により個室ビデオ店等の状況について緊急に立入検査等をお願いする。

なお、貴管内特定行政庁に対して、この旨を周知するとともに、貴都道府県において貴管内特定行政庁における点検結果をとりまとめて、当職まで報告をお願いする。

### 記

#### 1. 点検対象

以下のアからオまでのいずれかに該当する用途に供している建築物又は建築物の部分（建築確認申請等の手続きがなされていない物件を含む。）

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）第2条第1号に規定する興行場（客の性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の映像を見せる興行の用に供するものに限る。）

イ カラオケボックス

ウ 個室（これに類する施設を含む。）において、インターネットを利用させ、又は漫画を閲覧させる役務を提供する業務を営む店舗

エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業を営む店舗

オ その他これらと同様の用途に供する建築物

#### 2. 報告事項

別記様式のとおり

### 3. 報告期限

平成20年10月31日（金）時点の状況について平成20年11月5日（水）までに下記担当に報告すること。

### 4. その他

別添のとおり、個室ビデオ店等に係る緊急調査及び防火対策の徹底について、総務省消防庁予防課長から都道府県消防防災主管部長等あて通知されているので、点検に当たっては、これを参考に消防部局と十分に連携を図られたい。

担 当：国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室 阿部、岡島、森川

電 話 03-5253-8111（内線 39-567、39-569）

F A X 03-5253-1630

mailto:okajima-t24m@mlit.go.jp

morikawa-t2dq@mlit.go.jp

健衛発第1222001号  
平成20年12月22日

各都道府県・政令市・特別区衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局生活衛生課長



### いわゆる個室ビデオ店等に対する旅館業法の適用に関する 指導の徹底等について

10月1日未明に発生した大阪府大阪市のいわゆる個室ビデオ店の火災において死者16名、負傷者9名の犠牲が出たことは誠に遺憾である。

いわゆる個室ビデオ店については、利用者が時間単位で料金を支払い、個室においてビデオ等を鑑賞すること等を営業としているものであるが、大阪市が実施した調査において、個室にベッドが設置されていたほか、倒すことによりフラットになる椅子の設置、「泊」、「休憩」又は「仮眠」等の表示、タオルケット又は毛布の貸し出しを行っているなどいわゆる宿泊ができる施設であると利用者が誤解を招くおそれがある店舗が認められたところである（別添）。

ついては、いわゆる個室ビデオ店その他利用者がいわゆる宿泊ができる施設として認識している店舗について、関係機関との連携の上、速やかにその営業形態を把握し、旅館業法を適用する必要があると判断された場合は、その施設の衛生措置を適正に講じ国民の公衆衛生の確保を図る必要があることから、旅館業法第2条に規定する宿泊させることを中止するよう指導し、又は同条に規定する宿泊させる営業を続ける意思を有する場合は旅館業法第3条第1項の規定に基づく営業の許可申請を行うよう指導されたい。

なお、旅館業法第2条に規定する「宿泊」に該当しない店舗であっても、旅館業法の趣旨等を説明の上、利用者が旅館業法に基づき衛生水準が確保された宿泊施設であると誤解を招くような表示等を行わないよう、営業者に対して要請し理解を求められたい。

各都道府県等におかれては、これら店舗の把握及び指導等の状況について、別添を参考のうえ、今年度末までに当職あて報告されたい。

また、旅館業に対する防火安全対策の徹底については、昭和56年1月30日付衛指第14号及び平成15年10月2日付健衛発第1002003号当職通知によりその徹底をお願いしているところであるが、より一層の防火安全対策を図る観点から、旅館業者に対して消防法令等を遵守し十分な措置を講じるよう指導を徹底するとともに、各都道府県等においては関係機関との十分な連携を図るなど、適切な対応を講じられたい。

(別添)

個室ビデオ店立入状況 (大阪市調査)

(平成20年10月下旬～11月中旬)

対象施設数 *1	72施設
立入施設数	72施設
旅館業法に抵触する施設 *2	4施設 (抵触する行為の中止などを指導)
宿泊と紛らわしい行為が認められた施設 *3	26施設 (施設内に宿泊施設でない旨を表示するなどを要請)
特に問題なし	30施設
閉店	12施設

※1 消防局からの情報による施設の他、調査中に新たに見つかった施設の合計

※2 旅館業法に抵触する施設とは、ベットを設置していた施設

※3 宿泊と紛らわしい行為

- ① 倒すことによりフラットになる椅子を設置
- ② 泊、休憩、仮眠、モーニングコール、豪華ホテル並み等の表示
- ③ タオルケット、毛布の貸し出し

消 防 予 第 2 5 7 号

平成20年10月7日

各都道府県消防防災主管部長 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁予防課長

個室ビデオ店等に係る防火対策の更なる徹底について

標記の件については、平成20年10月1日付け消防予第255号により個室ビデオ店等に係る緊急調査及び防火対策の徹底をお願いしたところですが、今後、類似の火災の発生を防止するため、個室ビデオ店等に係る防火対策の更なる徹底を下記により早急に進めるようお願いします。

各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の市町村に対してその旨周知するようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 夜間における応急体制の確保

深夜から早朝にかけて営業を行う個室ビデオ店等にあつては、火災時の避難誘導、通報、初期消火等に必要な体制を確保するとともに、避難訓練を実施すること。この場合において、改正令附則第2条第2項の適用により自動火災報知設備が設置されていないものにあつては、当面の安全管理上の対応として、次の措置を講ずるよう指導すること。

- (1) 避難誘導、通報、初期消火等に係る十分な人員を確保すること。
- (2) 避難口に至る経路が複雑で、見通しの悪い場合には、誘導灯に加え、例えば高輝度蓄光式誘導標識等により避難経路の表示を補完すること。

2 火災の早期覚知・伝達手段の確保

- (1) 自動火災報知設備の設置

消防法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第215号。以下「改正令」という。）が10月1日付けで施行され、すべての個室ビデオ店等に自動火災報知設備の設置が義務づけられていることを踏まえ、早期の設置を促進すること。

(2) 火災の警戒体制の確保

従業員の巡回、防犯カメラの監視等により火災の警戒を行うこと。この場合において、火の不始末や放火に十分留意すること。

3 避難上必要な施設等の適切な管理

(1) 廊下、階段、避難口など避難経路において、避難の支障となる物件が存置されていないこと。

(2) 防火戸の閉鎖の支障となる物件が存置されていないこと。

消 防 予 第 3 1 2 号  
平成20年11月25日

各都道府県消防防災主管部長 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁予防課長

個室ビデオ店等に係る緊急調査結果について

10月1日未明に発生した大阪府大阪市の個室ビデオ店の火災を受けて、類似の火災の発生を防止するため、「個室ビデオ店等に係る緊急調査及び防火対策の徹底について」（平成20年10月1日付け消防予第255号）により実施された調査の結果を別添のとおり取りまとめましたので通知します。

本報告書「調査結果3」参照

なお、個室ビデオ店等に係る防火対策については「個室ビデオ店等に係る防火対策の更なる徹底について」（平成20年10月7日付け消防予第257号）により通知したところですが、当庁では「予防行政のあり方に関する検討会」において、個室ビデオ店等の防火安全対策に係る検討を開始したところですので、その旨申し添えます。

総務省消防庁予防課

三浦・村井・工藤

e-mail : m2.kudou@soumu.go.jp

電話 03-5253-7523



消防予第334号

平成20年12月18日

各都道府県消防防災主管部長 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁予防課長

## 個室ビデオ店等に係るフォローアップ調査の実施について

10月1日に発生した大阪府大阪市の個室ビデオ店の火災を受けて、類似の火災の発生を防止するため、「個室ビデオ店等に係る緊急調査及び防火対策の徹底について」（平成20年10月1日付け消防予第255号。）により緊急調査を実施し防火安全対策の徹底と違反是正の推進を図っているところであり、また緊急調査の結果については、「個室ビデオ店等に係る緊急調査結果について」（平成20年11月25日付け消防予第312号）により通知したとおりですが、違反是正の状況を把握するためにフォローアップ調査を実施しますので、下記により回答をお願いします。

## 記

## 1 調査対象

防火対象物の全部又は一部を消防法施行令別表第1（2）項二に掲げる用途に供しているもの。

## 2 調査内容

調査様式の各項目について平成20年12月31日現在の状況を回答願います。

なお、調査様式への記入については、別添記入要領を参照願います。

## 3 回答要領

(1) 消防本部（東京消防庁・各指定都市消防本部を除く。）

調査様式に必要な事項を記入の上、都道府県消防防災主管部まで回答願

います。

(2) 都道府県及び東京消防庁・各指定都市消防本部

管内消防本部からの回答をひとつのシートに取りまとめ、ファイル名を「〇〇県」、「東京消防庁」又は「〇〇〇消防本部(局)」とし、電子データにより下記消防庁予防課担当へ回答願います。

4 回答期限

平成21年1月23日(金)

【連絡先】 消防庁予防課 村井・工藤  
電話 : 03-5253-7523  
FAX : 03-5253-7533  
Mail : m2.kudou@soumu.go.jp

個室ビデオ店等フォローアップ調査における調査様式の記入要領について

1 調査の基本的な考え方

(1) 消防法施行令別表第一 2 項ニに掲げる防火対象物が報告対象となります。

(2) 前回の調査時は確認されていなかったが、今回のフォローアップ調査において消防法施行令別表第一 2 項ニに掲げる防火対象物として確認、調査等した施設があれば追記して下さい。(入力用シート「追加・廃止」欄に「1」を記入)

(3) 今回のフォローアップ調査で廃止・休止等されていた場合は、入力用シート「追加・廃止」欄に「2」を記入し、その他の項目（「防火対象物の使用状況」から「(1 5) 違反処理等の状況」）については記入の必要はありません。

2 記入要領

調査表を「入力用シート」と「集計用シート」に変更しております。  
(「集計用シート」は自動計算されますので、入力する必要はありません。)

「追加・廃止」欄（前回調査で報告済の対象物は入力の必要はありません。）

1・・・追加対象物

2・・・廃止対象物

空欄・・・前回報告済対象物

「(9) 消防用設備等」から「(1 5) 違反処理等の状況」の記入欄については下記の区分により記入願います。(前回の調査から変更はありません)

「(9) 消防用設備等」

・「消火器具」

2 0・・・設置義務有り違反無し

2 1・・・設置義務有り違反有り

2 2・・・設置義務有り未設置

- 3 0 . . . 設置義務有り 代替え免除
- 4 0 . . . 設置義務有り 特例適用
- ・「屋内消火栓設備」、「避難器具」、「誘導灯」及び「その他の消防用設備」
  - 0 . . . 設置義務無し 設置無し
  - 1 0 . . . 設置義務無し 設置有り
  - 2 0 . . . 設置義務有り 違反無し
  - 2 1 . . . 設置義務有り 違反有り
  - 2 2 . . . 設置義務有り 未設置
  - 3 0 . . . 設置義務有り 代替え免除
  - 4 0 . . . 設置義務有り 特例適用
- ・「スプリンクラー設備」、「消防機関へ通報する火災報知設備」及び「排煙設備」
  - 0 . . . 設置義務無し 設置無し
  - 1 0 . . . 設置義務無し 設置有り
  - 2 0 . . . 設置義務有り 違反無し
  - 2 1 . . . 設置義務有り 違反有り
  - 2 2 . . . 設置義務有り 未設置
  - 3 0 . . . 設置義務有り 代替え免除
  - 4 0 . . . 設置義務有り 特例適用
  - 5 0 . . . 経過措置中 設置有り
  - 6 0 . . . 経過措置中 設置無し
- ・「自動火災報知設備」
  - 2 0 . . . 設置義務有り 違反無し
  - 2 1 . . . 設置義務有り 違反有り
  - 2 2 . . . 設置義務有り 未設置
  - 3 0 . . . 設置義務有り 代替え免除
  - 4 0 . . . 設置義務有り 特例適用
  - 5 0 . . . 経過措置中 設置有り
  - 6 0 . . . 経過措置中 設置有り (措置有り)
  - 7 0 . . . 経過措置中 設置有り (措置無し)
  - 8 0 . . . 経過措置中 設置無し
- ・「非常警報設備」
  - 0 . . . 設置義務無し 設置無し
  - 1 0 . . . 設置義務無し 設置有り

- 20・・・設置義務有り違反無し
- 21・・・設置義務有り違反有り
- 22・・・設置義務有り未設置
- 30・・・設置義務有り代替え免除
- 40・・・設置義務有り特例適用
- 50・・・経過措置中 措置有り
- 60・・・経過措置中 措置無し

「(10) 防火管理等」

・「防火管理者」

- 1・・・選任
- 2・・・未選任
- 3・・・義務無し

・「消防計画」

- 1・・・届出済
- 2・・・未届
- 3・・・義務無し

・「消防訓練」

- 1・・・実施
- 2・・・未実施
- 3・・・義務無し

・「防災規制」

- 1・・・義務有り違反無し
- 2・・・義務有り違反有り
- 3・・・義務無し

「(11) 消防用設備等点検報告」及び「(12) 防火対象物定期点検報告」

- 1・・・報告済
- 2・・・未報告
- 3・・・義務無し（防火対象物定期点検報告のみ）

「(13) 使用開始届け」

- 1・・・届出済
- 2・・・未届

「(14) その他の消防法令違反」

1 . . . 違反無し

2 . . . 違反有り

「(15) 違反処理等の状況」

1 . . . 行政指導

2 . . . 警告

3 . . . 命令

4 . . . 特に対応なし

消防予第230号  
平成19年6月13日

各都道府県知事 殿

消 防 庁 次 長

消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について

消防法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第179号。以下「改正令」という。）及び消防法施行規則の一部を改正する省令（平成19年総務省令第66号。以下「改正規則」という。）が平成19年6月13日に公布されました。

今回の改正は、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設（認知症高齢者グループホーム）における最近の火災の事例にかんがみ、火災発生時に自力で避難することが著しく困難な者が入所する社会福祉施設等について、防火管理者を定め、かつ、スプリンクラー設備等の設置を行わなければならない施設の範囲を拡大するとともに、当該施設について、スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準の整備等を行ったものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いします。

記

第1 防火管理に関する事項

1 防火管理者を定めなければならない防火対象物に関する事項

防火管理者を選任して防火管理業務を行わせなければならない防火対象物に、改正後の消防法施行令（以下「令」という。）別表第1（6）項ロ、（16）項イ及び（16の2）項に掲げる防火対象物（（16）項イ及び（16の2）項に掲げる防火対象物にあっては、（6）項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。2の（1）及び（2）において同じ。）で、収容人員が10人以上のものを追加するものとしたこと。（令第1条の2第3号イ関係）

2 防火管理者の資格に関する事項

(1) 防火管理者の資格

令別表第1（6）項ロ、（16）項イ及び（16の2）項に掲げる防火対象物については、甲種防火管理講習の課程を修了した者等を防火管理者として選任す

るものとしたこと。（令第3条第1項関係）

(2) 防火管理上必要な業務を適切に遂行することができない場合における防火管理者の資格

その管理について権限が分かれている防火対象物であって、当該防火対象物の部分で令別表第1（6）項ロ、（16）項イ又は（16の2）項に掲げる防火対象物の用途に供されるもののうち、当該防火対象物の部分を一の防火対象物とみなした場合における収容人員が10人未満のものを有するものについては、防火管理上必要な業務を適切に遂行することができない場合における防火管理者の資格の特例（令第3条第2項）を適用することができるものとしたこと。（改正後の消防法施行規則（以下「規則」という。）第2条の2第1項第2号イ関係）

3 共同防火管理を要する防火対象物の指定に関する事項

共同防火管理を要する防火対象物に、令別表第1（6）項ロ及び（16）項イに掲げる防火対象物（（16）項イに掲げる防火対象物にあつては、（6）項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）で、地階を除く階数が3以上で、かつ、収容人員が10人以上のものを追加するものとしたこと。（令第4条の2第1項第1号関係）

第2 消防用設備等に関する事項

1 消火器具に関する事項

消火器具を設置しなければならない防火対象物として、令別表第1（6）項ロに掲げる防火対象物を追加するものとしたこと。（令第10条第1項第1号関係）

2 スプリンクラー設備に関する事項

(1) スプリンクラー設備を設置しなければならない防火対象物等

スプリンクラー設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分として、次に掲げるものを追加するものとしたこと。

また、当該防火対象物又はその部分で、延べ面積が1,000平方メートル未満のもの（以下「小規模社会福祉施設」という。）に設置されるスプリンクラー設備のうち、当該スプリンクラーに使用する配管が水道の用に供する水管に連結されたもの（以下「特定施設水道連結型スプリンクラー設備」という。）については、その水源として、5で定めるところにより算出した量以上の量となる水量を貯留するための施設、水源に連結する加圧送水装置並びに非常電源及び双口形の送水口を設けないことができるものとしたこと。（令第12条第1項並びに第2項第4号、第6号及び第7号関係）

一 令別表第1（6）項ロに掲げる防火対象物で延べ面積が275平方メートル以上のもののうち、一定の防火区画を有するもの以外のもの（令第12条第1項第1号関係）

二 令別表第1（16の2）項に掲げる防火対象物の部分のうち、（6）項ロに掲げる防火対象物の用途に供されるもの（一定の防火区画を有するものを除



く。) (令第12条第1項第9号関係)

(2) スプリンクラー設備を設置することを要しない防火区画

(1)の防火区画については、次に定めるところにより設置するものとしたこと。  
(規則第12条の2関係)

- 一 小規模社会福祉施設 次に定めるところにより設置される区画を有するものであること。
  - イ 当該防火対象物又はその部分の居室を準耐火構造の壁及び床で区画したものであること。
  - ロ 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあつては準不燃材料で、その他の部分にあつては難燃材料としたものであること。
  - ハ 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が8平方メートル以下であり、かつ、一の開口部の面積が4平方メートル以下であること。
  - ニ ハの開口部には、防火戸で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は次に定める構造のものを設けたものであること。
    - ・ 随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること。
    - ・ 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、75センチメートル以上、1.8メートル以上及び15センチメートル以下であること。
  - ホ 区画された部分すべての床の面積が100平方メートル以下であり、かつ、区画された部分すべてが4以上の居室を含まないこと。
- 二 延べ面積が1,000平方メートル以上のもの 次に定めるところにより設置される区画を有するものであること。
  - イ 当該防火対象物又はその部分の居室を耐火構造の壁及び床で区画したものであること。
  - ロ 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあつては準不燃材料で、その他の部分にあつては難燃材料としたものであること。
  - ハ 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が8平方メートル以下であり、かつ、一の開口部の面積が4平方メートル以下であること。
  - ニ ハの開口部には、建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備である防火戸で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次に定める構造のもの又は鉄製網入りガラス入り戸を設けたものであること。
    - ・ 随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること。
    - ・ 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあ

っては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、75センチメートル以上、1.8メートル以上及び15センチメートル以下であること。

ホ 区画された部分すべての床の面積が、防火対象物の10階以下の階にあっては200平方メートル以下、11階以上の階にあっては100平方メートル以下であること。

(3) スプリンクラー設備を設置することを要しない部分等

小規模社会福祉施設については、スプリンクラーヘッドを設ける部分以外の部分として、廊下、収納設備、脱衣所その他これらに類する場所を追加するものとしたこと。（規則第13条第2項第9号の2関係）

(4) 使用するスプリンクラーヘッド

小規模社会福祉施設に設けるスプリンクラーヘッドは、床面から天井までの高さが3メートル未満の部分にあっては閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち小区画型ヘッド、床面から天井までの高さが3メートル以上10メートル以下の部分にあっては閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち小区画型ヘッド又は開放型スプリンクラーヘッド、床面から天井までの高さが10メートルを超える部分にあっては放水型ヘッド等とするものとしたこと。（規則第13条の5第1項関係）

(5) スプリンクラー設備の水源の水量等

一 小規模社会福祉施設について小区画型ヘッドを用いる場合の水量は、スプリンクラーヘッドの設置個数（4以上の場合は、4）に1立方メートルを乗じて得た数（特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあっては、1.2立方メートル。ただし、壁及び天井の仕上げについて火災予防上支障があると認められる場合にあっては、スプリンクラーヘッドの設置個数（4以上の場合は、4）に0.6立方メートルを乗じて得た数）以上とするものとしたこと。（規則第13条の6第1項第2号関係）

二 小規模社会福祉施設について開放型スプリンクラーヘッドを用いる場合の水量は、スプリンクラーヘッドの設置個数（4以上の場合は、4）に1.6立方メートルを乗じて得た数（特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあっては、1.2立方メートル。ただし、壁及び天井の仕上げについて火災予防上支障があると認められる場合にあっては、スプリンクラーヘッドの設置個数（4以上の場合は、4）に0.6立方メートルを乗じて得た数）以上とするものとしたこと。（規則第13条の6第1項第4号関係）

三 特定施設水道連結型スプリンクラー設備のスプリンクラーヘッドのうち、小区画型ヘッド及び開放型スプリンクラーヘッドにあっては、最大の放水区域に設置されるスプリンクラーヘッドの個数（4以上の場合は、4）のスプリンクラーヘッドを同時に使用した場合に、それぞれの先端において、放水圧力が0.02メガパスカル以上で、かつ、放水量が15リットル毎分以上で有効に放水することができる性能とするものとしたこと。

ただし、壁及び天井の仕上げについて火災予防上支障があると認められる場

合にあつては、放水圧力が0.05メガパスカル以上で、かつ、放水量が30リットル毎分以上で有効に放水することができる性能とするものとしたこと。

(規則第13条の6第2項第2号及び第4号関係)

(6) スプリンクラー設備に関する基準の細目

一 特定施設水道連結型スプリンクラー設備については、制御弁、自動警報装置及び呼水装置を設けないことができるものとしたこと。

また、当該設備に係る配管、管継手及びバルブ類にあつては、消防庁長官が定める基準に適合するものを使用するものとしたこと。(規則第14条第1項第3号、第4号、第5号及び第10号ハ関係)

二 特定施設水道連結型スプリンクラー設備のうち開放型スプリンクラーヘッドを用いるものについては、一斉開放弁又は手動式開放弁の二次側配管の部分に、放水区域に放水することなく当該弁の作動を試験するための装置を設けないことができるものとしたこと。また、自動式の起動装置を設けないことができるものとしたこと。(規則第14条第1項第1号ニ及び第8号イ・関係)

三 特定施設水道連結型スプリンクラー設備のうち閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるものについては、流水検知装置及び末端試験弁を設けないことができるものとしたこと。(規則第14条第1項第4号の2及び第5号の2関係)

3 自動火災報知設備に関する事項

自動火災報知設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分に、次に掲げるものを追加するものとしたこと。(令第21条第1項関係)

一 令別表第1(6)項ロに掲げる防火対象物(令第21条第1項第1号関係)

二 令別表第1(16の2)項に掲げる防火対象物の部分で、(6)項ロに掲げる防火対象物の用途に供されるもの(令第21条第1項第9号関係)

4 消防機関へ通報する火災報知設備に関する事項

消防機関へ通報する火災報知設備を設置しなければならない防火対象物に、令別表第1(6)項ロに掲げる防火対象物を追加するものとしたこと。(令第23条第1項第1号関係)

5 消防機関の検査を受けなければならない防火対象物に関する事項

消防機関の検査を受けなければならない防火対象物に、令別表第1(6)項ロ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物((16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物にあつては、(6)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)を追加するものとしたこと。(令第35条第1項第1号関係)

第3 令別表第1に関する事項

令別表第1(6)項ロの防火対象物を以下のとおり(6)項ロ及び(6)項ハに区別するものとしたこと。(令別表第1関係)

ロ	<p>老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、救護施設、乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児施設（通所施設を除く。）、肢体不自由児施設（通所施設を除く。）、重症心身障害児施設、障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第4項若しくは第6項に規定する老人短期入所事業若しくは認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第8項若しくは第10項に規定する短期入所若しくは共同生活介護を行う施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。ハにおいて「短期入所等施設」という。）</p>
ハ	<p>老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものを除く。）、更生施設、助産施設、保育所、児童養護施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設（通所施設に限る。）、肢体不自由児施設（通所施設に限る。）、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、身体障害者福祉センター、障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム、老人福祉法第5条の2第3項若しくは第5項に規定する老人デイサービス事業若しくは小規模多機能型居宅介護事業を行う施設又は障害者自立支援法第5条第6項から第8項まで、第10項若しくは第13項から第16項までに規定する生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）</p>

第4 施行期日等に関する事項

1 施行期日に関する事項

改正令及び改正規則は、平成21年4月1日に施行するものとしたこと。（令附則第1条及び規則附則第1条関係）

2 経過措置に関する事項

- 一 改正令の施行の際、現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物における消火器及び簡易消火用具に係る技術上の基準については、平成22年4月1日までの間は、なお従前の例によるものとしたこと。（令附則第2条第1項関係）
  - 二 改正令の施行の際、現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物におけるスプリンクラー設備、自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備等に係る技術上の基準については、平成24年3月31日までの間は、なお従前の例によるものとしたこと。（令附則第2条第2項関係）
  - 三 改正令の施行の日から障害者自立支援法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日（平成24年3月31日）までの間は、令別表第1（6）項ロ及びハに掲げる防火対象物に次の防火対象物を追加するものとしたこと。
    - イ （6）項ロ 同法附則第41条第1項若しくは第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第41条第1項に規定する身体障害者更生援護施設（主として身体障害の程度が重い者を入所させるものとして総務省令で定めるものに限る。）又は同法附則第58条第1項に規定する知的障害者援護施設（通所施設を除く。）
    - ロ （6）項ハ 同法附則第41条第1項、第48条若しくは第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第41条第1項に規定する身体障害者更生援護施設（主として身体障害の程度が重い者を入所させるものとして総務省令で定めるものを除く。）、同法附則第48条に規定する精神障害者社会復帰施設又は同法附則第58条第1項に規定する知的障害者援護施設（通所施設に限る。）
- 3 その他の事項
- 一 関係政令等について、所要の規定の整備を行ったこと。
  - 二 今回の消防法施行令等の一部改正に係る運用については、別途通知する予定であること。

消防予第 168号  
平成20年7月2日

各都道府県知事 }  
各指定都市市長 } 殿

消 防 庁 次 長

消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について

消防法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第215号。以下「改正令」という。）、消防法施行規則の一部を改正する省令（平成20年総務省令第78号。以下「改正規則」という。）及びガス漏れ検知器並びに液化石油ガスを検知対象とするガス漏れ火災警報設備に使用中継器及び受信機の基準の一部を改正する件（平成20年消防庁告示第8号。以下「改正告示」という。）が平成20年7月2日に公布されました。

今回の改正は、カラオケボックス、温泉採取施設等における最近の火災の事例にかんがみ、自動火災報知設備又はガス漏れ火災警報設備を設置しなければならない施設の対象範囲を見直すとともに、当該消防用設備等について、その設置及び維持に関する技術上の基準の整備等を行ったものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県知事にあつては、貴都道府県内の市町村に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

記

第一 自動火災報知設備に関する基準

1 自動火災報知設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分

自動火災報知設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分として、次に掲げるものを追加するものとしたこと。

- (1) 令別表第1(2)項ニに掲げる防火対象物（改正後の消防法施行令（以下「令」という。）第21条第1項第1号関係）
- (2) 令別表第一(16の2)項に掲げる防火対象物の部分で、同表(2)項ニに掲げる防火対象物の用途に供されるもの（令第21条第1項第9号関係）



## 2 自動火災報知設備に関する基準の細目に関する事項

自動火災報知設備に関する基準の細目について、カラオケボックス等の音響が聞き取りにくい場所においては、その警報音が、他の警報音又は騒音と区別して聞き取ることができるように措置がされているものとしたこと。（改正後の消防法施行規則（以下「規則」という。）第24条第2号ホ、同条第5号イ(ロ)及び同条第5号の2イ(ロ)関係）

## 第二 ガス漏れ火災警報設備に関する基準

### 1 ガス漏れ火災警報設備を設置しなければならない防火対象物

- (1) ガス漏れ火災警報設備を設置しなければならない防火対象物として、令別表第1に掲げる建築物その他の工作物（収容人員が総務省令で定める数に満たないものを除く。）で、その内部に、温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの（温泉法（昭和23年法律第125号）第14条の5第1項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において温泉を採取するための設備を除く。）が設置されているものを追加するものとしたこと。（令第21条の2第1項第3号関係）
- (2) (1)の収容人員に係る「総務省令で定める数」について、1人としたこと。（規則第24条の2の2第2項関係）
- (3) (1)の「温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの」について、温泉法施行規則（昭和23年厚生省令第35号）第六条の三第三項第五号イに規定する温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管（可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所に設けられるものを除く。）としたこと。（規則第24条の2の2第3項関係）

### 2 ガス漏れ火災警報設備に関する基準の細目に関する事項

- (1) ガス漏れ検知器（以下「検知器」という。）の設置について、検知対象ガスの空気に対する比重が1未満の場合には、次のアからエまでに定めるところによることとしたこと。（規則第24条の2の3第1号イ関係）
  - ア 燃焼器（令第21条の2第1項第3号に掲げる防火対象物に存するものについては、消防庁長官が定めるものに限る。以下同じ。）又は貫通部（同項第1号、第2号、第4号若しくは第5号に掲げる防火対象物若しくはその部分又は同項第3号に掲げる防火対象物の部分で消防庁長官が定めるものに燃料用ガスを供給する導管が当該防火対象物又はその部分の外壁を貫通する場所をいう。以下同じ。）から水平距離で8メートル以内の位置に設けること。ただし、天井面等が0.6メートル以上突出したはり等によつて区画されている場合は、当該はり等より燃焼器側又は貫通部側に設けること。
  - イ 温泉の採取のための設備（規則第24条の2の2第3項に規定するものをいう。以下同じ。）の周囲の長さ10メートルにつき1個以上当該温泉の採取のための設備の付近でガスを有効に検知できる場所（天井面等が0.6メートル以上突出したはり等によつて区画されている場合は、当該はり等より温泉の採取のための設備側に限る。）に設けるとともに、ガスの濃度を指示するための装置を設ける

こと。この場合において、当該装置は、防災センター等に設けること。

ウ 燃焼器若しくは温泉の採取のための設備（以下「燃焼器等」という。）が使用され、又は貫通部が存する室の天井面等の付近に吸気口がある場合には、当該燃焼器等又は貫通部との間の天井面等が0.6メートル以上突出したはり等によって区画されていない吸気口のうち、燃焼器等又は貫通部から最も近いものの付近に設けること。

エ 検知器の下端は、天井面等の下方0.3メートル以内の位置に設けること。

(2) ガス漏れ検知器の設置について、検知対象ガスの空気に対する比重が1を超える場合には、次のアからウまでに定めるところによることとしたこと。（規則第24条の2の3第1号ロ関係）

ア 燃焼器又は貫通部から水平距離で4メートル以内の位置に設けること。

イ 温泉の採取のための設備の周囲の長さ10メートルにつき1個以上当該温泉の採取のための設備の付近でガスを有効に検知できる場所に設けるとともに、ガスの濃度を指示するための装置を設けること。この場合において、当該装置は、防災センター等に設けること。

ウ 検知器の上端は、床面の上方0.3メートル以内の位置に設けること。

(3) (1)イ又は(2)イに定めるところにより検知器を設ける場合にあつては、受信機を設けないことができることとしたこと。（規則第24条の2の3第1項第3号関係）

(4) 音声によりガス漏れの発生を防火対象物の関係者及び利用者に警報する装置（以下「音声警報装置」という。）は、次のア又はイに定めるところにより設けることとしたこと。

ア 令第21条の2第1項第1号、第2号、第4号若しくは第5号に掲げる防火対象物若しくはその部分又は同項第3号に掲げる防火対象物の部分で消防庁長官が定めるものに設けるものにあつては、次の(ア)から(ウ)までに定めるところによること。ただし、規則第25条の2第2項第3号に定めるところにより設置した放送設備の有効範囲内の部分には、音声警報装置を設けないことができる。

(ア) 音圧及び音色は、他の警報音又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができること。

(イ) スピーカーは、各階ごとに、その階の各部分から一のスピーカーまでの水平距離が25メートル以下となるように設けること。

(ウ) 一の防火対象物に2以上の受信機を設けるときは、これらの受信機があるいずれの場所からも作動させることができること。

イ 令第21条の2第1項第3号に掲げる防火対象物（アの消防庁長官が定める部分（以下「長官指定部分」という。）が存しないものに限る。）又は同号の防火対象物（長官指定部分が存するものに限る。）の部分（長官指定部分を除く。）に設けるものにあつては、次の(ア)及び(イ)に定めるところによること。ただし、常時人がいない場所又は第25条の2第2項第3号に定めるところにより設置した放送設備若しくは警報機能を有する検知器若しくは検知区域警報装置の有効範囲内の部分には、音声警報装置を設けないことができる。



(ア) 音圧及び音色は、他の警報音又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができること。

(イ) スピーカーは、各階ごとに、その階の各部分から一のスピーカーまでの水平距離が25メートル以下となるように設けること。

(5) (1)アの「消防庁長官が定める燃焼器」について、次のア又はイに掲げるものとしたこと。（改正後のガス漏れ検知器並びに液化石油ガスを検知対象とするガス漏れ火災警報設備に使用中継器及び受信機の基準（以下「告示」という。）第2第1号関係）

ア 令第21条の2第1項第3号に掲げる防火対象物で令別表第一（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項又は（9）項イに掲げるものの地階で、床面積の合計が1,000平方メートル以上のものに存する燃焼器

イ 令第21条の2第1項第3号に掲げる防火対象物で令別表第一（16）項イに掲げるものの地階のうち、床面積の合計が1,000平方メートル以上で、かつ、同表（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項又は（9）項イに掲げるものの用途に供される部分の床面積の合計が500平方メートル以上のものに存する燃焼器

(6) (1)ア及び(4)アの「消防庁長官が定める部分」について、次のア又はイに掲げるものとしたこと。（告示第2第2号関係）

ア 令第21条の2第1項第3号に掲げる防火対象物で令別表第一（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項又は（9）項イに掲げるものの地階で、床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの

イ 令第21条の2第1項第3号に掲げる防火対象物で令別表第一（16）項イに掲げるものの地階のうち、床面積の合計が1,000平方メートル以上で、かつ、同表（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項又は（9）項イに掲げるものの用途に供される部分の床面積の合計が500平方メートル以上のもの

### 3 検知器の構造及び性能に関する事項

検知器の性能の基準について、規則第24条の2の3第1項第1号イ・又は同号ロ・に定めるところにより設ける場合にあつては、次の(1)から(6)までに定めるところによることとしたこと。

(1) ガスの濃度が爆発下限界の10分の1以上のときに確実に作動し、200分の1以下のときに作動しないこと。

(2) 爆発下限界の10分の1以上の濃度のガスにさらされているときは、継続して作動すること。

(3) 信号を発する濃度のガスに断続的にさらされたとき、機能に異常を生じないこと。

(4) 通常の使用状態において、調理等の際に発生する湯気、油煙、アルコール、廃ガス等により容易に信号（警報機能を有するものにあつては、信号及び警報）を発しないこと。

(5) 信号を発する濃度のガスに接したとき、60秒以内に信号（警報機能を有するものにあつては、信号及び警報）を発すること。

- (6) ガスの濃度を指示するための装置を設けるとともに、当該指示された値を校正することができること。

### 第三 非常警報設備に関する基準

非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目に関する事項

非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目について、カラオケボックス等の音響が聞き取りにくい場所においては、その警報音が、他の警報音又は騒音と区別して聞き取ることができるように措置がされているものとしたこと。（規則第25条の2第2項第1号イ(ロ)並びに同項第3号イ(ロ)及び同号ハ(ニ)関係）

### 第四 適用が除外されない消防用設備等

消防用設備等の技術上の基準を遡及して適用させる消防用設備等として、ガス漏れ火災警報設備を追加するものとしたこと。（令第34条第3号関係）

### 第五 別表第一に関する事項

- 1 別表第一・項に「カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの」を追加するものとしたこと。（令別表第一（2）項ニ関係）
- 2 1の「総務省令で定める店舗」について、次の(1)から(3)までに掲げるものとしたこと。（規則第5条第2項関係）
  - (1) 個室（これに類する施設を含む。）において、インターネットを利用させ、又は漫画を閲覧させる役務を提供する業務を営む店舗
  - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業を営む店舗
  - (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）第2条第1号に規定する興行場（客の性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の映像を見せる興行の用に供するものに限る。）

### 第六 施行期日等に関する事項

#### 1 施行期日

改正令、改正規則及び改正告示は、平成20年10月1日に施行するものとしたこと。（改正令附則第1条、改正規則附則第1条及び改正告示附則関係）

#### 2 経過措置

- (1) 改正政令の施行の際、現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物における消防機関へ通報する火災報知設備に係る技術上の基準については、平成21年9月30日までの間は、なお従前の例によるものとしたこと。（改正令附則第二条第一項関係）
- (2) 改正政令の施行の際、現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、

修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物における自動火災報知設備及びガス漏れ火災警報設備に係る技術上の基準については、平成22年3月31日までの間は、なお従前の例によるものとしたこと。（改正令附則第2条第2項関係）

(3) 改正政令の施行の際、現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物におけるスプリンクラー設備及び排煙設備に係る技術上の基準については、平成22年9月30日までの間は、なお従前の例によるものとしたこと。（改正令附則第2条第3項関係）

(4) 改正規則の施行の際、現に存する防火対象物若しくはその部分又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物若しくはその部分における自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備及び非常警報設備に係る技術上の基準の細目については、平成22年3月31日までの間は、なお従前の例によるものとしたこと。（改正規則附則第2条関係）

## 第七 その他

今回の消防法施行令等の一部改正に係る運用については、別途通知する予定であること。

消 防 予 第 3 4 4 号  
平成20年12月26日

各都道府県消防防災主管部長 }  
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消 防 庁 予 防 課 長

消防法施行規則の一部を改正する省令等の公布について(通知)

消防法施行規則の一部を改正する省令(平成20年総務省令第155号。以下「改正省令」という。)、地区音響装置の基準の一部を改正する件(平成20年消防庁告示第26号。以下「改正音響告示」という。)、特定施設水道連結型スプリンクラー設備に係る配管、管継手及びバルブ類の基準(平成20年消防庁告示第27号。以下「配管等告示」という。)、加圧送水装置の基準の一部を改正する告示(平成20年消防庁告示第28号。以下「改正送水告示」という。)、火災通報装置の基準の一部を改正する件(平成20年消防庁告示第29号。以下「改正火通告示」という。)及びパッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件等の一部を改正する告示(平成20年消防庁告示第30号。以下「パッケージ等告示」という。)が、平成20年12月26日に公布されました。

今回の省令改正並びに関連告示の改正及び制定は、消防法施行令の一部を改正する政令(平成19年政令第179号。以下「179号政令」という。)及び消防法施行規則等の一部を改正する省令(平成19年総務省令第66号。以下「66号省令」という。)により一定の防火対象物に設置が認められた特定施設水道連結型スプリンクラー設備に用いる加圧送水装置、配管、管継手及びバルブ類に係る基準を整備するほか、連動型警報機能付感知器(火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和56年自治省令第17号。以下「感知器等規格省令」という。)第2条第19号の6に規定するものをいう。以下同じ。)のうち、特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成20年総務省令第156号)第2条第2号に規定する特定小規模施設用自動火災報知設備以外の自動火災報知設備に用いることができないものを規定するとともに、近年の無線情報通信技術の発展に伴い、火災信号等の伝達方法に関して新たに無線方式を用いた自動火災報知設備に関する技術上の基準を整備するものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

## 記

### 第一 改正省令、改正音響告示、配管等告示、改正送水告示及び改正火通告示に関する事項

#### 1 屋内消火栓設備に用いる加圧送水装置に関する事項

- (1) 圧力水槽を用いる加圧送水装置のうち、加圧用ガス容器の作動により生ずる圧力を用いるものにあつては、圧力水槽の水量に関する規定を適用しないこととしたこと。（改正省令による改正後の消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第12条第1項第7号ロ関係）
- (2) 圧力水槽を用いる加圧送水装置のうち、加圧用ガス容器の作動により生ずる圧力を用いるものにあつては、必要な圧力を得るのに十分な加圧用の気体を加圧用ガス容器に充てんすること。（改正送水告示による改正後の加圧送水装置の基準（以下「8号告示」という。）第4第6号関係）
- (3) 加圧送水装置の付属装置等のうち、インバータ方式の制御盤について、加圧送水装置及び接続されている設備等の機能に支障を生じないように措置することとしたこと。（8号告示第6第1号・関係）

#### 2 特定施設水道連結型スプリンクラー設備に関する事項

- (1) 閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備について、加圧送水装置の起動方法として、自動火災報知設備の感知器の作動を追加すること等したこと。（規則第14条第1号第8号イ関係）
- (2) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備に用いる加圧送水装置について、次のアからスまでに定めるところによることとしたこと。（規則第14条第1項第11号の2関係）

ア 特定施設水道連結型スプリンクラー設備に設ける加圧送水装置は、第12条第1項第7号イ(ロ)、ロ(ロ)及び(ハ)、ハ(ニ)から(ヘ)まで、ニ並びにトの規定の例によるほか、第14条第1項第11号イからホまでの規定を準用することとしたこと。

イ ポンプ方式の加圧送水装置にあつては、原動機として内燃機関を用いることができることとしたほか、付属装置等に補助水槽を追加することとしたこと。（8号告示第2第4号関係）

ウ 特定施設水道連結型スプリンクラー設備に用いることができるポンプ本体の配管接続部に設けられる継手として、J I S（工業標準化法（昭和24年法律第185号）第17条第1項の日本工業規格をいう。以下同じ。）B 2 2 2 0（鋼製管フランジ）、B 2 2 3 9（鋳鉄製管フランジ）、B 2 3 0 1

(ねじ込み式可鍛鉄製管継手)、B 2 3 0 2 (ねじ込み式鋼管製管継手) 又はB 2 3 0 8 (ステンレス鋼製ねじ込み式継手) に適合するものとしたこと。(8号告示第5第1号・関係)

エ 特定施設水道連結型スプリンクラー設備に用いることができるポンプの材質として、ポンプ本体及び羽根車については、J I S G 4 3 0 4 (熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)、G 4 3 0 5 (冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)、G 5 1 2 1 (ステンレス鋼鑄鋼品)、G 5 5 0 1 (ねずみ鑄鉄品) のF C 1 5 0、G 5 5 0 2 (球状黒鉛鑄鉄品)、H 5 1 2 0 (銅及び銅合金鑄物) のC A C 4 0 6、H 5 1 2 1 (銅合金連続鑄造鑄物)、H 5 2 0 2 (アルミニウム合金鑄物) 又はH 5 3 0 2 (アルミニウム合金ダイカスト)、主軸については、J I S G 4 0 5 2 (焼入性を保証した構造用鋼鋼材 (H鋼))、G 4 0 5 3 (機械構造用合金鋼鋼材) 又はG 4 3 0 3 (ステンレス鋼棒) のS U S 3 0 4、S U S 4 0 3、S U S 4 2 0 J 1 若しくはS U S 4 2 0 J 2、スリーブ付きのものにあつては、J I S G 4 0 5 1 (機械構造用炭素鋼鋼材) のS 3 0 Cに適合するものとしたこと。(8号告示第5第2号・関係)

オ ポンプの放水性能を特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあつては、当該ポンプに表示されている吐出量 (以下「定格吐出量」という。) における揚程曲線上の全揚程が、当該ポンプに表示されている全揚程 (以下「定格全揚程」という。) の100%以上125%以下であるものとするほか、次の(ア)から(オ)までの規定を適用しないこととしたこと。(8号告示第5第3号関係)

(ア) 定格吐出量の150%の吐出量における揚程曲線上の全揚程は、定格吐出量における揚程曲線上の全揚程の65%以上であること。

(イ) 締切全揚程 (吐出量を零とした場合における全揚程) は、定格吐出量における揚程曲線上の全揚程の140%以下であること。

(ウ) ポンプの吸込性能に関すること。

(エ) ポンプの軸動力に関すること。

(オ) ポンプの定格吐出量における効率に関すること。

カ ポンプの耐圧力として特定施設水道連結型スプリンクラー設備に用いるポンプ本体は最高吐出圧力 (定格全揚程) の1.5倍の圧力を3分間加えた場合において、漏水、著しい変形等が生じないものであること。(8号告示第5第4号関係)

キ 特定施設水道連結型スプリンクラー設備に用いる電動機の機能として、定



格出力で連続運転した場合及び定格出力の110%の出力で1時間運転した場合において機能に異常が生じないものであるとの規定を適用しないこととしたこと。（8号告示第5第5号・関係）

ク 内燃機関については、次の(ア)から(エ)までに定めるところによることとしたこと。（8号告示第5第5号の2関係）

(ア) 外部から容易に人が触れるおそれのある充電部及び駆動部は、安全上支障のないように保護されていること。

(イ) 起動信号を受けてから定格吐出量に達するまでの時間は、40秒以内であること。

(ウ) セルモーターに使用する蓄電池は、各始動間に5秒の間隔を置いて10秒の始動を3回以上行うことができる容量のものをを用い、常時充電可能な充電器を設けること。

(エ) 燃料タンクは次のaからcまでに適合するものであること。

a 液体を燃料とするものにあつては、運転に支障のない強度を有し、かつ、燃料に対して耐食性を有するものであること。

b ガスを燃料とするものにあつては、運転に支障のない強度を有するものとするほか、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の規定によること。

c 燃料タンクは、ポンプを定格負荷の状態です30分以上運転できる量の燃料を保有し、かつ、燃料タンク内の燃料の量を確認することができる構造とすること。

ケ 内燃機関に次の(ア)から(エ)に掲げる事項を表示することとしたこと。ただし、ポンプと一体となっているものにあつては、8号告示第5第6号・に掲げる事項と重複する事項は除くこと。（8号告示第5第6号関係）

(ア) 製造者名又は商標

(イ) 品名及び型式記号

(ウ) 製造年及び製造番号

(エ) 燃料の種類及び容量

コ 特定施設水道連結型スプリンクラー設備に用いる加圧送水装置については、付属装置のうち次の(ア)及び(イ)の装置に係る規定を適用しないこととしたこと。（8号告示第6ただし書関係）

(ア) 起動用水圧開閉装置

(イ) フート弁

サ 特定施設水道連結型スプリンクラー設備に用いる加圧送水装置の制御盤に設ける装置として、内燃機関を直接操作することのできる起動用スイッチ及び停止スイッチを追加するほか、制御盤の端子のうち呼水槽減水検出用入力端子を設ける必要がないこととしたこと。（８号告示第６第１号関係）

シ 特定施設水道連結型スプリンクラー設備に用いる加圧送水装置に設ける補助水槽は次の(ア)及び(イ)に定めるところによることとしたこと。（８号告示第６第１０号関係）

(ア) 減水したときに当該水槽に水を自動的に補給するための装置が設けられていること。

(イ) ポンプの運転に支障のないよう、十分な量の水を安定的に供給できるものであること。

ス その他所要の規定の整備をしたこと。

(3) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備に係る配管、管継手及びバルブ類にあっては、６６号省令による改正後の消防法施行規則第１４条第１項第１０号ハに規定する消防庁長官が定める基準は、次のアからエまでに定めるところによることとしたこと。

ア 配管は、規則第１２条第１項第６号ニの規定に準じて設けること。（配管等告示第１号関係）

イ 管継手は、規則第１２条第１項第６号ホの規定に準じて設けることとしたこと。（配管等告示第２号関係）

ウ バルブ類は、規則第１２条第１項第６号トの規定に準じて設けることとしたこと。（配管等告示第３号関係）

エ アからウまでにかかわらず、配管、管継手及びバルブ類であって、火災時に熱を受けるおそれがある部分に設けられるもの以外のものにあつては、水道法(昭和３２年法律第１７７号)第１６条に規定する基準によることができることとしたこと。（配管等告示第４号関係）

### 3 自動火災報知設備に関する事項

(1) 連動型警報機能付感知器に関する事項

ア 連動型警報機能付感知器のうち次のいずれかに該当するものは、特定小規模施設用自動火災報知設備以外の自動火災報知設備に用いることができないこととしたこと。（規則第２３条第４項第７号の６関係）

(ア) 火災信号を発信する端子以外から電力を供給されるもので、当該電力が停止した場合に、その旨の信号を発信することができないもの



- (イ) 電源に電池を用いるもので、電池の電圧が感知器を有効に作動できる電圧の下限値となったとき、その旨を受信機に自動的に発信することができないもの
  - (ウ) 感知器等規格省令第21条の2に規定する滴下試験を行わなかったもの（防水型のものを除く。）
  - (エ) 感知器等規格省令第22条第1項各号の腐食試験を行わなかったもの
- (2) 無線方式を用いる自動火災報知設備に関する事項
- ア 火災が発生した旨の信号を無線により発信し、又は受信する感知器、中継器、受信機、地区音響装置又は発信機は、次の(ア)及び(イ)に定めるところによることとしたこと。（規則第24条第1号の2関係）
    - (ア) 火災が発生した旨の信号を無線により発信し、又は受信する感知器、中継器、受信機、地区音響装置又は発信機の間において確実に信号を送受信できる位置に設けること。
    - (イ) 受信機において火災が発生した旨の信号を無線により発信し、又は受信する感知器、中継器、地区音響装置又は発信機（以下「無線式感知器等」という。）が発信する信号を受信できることを確認できるようにすること。
  - イ 無線式感知器等の電源に電池を用いる場合において、当該電池の電圧が無線式感知器等を有効に作動できる電圧の下限値となった旨を受信機において確認するための措置が講じられているときは、電源について蓄電池又は交流低圧屋内幹線を分岐せず取る必要はないものとしたこと。（規則第24条第3号イ関係）
  - ウ イの場合において、電池の電圧が無線式感知器等を有効に作動できる電圧の下限値となった旨を受信機に168時間以上発信した後、当該感知器等を十分間以上有効に作動することができるときは、当該電池を非常電源とすることとしたこと。（規則第24条第4号ニ関係）
  - エ 規則第24条第5号ト及び第6号ニの消防庁長官が定める基準により火災が発生した旨の信号を無線により発信し、又は受信する地区音響装置（以下「無線式地区音響装置」という。）については、配線に係る規定を適用しないこととしたこと。（規則第24条第5号ホ関係）
  - オ 無線式地区音響装置の構造及び機能は、次の(ア)及び(イ)に定めるところによることとしたこと。
    - (ア) 無線設備は、小電力セキュリティシステムの無線局の無線設備とし、電源に電池を用いる場合は、有効に作動できる電圧の下限値となった旨を自動的に受信機に発信することとしたこと。（改正音響告示による改正後の地区音響装置の基準（平成9年消防庁告示第9号。以下「9号告示」という。）第3第11号関係）
    - (イ) 地区音響装置の表示に関して、無線式地区音響装置に係る規定を追加したこと。（9号告示第7第2号関係）

カ 無線式感知器等及び火災が発生した旨の信号を無線により発信し、又は受信する受信機は、これらの間において確実に信号の送受信を行えるよう、良好な状態に維持することとしたこと。（規則第24条の2第6号関係）

キ その他所要の規定を整備したこと。

#### 4 消防機関へ通報する火災報知設備について

(1) 令別表第1(6)項ロに掲げる防火対象物で、延べ面積が500平方メートル未満のものに設けられる火災通報装置（以下「特定火災通報装置」という。）の電源について、分電盤との間に開閉器が設けられていない配線からとられている場合は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線を分岐せず取る必要はないものとしたこと。（規則第25条第3項第3号イ関係）

(2) ハンズフリー通話機能の定義を定めたこと。（改正火通告示による改正後の火災通報装置の基準（平成8年消防庁告示第1号。以下「1号告示」という。）第2第5号関係）

(3) 蓄積音声情報の送付について、一区切りの蓄積音声情報を全て聞き取ることができるよう措置されているときは、常に冒頭から始まる必要はないものとしたこと。（1号告示第3第4号関係）

(4) 特定火災通報装置の通話機能等を以下のとおり定めたこと。（1号告示第3第8号の2関係）

ア 蓄積音声情報を送付した後、自動的にハンズフリー通話機能による通話に切り替わること。

イ 蓄積音声情報送付中においても、手動操作により、ハンズフリー通話機能による通話ができること。

ウ 通報中に電話回線が開放されないよう措置されていること。

(5) 特定火災通報装置については、特定火災通報装置である旨を見やすい箇所に容易に消えないよう表示することとしたこと。（1号告示第3第16号・チ関係）

## 第二 パッケージ等告示に関する事項

179号政令、66号省令及び改正省令との整合性を図るため、下記の告示において所要の規定の整備をしたこと。

(1) パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件（平成16年消防庁告示第13号）

(2) 共同住宅用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成18年消防庁告示第18号）

(3) 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成18年消防庁告示第19号）

## 第三 施行期日等

## 1 施行期日

- (1) 改正省令は、第一 2 及び 4 に関する規定は平成 21 年 4 月 1 日から施行し、それ以外に関する規定は公布の日（平成 20 年 12 月 26 日。以下同じ。）から施行することとしたこと。
- (2) 配管等告示、改正送水告示及び改正火通告示は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、改正音響告示は公布の日から施行することとしたこと。
- (3) パッケージ等告示は、第二(1)については、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、その他は、公布の日から施行することとしたこと。

## 2 その他

- (1) 火災が発生した旨の信号を無線により発信し、又は受信する感知器、中継器及び受信機に関する技術上の規格を整備するため、下記の省令を改正する予定であること。
  - ア 感知器等規格省令
  - イ 中継器に係る技術上の規格を定める省令（昭和 56 年自治省令第 18 号）
  - ウ 受信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和 56 年自治省令第 19 号）
- (2) 今回の省令等の改正に係る具体的な運用については、別途通知する予定であること。
- (3) 今回の省令等の改正に伴う点検結果報告書等の様式等を定める告示の一部改正等については、おって公布及び通知する予定であること。

消防予第345号  
平成20年12月26日

各都道府県消防防災主管部長 }  
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁予防課長

特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に  
供する設備等に関する省令等の公布について(通知)

特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成20年総務省令第156号。以下「特定小規模施設省令」という。)及び特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準(平成20年消防庁告示第25号。以下「特定小規模自火報告示」という。)が、平成20年12月26日に公布されました。

今回の特定小規模施設省令及び特定小規模自火報告示は、長崎県の認知症高齢者グループホームにおける火災を受けた消防法施行令の一部を改正する政令(平成19年政令第179号)等及び兵庫県のカラオケボックスにおける火災を受けた消防法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第215号)等により、新たに自動火災報知設備が義務付けられることとなった小規模な施設において、消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)第29条の4第1項の規定に基づく通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の基準を定めるものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

記

第一 特定小規模施設省令について

1 特定小規模施設は、次の(1)及び(2)の防火対象物と定義したこと。(特定小規模施設省令第2条第1号関係)

(1) 令別表第一(2)項ニ又は(6)項ロに掲げる防火対象物で、延べ面積が300平方メートル未満のもの(避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段

が2（当該階段が屋外に設けられ、又は消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第4条の2の3で定める避難上有効な構造を有する場合にあっては、1）以上設けられていないもの（以下「一階段等防火対象物」という。）を除く。）

(2) 令別表第一(16)項イに掲げる防火対象物のうち、延べ面積が300平方メートル未満で、かつ、同表(2)項ニ又は(6)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの（一階段等防火対象物を除く。）

2 特定小規模施設用自動火災報知設備は、特定小規模施設における火災が発生した場合において、当該火災の発生を感知し、及び報知するための設備と定義したこと。（特定小規模施設省令第2条第2号関係）

3 特定小規模施設において、自動火災報知設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等は、特定小規模施設用自動火災報知設備としたこと。（特定小規模施設省令第3条第1項関係）

4 特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持の技術上の基準について、以下のように定めたこと。

(1) 特定小規模施設用自動火災報知設備の警戒区域は、令第21条第2項第1号及び第2号の規定の例によること。（特定小規模施設省令第3条第2項第1号関係）

(2) 感知器は、次のアからウまでの場所の天井の屋内に面する部分に設けること。ただし、床面積が30平方メートル以下のアの場所に限り壁に感知器を設けることができること。（特定小規模施設省令第3条第2項第2号関係）

ア 居室及び床面積が2平方メートル以上の収納室

イ 倉庫、機械室その他これらに類する室

ウ 令別表第一(2)項ニに掲げる防火対象物又はその部分が存する特定小規模施設の内部に設置されている階段、廊下等

(3) 特定小規模施設用自動火災報知設備には、非常電源を附置すること。（省令第3条第2項第3号関係）

(4) (1)から(3)までのほか、消防庁長官が定める設置及び維持に関する技術上の基準に適合するものでなければならないこと。（特定小規模施設省令第3条第3項関係）

## 第二 特定小規模自火報告示について

1 第一4(4)により消防庁長官が定める設置及び維持に関する技術上の基準について、以下のように定めたこと。

(1) 感知器は、規則第23条第4項各号（第1号ハ、第4号から第5号まで、第7号ニ、第7号の2、第7号の3、第7号の5、第7号の6及び第9号を除く。）及び同条第5項から第7項まで、第24条第7号並びに第24条の2第2号の規定の例によるほか、次のアからウまでによること。（特定小規模自火報告示第2第1号関係）



- ア 差動式スポット型、定温式スポット型又は補償式スポット型その他の熱複合式スポット型の感知器は、壁若しくははりから0.4メートル以上離れた天井の屋内に面する部分又は天井から0.15メートル以上0.5メートル以内の位置にある壁の屋内に面する部分に設けること。
- イ 煙感知器は、壁若しくははりから0.6メートル以上離れた天井の屋内に面する部分又は天井から0.15メートル以上0.5メートル以内の位置にある壁の屋内に面する部分に設けること。
- ウ 熱煙複合式スポット型感知器は、廊下等を除く感知区域ごとに、その種別及び取付け面の高さに応じて、規則第23条第4項第3号ロ及び第7号ホの表で定める床面積のうち最も大きい床面積につき1個以上の個数を、イと同様の位置に設けること。
- (2) 中継器は、規則第23条第9項、第24条第7号並びに第24条の2第1号ニ及び第3号の規定の例によること。（特定小規模自火報告示第2第2号関係）
- (3) 配線は、規則第24条第1号（イを除く。）の規定の例によるほか、感知器又は発信機からはずれ、又は断線した場合には、その旨を確認できるよう措置されていること。（特定小規模自火報告示第2第3号関係）
- (4) 火災が発生した旨の信号を無線により発信し、又は受信する感知器、中継器、受信機、地区音響装置又は発信機（以下「感知器等」という。）を設ける場合は、規則第24条第1号の2の規定の例によること。（特定小規模自火報告示第2第4号関係）
- (5) 受信機は、規則第24条第2号（ハ及びチを除く。）、第6号から第8号まで及び第24条の2第1号の規定の例によるほか、規則第12条第1項第8号に規定する防災センター等（防災センター等に類する場所がない場合にあつては火災表示を容易に確認できる場所）に設けること。ただし、すべての感知器が火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第17号）第2条第19号の6に規定する連動型警報機能付感知器（以下「連動型感知器」という。）であつて、警戒区域が一の場合には、受信機を設けないことができること。（特定小規模自火報告示第2第5号関係）
- (6) 電源は、次のア及びイによること。（特定小規模自火報告示第2第6号関係）
- ア 電池以外から供給される電力を用いる場合にあつては、蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとること（当該電力が正常に供給されていることを確認できるときは、当該電源を分電盤との間に開閉器が設けられていない配線からとることができる。）。
- イ ア以外の場合にあつては、電池を用いること。
- (7) 非常電源は、規則第24条第4号の規定の例によること。ただし、(5)ただし書により受信機を設けない場合、次のア又はイの電池を非常電源とすることができること。（特定小規模自火報告示第2第7号関係）
- ア 連動型感知器の電源が電池の場合、有効に作動できる電圧の下限値となつ

た旨を72時間以上点滅表示等により伝達した後、1分間以上有効に作動できるとき。

イ 連動型感知器の電源が電池以外から供給される電力を用いるものである場合、当該電源が停電した後、10分間以上有効に作動できる容量の電池が設けられているとき。

- (8) 地区音響装置は、受信機を設ける場合に限り、規則第24条第5号及び第5号の2の規定の例によること。（特定小規模自火報告示第2第8号関係）
- (9) 発信機は、受信機を設ける場合に限り、規則第24条第8号の2及び第24条の2第3号の規定の例によること。（特定小規模自火報告示第2第9号関係）
- (10) 常用電源、非常電源及び予備電源の維持は、規則第24条の2第4号の規定の例によること。（特定小規模自火報告示第2第10号関係）
- (11) アナログ式特定小規模施設用自動火災報知設備の維持は、規則第24条の2第5号の規定の例によること。（特定小規模自火報告示第2第11号関係）
- (12) 火災が発生した旨の信号を無線により発信し、又は受信する感知器等を設ける場合の維持は、規則第24条の2第6号の規定の例によること。（特定小規模自火報告示第2第12号関係）

### 第三 その他

#### 1 施行期日等

- (1) 特定小規模施設省令は、公布の日（平成20年12月26日。以下同じ。）から施行すること。ただし、第一1に記載する令別表第一(6)項口に掲げる防火対象物又はその部分が存する特定小規模施設に関する規定は、平成21年4月1日から施行すること。（特定小規模施設省令附則関係）
- (2) 特定小規模自火報告示は、公布の日から施行すること。（特定小規模自火報告示附則関係）

#### 2 今後の予定

点検結果報告書等の様式、消防設備士及び消防設備点検資格者に関する事項等を定める告示等について、別途公布及び通知する予定であること。

(連絡先) 消防庁予防課 担 当：鳥枝係長、荒川 T E L：03-5253-7523 F A X：03-5253-7533
--

消防予第155号  
平成20年6月23日

各都道府県消防防災主管部長 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁予防課長

「立入検査マニュアル」及び「違反処理マニュアル」の改正について

消防法令に違反している防火対象物の是正推進については、日頃から消防機関等においてご尽力いただいているところですが、この度、平成19年1月に発生した兵庫県宝塚市カラオケボックス火災を受けて、「予防行政のあり方に関する検討会」において行われた予防業務の実施体制の充実等に係る検討結果等を踏まえ、「立入検査マニュアル」及び「違反処理マニュアル」の送付について」（平成14年8月30日付け消防安第39号）で送付した両マニュアルの内容を別添のとおり改正しましたので通知します。

つきましては、改正内容及び下記事項に留意の上、両マニュアルに基づき、引き続き防火対象物に対する立入検査及び違反是正に取り組まれますようお願いいたします。

また、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴管内市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

## 記

### 1 立入検査・違反処理の戦略的な実施

管内における潜在危険性の高い防火対象物を的確に把握し、その安全対策の不備等を適切に是正していくためには、管内特性に応じた立入検査実施計画の策定等による効率的な立入検査の実施とともに、これを補完する情報収集を有機的に実施し、また把握された防火対象物の安全対策の不備等についてその緊急性に応じて着実に是正していくことが重要であること。



これらの確実な推進のため、立入検査・違反処理業務の実施に当たっては、策定された立入検査実施計画についてその進捗状況の把握や、発見された違反対象物についてその指導状況の確認、指導の停滞の解消、違反処理への速やかな移行等、立入検査・違反処理事務全体の管理者・管理組織が適切な業務管理を行っていくことが必要であり、組織のトップを中心としたマネジメント体制を確立することが重要であること。

## 2 防火対象物定期点検報告制度実施率の向上等

立入検査・違反処理の戦略的な実施と併せて、防火対象物の関係者自らがその基準適合性を確保するための自主的な取り組みを促進することが重要であること。その一方で、防火対象物定期点検報告制度については、その実施率が未だ十分ではない状況にあり、立入検査等の際に該当する防火対象物の関係者に対する指導を徹底するなど、その実施率の向上を図るとともに防火基準点検済証・防火優良認定証の表示率の向上、自主点検報告表示制度の実施の推奨等を図ること。

## 3 立入検査・違反是正に必要な実施体制の強化

立入検査・違反是正事務全体について適切に業務管理を行うとともに、その実施状況について定期的に検証を行い、必要な実施体制を確保するとともに、業務の高度化・複雑化に対応していくために、体制の充実及び職員の能力の向上等が重要であること。

なお、立入検査・違反処理業務に係る職員の能力の向上については、違反是正支援センターが支援する市町村消防機関支援事業に関する研修会等の枠組みの活用が有用であること。

また、予防技術資格者についてその適正な配置を確保するとともに、予防技術検定についての職員の受験機会の配慮が望まれること。

## 4 違反処理データベースの活用

「違反処理データベース」(<http://www.fdma.go.jp/ihansyori/>)に法令違反に対する命令発動に当たっての参考となる過去の事例、法令検索等を掲載しているので、積極的に活用し、違反処理を推進すること。

なお、この他、違反是正支援センターにおいて個別に相談窓口において問い合わせ等の活用ができること。

総務省消防庁予防課 担当：村井・工藤 TEL：03-5253-7523 FAX：03-5253-7533
---

立入検査マニュアル・違反処理マニュアルの見直しについて(概要)  
平成 20 年 6 月改正

**I 立入検査マニュアル**

重点的、効率・効果的な立入検査の実施にあたって必要な事項として、「立入検査実施計画の策定」、「立入検査の実施体制」及び「立入検査を補完する情報収集」の3項目を追加し、効率的な立入検査の手法についても追記した。

また、検査の実施により、重大な消防法令違反等を発見した場合の情報共有について追記した。

**【変更箇所】**

第1 立入検査要領

1 事前の準備

- ・「重点的、効率・効果的な立入検査」の解説等を一部修正  
解説等に「立入検査実施計画の策定」、「立入検査の実施体制」及び「立入検査を補完する情報収集」の3項目を追加
- ・「(2) 過去の指導状況等の把握」の解説等を一部修正
- ・「(3) 検査項目及び要領等の検討」の解説等を一部修正

4 検査の実施

- ・「(9) その他」の解説等を一部修正  
解説に「重大な消防法令違反等を発見した場合の情報共有」を追加

7 改修(計画)報告の指導

- ・「改修(計画)報告の指導」の実施事項を一部修正

8 指導記録簿の作成

- ・「指導記録簿」の解説等を一部修正、追加

**II 違反処理マニュアル**

違反対象物台帳等の管理について明記すると共に、違反処理の進捗状況に応じた全体業務目標の策定や達成度の評価を実施すること等を追加した。

**【変更箇所】**

第1 違反処理要領

2 違反の分類

- ・「(3) 違反処理基準による違反の分類」の解説等を一部修正、追加

新	旧
<p>第1 立入検査要領</p> <p><b>1 事前の準備</b></p> <p>解説等</p> <p><b>重点的、効率・効果的な立入検査</b></p> <p>管内の防火対象物の実情に応じて、法令遵守の状況が優良でない防火対象物や火災が発生した場合の火災危険性が高いと考えられる防火対象物等、火災予防上の対応の必要性が高い防火対象物を重点的に立入検査することができるよう、実施体制、実施対象及び頻度、検査方法、検査項目等の立入検査の実施方針を規程等により明確化し、実施計画を策定して、効率・効果的な立入検査を実施する。</p> <p>また、関係行政機関からの提供情報、過去の指導状況等を踏まえ、必要に応じて、連携体制を整備した関係行政機関との合同立入検査を実施する（「風俗営業の用途に供される営業所を含む防火対象物の防火安全対策における風俗営業行政との連携について」（平成13年11月12日 消防予第393号）を参考とする。）。</p> <p><b>（立入検査実施計画の策定）</b></p> <p>立入検査は、火災予防のため、すべての防火対象物について、長期間立入検査が未実施とならないように実施することが必要である。</p> <p>また、特定用途とそれ以外の用途、法令の遵守が適正である対象物とそうでない対象物など、それぞれ危険性が異なる防火対象物について、画一的に立入検査を実施することは非効率的である。</p> <p>このため、各消防本部・消防署においては、管内の防火対象物についての危険実態に応じて立入検査の必要性を検討し、効率的に立入検査を実施していくことが必要である。</p> <p>立入検査の必要性の検討にあたっては、その用途・規模・収容人員等による一般的火災危険性のほか、過去の立入検査指摘事項の改修状況や点検結果報告等の自主管理の実施状況、火災が発生した場合の人命危険や社会</p>	<p>第1 立入検査要領</p> <p><b>1 事前の準備</b></p> <p>解説等</p> <p><b>重点的、効率・効果的な立入検査</b></p> <p>防火対象物定期点検結果報告、消防用設備等点検結果報告等の防火対象物関係者からの報告、届出等の結果あるいは、過去の指導状況を踏まえ、法令遵守の状況が優良でない防火対象物及び火災予防上の必要性が高い防火対象物を重点的に立入検査するとともに、立入検査の実施項目の選択を行い効率・効果的な立入検査となるよう検討する。</p> <p>また、関係行政機関からの提供情報、過去の指導状況等を踏まえ、「風俗営業の用途に供される営業所を含む防火対象物の防火安全対策における風俗営業行政との連携について」（平成13年11月12日 消防予第393号）により連携体制を整備した関係行政機関との効果的な合同立入検査の実施の必要性について検討する。</p> <p><b>（新規）</b></p>

的影響の度合い、気候風土等による予防行政需要の地域特性その他の火災予防上の必要性等を考慮することが重要であり、これを立入検査の優先順位に従って区分するとともに、その検査方法や実施者等を定める等により、消防組織法第6条（市町村長の消防責任）を踏まえて、消防本部の管内特性に応じた立入検査実施計画を年度等の単位で策定することが必要である。

このためには、査察台帳等において管内の防火対象物について網羅的にその概要や自主管理の状況、違反の有無等の過去の立入検査の実施状況及びその結果等を把握し、危険性の高い防火対象物が長期間立入検査未実施となることを防止できる体制作りが必要である。

また、各消防本部においては、策定された立入検査実施計画について、月間、四半期等の期間でその進捗状況を常に把握等して着実に業務管理を行っていくことが必要である。

#### **（立入検査の実施体制）**

立入検査の実施体制については、職員の予防関係知識・技術・経験、勤務形態、事務量等を勘案し、防火対象物の区分等に応じて、消防長又は消防署長が事前に実施する職員を指定しておくことが重要である。

この場合、予防関係の知識、技術、経験及び関係者指導能力等が豊富な予防業務専従職員、予防兼務職員のみを指定するのではなく、主として消防活動に従事する交替制職員も含めて指定することが重要である。これは、人的資源を可能な限り活用するという観点のみならず、立入検査を実施することにより、防火対象物の実態や消防活動上必要な施設・設備実態を把握し、万一の場合に消防隊が効果的・効率的に消火活動、救助活動等を行うために有効であると考えられること、また、予防面の知識・技術を高めることにより、火災原因調査や防火・防災指導等への活用も期待できるところ等によるものである。

また、個々の防火対象物の立入検査業務の困難度に応じて、相応しい知識・技術・経験等を有する職員が立入検査を実施することが重要である。一方、知識・経験等の浅い職員については、予防技術検定の受験や消防学

#### **（新規）**

校等における教育、計画的に知識・技術・経験等が豊富な職員等と同行して立入検査業務を実施させるなど、立入検査の技術を教育・訓練していく体制をつくることが望ましい。また、全ての立入検査を実施する消防職員が、現場における消防吏員の命令（法第3条第1項及び法第5条の3第1項）を実施できるような教育訓練を行うことが求められる。

なお、消防本部全体で立入検査を実施するために十分な体制が確保されているかどうか定期的に検証を行うことが必要であり、年度毎の立入検査実施計画の達成度、違反処理の進捗度合い等を検討して次年度以降の体制に反映させる等、PDCAサイクルにより改善の取り組みを継続することが重要である。

### **(立入検査を補完する情報収集)**

重点的、効率的な立入検査を実施していく上では、把握している潜在危険性の高い防火対象物に重点を置いて立入検査を計画的に実施することに加えて、新築・用途変更等が行われたにも関わらず届出等を怠っている等の理由により未把握となっている防火対象物についても情報収集を実施し、状況を把握することが必要である。この立入検査を補完する情報収集についても、必要に応じて実施できるように、体制を規程等により構築することが重要である。

その情報収集の実施方法については管内の実情等にに応じて適当な方法を検討することとなるが、具体例としては以下のものが考えられる。

- ・住民指導や警防調査等の機会を捉えた外観調査
- ・住宅地図を活用したローラー作戦（一定区域ごとのローテーション）
- ・関係行政機関との情報共有（建築、風俗営業、食品衛生etc.）
- ・消防団、自主防災組織、婦人防火クラブ等からの地域情報の聴取
- ・電話帳・インターネット等の外部情報を活用した事業所情報の検索
- ・広聴制度や公益通報制度を通じた利用者・従業員からの通報受付
- ・用途変更、テナント入替え、増改築等が多い防火対象物・地域（雑居ビル、繁華街等）や、構造・設備、収容人員等から、防火安全対策の不備に伴い深刻な被害を招く危険性が大きい防火対象物（カラオケボックス

**(新規)**



や複合カフェ等の密閉性の高い娯楽施設、小規模福祉施設、屋内階段工系統のみの防火対象物等)をピックアップして、重点的に情報収集を行い、状況変化をチェックする。

・管内対象物に関する他行政機関とのデータ共有、状況変化の有無に関する突合、異状に気づいた場合の相互照会等について、データベース及びチェックシステムを構築すること。  
なお、用途変更等の状況変化が見られた場合、必要に応じ速やかに立入検査を実施する必要がある。また、署所における小区域又は防火対象物ごとの担当割当て制度や、担当している情報の確実な引継ぎを実施することが重要となる。

## (2) 過去の指導状況等の把握 指摘状況等の確認

過去に実施した立入検査結果の通知書(写し)や提出された改修(計画)報告書、指導記録簿などから、指摘した不備事項やその改修結果について確認する。

## (3) 検査項目及び要領等の検討 効率的な検査要領等

防火対象物の状況により、立入検査を必要最小限の時間で実施するための経路等を検討する。例えば、次のような方法が考えられる。

- ・大規模な防火対象物を立入検査する場合は、複数の検査員で検査に向き、それぞれの検査項目に応じて担当する検査員を指定して検査する。
- ・防災センターや消防用設備等の中枢部分から検査する。
- ・工場などでは、ここで行われている作業の工程に従って検査する。

また、関係者による自主管理の状況が優良と認められる防火対象

## (2) 過去の指導状況等の把握 指摘状況等の確認

過去に実施された立入検査結果の通知書や改修(計画)報告書などから、指摘した不備事項や、その改修結果について確認する。

## (3) 検査項目及び要領等の検討 効率的な検査要領等

防火対象物の状況により、立入検査を必要最小限の時間で実施するための経路等を検討する。例えば、次のような方法が考えられる。

- ・大規模な防火対象物を立入検査する場合は、複数の検査員で検査に向き、それぞれの検査項目に応じて担当する検査員を指定して検査する。
- ・防災センターや消防用設備等の中枢部分から検査する。
- ・工場などでは、ここで行われている作業の工程に従って検査する。

(新規)



になる状況が認められた場合は、違反処理への移行と並行して、速やかに警防担当も含め消防機関全体で必要な情報共有を行い、消防活動全般において留意すること。

- ・無届けの大幅な用途変更・増改築を発見した場合も同様の対応を行うこと。

- ・ (新規)

## 7 改修 (計画) 報告の指導

実施事項等

- ・原則として、文書 \_\_\_\_\_ により報告させる。
- ・改修計画については文書により報告させる。
- ・ (略)
- ・ (略)

## 7 改修 (計画) 報告の指導

実施事項等

- ・原則として、文書 (改修 (計画) 報告書) \_\_\_\_\_ により報告させる。
- ・ (新規)
- ・ (略)
- ・ (略)

## 8 指導記録簿の作成

解説等

### 指導記録簿

指導記録簿とは、立入検査の実施結果を記録する帳票などのことであり、立入検査で法令違反があった場合には、検査年月日から改修が完了するまでの是正指導等の経過についても記録し、防火対象物台帳、改修 (計画) 報告書等と一体として管理する。

#### (記録事項の例)

- ・立入検査年月日 (違反を発見した日)
- ・違反の内容
- ・改修までに実施した指導及び関係者の対応
- ・改修予定スケジュール並びに経過確認等の日時及びその状況
- ・その他必要事項

## 8 指導記録簿の作成

解説等

### 指導記録簿

指導記録簿とは、立入検査の実施結果を記録する帳票などのことであり、立入検査で法令違反があった場合には、検査年月日から改修が完了するまでの是正指導等の経過についても記録する。

#### (記録事項の例)

- ・立入検査年月日 (違反を発見した日)
- ・違反の内容
- ・改修までに実施した指導や経過確認等の日時や関係者の対応等
- ・ (新規)
- ・その他必要事項



違反処理マニュアルの一部改正に係る新旧対照表（傍線部分は改正部分）

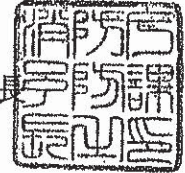
新	旧
<p>第1 違反処理要領</p> <p>2 違反の分類</p> <p>(3) 違反処理基準による違反の分類</p>	<p>第1 違反処理要領</p> <p>2 違反の分類</p> <p>(3) 違反処理基準による違反の分類</p>
<p>解説等</p> <p><b>違反対象物台帳等</b></p> <p>違反処理基準に該当する事案については、違反対象物台帳あるいは違反処理経過簿等の管理簿を作成し、違反処理への移行時期、改修計画の提出の有無・予定期日、違反処理を留保している場合の留保期限、上位措置への移行等の業務管理を行う。</p> <p>これは、違反処理の進捗状況の確認や指導の停滞の解消、全体業務目標の策定やその達成度の評価等、違反処理事務全体を管理する者が適切な業務管理を行うためにも重要なものである。</p> <p>これにより、たとえ消防側の担当者が人事異動等で変更となった場合でも一貫した業務管理を行うことができる。</p> <p>違反対象物台帳等は、警告・命令等違反処理の名あて人となる管理権原者ごとに作成し、防火対象物別にまとめると処理がしやすい。</p>	<p>解説等</p> <p><b>違反対象物台帳等</b></p> <p>違反処理基準に該当する事案については、違反対象物台帳あるいは違反処理経過簿等の管理簿を作成し、違反処理への移行時期、____上位措置への移行等の____管理を行う。</p> <p>(新規)</p> <p>____</p> <p>____</p> <p>これにより、たとえ消防側の担当者が人事異動等で変更となった場合でも一貫した業務管理を行うことができる。</p> <p>違反対象物台帳等は、警告・命令等違反処理の名あて人となる管理権原者ごとに作成し、防火対象物別にまとめると処理がしやすい。</p>



消防予第393号  
平成13年11月12日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁予防課長



風俗営業の用途に供する営業所を含む防火対象物の防火安全対策  
における風俗営業行政との連携について

去る平成13年9月1日、東京都新宿区歌舞伎町の雑居ビル火災において、死者44名を出す惨事が発生した重大性に鑑み、同種のビルに関して全国的に一斉立入検査を行い、違反是正措置を行うなど、防火安全の徹底を図っているところであるが、去る10月29日、再び新宿区歌舞伎町の風俗営業施設等を含む雑居ビルで死者2名、負傷者5名を出す火災が発生したことは誠に遺憾である。

小規模雑居ビルに関する再発防止のための防火安全対策の基準や基準適合確保のあり方については、現在、消防庁の「小規模雑居ビル火災緊急対策検討委員会」において検討が進められているところであり、また、9月26日には消防審議会に対して諮問が行われたところである。こうした中で、小規模雑居ビルの防火安全対策に関し、関係行政機関間の連携をより一層図ることが必要であるとの指摘がなされているところである。

この度、風俗営業の許可等の申請に対する審査における警察部局、消防部局、建築行政部局との連携を図るための仕組みの整備等について、別添写しのとおり、警察庁生活安全局生活環境課長から各道府県警察本部長等あて及び国土交通省住宅局建築指導課長から各都道府県建築主務部長あて通知がなされ、本職においても各都道府県警察及び建築行政機関との連携方策について、下記のとおり留意事項を取りまとめたので、これらを参考にして、地域の実情に応じた適切な対策を推進されるようお願いする。

なお、貴都道府県内の市町村にもこの旨周知方よろしく願います。

記

1 基本的考え方

風俗営業の許可等に際して、警察機関（各都道府県警察及び各警察署をいう。以下同じ。）と消防機関及び建築行政機関が相互に連携を図ることは、雑居ビル等の防火安全対策に資するところが大であるので、有効な連携を図るための仕組みの整備等について、早急に各都道府県警察（必要に応じて、所管の警察署を經由。

以下同じ。)と調整を図り、防火安全確保の徹底を図ることを基本とする。

なお、当該警察機関との連携に併せて、風俗営業施設を含む建築物の防火安全に関する建築行政機関との連携について、より一層の推進を図るものとする。

## 2 風俗営業の許可又は変更の承認に係る連携措置

警察機関から、風俗営業の許可（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風適法」という。）第3条第1項）又は変更の承認（風適法第9条第1項）（以下、「風俗営業の許可等」という。）の申請に係る風俗営業施設を含む防火対象物が、消防法令及び火災予防条例（以下「消防法令等」という。）に違反する疑いがあるとして、その確認が消防機関にあった場合等の対応については、以下のとおりとする。

- (1) 確認があった防火対象物については、早急に立入検査等を実施するなどして、実態の把握を行うこと。
- (2) 確認に対する回答事項としては、防火対象物使用開始届出等の必要な手続きの有無、消防法令等の違反事項、その是正のため今後採ろうとする措置などが考えられるが、具体的には、各都道府県警察との調整を図った上で決定すること。
- (3) 是正措置が必要となる防火対象物については、速やかに許可申請者等（許可申請者以外の管理権原者等への是正指導が必要な場合は当該管理権原者等を含む。以下同じ。）に接触し、是正指導を行うこと。
- (4) 是正措置が必要でない防火対象物にあっても、今後、消防法令等の手続き（例えば、防火管理者選任届、防火対象物使用開始届等）が必要となる可能性のある防火対象物にあっては、許可申請者等にその旨を伝えること。

なお、この場合、その後の所要の措置の徹底に努めること。

- (5) 許可申請者等が消防機関の是正指導等に応じない場合に備え、刑事告発を行うことを含め、消防機関において適切な措置を講じることをあらかじめ警察機関との間で申し合わせること。
- (6) 風俗営業の許可等の際に、許可申請者等があくまで是正指導に従わない場合は、消防機関において「是正指導に従わなければ違法防火対象物について措置命令をし、これに従わなければ消防法令違反で告発を行うこともあり得る」旨の通告を許可申請者等に行うこと。

その後、措置命令、告発をする場合にはその旨を警察機関に連絡するとともに、十分な調整を行って、迅速的確な事件処理を図ること。

- ## 3 風俗営業の許可等の申請に対する審査における連携を図るための仕組みの整備
- 風俗営業の許可等の申請について平素より警察機関、建築行政機関と情報交換等を行うための仕組みを整備しておくことにより、適切な連携を図ることが望ましい。



(1) 警察機関と具体的にどのような連携を行うかについては、各都道府県消防部局において各都道府県警察と十分な調整を図ること。

この他、特に、具体的な連携を図る仕組みの検討に当たっては、消防本部レベルにおいて、地域の実情に応じて、警察機関と所要の調整を図ることが考えられること。

(2) 連携を図る対象については、管理権原が分かれた複合用途防火対象物のほか、防火対象物の火災による人命危険性の程度等から対象を限定して措置の徹底を図ることが考えられるが、この場合、対象の範囲をどこまでとするかについては、火災予防行政上の必要性、申請者の利便と負担、消防機関における事務処理の負担等を勘案し、各都道府県警察と十分に協議し、調整して仕組みを整備すること。

(3) 連携を図るための仕組みを検討する場合、整備しようとする仕組みによる事務処理に要する期間が申請に対する処分の標準処理期間を著しく超過しないように留意すること。

(4) 警察機関と具体的にどのような連携を図る仕組みを整備するかにかかわらず、風俗営業の許可等の申請に係る施設を含む防火対象物が消防法令に違反する場合は、上記の2の対応の例によること。

#### 4 無許可で風俗営業の用途に供されている疑いのある防火対象物を発見した場合等の措置

消防機関の行う立入検査等を通じて、無許可で風俗営業の用途に供されている疑いのある防火対象物を発見した場合や重大な消防法令違反を指摘した場合は、警察機関にその旨を連絡すること。

#### 5 その他の連携

2から4に定めるもののほか、必要に応じ関係行政機関の職員との合同立入り等を実施するなど、各都道府県の実情に応じ、関係行政機関相互の行政目的に資するよう、警察機関をはじめとする関係行政機関との連携を図るよう努めること。

別添



原議保存期間 10年  
(平成23年12月31日まで)

各管区警察局広域調整部長  
警視庁生活安全部長 殿  
各道府県警察(方面)本部長

警察庁丁生環発第233号  
平成13年11月12日  
警察庁生活安全局生活環境課長

風俗営業行政における建築及び消防関係の行政庁との連携について

平成13年9月1日に東京都新宿区歌舞伎町において風俗営業の営業所等が入居した雑居ビル火災(死者44人、負傷者3人)が発生し、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風適法」という。)、建築基準法(昭和25年法律第201号)、消防法(昭和23年法律第186号)等の法令違反容疑が発覚したが、これを契機に、風俗営業行政を行うに当たって建築行政庁(建築基準法の特定行政庁をいう。)又は消防行政庁(消防長(消防本部を置かない市町村においては市町村長)又は消防署長をいう。)(以下「関係行政庁」という。)との連携が求められているところである。

また、同年10月29日にも同歌舞伎町において風俗営業の営業所等が入居した雑居ビル火災が発生し、死者2人、負傷者5人を出している。

そこで、風俗営業行政において関係行政庁との連携を推進するため、下記事項に留意の上、地域における行政の総合的な実施を図り、住民の福祉の増進に寄与することとされたい。

なお、本件については、国土交通省住宅局建築指導課及び総務省消防庁予防課とも打合せ済みであり、それぞれ別添1及び別添2の通知が発出されているので念のため申し添える。

## 記

### 1 基本的考え方

風俗営業の用途に供する営業所たる建築物が建築基準法又は消防法(これらの法律に基づく命令及び条例を含む。以下「関係法令」という。)に違反しているにもかかわらず、風適法と関係法令とは法の趣旨・目的を異にしているから風俗営業の許可(風適法第3条第1項)又は構造及び設備の変更の承認(風適法第9条第1項)(以下「風俗営業の許可等」という。)に際して関係法令に抵触するかどうかは別個の問題であるとして単に風俗営業の許可等をするというようなことがないよう、当該許可等に係る建築物につき、関係行政庁と連携を図り、関係法令に適合させることを基本とする。

### 2 風俗営業の許可等の申請に係る建築物が関係法令に違反する疑いのあることを



### 認知した場合の措置

風俗営業の許可等の申請があった場合において、当該風俗営業の許可等の申請に係る風俗営業の用途に供する建築物について関係法令に違反する疑いのあることを関係行政庁からの連絡、地域住民からの情報等により認知した場合は、次の要領により適切に措置すること。

- (1) 当該建築物について関係法令に違反するものであるか否か、また、違反する場合においてはその是正のため今後採らうとする措置について、関係行政庁に確認すること。
- (2) 当該建築物について関係法令に違反する旨の関係行政庁の確認がなされた場合には、申請者にその旨を告知し、関係法令に違反する状態を解消するよう行政指導を行うこと。

なお、この場合において、行政指導については各都道府県のいわゆる行政手続条例における行政指導に関する規定に従って行う（行政手続法（平成5年法律第88号）第3条第2項、第38条参照）とともに、申請に対する処分の標準処理期間（行政手続法第6条）を著しく超過することのないようにすること。

- (3) 相手方が関係行政庁の是正指導等に応じない場合は、刑事告発を行うことを含め、関係行政庁において適切な措置を講じることを関係行政庁との間で申し合わせるとともに、関係法令の違反の取締りを所掌する警察部門との連携を図り、刑事告発を想定した事件化の準備を行うこと。
- (4) 相手方があくまで行政指導に従わない場合には、風俗営業の許可等の要件を満たしているときは風俗営業の許可等をせざるを得ないが、風俗営業の許可等の際には、関係行政庁から相手方に対して、「是正指導に従わなければ違法建築物について措置命令をし、これに従わなければ関係法令違反で刑事告発を行うこともあり得る」旨の通告がなされるように配慮すること。
- (5) 関係行政庁から関係法令違反について告発を受けた場合には、迅速的確な事件処理が行われるよう配慮すること。
- (6) 風俗営業の許可等をした後において、関係法令違反で検挙されたときは、風適法第25条又は第26条の規定による指示又は営業停止等の処分について検討すること。

なお、風適法第8条第3号に該当するに至ったときは、同条の規定による許可の取消しについて検討すること。

### 3 風俗営業の許可等の申請に対する審査における関係行政庁との連携を図るための仕組みの整備

風俗営業の許可等の申請に対する審査の過程において平素から関係行政庁との



連携を図るための仕組みを整備しておき、関係事務の処理が行われることが望ましいところであり、関係行政庁と具体的にどのような連携を行うかについては、次の事項に留意の上、各都道府県の実情に照らして各都道府県警察の判断により行うこと。

(1) 関係行政庁と連携を図るための仕組みとしては、次のような方法が考えられること。

① 風俗営業の許可等の申請に際し、申請者に対し、当該建築物が関係法令に適合しているかどうか等について関係行政庁が発行する書面の提出又は提示を求めるなどして確認すること。

② 風俗営業の許可等の申請に対する審査に当たり、関係行政庁との間で、当該建築物が関係法令に適合しているかどうか等について往復文書又は口頭により確認すること。

③ 風俗営業の許可等の申請があった場合において、その旨を関係行政庁に書面又は口頭で連絡し、関係行政庁による適切な措置を促進すること。

(2) (1)の①から③までのいずれの方法によることとしても、風俗営業と旅館業との施設兼用の場合(別紙を参照のこと。)及び複合用途建築物(いわゆる雑居ビル)を使用する場合のほかは、過去における多数の死傷者を伴う火災の経験、事故・災害の危険の程度等から対象となる建築物を限定することを考慮すること。

(3) (1)の①から③までのいずれの仕組みとするか、また、(2)により対象とする建築物の範囲をどこまでとするかについては、申請者の利便と負担、警察行政目的に資する程度、警察の事務処理の負担等を勘案し、警察と関係行政庁の双方の行政目的の達成に資するよう十分に協議し、調整して仕組みを整備すること。この場合において、整備しようとする仕組みによる事務処理に要する期間が申請に対する処分の標準処理期間を著しく超過するものとならないようにすること。

(4) (1)の①に掲げる方法を採用する場合にあつては、次の点に留意すること。

ア 風俗営業の許可等の申請に際し、申請者から提出又は提示を求める関係行政庁が発行する書面は法令で添付すべきこととされている申請書の添付書類ではないため、行政指導となるので、各都道府県のいわゆる行政手続条例における行政指導に関する規定に従って行うこと(行政手続法第3条第2項、第38条参照)。

イ 当該書面の要求に当たっては、その趣旨及び当該要求は行政指導であることを申請者に告知するとともに、申請書の提出を受けることを拒否すること

のないようにすること（行政手続法第7条参照）。

- (5) (1)の①から③までのいずれかの方法によっても、風俗営業の許可等の申請に係る営業所の建築物について関係法令に違反する旨の関係行政庁からの連絡があった場合の措置については、2の(1)から(6)までの要領の例によること。

#### 4 その他風俗営業行政における関係行政庁との連携

2及び3に定めるもののほか、風俗営業の営業所に対する立入り等を通じて関係法令違反を発見した場合には、必要に応じて関係行政庁に連絡するほか、関係行政庁の職員による合同立入り等を実施するなど、各都道府県の実情に応じ、警察と関係行政庁の双方の行政目的に資するよう、関係行政庁との連携を図るよう努めること。

店舗型性風俗特殊営業の営業所及び深夜において設備を設けて客に飲食をさせる営業の営業所についても、同様とする。





国住指第1554号  
平成13年11月12日

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長



建築指導行政における風俗営業行政との連携について（技術的助言）

小規模雑居ビルの防火安全対策については、去る平成13年9月1日、東京都新宿区歌舞伎町「明星ビル」において発生した火災を教訓として、全国で重点的な査察の実施等を通じて建築基準法の遵守の徹底に向けた真剣な努力が続けられているところであるが、去る平成13年10月29日、再び東京都新宿区歌舞伎町において雑居ビル火災が発生し、死者2名、負傷者5名を出す惨事となったことは誠に遺憾である。

小規模雑居ビルの防火安全対策については、現在、当省に設置した「小規模雑居ビルの建築防火安全対策検討委員会」において、防火基準及び法令遵守を担保するための方策について検討を進めており、年内を目途に具体的な対策をとりまとめることとしているが、風俗営業の許可等の申請に対する審査における警察部局、建築行政部局、消防部局との連携を図るための仕組みの整備等について、今般、別添1のとおり、警察庁生活安全局生活環境課長から警視庁生活安全部長及び各道府県警察（方面）本部長等あて、別添2のとおり、総務省消防庁予防課長から各都道府県消防主管部長あて、それぞれ通知がなされ、本職においても各都道府県警察及び消防機関との連携方策について下記のとおり留意事項を取りまとめたので、これを参考にして、地域の実態に応じた適切な対策を実施されるようお願いする。

なお、貴管内の特定行政庁に対してこの旨周知いただくようお願いする。

記

1 基本的考え方

風俗営業の許可等に際して警察機関（各都道府県警察及び各警察署をいう。以下同じ。）と建築行政部局及び消防部局が相互に連携を図ることは、雑居ビル等の防火安全対策に資するところが大であるので、有効な連携を図るための仕組みの整備等について、早急に各都道府県警察と調整を図り、建築物の防火安全対策の徹底を図ることを基本と

する。

なお、当該警察機関との連携に併せて、風俗営業の用途に供する建築物を含む建築物の防火安全対策に関する消防機関との連携について、より一層の推進を図るものとする。

## 2 風俗営業の許可又は変更の承認に係る連携措置

風俗営業の許可又は変更の承認（以下「風俗営業許可等」という。）の申請に係る風俗営業の用途に供する建築物が、建築基準法令に違反する疑いがあるとして警察機関から当該建築物の適法性を確認するよう求められた場合は、以下のとおり対応すること。

- ① 確認を求められた建築物については、現地調査を行う等により実態を把握すること。
- ② 確認に対する回答事項としては、例えば、建築確認申請手続等の有無、違反事項（特に、風俗営業に供されることとなる場合に建築基準法令違反となる事項）、その是正のため今後とらうとする措置などが考えられるが、具体的には各都道府県警察と調整を図った上で決定すること。
- ③ 是正措置が必要となる建築物については、速やかに当該建築物の所有者、管理者又は占有者に対して、是正するよう指導すること。
- ④ 是正措置が必要でない建築物にあっても、今後、建築基準法上の手続き（例えば、建築物の用途を変更しようとする場合の申請及び確認）が必要となる可能性のある建築物にあつては、当該建築物の所有者、管理者又は占有者にその旨伝えること。  
なお、この場合、その後の所要の措置の徹底に努めること。
- ⑤ ③の是正指導に応じない場合は、刑事告発を行うことを含め、建築行政部局において適切な措置を講じることをあらかじめ警察機関との間で申し合わせること。
- ⑥ 風俗営業の許可等の際に、当該建築物の所有者、管理者又は占有者があくまで是正指導に従わない場合は、建築行政部局からこれらの者に対して「是正指導に従わなければ違法建築物については是正措置命令をし、これに従わなければ 建築基準法令違反で刑事告発を行うこともあり得る」旨通告すること。  
その後、是正措置命令、告発をする場合には、その旨を警察機関に連絡するとともに、十分な調整を行い、迅速的確な事件処理を図ること。

## 3 風俗営業の許可等の申請に対する審査における連携を図るための仕組みの整備

風俗営業の許可等に際して、平素より警察機関、消防機関と情報交換等を図るための仕組みを整備しておくことにより、適切な連携を図ることが望ましい。

- 警察機関との連携を図るための仕組みの整備に当たっては、以下の点に留意すること。
- ① 警察機関と具体的にどのような連携を行うかについては、各都道府県の建築行政部局において各都道府県警察との間で十分な調整を図ること。



- ② この場合において、整備しようとする仕組みによる事務処理に要する期間が申請に対する処分の標準処理期間を著しく超過するものとならないよう十分配慮すること。
  - ③ 警察機関と具体的にどのような連携を行うかに関わらず、風俗営業の許可等の申請に係る建築物が建築基準法令に違反する場合は、上記2の対応の例によること。
- 4 無許可で風俗営業の用途に供されている疑いのある建築物を発見した場合の措置  
建築行政部局の行う立入り等を通じて、無許可で風俗営業の用途に供されている疑いのある建築物を発見した場合は、警察機関にその旨を連絡すること。

#### 5 その他の連携

風俗営業の許可申請時における連携のほか、関係行政機関の職員との合同立入り等を実施するなど、各都道府県の実情に応じ、関係行政機関双方の行政目的に資するよう、警察機関をはじめとする関係行政機関との連携を図るよう努めること。

消防予第 127 号

平成 13 年 4 月 17 日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁予防課長

### 認可外保育施設に対する防火安全の指導について

標記については、「無認可保育施設に対する指導監督の実施について」(昭和 56 年 7 月 2 日児発第 566 号厚生省児童家庭局長通知。以下「厚生省通知」という。)を受けた「無認可保育施設に対する防火安全の指導について」(昭和 56 年 7 月 24 日消防予第 165 号消防庁予防救急課長通知)に基づき指導をお願いしてきたところですが、このたび、上記厚生省通知が廃止され、別添「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(平成 13 年 3 月 29 日雇児発第 177 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「厚生労働省通知」という。)が施行されました。

貴職におかれましては、厚生労働省通知のうち、防災に関する事項について、趣旨をご理解いただくとともに、下記事項に留意するよう、貴都道府県内市町村に対し、周知願います。

なお、厚生省通知を受けた「無認可保育施設に対する防火安全の指導について」(昭和 56 年 7 月 24 日消防予第 165 号消防庁予防救急課長通知)は廃止します。

### 記

- 1 認可外保育施設については、従前のおり消防法施行令別表第 1 に掲げる(六)項口の用途に該当するため、同用途の対象物として必要な防火安全上の基準を満たすよう指導すること。

2 上記厚生労働省通知の施行に伴い、都道府県又は指定都市等の民生主管部局が所要の指導・措置を行うに当たって、連携の申し出があった場合は、以下に示す例を参考にして、対応に配慮されたい。

(1) 民生主管部局に対する認可外保育施設に関する防火安全上の助言。

(2) 保育施設等の存在場所の情報提供。

なお、施設に関する情報提供を実施する場合は、消防法第4条第6項に示す守秘義務に配慮すること。

3 認可外保育施設に対しては、防火管理を徹底するよう引き続き指導すること。共同住宅等においては、各管理権原者が同一の者を防火管理者として共同選任し、消防計画を共同作成することとして運用されていることが多いが、認可外保育施設が共同住宅等の一部に存する場合には、当該認可外保育施設として独自に防火管理者を選任し、消防計画の作成及び届出、その他防火管理上必要な業務を行わせるとともに当該防火管理業務が防火対象物全体に係る防火管理業務と調整のとれた内容となるよう指導すること。

なお、消防計画が作成された場合は、厚生労働省通知に示される指導監督基準3の(2)の「非常災害に対する具体的計画」が作成されたものとし、消防計画に基づき行われる消火、通報及び避難の訓練については、同基準の「定期的な訓練」とする旨、厚生労働省と合意されたものであること。

(別添)

雇児発第 177 号

平成 13 年 3 月 29 日

都道府県知事

各 指定都市市長 殿

中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

認可外保育施設に対する指導監督の実施について(抄)

保育需要の増加や多様化等への対応については、新エンゼルプラン(平成 11 年 12 月 19 日大蔵・文部・厚生・労働・建設・自治 6 大臣合意)等に基づき、保育施策の拡充に御尽力いただいているところである。

ベビーホテル等の認可外保育施設については、昭和 56 年の児童福祉法の改正により、行政庁の報告徴収及び立入調査の権限が規定され、これらに基づき、指導監督に配意願ってきたところであるが、今般、より効果的な指導監督を図る観点等から、別紙のとおり「認可外保育施設指導監督の指針」及び「指導監督基準」を策定したので、より適切な指導監督が図られるようお願いする。

なお、認可外保育施設、特にベビーホテルの問題は指導監督の問題だけではなく、認可保育所の整備状況や延長保育、夜間保育等の多様な保育サービスの提供と大きくかかわるものであり、特にベビーホテルの多い地域におかれては、地域の保育需要について適切な把握に努めるとともに、その需要に応じた保育施策の推進に御尽力いただきたい。

この通知は、平成 13 年 4 月 1 日から施行し、これに伴い、「無認可保育施設に対する指導監督の実施について(昭和 56 年 7 月 2 日児発第 566 号厚生省児童家庭局長通知)」及びこれに基づく通知(「認可外保育施設に対する指導監督の強化について(平成 12 年 4 月 14 日児保第 18 号厚生省児童家庭局保育課長通知)」は、廃止する。

おって、この通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的な助言に当たるものである。

## 別 紙

### 認可外保育施設指導監督の指針

#### 第 1 総則

#### 3 認可外保育施設の把握及び事前指導

##### (1) 認可外保育施設の把握

認可外保育施設については、管内市区町村の協力を得て、その速やかな把握に努めること。また、消防部局、衛生部局等の認可外保育施設を職務上把握し得る部局等との連携も、その把握のために有効であること。

##### (留意事項 3) 市区町村に協力を求めることの趣旨

認可外保育施設の設置状況は、地域の保育需要、保育所の整備状況等と少なからぬ関連を有することから、保育の実施主体である市区町村の協力を求めるものであること。

##### (留意事項 4) 消防部局、衛生部局等の認可外保育施設を把握し得る部局等との連携の趣旨

都道府県、保健所を設置する市及び特別区においては、食品衛生法第 19 条に規定する食品衛生監視員が置かれており、同監視員は、同法第 29 条第 3 項に基づき、不特定又は多数の者に食品を供与する施設(認可外保育施設を含む。)の関係者からの必要な報告の徴収及び施設への立入検査の権限が与えられており、また、消防機関も、消防法第 4 条に基づき、関係者(認可外保育施設の関係者を含む。)に対する資料の提出命令、報告の徴収、施設への立入検査及び関係者への質問の権限が与えられていることから、これらの機関との連携を図ることは、効果的な指導監督の実施の観点から有効であること。



## 第2 通常の指導監督

### 3 立入調査

#### (2) 立入調査の手順

##### ① 実施計画の策定

立入調査の実施計画は、問題を有すると考えられる施設について重点的に指導ができるように配慮して策定すること。また、策定に当たっては、必要に応じて、消防部局、衛生部局等と施設リストや既実施の立入調査結果の情報交換を行う等の連携を図ることが望ましいこと。

##### (留意事項9)行政情報の提供について

「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」第9条第2項においては、他の部局や他の行政機関に対し、業務の遂行に必要な限度において、処理情報を保有目的以外の目的のために利用し又は提供することが認められており、この趣旨を踏まえれば、法人情報についても所掌事務の遂行に必要な限度で、他の部局や他の行政機関との間で、認可外保育施設に関する行政情報を交換することは差し支えないと考えられること。 参考資料7参照

添付省略

(留意事項 10)以下のいずれかに該当する施設は、「問題を有すると考えられる施設」に該当すると考えられること。

- ・著しく保育従事者数が少ないもの、又は著しく有資格者数が少ないもの
- ・著しく施設が狭隘なもの
- ・連続して改善指導を行っているにもかかわらず改善されないもの
- ・著しく低料金又は利用者から苦情や相談が寄せられており不適切な処遇が窺われるもの
- ・管理者や保育従事者が都道府県等が開催する研修会等へ参加していないもの
- ・通常の報告の徴収の指示に対して回答がないもの又は報告内容が空疎なもの
- ・事実発生に関わらず、臨時の報告又は長期滞在児の報告を怠っているもの

### ③ 市区町村との連携

立入調査に当たっては、保育の実施主体である市区町村に対し立会いを求める等必要な連携を図ること。

### ④ 関係部局との連携

防災上、衛生上の問題等があると考えられる施設については、消防部局、衛生部局等と連携して指導を行うこと。参考資料8及び参考資料9参照

消防予第 36 号  
平成元年 3 月 31 日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁予防課長

## 社会福祉施設及び病院における夜間の防火管理体制 指導マニュアルについて(通知)

社会福祉施設及び病院における夜間の防火管理体制については、「社会福祉施設等における防火安全対策について(昭和 62 年 9 月 1 日付消防予第 160 号各都道府県知事あて消防庁次長通知)」において、「夜間等における防火管理体制については、夜間等における災害発生時に的確な対応ができるよう、災害が発生した場合の職員動員体制、発災時の初動対応、消防機関と連携した職員等の教育訓練、夜間等における避難訓練、日常における防火戸や防火設備の点検・維持管理、可燃物の保管状況の点検等のあり方について検討する必要があるので、今後、これらの防火管理体制のあり方について、社会福祉施設等の特性に応じた具体的な指針を作成し、その普及を図る予定である。」こととしていたところであるが、今般、標記指導マニュアルを別添 1 のとおり作成したので送付する。

社会福祉施設及び病院における夜間の防火管理体制については、今後、この指導マニュアルに基づいて指導されたいので、貴職におかれては、下記事項に留意の上、その運用に遺憾のないよう配慮されるとともに、貴管下市町村に対してもこの旨示達され、よろしく御指導願いたい。

### 記

#### 1 指導及び検証の対象

社会福祉施設及び病院における夜間の防火管理体制指導マニュアル(以下「指導マニュアル」という。)により夜間の防火管理体制の指導及び検証を行う対象は、消防法施行令別表第 1(6)項イのうち病院及び(6)項ロのうち消防法施行規則第 13 条第 2 項で定めるもので、消防法第 8 条に定める防火管理者の選任を要する施設であること(これらの用途の存する複合用途対象物を含むものとする。以下 2 について同じ)。

なお、それ以外の身体上又は精神上的の理由により自ら避難することが困難な者が入所する施設についても、指導マニュアルに準じて指導することが望ましいものであること。

#### 2 指導及び検証の実施期間

指導マニュアルによる指導及び検証は可能な限り早期に実施することとするが、特に(6)項イのうち病院にあつては延べ面積 3,000 m<sup>2</sup>以上のもの及び(6)項ロのうち消

防法施行規則第 13 条第 2 項で定めるものにあつては同 1,000 m<sup>2</sup>以上のものについて、3 年を超えない範囲で指導及び検証が円滑に行われるように計画的に指導を行うこと。

### 3 指導マニュアルによる消防機関の指導方法

消防機関が、この指導マニュアルを用いて社会福祉施設及び病院を指導するに当たっては、別添 2『「社会福祉施設及び病院における夜間の防火管理体制指導マニュアル」による消防機関の指導の際の実施要領』によるものであること。

### 4 その他

(1) 指導マニュアルにおける対応事項、限界時間の設定等の内容や、改善指導の方法は、一般的な構造、形態の社会福祉施設及び病院を想定して定められたものであるので、指導マニュアルに基づく指導及び検証を行っていく過程において、想定していない形態の施設等についての考え方や、施設の構造、経済性等諸般の事情によって実現可能な施設独自の改善方法等についての創意工夫がでてきた場合には、各消防本部においてこれを積極的に評価すべきものであること。

また、各施設に対する個別具体的な改善指導を行うに当たっては、施設等関係者と十分協議を行うこと。

(2) 事前訓練及び検証については、消防法施行規則第 3 条第 5 項に係る避難訓練とみなして差し支えないものであること。また、検証後も指導マニュアルに基づき定期的に訓練を実施することが望ましいこと。

(3) 指導マニュアルにおいて、直接言及していない事項であっても、火災避難用保護具の設置、バルコニーへの避難用滑り台の併設等、施設及び入所者の状況により望ましい事項があるので留意すること。

## 別添 1

### 社会福祉施設及び病院における夜間の防火管理体制指導マニュアル

#### 1 目的

このマニュアルは、個々の社会福祉施設及び病院(以下「社会福祉施設等」という。)における防火管理のうち、特に夜間に火災が発生した場合に、入所者又は入院患者(以下「入所者等」という。)の安全確保を図れるようにするために、適切に対応すべき防火管理体制の整備に関する指導方法を示すことを目的とする。

#### 2 対象

このマニュアルの対象は、下表の身体上又は精神上の理由により自ら避難することが困難な者が入所する社会福祉施設及び病院で、消防法第 8 条に定める防火管理者の選任を要するものとする。

養護老人ホーム
特別養護老人ホーム
救護施設
乳児院
精神薄弱児施設
盲ろうあ児施設(通所施設を除く。)
肢体不自由児施設(通所施設を除く。)
重症心身障害児施設
重度身体障害者更生援護施設
視覚障害者更生施設
聴覚・言語障害者更生施設
身体障害者療護施設
重度身体障害者授産施設
精神薄弱者更生施設(通所施設を除く。)
精神薄弱者授産施設(通所施設を除く。)
老人保健施設
病院

### 3 考え方

このマニュアルの基本的な考え方は、火災発生時に自衛消防隊員(以下「隊員」という。)がとるべき対応事項を示すとともに、個々の社会福祉施設等について建築構造、内装、消防防災設備等に応じて限界時間を設定し、この時間内に所要の対応事項が行われるかどうかを検証し、これによって夜間の防火管理体制の整備に資するものである。

### 4 対応事項

火災発生時に隊員がとるべき対応事項は、概ね次のとおりであるが、個々の社会

福祉施設等の実態に応じたものとなるよう配慮することが必要である。

(1) 出火場所の確認

自動火災報知設備(以下「自火報」という。)の受信機又は副受信機により出火場所を確認すること。

(2) 現場の確認

出火場所に到って、現場の状況を確認すること。

(3) 消防機関への通報

電話又は非常通報装置により火災である旨を消防機関へ通報すること。

(4) 初期消火

消火器又は屋内消火栓により初期消火を行うこと。

(5) 区画の形成

① 出火区画、隣接区画等の防火区画の形成

防火戸を閉鎖して、出火区画(注 1)、隣接区画(注 2)等の防火区画(注 3)を形成すること。

② 室の区画の形成

入所者等が就寝に使用する室(以下「就寝室」という。)、リネン室等の廊下に面する開口部の戸を閉鎖して、室の区画を形成すること。

(注 1)出火区画とは、出火場所を含む防火区画(就寝室、リネン室等の室を室ごとに防火区画(規則第 13 条区画を含む)しているものを除く。)をいう。

(注 2)隣接区画とは、出火区画と防火戸が設けられている開口部を介して接する防火区画及び出火区画の上部に接する防火区画をいう。

(注 3)防火区画とは、建築基準法施行令第 112 条に定める基準により設けた区画のほか、耐火構造の床若しくは壁又は甲種防火戸若しくは乙種防火戸により区画を形成するものも含むものとする。

なお、耐火建築物又は簡易建築物以外の建築物については、建築基準法施行令第 113 条に定める基準により設けた防火壁を防火区画とみなすことができるものとする。

(6) 情報伝達及び避難等

火災を確認後、入所者等及び隊員に火災である旨及び避難すべき旨を伝達・指示するとともに、入所者等をより安全な場所へ順次避難させること。

(7) 消防隊への情報提供

消防隊の活動が効率的に行われるよう、消防隊に対し情報の提供を行うこと。

(8) 近隣事業所等の応援

近隣事業所等の応援がある場合は、上記対応事項の一部について応援を受けることができること。

## 5 限界時間の設定

火災の比較的早期に火煙が危険なレベルに達することが想定される出火区画(注 4)及び隣接区画(「スプリンクラー設備設置の場合」(注 5)にあっては、出火区画の上部に隣接する区画を除く。)に限界時間を設定するものとする。

出火場所の感知器の発報から、出火区画内が危険なレベルに達すると想定されるまでの時間を「出火区画の限界時間」、隣接区画が危険なレベルに達すると想定さ



れるまでの時間を「隣接区画の限界時間」とする。

(注 4)限界時間を設定する出火区画の範囲には、バルコニー、ベランダ等の直接外気の流通する場所(以下「バルコニー等」という。)で、出火区画に面して設けられているもの(耐火建築物以外の建築物のバルコニー等及び消防隊による救出が特に困難なバルコニー等を除き、出火区画にスプリンクラー設備が設置されている場合又は出火区画で各室不燃化区画を形成する(注 6)場合にあつては出火室の開口部から 5メートル以内の部分、出火区画で各室戸区画を形成する(注 7)場合にあつては出火室又は出火室の隣室の開口部から 5メートル以内の部分に限る。)が含まれるものとする。

(注 5)「スプリンクラー設備設置の場合」には、消防法施行規則(以下「規則」という。)第 13 条に基づきスプリンクラー設備が設置されていない部分があることを含むものとする。以下同じ。

(注 6)各室不燃化区画を形成するとは、各室(便所、浴室その他の出火危険の著しく少ない室を除く。(注 7)において同じ。)ごとに、仕上げを不燃材料又は準不燃材料とした壁及び天井(天井の無い場合においては屋根。(注 7)において同じ。)並びに甲種若しくは乙種防火戸又は不燃材料(ガラスは網入りのものに限る。)若しくは準不燃材料で造った戸により区画を形成する(外気に面する開口部を除く。(注 7)において同じ。)ものをいう。

(注 7)各室戸区画を形成するとは、各室ごとに壁及び天井並びに戸(襖、障子又はこれらに類するものを除く。)により区画を形成するものをいう。

### 5. 1 出火区画の限界時間

出火区画の限界時間( $T_f$ )は、当該建築物の条件により、次表のとおりとする。

条件		スプリンクラー設備設置の場合	スプリンクラー設備設置でない場合
出火区画の基準時間( $T_{f,1}$ )	内装制限がなされている場合(注 8)	9 分	5 分
	内装制限がなされていない場合		2 分
出火区画の延長(1区画等の確保) $(T_{f,2})$	各室不燃化区画を形成する場合 就寝室から有効なバルコニー等(注 9)により避難させる場合 (注 10)	6 分	4 分



時間		上記以外の 場合	3分	2分
	各室 戸区 画を 形成 する 場合	就寝室から 有効なバル コニー等 により避難 させる場合  (注10)	4分	2分
		上記以外の 場合	2分	1分
2 寝具 類の防 炎化  (T <sub>f</sub> ,3)	寝具類に防災製 品が使用されて いる場合		—	1分
3 初期 消火  (T <sub>f</sub> ,4)	6(4)の初期消火に おいて屋内消火栓 を使用する場合		—	1分
出火区画の限界時間  (T <sub>f</sub> )=(T <sub>f</sub> ,1)+(T <sub>f</sub> ,2)+(T <sub>f</sub> ,3)+(T <sub>f</sub> ,4) (注11) (注12)				

(注8)内装制限がなされている場合とは、居室の壁(床面からの高さが1.2m以下の部分を除く。)及び天井の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。)の仕上げが不燃材料、準不燃材料又は難燃材料で、各室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが不燃材料又は準不燃材料でなされている場合をいう。以下同じ。

(注9)有効なバルコニー等とは、避難方法、バルコニー等に面する就寝室の開口部、バルコニーの構造等の状況からみてバルコニー等を利用しての避難が可能であるものをいう。

(注10)当該バルコニー等から出火区画または隣接区画を経由しないで安全な地上へ避難できるものを除き、廊下を経由する避難が限界時間以内に行える場合は、廊下を経由する避難を優先的に指導すること。以下5.2(1)、(2)の「区画等の確保」において同じ。

(注11)当該区画にスプリンクラー設備が規則第13条により全く設置されていない場合、「区画等の確保」の延長時間については基準時間に加算できないものとする。

(注12)寝具類に防災製品が使用されている場合の延長時間は、内装制限がなされていない場合の基準時間に加算できないものとする。

## 5.2 隣接区画の限界時間

隣接区画の限界時間( $T_n$ )及び( $T_u$ )は、当該建築物の条件により、次のとおりとする。

### (1) 出火区画と同一階の隣接区画

隣接区画の限界時間は、5.1 で定めた出火区画の限界時間(この場合において、「就寝室から有効なバルコニー等により避難させる場合」であっても、「上記以外の場合」として算定した出火区画の限界時間を用いるものとする。(2)の出火区画の上階にある隣接区画の限界時間の算定に当たっても同様とする。)及び隣接区画の区画等の確保の条件により、次表のとおりとする。

条件	スプリンクラー 設備設置の場 合	スプリンクラー 設備設置でない 場合
隣接区画の基 準時間 ( $T_{n,1}$ )	$T_f(9\sim 12\text{分})+4$ 分	$T_f(2\sim 9\text{分})+3$ 分
隣 接 区 画 の 延 長 時 間 区画等の確 保 ( $T_{n,2}$ ) 各室不燃化 の区画又は各 室戸区画を 形成して就 寝室からバ ルコニー等 に避難させる 場合	4分	3分
隣接区画の限界時間( $T_n$ )= $(T_{n,1})+(T_{n,2})$		

### (2) 出火区画の上階にある隣接区画

出火区画の上階にある隣接区画の限界時間については、「スプリンクラー設備設置でない場合」に限り設けるものとし、5.1 で定めた出火区画の限界時間及び隣接区画の区画等の確保の条件により、次表のとおりとする。

条件	スプリンクラー 設備設置の場 合	スプリンクラー 設備設置でない 場合

隣接区画の基準時間 ( $T_{n,1}$ )		隣接区画の限界時間は設定しない	$T_f(2\sim 9\text{分})+8\text{分}$
隣接区画の延長時間	区画等の確保 ( $T_{n,2}$ )		3分
		各室不燃化区画又は各室戸区画を形成して就寝室からバルコニー等に避難させる場合	
隣接区画の限界時間( $T_n$ )= $(T_{n,1})+(T_{n,2})$			

## 6 訓練・検証に当たっての対応事項の実施方法

訓練及び検証に当たっての対応事項の実施方法は、概ね次のとおりであるが、個々の社会福祉施設等の実態に応じたものとなるよう配慮することが必要である。

### (1) 出火場所の確認

① 自力避難困難者の入所者の人数を考慮して、避難が最も困難であると思われる防火区画内にある就寝室、リネン室等に設置されている感知器を発報させ、自火報を作動させる。この時、発報させた室の廊下側の入口付近に旗等の目印を設置しておく。

なお、当該社会福祉施設等が複数棟からなる場合は、自力避難困難者の入所者等の人数等を考慮して、避難が最も困難であると思われる棟の感知器を発報させることとする。

また、検証を伴わない訓練の場合には、任意に出火場所、棟の選択を行うものとする。

② 隊員は、夜間に正規に勤務する場所(各階のナースステーション、寮母室等)に待機しているものとする。

③ 受信機又は副受信機で火災表示灯が点灯した場所を見て自火報発報場所を確認する。なお、警戒区域一覧図がある場合は、火災表示灯が点灯した場所と警戒区域一覧図を照合すること。

④ 仮眠状態で待機することとしている場合は、発報後 15 秒経過した後に行動を起こすこととする。

### (2) 現場の確認

① 受信機又は副受信機で出火場所を確認した者は、自ら又は他の隊員に指示(肉声、電話、無線等を用いて)して、発報した感知器の設置されている出火室に行き、中に入り、火災の有無を確認する動作を行う。この場合、他の隊員で仮眠状態で待

機することとしている者は、指示されてから 15 秒経過した後に行動を起こすこととする。

② 火災を確認した者は、その場で「火事だー！」と 2 回叫ぶ。

③ 隊員の移動の際のエレベーターの使用については、次による。

ア 非常用エレベーターは使用できるものとする。

イ 常用エレベーターは、停電時最寄り階停止装置付のものに限り使用できるものとする。

この場合、確認隊員は、出火区画の直下階まではエレベーターを使用できるが、それより上階へは階段を利用しなければならないものとする。

(3) 消防機関への通報

① 対応計画上报告を行うこととされている者が、消防機関への模擬通報を行う。この場合事前に了解を得て、実際に消防機関へ連絡することが望ましいが、訓練用の電話機、内線電話等を利用することでもよい。

② 非常通報装置が設置されている場合には、非常通報装置の起動用押しボタンを押す動作を行い(事前に消防機関の了解を得た場合は、実際に押しボタンを押す。)、③は省略できるものとする。

なお、ボタンを押す時点に関する判断については、非常通報装置と自火報の作動が連動されている場合にあっては現場確認後とし、非常通報装置と自火報の作動が連動されていない場合にあっては④によるものとする。

③ 消防機関への模擬通報の内容は、概ね次のとおりとする。なお、検証の際には通報内容の細部にこだわらず、概ね必要事項が通報されていることを確認すればよいものとする。

通報者 119 番をする。

消 防 「はい、消防です。火事ですか、救急ですか。」

通報者 「火事です。」

消 防 「場所はどこですか。」

通報者 「〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号〇〇社会福祉施設(病院)です。」

消 防 「その社会福祉施設(病院)は何階建ですか。燃えているところは何階ですか。」

通報者 「〇階建の〇階が燃えています。」

消 防 「入所者(入院者)は何名ですか。逃げ遅れた人はいませんか。」

通報者 「入所者(入院者)は〇名です。逃げ遅れは今のところわかりません。」

消 防 「何が燃えているかわかりますか。」

通報者 「〇〇〇が燃えています。」

消 防 「近所に目標となる建物はありますか。」

通報者 「〇〇〇〇〇〇〇〇」

消 防 「わかりました。すぐいきます。」

④ 消防機関への通報を、現場確認の後にするか自火報発報後直ちにするかについては、当該社会福祉施設等の非火災報対策の進捗状況と消防機関の指導の実態等から、消防機関がそれぞれ判断するものとする。

(4) 初期消火

① 模擬初期消火は、消火器を用いて行っても、屋内消火栓を用いて行っても差し支えないものとする。

② 消火器を用いる場合は、消火器を実際に放出するか、放出のための動作を行った上で放出体勢をとり、15 秒間維持する。

③ 屋内消火栓を用いる場合は、放水のための動作を行った上で放水体勢をとり、30 秒間維持する。消火開始までの操作は、原則として 2 人以上で実施すること(注 13)とする。なお、この行動を選択した場合は、限界時間が 1 分間延長される。

(注 13)屋内消火栓が 1 人で操作できるものである場合又は操作者が屋内消火栓を 1 人で操作することができる能力があると消防機関が特に認めた場合は、1 人で操作してもよいものとする。

#### (5) 区画の形成

① 出火室の戸は、出火室の避難及び初期消火行動終了後直ちに閉鎖する。

② 出火区画内においては、出火区画内の各室の戸をできるだけ早い時期に閉鎖すること。

③ 出火区画及び隣接区画を構成する防火戸は、温度が急激に上昇した場合又は煙が発生した場合に自動的に閉鎖する構造の防火戸であっても、自動閉鎖を待つことなく、それぞれ出火区画及び隣接区画の避難等を考慮してできる限り早く手動で閉鎖する。

④ 隣接区画において、就寢室からバルコニー等に避難させる場合にあっては、各就寢室の戸を閉鎖することとし、その他の場合にあっては、各就寢室の戸を閉鎖するかどうかは、避難方法、戸の性能等の実態により、それぞれ判断するものとする。

⑤ 出火区画及び隣接区画を形成する防火戸以外の防火戸で竪穴区画または水平区画を形成するものは、火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖する構造の防火戸にあっては、閉鎖障害がないことを予め確認すれば足りることとし、その他の防火戸にあっては、手動で閉鎖する。

#### (6) 情報伝達及び避難等(注 14)

① 非常放送設備が設けられている場合は、非常放送を行う。また、非常放送設備が設けられていなくても、業務用放送設備、その他の伝達手段を有する場合には、それを活用するものとする。

放送文例は、概ね次のとおりとし(当該社会福祉施設等の独自の文例がある場合はそれによることとする。)、3 回繰り返すものとする。

「ただ今、〇〇階〇〇で、火災が発生しました。入所者等は、至急〇〇へ避難して下さい。なお避難の際は、各室の出入り口の戸を閉めて下さい。(繰り返します。)」

② 情報伝達及び避難等は、出火区画、隣接区画、その他の区画と火点に近い区画から順に行うこととし、その具体的方法は次による。この場合、原則として入所者等のすべてを避難させるものとするが、全員が訓練又は検証に参加できないときは、自力避難困難者についてはできる限り職員等の他の健常者が代わりになり、その他は参加可能な者の範囲で参加させることとする。

ア 避難等は、入所者等の避難能力等に応じて、概ね次による。

(ア) 自力避難ができるもの……大声で「火事だ。〇〇〇へ避難して下さい。」と叫ぶ等施設及び入所者等の実態に応じ、確実に伝達できる方法により避難誘導を



行う。

(イ) 自力避難が困難なもの……腕で支える、車椅子、車付きベッド、背負い等、施設及び入所者等の実態に応じた方法により避難させる。

イ 出火区画内の入所者等は、出火区画以外の場所へ避難させる。

ウ 隣接区画内の入所者等は、出火区画又は隣接区画以外の場所に避難させる。

エ イ及びウが終了した後、順次入所者等を地上、屋上、バルコニー等安全な場所へと避難させる。

(注 14)対象となる施設によっては、入所者等が運動能力の低下の他に、視覚・聴覚の障害あるいは精神病・痴呆等による状況判断能力の低下等種々の特別な条件を有している場合があり、当該施設の実態に応じ実効性のある方法で柔軟に対応を行う必要がある。

#### (7) 消防隊への情報提供

① 消防隊員に対し概ね次の内容を提供する。この場合、入所者等の名簿があれば持参するものとする。

・出火場所 「○階の○○○」

・入所者等の状況 「○階に自力避難困難者○○名、自力避難可能者○○名、○階に自力避難困難者○名、自力避難可能者○○名がいます。」

・避難の状況 「○階の入所者は、○○○へ一時避難しています。」

#### (8) 近隣事業所等の応援

① 近隣事業所等の応援者に、電話等により連絡をする。ただし、非常通報装置が設置されている施設で、関係者に二次通報が行われるものはその必要はない。

② 近隣事業所等の応援者は、消防隊が救出した入所者等や自力で避難階まで避難してきた入所者等を救護所へ誘導・搬送するとともに、応急救護措置等を行う。

## 7 検証及び指導の方法

### (1) 検証

個々の社会福祉施設等の通常の夜間の勤務体制において、自火報発報以後の対応を6のとおり行った結果、自火報発報から、出火区画での対応事項完了(注 15)までに要した時間を $R_{tf}$ 、隣接区画での対応事項完了(注 16)までに要した時間を、出火区画と同一階の隣接区画にあつては $R_{tn}$ 、出火区画の上階にある隣接区画にあつては $R_{tu}$ とした場合

$$R_{tf} \leq T_f, R_{tn} \leq T_n \text{ かつ } R_{tu} \leq T_u$$

であること(出火区画、隣接区画それぞれの対応事項完了までに要した時間がすべて出火区画、隣接区画それぞれの限界時間内に収まること。)を確認する。

(注 15)出火区画での対応事項完了とは、6の対応事項のうち、(1)から(4)並びに(5)及び(6)のうち出火区画に係る部分の完了をいう。

(注 16)隣接区画での対応事項完了とは、6の対応事項のうち、(1)から(4)並びに(5)及び(6)のうち出火区画及び隣接区画に係る部分の完了をいう。

なお、入所者等全員が訓練に参加できなかった場合の $R_{tf}$ 、 $R_{tn}$ 及び $R_{tu}$ については、6(6)情報伝達及び避難等の実施の際に、実際に避難等に要した時間のかわりに、資料の「避難等の推定所要時間計算要領」を用いて $R_{tf}$ 、 $R_{tn}$ 及び $R_{tu}$ を算出するもの

とする。

(2) 指導

$R_{tf} > T_f$ 、 $R_{tn} > T_n$  又は  $R_{tu} > T_u$  であった(出火区画、隣接区画それぞれの対応事項完了までに要した時間が一つでも出火区画、隣接区画それぞれの限界時間を超える場合。)社会福祉施設等について指導を行う場合の指導要領は、別紙の内容が考えられる。

別紙

対応事項の完了までに要する時間が限界時間を超過した際の指導要領

この要領は「社会福祉施設及び病院における夜間の防火管理体制指導マニュアル」による検証の結果、出火区画及び隣接区画の限界時間内に所要の対応事項が完了できなかった場合の関係者に対する指導要領として検討したものである。

1 検証時の問題点の指摘

実地検証の際に問題と考えられた状況について説明するとともに、設備、建物の構造等施設の防火上の弱点となっている事項についても説明を行うものとする。

2 改善策の案の検討

1で挙げた検証時の問題点、限界時間の超過等を勘案して、以下の項目の中から該当する改善内容を示し、それらの中から施設側の状況、隊員、入所者等、防火管理体制、建物の構造、経済性等諸般の事情によって現実可能な改善策を検討するよう指導する。

また、これ以外にも施設独自の改善策も考えられるので、指導マニュアルの考え方を十分に理解してもらったうえ、それぞれの創意工夫を引き出すことが望ましい。

<対応事項の完了までに要する時間が限界時間を超過した際の改善策>

(1) 行動の迅速化

訓練を行うことで隊員の知識、設備操作能力の向上、役割分担の工夫等を行い対応事項に係る時間の短縮を図るもので、対策としては最も基本的であり、特にこれまで十分に訓練を行っていない場合は、大幅な改善が望める対策である。

検証時の各隊員の動作、隊員相互の連携等を観察して改良の余地があると思われることを説明する。

ア 訓練等により隊員の行動の迅速化を図る

イ 隊員間の連携を図る

ウ 消火器の取扱い、非常用放送設備等機器の操作・取扱いの習熟を図る

エ 自力避難困難者の搬送方法、技術の習熟を図る

(2) 防火管理体制の変更

隊員の配置、入所者等の配置の工夫等により対応事項に係る時間の短縮を図るものであり、人的な対応が比較的容易な場合や(1)では対応しきれない管理体制上の問題がある場合に有効である。

検証時の各隊員の動作、建物内の諸施設の配置、入所者等の配置・運動能力



等を調べ、工夫の余地があると思われることを説明する。

ア 初期消火作業で屋内消火栓を用いる

イ 隊員の資質を考慮し組み合わせ及び役割分担について最適化を図る

ウ 自力避難困難者や受信機に近接した所に隊員仮眠待機場所を設定する

エ 隊員の行動の無駄を排除し効率的にする(目的地までの経路、重複する行為等を指す)

オ 出火区画と隣接区画の隊員配分を適切にする(出火区画と隣接区画の限界時間の余裕時間を考慮して行う)

カ 指揮系統等組織体制を整備する

キ 自力避難困難者は避難容易な場所に変更する

ク 特定の区画内の避難負担を少なくするために、自力避難困難者を同一区画内に集中させないようにする

ケ 職員宿舎からの応援体制の整備、近隣との応援体制の整備、宿直の人員検討等により隊員配分を適切にする。

### (3) 設備等の強化

消防用設備等の防災設備の設置、入所者等に適した搬送機材の導入等により限界時間の延長と対応事項に係る時間の短縮を図る。(1)、(2)の対応によるだけでは対応事項を限界時間内に完了することが出来ない場合、又は、(2)の対応事項の変更が必要な場合に有効である。

検証時の隊員・入所者等の行動、設備の設置状況、搬送機材の状況等を勘案し、効率的な改善となるように留意すること。

ア 非常通報装置を設置する

イ 自動火災報知設備と非常通報装置を連動させる

ウ 自動火災報知設備の警戒区域を小さくする

エ 無線機、館内非常電話等を設置する

オ 応援要請装置を設置する

カ 非常放送及び 119 番通報を全ての階からできるようにする

キ 非常放送のスピーカー又は一斉電話等を各室内に設置する

ク 副受信機を仮眠場所等に設置する

ケ 避難器具を設置する(行き止まりバルコニー等に滑り台等を設ける)

コ 階段部分に誘導音装置付誘導灯を設置する

サ スプリンクラー設備を設置する

シ 一人で操作できる 2 号消火栓を設置する

ス 自力避難困難者搬送用器具の導入や改良を行う

セ 排煙設備を適切に稼働させる(消防機関が、関係者から排煙設備を適切に稼働できるか方法及び時期等を確認したうえ、位置、構造等を勘案し限界時間の延長(スプリンクラー設備設置の場合 2 分程度、スプリンクラー設備設置でない場合 1 分程度)について考慮すること)

ソ エレベーターを改良する(非常用エレベーターを改造するか、停電時最寄り階停止装置付とする)

### (4) 建物等の強化

内装の不燃化、防火区画の設置等により、限界時間の延長と対応事項に係る

時間の短縮を図るものであり、本対策の中では高度なレベルでの対策であり、効果はきわめて大きい。

建物構造、施設等の日常業務との関係を勘案し効率的な改善となるよう留意すること。

- ア 全寝具類に防災製品を使用する
- イ 建物の内装の不燃化を図る
- ウ 別棟区画する
- エ 階段室を竪穴区画する
- オ 耐火建築物において、各階を耐火構造の壁(両面を防火構造とした壁でもよいものとする)及び甲種防火戸及び乙種防火戸による区画により細分化する
- カ 区画形成の防火戸を煙感知器連動とする
- キ 戸区画、不燃区画を形成するよう出入口、開口部を変更する
- ク 戸区画、不燃区画のドアを自動閉鎖式にする
- ケ 一次避難場所や避難経路のスペースを拡げる
- コ 安全な避難路を有するバルコニーを設置する
- サ 屋外階段を増設する
- シ 搬送・歩行の障害となる段差をなくす
- ス 既存ドア等のカギの解錠が容易に出来るようにする(電気錠による一斉開錠や鍵を統一してマスターキーで開錠できるようにする)

### 3 改善策の実施及び再検証

2で検討した改善策を関係者と十分に協議して実効性のある計画を策定し実施する。この際、ソフト面での改善策については比較的早期に実施できるが、設備・建築の構造等については、費用及び時間が掛かることに十分留意して指導を行う。

改修目標期日以降において、再検証を実施し、限界時間内に対応事項が完了することを確認することとなるが、限界時間内に収まらない場合は、再度検討等を行う。

### 資料

#### 避難等の推定所要時間計算要領

① 各区画に時間測定者を配置し、当該区画における自力避難困難者、自力避難可能者の避難開始時間及び避難完了時間をそれぞれ測定する。

② 各区画の避難等の推定所要時間(E)は、次の $E_1$ 又は $E_2$ のいずれか長い時間とする。

$E_1$  ; 各区画の入所者等の避難開始から自力避難可能者の各区画外への避難完了までの推定所要時間

$E_2$  ; 各区画の入所者等の避難開始から自力避難困難者の各区画外への避難完了までの推定所要時間

なお、同一階の隣接区画が2以上存する場合は、それぞれ推計した値のうち最も

所要時間の長いものとする。

ア  $E_1$  の推定時間は、原則として各区画の自力避難可能者の①による測定時間とする。

この場合において、出火区画又は上階隣接区画の入所者等のうち同一階の隣接区画を経由して避難するものは、同一階の隣接区画に存する間は、同一階の隣接区画の自力避難可能者とみなすこと。

また、歩行速度の速い者、区画外へ避難しやすい位置の者のみが参加することのないよう配慮すること。

イ  $E_2$  の推定所要時間は、次のとおりとする。

$$E_2 = C \cdot E_2' + D$$

C ; 各区画の自力避難困難者数とそのうち訓練に参加した者の数の比

$E_2'$  ; 各区画の自力避難困難者の①による測定時間

D ; 各区画の入所者等の避難開始から自力避難困難者の避難開始までの推定時間

Dの算定は、次のとおりとする。ここで、 $D'$  は各区画の入所者等の避難開始から自力避難困難者の避難開始までの①による測定時間とし、 $f$ 、 $n$ 、 $u$ は、それぞれ出火区画、同一階の隣接区画、上階隣接区画の値を示すこととする。

・自力避難困難者を出火区画から順次避難させる場合

$$\text{出火区画 } D_f = D_f'$$

$$\text{同一階の隣接区画 } D_n = (C_f - 1)E_{2f}' + D_n'$$

$$\text{上階隣接区画 } D_u = (C_f - 1)E_{2f}' + (C_n - 1)E_{2n}' + D_u'$$

・自力避難困難者を各区画一斉に避難させる場合

$$D = D'$$

・自力避難困難者を階ごとに順次避難させる場合

$$\text{出火区画及び上階隣接区画 } D = D'$$

$$\text{同一階の隣接区画 } D_n = (C_f - 1)E_{2f}' + D_n'$$

この場合において、出火区画又は上階隣接区画の入所者等のうち、同一階の隣接区画で一旦避難を停止する者又は停止すると計画される者については、同一階の隣接区画の入所者等でもあるとみなすこと。

また、Cの値は可能な範囲で小さく、かつ、各区画同様となるよう他の健常者等の活用を図ること。

③  $R_{tf}$ 、 $R_{tn}$ 、 $R_{tu}$  の推定所要時間は、次のとおりとする。

$$R_t = V + E$$

$R_t$  ; 各区画の推定所要時間

V ; ①により測定した各区画の入所者等の避難の開始時間

## 別添 2

「社会福祉施設及び病院における夜間の防火管理体制指導マニュアル」による消防機関の指導の際の実施要領

## 1 指導マニュアルの周知徹底

社会福祉施設及び病院の関係者に対して講習会等を開催し、指導マニュアルの内容の周知徹底を図ることとし、周知期間については平成元年度中を目途とすること。

また、管内の社会福祉施設及び病院の実情及び消防機関の実情を踏まえ、両者の協議により計画的に各社会福祉施設及び病院に出向し指導マニュアルに基づき指導を行う。

## 2 指導

指導にあたっては下記事項について留意すること。

(1) 当該社会福祉施設及び病院の構造、内装、区画、消防用設備等の設置の有無等に基づき、出火区画、隣接区画の限界時間を関係者に示す。

(2) 自力避難困難者の人数及び出火区画、隣接区画、建物の階層等の状況を勘案し、避難が最も困難と思われる出火場所を選定するが、施設によっては出火場所を複数想定し検証により確認することが必要である。

(3) 検証は、夜間の火災を想定したものであるため、昼間に実施する際には、検証想定日の夜間の勤務体制で実施し、社会福祉施設及び病院の構造、区画、消防用設備等の状況を勘案して対応行動の内容をとらなければならないことを説明すること。

(4) 対応行動の順序、応援体制、連絡・指示の方法の詳細については、当該社会福祉施設及び病院等の独自のマニュアルによることができるが、適切な防火管理体制であるためには、出火区画及び隣接区画の対応事項完了までに要する時間が、出火区画及び隣接区画の限界時間( $T_f$ 、 $T_n$ 、 $T_u$ )を超えないものでなければならないことを説明すること。

## 3 検証

検証にあたっては下記事項に留意すること

(1) 社会福祉施設及び病院においては、動かすこと等により支障のする者もいることから、検証にあたってこれらのことについて十分留意し計画するとともに、検証直前において確認を行うこと。

(2) 適当な場所に消防職員等を配置し、出火区画及び隣接区画における対応行動に係る時間を計測するとともに、対応事項が適切であるか否かを確認すること。

(3) 自力避難困難者の搬送にあっては、搬送に無理がないか、実態に即しているかを確認し、改良の余地のあるものについては、その旨関係者に説明すること。

(4) 施錠、出入口・防火戸の扉開閉等については、夜間の状況を再現して行うこと。

なお、特に煙感知器連動の防火戸にあっては、避難の終了前に閉鎖することがあり得ることに十分留意すること。

(5) 戸区画、不燃化区画については、出入口等の閉鎖の時期及び閉鎖状況を検証時に確認すること。

## 4 検証後の指導

検証後の指導にあっては下記事項に留意すること

(1) 検証により出火区画及び隣接区画の対応事項の完了までに要する時間が、出火区画及び隣接区画の限界時間内であった場合、検証の際の社会福祉施設及び病

院の対応行動計画を元に、夜間における消防計画を作成させること。

(2) 検証後は、一定期間ごとに指導マニュアルに基づく訓練を実施するとともに、施設の事情変更があった場合についても訓練を行うよう指導すること。

(3) 対応事項の完了までに要する時間が限界時間を超過した場合は、指導マニュアルにしたがって当該社会福祉施設及び病院に適應した改善方法を指導するとともに、関係者に改善計画、改善目標期日等を提出させ計画的に改善がなされるよう指導すること。

なお、消防法施行令の一部改正(昭和 62 年 10 月 2 日政令第 343 号)の附則第 2 項によりスプリンクラー設備等については、平成 8 年 3 月 31 日までの間、なお、従前の例によるとされているので、この趣旨も踏まえ施設側の設備等の設置計画を十分尊重し、改善計画、期日等の指導を行うこと。

## 5 再検証

4(3)で示された改善目標期日以降において、再度検証を実施すること。

ただし、設備・建築構造等に係るものについては改修に時間が掛かることから、再検証までの間に必要に応じ指導マニュアルに基づく訓練を行うことが望ましい。

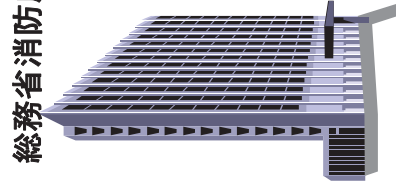


# 個室型店舗等の緊急的な防火安全対策

## 【事業の概要】

平成20年10月の大阪市個室ビデオ店火災(死者16人・発災後30日以内に亡くなった方は死者として計上。)を踏まえ、同種の火災の再発を防止し、防火対象物における防火安全対策を確保するための緊急対策として、個室型店舗等の防火対象物関係者に対する自主防火の取り組みの支援事業を実施する。

- 自動火災報知設備の早期設置促進及び消防用設備等の自己点検実施の支援事業
- 防火対象物関係者による夜間避難等訓練の実施支援事業



総務省消防庁  
(業務委託)

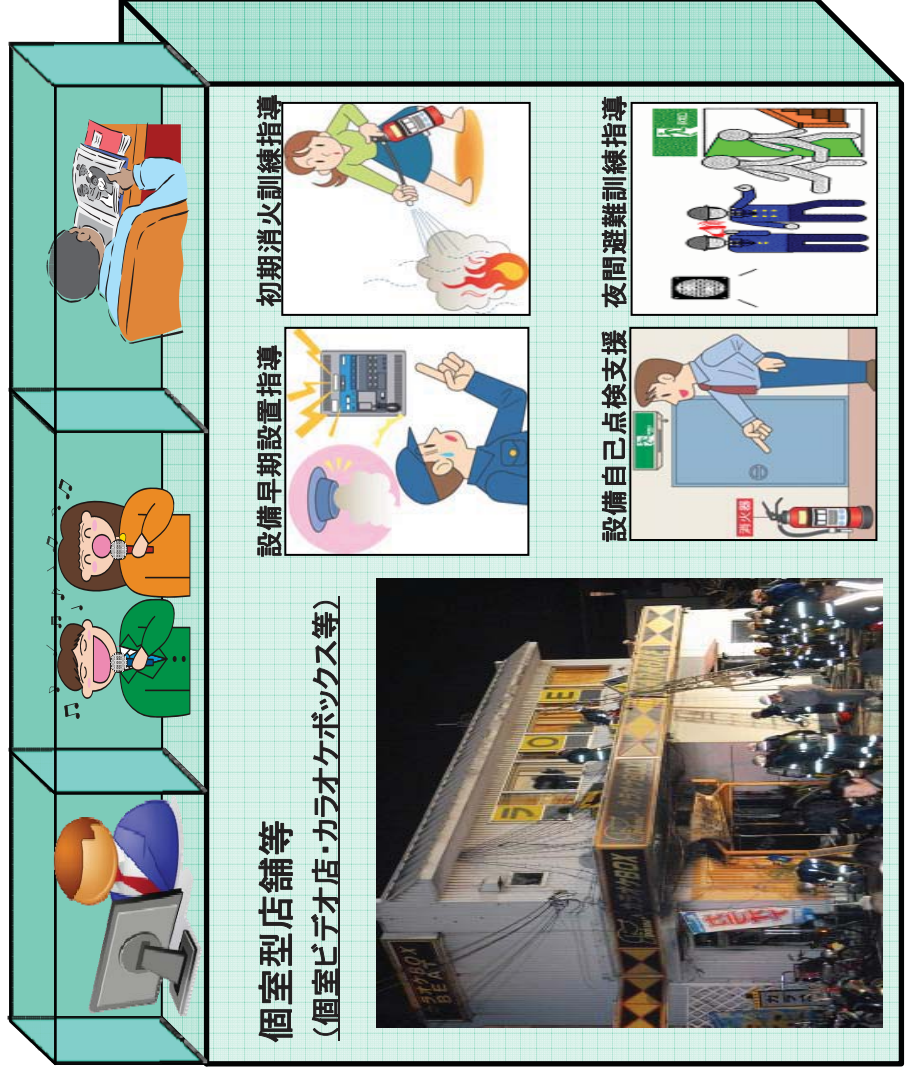
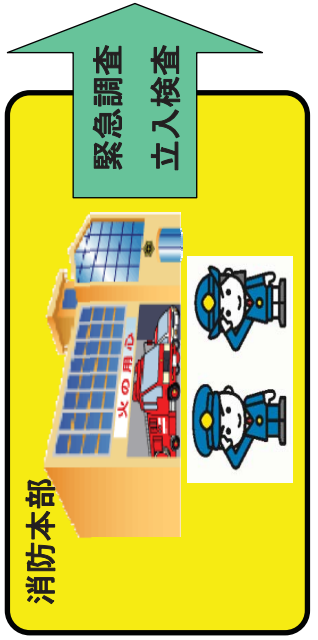
## 自主防火支援事業

防火に関する知識や経験を有する者(必要に応じ研修)



派遣

支援要請



**障害児（者）関連施設の消防設備の整備に対する国庫補助制度の概要**

**○社会福祉施設等施設整備費補助金（平成21年度予算案 100億円の内数）**

- ・対象施設 : 障害者支援施設（旧法施設を含む。）、障害児施設、ケアホーム・グループホーム（自己所有物件）等
- ・対象法人 : 社会福祉法人 等
- ・対象設備 : 消防法令上必要とされるスプリンクラー、自動火災報知器、消防機関への通報装置等
- ・補助基準額 : ①障害者支援施設（旧法施設を含む。）、障害児施設 等
  - 【スプリンクラー】  
1㎡当たり12,700円（都市部は13,300円）
  - 【自動火災報知器又は消防機関への通報装置】  
公的機関と工事請負業者の見積もりの低い額  
（補助対象となる事業費は、入所は1000万円以上、通所は500万円以上）
- ②ケアホーム・グループホーム
  - 【スプリンクラー、自動火災報知器及び消防機関への通報装置】  
公的機関と工事請負業者の見積もりの低い額  
（補助対象となる事業費は30万円以上600万円以内）
- ・負担割合 : 国1/2 都道府県・指定都市・中核市1/4 事業者1/4

**○障害者就労訓練設備等整備事業（平成21年度予算案 27億円の内数）**

- ・対象施設 : ケアホーム・グループホーム（賃貸物件。NPOは自己所有も可）
- ・対象法人 : 社会福祉法人、NPO法人 等
- ・対象設備 : 消防法令上必要とされるスプリンクラー、自動火災報知器、消防機関への通報装置等
- ・補助基準額 : 2つの工事請負業者の見積もりのうち低い額  
（補助対象となる事業費は30万円以上600万円以内）
- ・負担割合 : 国1/2 都道府県・指定都市・中核市1/4 事業者1/4

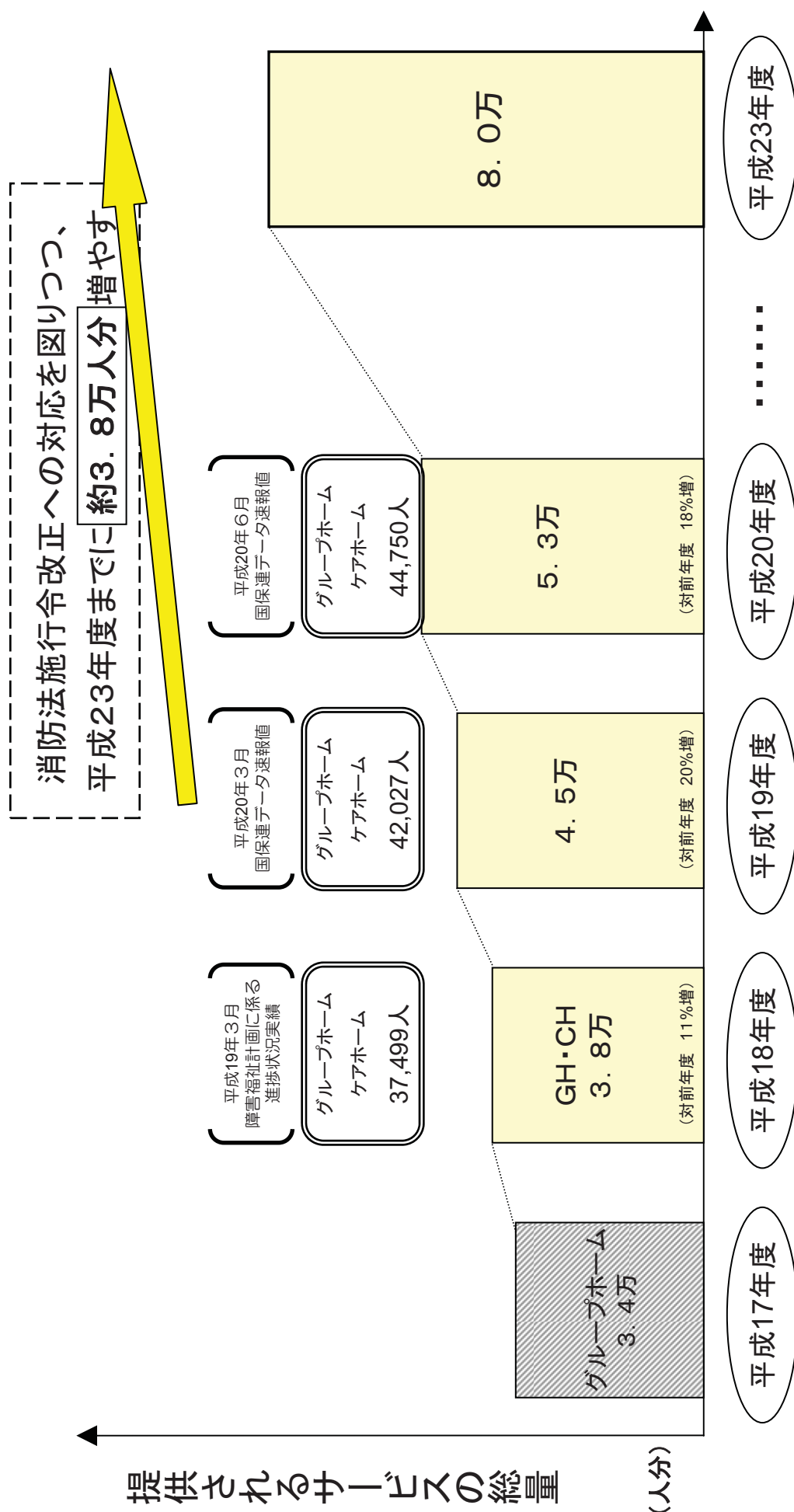
**○障害者自立支援基盤整備事業（障害者自立支援対策臨時特例交付金）**

※平成23年度までの事業

- ・対象施設 : 障害者支援施設、障害児施設、ケアホーム・グループホーム 等
- ・対象法人 : 社会福祉法人、NPO法人 等
- ・対象設備 : 消防法令上必要とされるスプリンクラー、自動火災報知器、消防機関への通報装置等
- ・補助基準額 : 200万円以内
- ・負担割合 : 10/10（定額補助）



## 障害福祉サービス見込量の推移（グループホーム・ケアホーム）



○ グループホーム・ケアホームは、障害者の地域での自立した生活を進めるための重要な役割を果たしており、平成23年度にグループホーム・ケアホームを8.0万人分に増やすこととされている。

# 障害者の地域生活における基盤の整備

## 障害者基本計画(平成14年閣議決定)(抄)

### Ⅲ 分野別施策の基本的方向

#### 2 生活支援 (2) 施策の基本的方向

##### ②在宅サービス等の充実 イ住居の確保

障害者の地域での居住の場であるグループホーム及び福祉ホームについて、重度障害者などのニーズに応じて利用できるよう量的・質的充実に努める。

##### ④施設サービスの再構築 ア施設等から地域生活への移行の推進

障害者本人の意向を尊重し、入所(院)者の地域生活への移行を促進するため、地域での生活を念頭に置いた社会生活技能を高めるための援助技術の確立などを検討する。

## 重点施策実施五か年計画(平成19年障害者施策推進本部決定)(抄)

### I 重点的に実施する施策及びその達成目標

#### 2 生活支援 ②地域移行の推進

##### ○障害福祉計画に基づく障害福祉サービス等の計画的な基盤整備

障害者自立支援法において、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施設入所者の地域生活への移行や一般就労への移行等に関する数値目標を設定するとともに、その達成に必要な障害福祉サービスや相談支援サービス等が地域において計画的に提供されるよう、都道府県及び市町村による、障害福祉計画の作成が義務付けられたところであり、同計画の着実な推進を図る。

##### ○精神障害者の退院促進と地域移行の推進

受入条件が整えば退院可能とされる精神障害者の地域生活への移行を推進する。

(数値目標・達成期間)

○共同生活援助事業(グループホーム)、共同生活介護事業(ケアホーム)の利用者数

約4.5万人[19年度] → 約8.0万人[23年度]

# 既存小規模福祉施設スプリンクラー等整備事業について

## 経緯

平成18年1月に発生した認知症高齢者グループホームの火災をきっかけに、小規模の福祉施設における防火管理体制等が見直され、平成19年に消防法施行令が改正された。（施行日：21年4月1日）

## 具体的な改正内容

### 施設基準の見直し

スプリンクラーの設置が必要な施設面積 (延べ床面積)	改正前	改正後
	1,000㎡以上	275㎡以上

(参考) 自力避難困難者  
火災発生時にその危険性を認識できず、または危険性を認識できたとしても自力で避難する能力に著しく乏しいことが明らかである者。  
→ 要介護度3以上の者／乳幼児／障害程度区分4以上の障害者

### 対象施設の見直し

改正に伴いスプリンクラー設置が義務づけられた自力避難困難者入所施設（高齢者関連）	特別養護老人ホーム
	介護老人保健施設
	認知症高齢者グループホーム
	養護老人ホーム
	有料老人ホーム
	老人短期入所施設

## 交付金で対応

### 交付金概要

交付金名	地域介護・福祉空間整備等交付金
平成21年度予算(案)	387億円 (当該事業については内数で対応)
交付金単価	9,000円/㎡
対象施設	小規模の特別養護老人ホーム (定員29人以下)
	小規模の介護老人保健施設 (定員29人以下)
	認知症高齢者グループホーム

### その他留意点

- ・ 既存施設であって、スプリンクラー未設置の施設が対象
- ・ 左記3施設以外については、補助金が既に一般財源化されている等の理由により除外
- ・ 平成23年度までの時限措置

【消防法施行令において、既存の施設については平成23年度末まで経過措置が認められているため】

# 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金について 【平成21年度】

## 手続きの流れ (既存小規模福祉施設スプリンクラー等整備事業の場合)

対象となる施設  
(交付金申請者)

- ・小規模の特別養護老人ホーム(定員29人以下)・小規模の介護老人保健施設(定員29人以下)、認知症高齢者グループホームを運営しており、スプリンクラーが未設置且つ交付金の活用を希望する者は、**所在する市区町村の担当窓口**に申請。
- ・申請にあたっては、**事前に市区町村の担当窓口**に要相談。(当該交付金は、市区町村が計画として国へ提出し、国が審査の上、市区町村に対し交付金を交付する仕組みであるため)

市区町村

管内の施設からの申請を取りまとめ、都道府県を經由して厚生労働省(各地方厚生局)へ計画書を提出。※

※ 厚生労働省への提出締切等については、年に数回行われる募集の際にお示しするので留意されたい。

厚生労働省

全ての計画を取りまとめ、審査の上、採択。採択の結果(内示)については、**市区町村に通知**する。

市区町村

・**内示を受け、申請者に周知**。交付金の要綱に従って、交付申請書等必要な書類を、各地方厚生局へ提出。

・各地方厚生局において交付決定された後、申請者に交付金を交付。

対象となる施設  
(交付金申請者)

- ・スプリンクラー整備の実施。  
なお、**内示前に工事請負業者等との契約及び着工することは認められないため、注意**すること。

雇児発第0612003号

平成20年6月12日

都道府県知事  
指定都市市長  
各 中核市市長 殿  
市区町村長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

次世代育成支援対策施設整備交付金における  
スプリンクラー設備等の取扱いについて

標記の交付金の交付については、平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612001号厚生労働事務次官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」により行うこととされているが、その取扱いに当たっては次によることとし、平成20年4月1日から適用することとしたので、社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。

なお、平成19年7月26日雇児発第0726006号「次世代育成支援対策施設整備交付金におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」は廃止する。

おって、平成19年度以前に交付された交付金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。



## 第1 スプリンクラー設備

### 1 対象事業

既存施設において、消防法施行令（昭和36年3月25日政令第37号）及び同法施行規則（昭和36年4月1日自治省令第6号）に定める設備、設置基準及びこれに準じた措置に基づいて設置するスプリンクラー設備の整備事業

### 2 対象施設

(1) 入所施設にあつては、スプリンクラー設備を設置することを要しない部分以外の床面積（以下「床面積」という。）が1,000㎡以上の場合

ただし、乳児院については275㎡以上1,000㎡未満についても対象とする。

(2) 入所施設以外の施設については、床面積が6,000㎡以上の場合

### 3 交付基礎点数

1㎡当たり6点とする。

### 4 交付金対象面積

施設の延べ床面積を上限として当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあつては四国厚生支局長）が必要と認めた面積とする。

### 5 その他

(1) スプリンクラー設備整備に要する経費についての地方債の取扱いについては、消防法及び同法施行令の規定により設置を義務付けられていないものについても起債の対象とされること。

(2) スプリンクラー設備の代替えとしての性格を有するパッケージ型屋内消火栓設備においても同様の取扱いとすること。

ただし、次の条件のいずれかを満たす場合についてのみ認められるものであること。

ア 水源やポンプ室等の設置が土地の制約上困難な場合

イ 建物の構造上配管工事が困難である場合

ウ スプリンクラー設備の設置工事により、入所者処遇等に相当な困難を生じることが認められる場合

エ その他上記以外にスプリンクラー設備の設置が相当困難と認められる場合

## 第2 屋内消火栓設備

### 1 対象事業

既存施設において、消防法施行令（昭和36年3月25日政令第37号）及び同法施行規則（昭和36年4月1日自治省令第6号）に定める設備、設置基準及びこれに準じた措置に基づいて設置する屋内消火栓設備の整備事業

### 2 対象施設

入所施設のうち、火災等の発生の際自力避難が困難で介護を要する児童が入所する「乳児院」を対象施設とする。

### 3 交付基準

(1) 消防法施行令第11条第3項第2号イからホまでに掲げる基準による屋内消火栓設備を設置する場合

#### ア 交付基礎点数

(基本点数) (m<sup>2</sup>当たり加算点数)

2, 505点以内 + 1点/m<sup>2</sup>以内

#### イ 屋内消火栓箱設置数による加算

屋内消火栓箱については、当該設備を設置する個数に130点以内を乗じた点数を加算する。

ただし、特別の事情がある場合を除いて前記アによることが望ましいこと。

(2) パッケージ型屋内消火栓設備を設置する場合

#### 交付基礎点数

当該設備を設置する個数に194点以内を乗じたもの

### 4 交付金面積

施設の創設の場合の交付金基準面積に準ずるものとする。

ただし、一つの施設が二以上の建物(棟)に分かれている場合で屋内消火栓設備を設置しない建物(棟)がある場合は、その建物面積に相当する交付金面積を除くものとする。

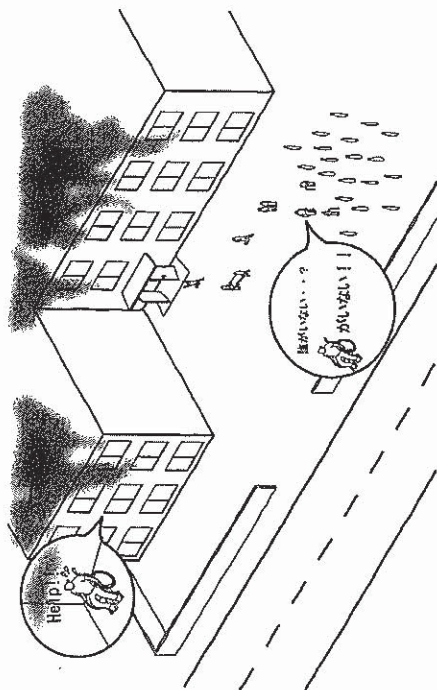
### 5 その他

屋内消火栓設備整備に要する経費についての地方債の取扱いについては、消防法及び同法施行令の規定により設置を義務付けられていないものについても起債の対象とされること。



高齢者施設における火災安全チェック

(解説編)



平成21年2月

NPO法人 日本防火技術者協会



■ 質問1

喫煙及び喫煙後の吸い殻の管理が、きちんと実施されていますか？

■ 解説 (出火の防止)

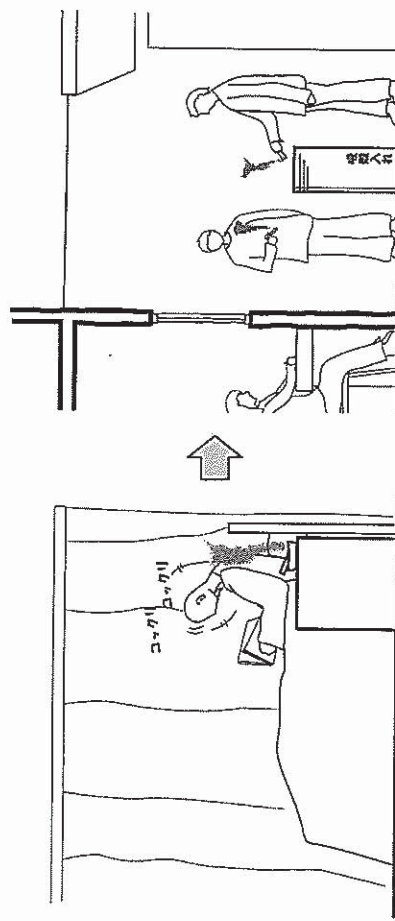
たばこの火の不始末が、出火原因の上位となっています。出火の可能性を最小限にするためには、喫煙場所及び喫煙時の後処理をきちんとしておくことが重要です。

■ 質問

- 1-1 喫煙する場所は決まっていますか？
- 1-2 入所者が喫煙する際には、職員が立ち会っていますか？

■ 解説 (出火の防止)

人は、他のことに注意が移ると、今まで行っていたことやこれから行うことを忘れるときがあります。たばこの火を消し忘れた場合、火災になる可能性が高いため、吸う場所を決めておき、常に周囲の注意が行き届くようにしておくことが重要です。



喫煙所が決まっており、喫煙時には職員が立ち会っていますか



■ 質問1-3

灰皿に吸い殻がたまった状態で放置されないよう  
なっていますか？

■ 解説 (出火の防止)

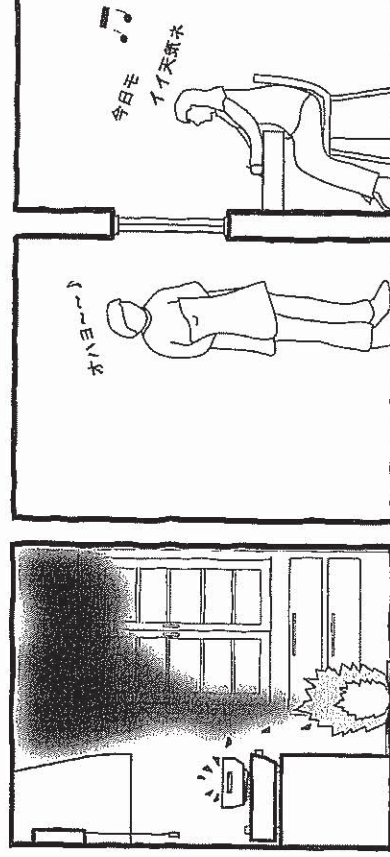
灰皿にたまった吸い殻に火が燃え移ると、大きな炎と、煙を発生し、  
火災になる可能性があります。定期的に、灰皿にたまった吸い殻をき  
ちんと処理することが重要です。

■ 質問2

裸火を使う可能性のある場所は、  
職員の目がいつも行き届く様になっていますか？

■ 解説 (出火の防止)

裸火を使用する場合、可燃物（燃えるもの）に火が燃え移り、火災  
につながる危険性があります。  
裸火を使用する場所は、職員の目の届くところに設置し、万が一、  
何かあった場合には対応できるようにしておく必要があります。



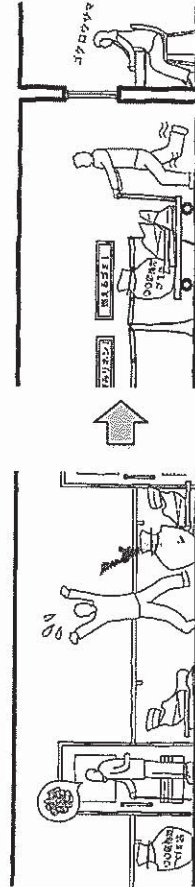
裸火を使う場所は職員の目がいつも行き届くようになっていますか

■ 質問3

放火されるおそれのある可燃物（可燃性のゴミ、洗濯前又は洗濯後のリネン（シーツ）類）は、職員の目の届くところに置かれていますか？

■ 解説（出火の防止）

可燃物（燃えるもの）が無ければ、火種があっても火災は拡大しません。燃えるものが大量にある場所で火災が発生すると大火事になる可能性があります。そこで、大量の可燃物がある場合には、特に職員の目の届くところに保管する必要があります。



可燃性のゴミやリネン類は職員の目のつくところに保管されていますか

■ 質問4

建物の周囲及び内部に、職員の目の届きにくい場所はないようになっていますか？

■ 解説（出火の防止）

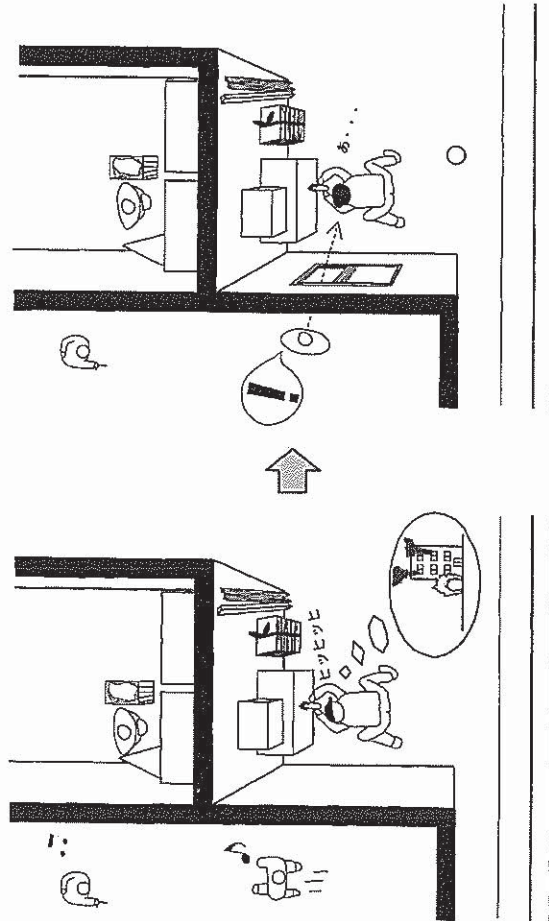
人の居ない所や見えない所で火事や事故が発生すると、対応が遅れるだけでなく大惨事につながる可能性があります。そのため、目が届きにくい所がある場合、カメラを設置するなどの対策を講じる必要があります。

■ 質問4-1

死角となりやすい場所には、可燃物（燃えるもの）を置かないようにしていますか？

■ 解説（出火の防止）

死角となりやすい場所に置かれた可燃物は、放火の標的とされやすいです。このような場所に可燃物を放置しないようにする必要があります。



建物周囲、内部に死角はありませんか

■ 質問4-2

ゴミや段ボールなどは、決められた時間に、決められた集積場所に出していますか？

■ 解説（出火の防止）

ゴミや段ボール等の不要品等を、安易に放置しておく、放火の標的にされることがあります。いつもきちんと管理しておく必要があります。

■ 質問4-3

物置、倉庫、空室など普段人のいない場所は  
施錠されていますか？

■ 解説（出火の防止）

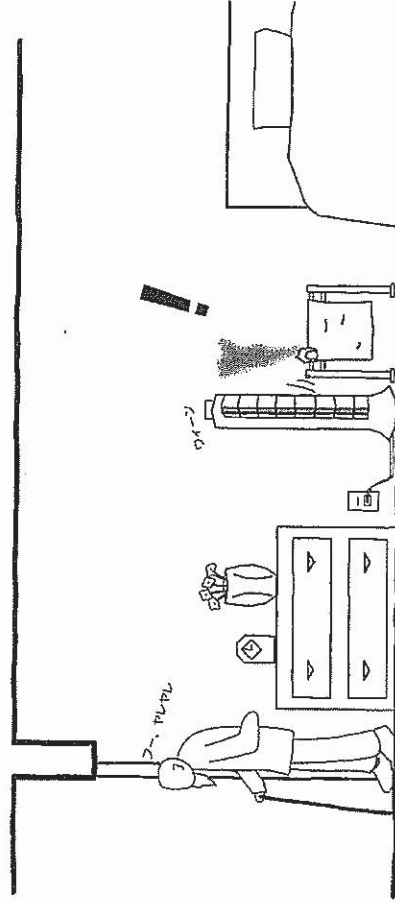
物置、倉庫、空室など普段人がいない場所から火災が発生した場合、  
発見が遅れ大火事になる可能性があります。特に可燃物（燃えるも  
の）が多い物置や倉庫は、放火の標的にされやすいため、施錠を行  
いきちんと管理する必要があります。

■ 質問5

居室内に、個別の暖房器具または電熱器具を  
持ち込むことを禁止されていますか？

■ 解説（出火の防止）

個別に暖房器具などの器具を部屋に持ち込むと、その器具からの発  
熱が原因で火事になる可能性があります。そのため、器具の持ち込み  
はやめましょう。



出火につながる暖房、電熱器具を居室内に持ち込めてしまいますか



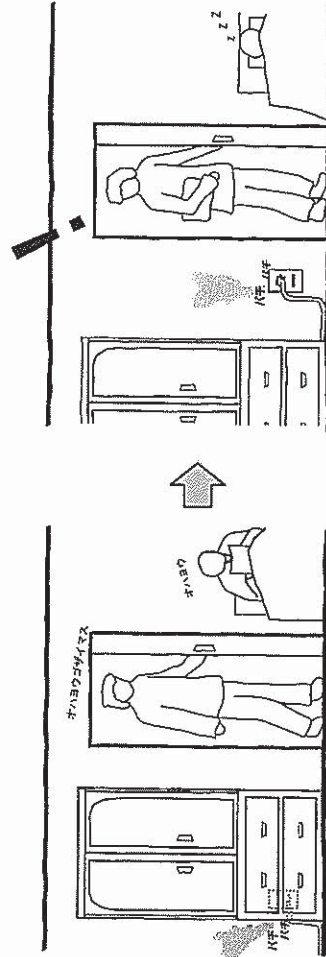
■ 質問6

居室の電気のコンセントは、居室の入口から見やすいようになっていませんか？

■ メモ

■ 解説 (出火の防止)

電気コンセントからプラグが外れていたり、中途半端に差し込んである場合、コンセントから出火することがあります。特に、外出時には不要な電源を抜くことやプラグがきちんと差し込んであることを確認できることが大切です。そのためにも入口から見やすい位置にコンセントがあることが望まれます。



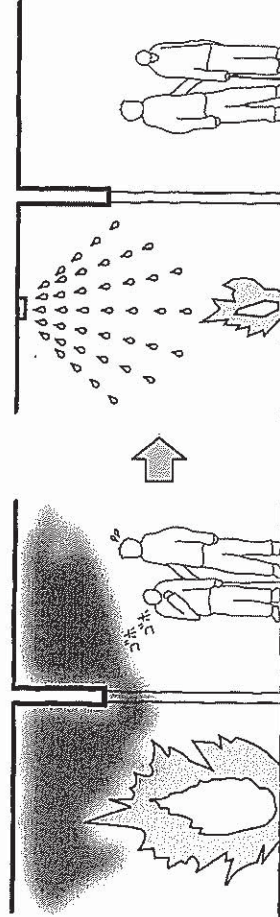
電源コンセントは入り口から見やすいようになっているか

■ 質問7

居室内にスプリンクラー（水噴霧防火設備）が設置されていますか？

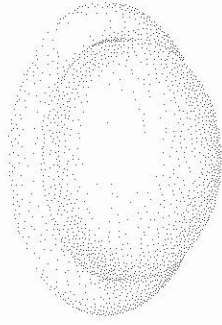
■ 解説（火災拡大防止）

火災が発生した場合、早めの対応が非常に有効です。特に、火災が拡大する前に消火することができれば被害を最小限に抑えることができます。その対応として、消火器やスプリンクラーが有効です。スプリンクラーが建物に設置されているか確認してみましょう。スプリンクラーは天井または壁に設置されています。感知器など似たような器具も設置されているため写真（次ページ）を参照して下さい。

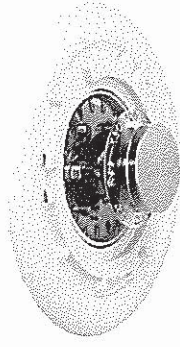


スプリンクラーがあると火事が消えやすいので安全

■ スプリンクラー（ヘッド）

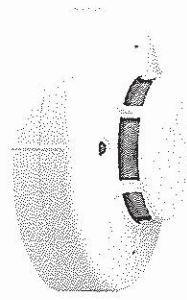


通常（カバー付き）



カバー内部

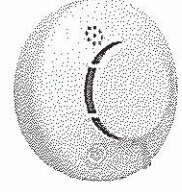
■ 感知器



煙感知器



熱感知器



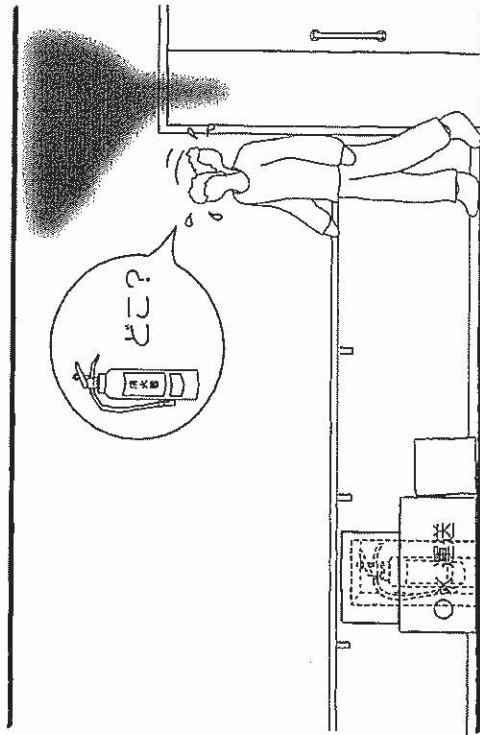
（参考）住宅用火災警報器

質問8

消火器が目につく場所においてあり、その場所は、どこからでも確認できますか？

解説 (火災拡大防止)

火災を発見したら、すぐ消火。その際使用するのが消火器です。消火器は普段目にしていたとしても火災などのとっさの時には設置場所を思い出せないことがあります。いざという時に、どこからでも確認でき、すぐに使えるようにしておく必要があります。



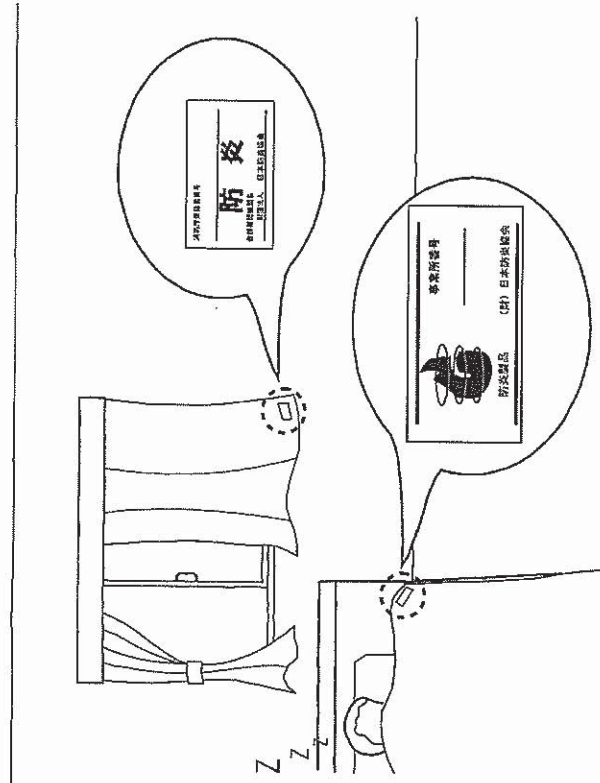
消火器が目につく場所においてあり、どこからでも確認できますか

質問9

カーテン、寝具等は、燃えにくい材料（防災物品、防災材料、防火材料）が使われていますか？

解説 (火災拡大防止)

器具などから発生した火災が、カーテンや寝具に燃え移ると個人で消火するのが困難になります。そこで、万が一火災が発生した場合でも、カーテンや寝具が燃えにくい材料でできていれば、火災の拡大防止や火災の拡大を遅らせることができるので有効です。



カーテンや寝具等は燃えにくい材料が使われているか

---

■ 質問10

火災が起きた場合、入所予定者は自力で避難でき  
そうですか？

■ 解説 (避難容易性)

自力で避難が困難な場合は、介助が必要になります。そのため、緊急時における介助の体制ができていないか事前に確認しておくことが大切です。

---

■ 質問10-1

昼間に火災が起きた場合、自力避難できない入所  
者毎に、少なくとも一人の職員が対応できる様  
になっていきますか？

■ 解説 (避難容易性)

日常だけでなく火災時における職員の役割分担ができてい  
るか重要です。火災時の対応をするためには、日ごろの訓練にあ  
わせ、消火をする人、介助をする人など職員（場合によっては入  
所者）の役割を明確にしておく必要があります。



■ 質問10-2

夜間に火災が起きた場合、自力避難できない入所者の避難を支援する人材が、常駐職員以外（例：近隣住民の応援）に確保されていますか？

■ 解説（避難容易性）

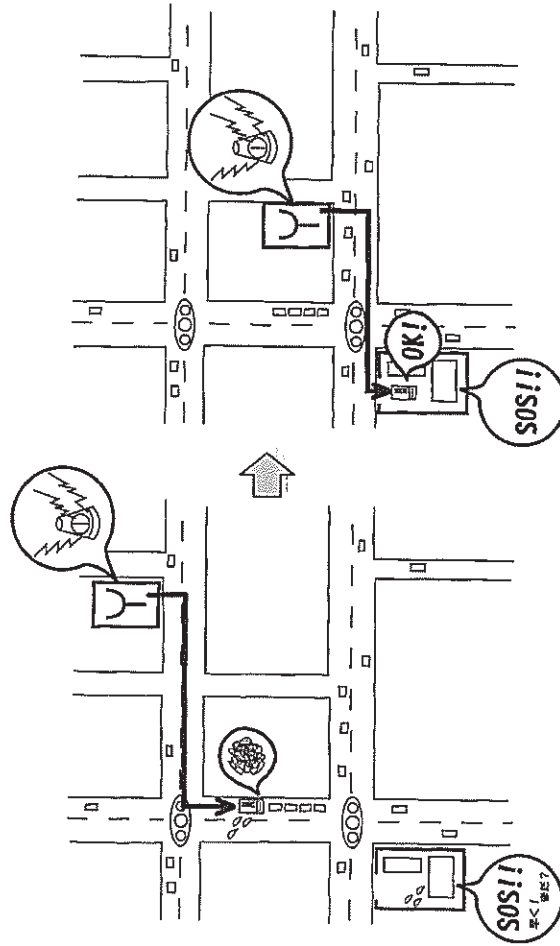
夜間は職員の数が少なくなります。そんな時に火災が発生した場合、近隣住民の応援があると非常に助かります。日ごろから近隣住民とのコミュニケーションを図り、いざという時に支援をしていただけの関係を築きましょう。

■ 質問11

近くに消防署がありますか？

■ 解説（避難容易性）

消防署が近くにあれば、対応も早く心理的にも安心です。



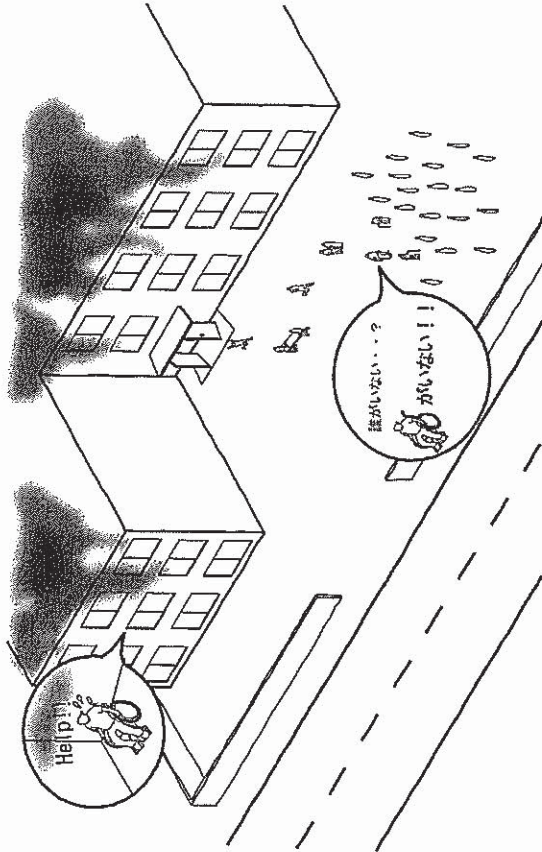
近くに消防署や救急施設がありますか

### 質問12

敷地内又は周囲に避難できる場所がありますか？

#### 解説 (避難容易性)

避難経路の確保はもちろんのこと避難先（避難場所）の確保も重要です。特にストレッチャーや車椅子を使用する場合には、十分なスペースが確保されている必要があります。さらに、雨天時や寒暖を考慮した対応ができていくとより良いでしょう。



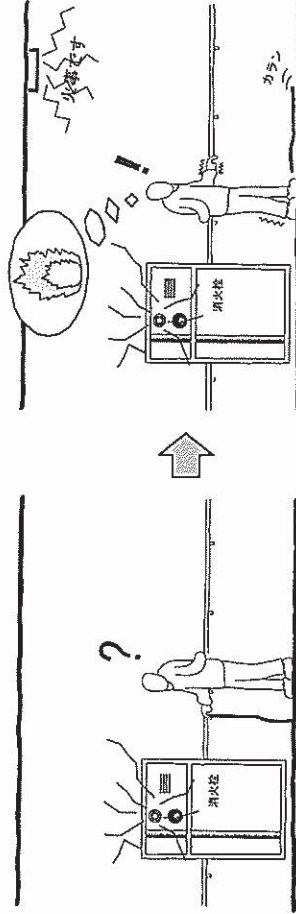
敷地内または周囲に避難できる場所がありますか

### 質問13

火災警報機以外に非常用の放送設備がありますか？

#### 解説 (避難容易性)

- ①非常ベルでは状況が分かりません。パニックを防ぐためにも放送設備を活用し職員が居住者に対し適切に状況を伝える必要があります。
- ②通常の火災警報器では、音だけの対応となるため、高齢者によってはその音に気付かない可能性があります。そこで、光や振動など音以外の伝達手段を併用するとより効果的です。



火災報知機以外にも非常用放送設備があると安心です

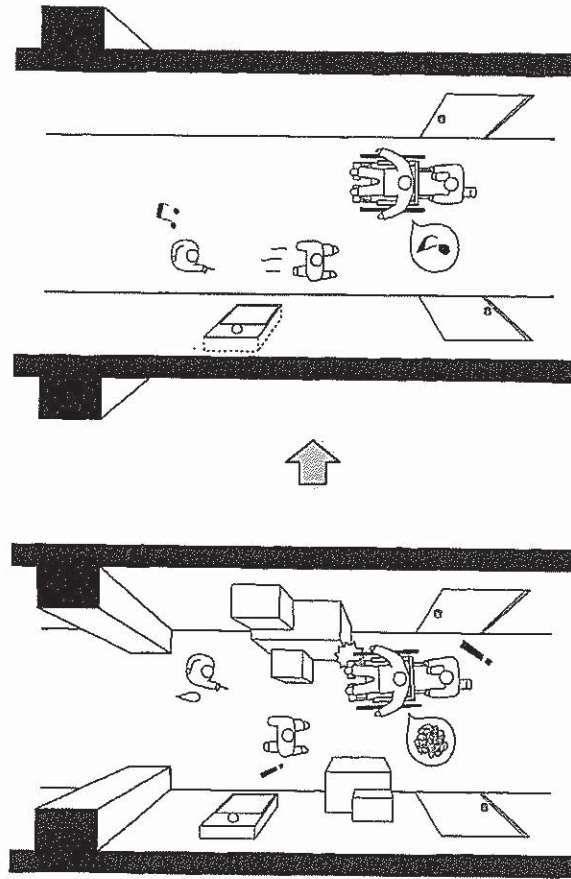


■ 質問14

通路にものが置かれていて、車椅子や担架などが同時に多数の通行する場合に支障がありませんか？

■ 解説 (避難容易性)

通路にものが置かれていると火災の原因になるばかりか、避難時に支障をきたします。スムーズな避難ができるよう、日ごろから通路には物を置かないようにしましょう。



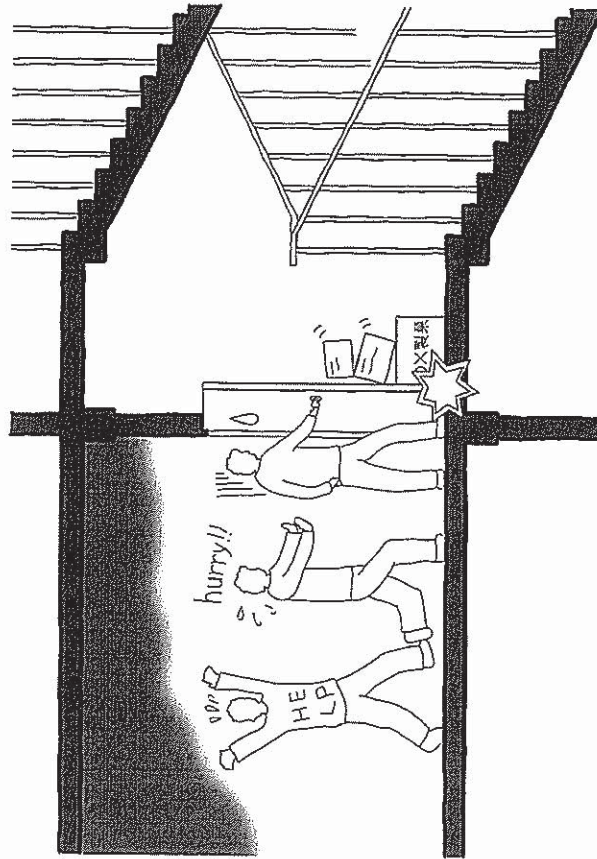
廊下にものが置かれていると危険です

■ 質問15

階段にものが置かれていて、扉の開閉に支障がありませんか？

■ 解説 (避難容易性)

階段に物が置かれ扉が閉まらない状態になると、火や煙が階段に流入し避難できなくなるだけでなく、上階に火災が延焼してしまいます。火災拡大を防止するためにも扉の開閉がきちんとできるようにしておく必要があります。



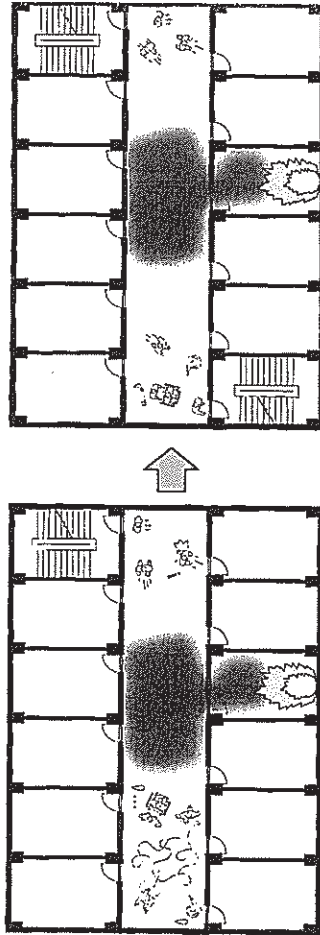
階段にものが置かれていると危険です

質問16

火災時に、居室から2つ以上の方向に逃げることでできそうですか？

解説 (避難容易性)

あるルートが火災により先に行けない場合、別ルートから避難できることが必要です。健常者にとっては問題ない避難はしごがあっても、高齢者では使うのが困難な可能性があります。自分が逃げる時のルートを2方向以上探しておきましょう。



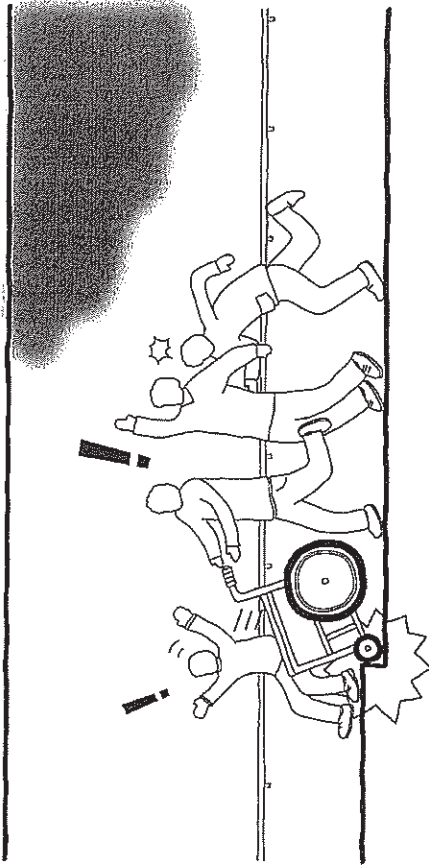
自分のいる場所から2つ以上の避難経路があると安全

質問17

火災時に逃げることとなる経路に、乗り越えることが困難な段差がないようになっていきますか？

解説 (避難容易性)

ちよつとした段差があることでストレッチャーや車椅子が乗り越えられない可能性があります。予定していたルートからの避難が困難な場合でも、別ルートからの避難が可能になるように、避難の可能性のあるルートに段差がある場合にはスロープを設けて解消しておきましょう。



避難経路に段差など歩きにくい場所があると危険

質問18

定期的に避難訓練などが実施されていますか？

解説 (避難容易性)

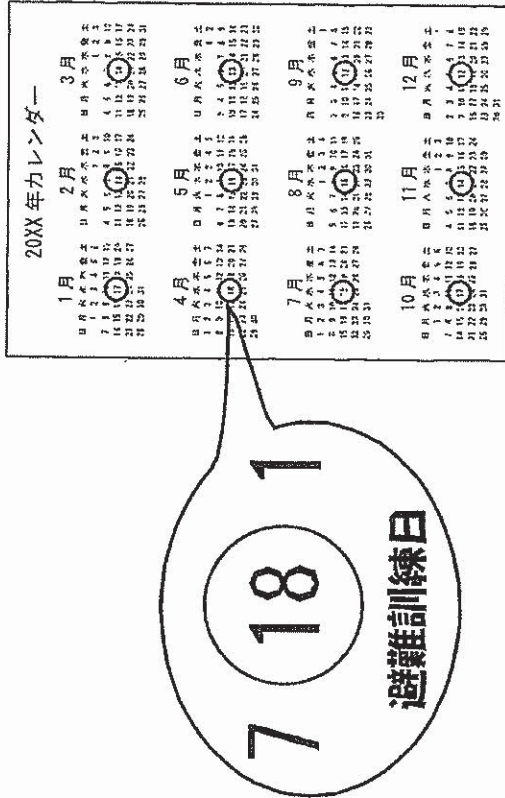
一度体験をしておくとおくと対応がスムーズにできるようになります。様々な状況に対応するためには、多くの体験をする必要があります。そのためにも定期的に避難訓練を実施し、緊急時に対応しておく必要があります。

質問19

避難経路（階段、廊下、通路）に設置されている手すりのゆるみ、がたつき、破損等がないようになっていますか？

解説 (避難容易性)

歩行時に手すり等に掴まって避難する方々が多いはずで、パニックになっているときに、歩行の手助けとなる手すりに、ゆるみ、がたつき、破損等があると、恐怖感を助長することとなります。安心して避難できるように、通常時から気をつけておく必要があります。



定期的に避難訓練が実施されていますか？



(参考) チェックリスト

■ 確かめよう！入所の前の安全チェック

項	目	チェック欄
出火の防止		
1	喫煙及び喫煙後の吸い殻の管理が、きちんと実施されていますか？	
1-1	喫煙する場所は決まっていますか？	
1-2	入所者が喫煙する際には、職員が立ち会っていますか？	
1-3	灰皿に吸い殻がたまった状態で放置されないようになっていますか？	
2	裸火を使う可能性のある場所は、職員の目がいつも行き届く様になっていますか？	
3	放火されるおそれのある可燃物（可燃性のゴミ、洗濯前又は洗濯後のリネン（シーツ）類）は、職員の目の届くところに置かれていますか？	
4	建物の周囲及び内部に、職員の目の届きにくい場所はないようになっていますか？	
4-1	死角となりやすい場所には、可燃物を置かないようにしていますか？	
4-2	ゴミや段ボールなどは、決められた時間に、決められた集積場所に出していますか？	
4-3	物置、倉庫、空室など普段人のいない場所は施錠されていますか？	
5	居室内に、個別の暖房器具または電熱器具を持ち込むことを禁止されていますか？	
6	居室の電気のコンセントは、居室の入口から見やすいようになっていますか？	

(つづき)

火災拡大防止	
7	居室内にスプリンクラー（水噴霧防火設備）が設置されていますか？
8	消火器が目につく場所においてあり、その場所は、どこからでも確認できますか？
9	カーテン、寝具等は、燃えにくい材料（防災物品、防災材料、防火材料）が使われていますか？
避難容易性	
10	火災が起きた場合、入所予定者は自力で避難できそうですか？
10-1	屋間に火災が起きた場合、自力避難できない入所者毎に、少なくとも一人の職員が対応できる様になっていますか？
10-2	夜間に火災が起きた場合、自力避難できない入所者の避難を支援する人材が、常駐職員以外（例：近隣住民の応援）に確保されていますか？
11	近くに消防署がありますか？
12	敷地内又は周囲に避難できる場所はありますか？
13	火災警報機以外に非常用の放送設備がありますか？
14	通路にものが置かれていて、車椅子や担架など同時に多数の通行がある場合に支障がありませんか？
15	階段にものが置かれていて、扉の開閉に支障がありませんか？
16	火災時に、居室から2つ以上の方向に逃げることでできそうですか？
17	火災時に逃げることとなる経路に、乗り越えることが困難な段差がないようになっていますか？
18	定期的に避難訓練などが実施されていますか？
19	避難経路（階段、廊下、通路）に設置されている手すりのゆらみ、がたつき、破損等が無いようになっていますか？

## ■ おわりに

いかがでしたでしょうか。  
不安になるところがありましたでしょうか？  
判断できないことについては、付近の人に聞いてみる  
しょう。これらの点は、普段あまり気にしていないとこ  
ろですが、火災時には重要なポイントです。ただし、全  
部のポイントが必ずしも丸にならなければなりませんとい  
うわけではありません。疑問な点等がありましたら、遠  
慮せず、日本防火技術者協会にお問い合わせください。

本協会は、2002年5月のSFPE(米国防火技術者協会)日本支部として発足しました。以下の行動理念の基に、2003年9月に東京都の認可団体として非営利活動団体として、海外向けのチャネルと国内向けの体制で活動し、2008年4月時点で、会員122名、学生会員13名、賛助会員6社の団体です。インターネット上にホームページに掲載誌各種の情報を定期的に発信するとともに、各種の講演会やシンポジウムを行なっています。また、地下鉄探偵団など施設の見学会や職能を社会に認知してもらうための研究会や防火教育のあり方を考える研究会、さらに本パンフレットを作成した「高齢者福祉施設・学校教育施設の避難安全に関する研究会」など自主的な活動を進めて、市民レベルの防火意識の啓蒙に努めています。

## 問い合わせ先

日本防火技術者協会事務局  
〒107-0052  
東京都港区赤坂3丁目1番15号 赤坂桔梗ビル (株) ERS内  
FAX : 03-3568-8150  
URL : <http://www.jafpe.or.jp>

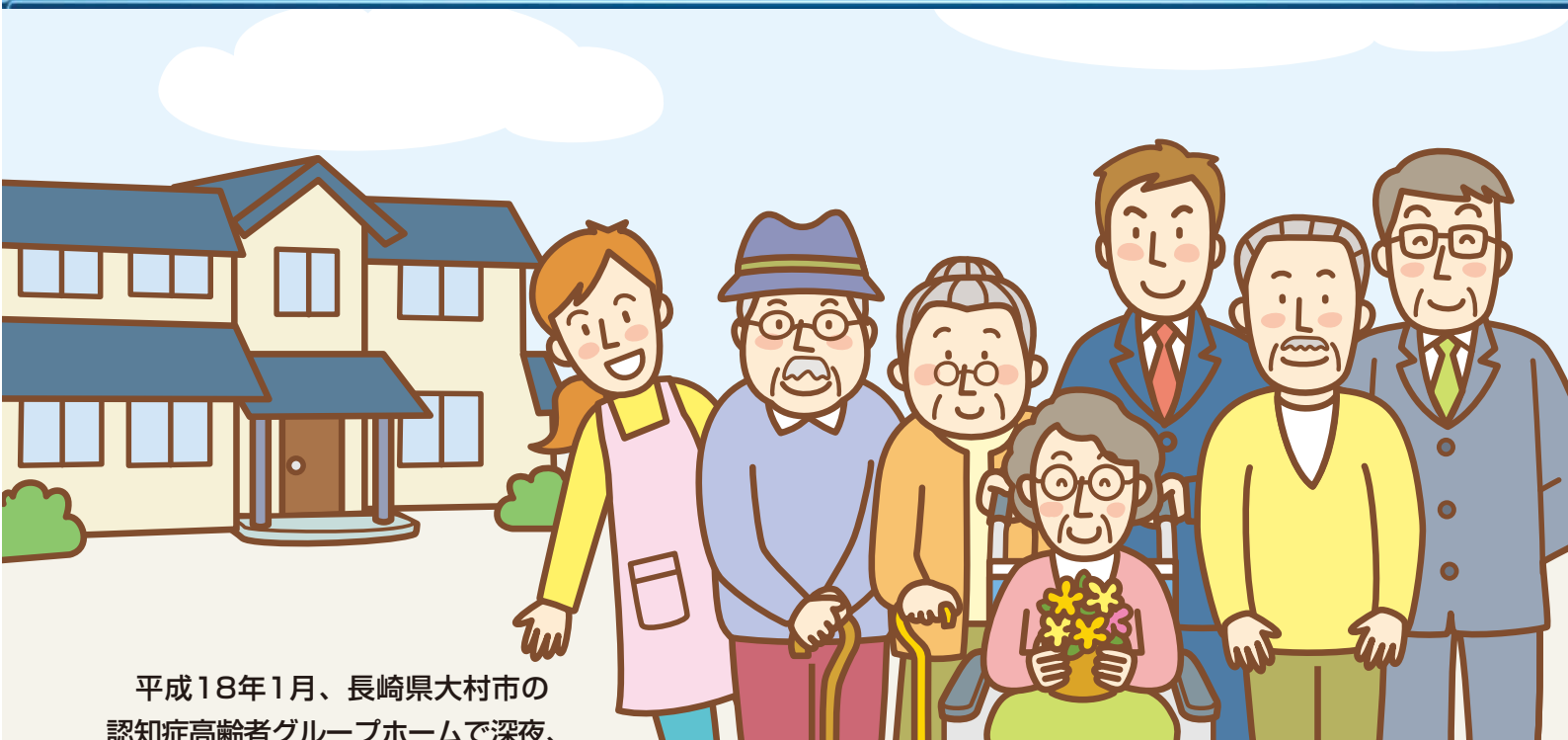
## 研究会のメンバー

座長 : 佐藤博臣  
メンバー : 青木義次、大野敏資、笠原勲、栗岡均、  
榎部謙治、富松太基、仲谷一郎、中村三智之  
イラスト  
東京工業大学 (三輪将之、太田利史、松原啓祐)



# グループホームなど小規模社会福祉施設の 防火安全対策

[消防法令の一部改正について]



平成18年1月、長崎県大村市の  
認知症高齢者グループホームで深夜、

火災が発生し、入所者7名が亡くなるという惨事になりました。これを受けて平成19年6月、消防法施行令が一部改正されました。この改正により、認知症高齢者グループホームなど火災発生時に自力で避難することが困難な人が多く入所する小規模社会福祉施設でも、防火管理者を選任し、施設の実態に応じた消防用設備等を設置することが義務づけられました。改正法令を遵守することにより、入所している方々の安全を確保し、併せて関係者が安心して入所者のケアを行うことが求められます。

## 法令改正概要 (平成21年4月1日施行)

# 1

### 防火管理者の選任等

- 防火管理者の選任・届出、消防計画の作成・届出
  - 火気管理、避難訓練等の防火管理業務の実施
- … 収容人員10人以上の対象施設

# 2

### 消防用設備等の設置

- 自動火災報知設備…すべての対象施設(経過措置:3年)
- 火災通報装置(消防機関へ通報する火災報知設備)…すべての対象施設(経過措置:3年)
- スプリンクラー設備…延べ面積275m<sup>2</sup>以上の対象施設(経過措置:3年)\*  
〈建物の位置、構造、設備等の状況によっては、設置が免除される場合があります。〉
- 消火器…すべての対象施設(経過措置:1年)

※スプリンクラー設備の設置基準については裏表紙「改正法令の施行日について」をご覧ください。



# ● 防火管理者の選任義務

今回の改正により、これまで防火管理が義務づけられていなかった小規模な社会福祉施設も新たに対象となりました。今後は小規模な施設でも防火管理者を選任し、施設の実態に応じた消防計画の作成や防火教育・訓練の実施などの防火管理業務を行わせる必要があります。



## ■ 防火管理者の選任が必要となる基準

法令改正により、防火管理者の選任が必要となる基準が収容人員（入所者と従業員を合算した人数）10人以上となる施設は、次のようになります（消防法施行令別表第一（6）項口）。

### 改正前

	用途区分	収容人員
(6)項口	イ 病院、診療所、助産所	30人以上
	老人福祉施設、地域活動支援センター、身体障害者福祉センター等	
	ハ 幼稚園、特別支援学校	30人以上
(16)項イ	複合用途の建物等のうち、その一部に(1)項～(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イの用途部分を含むもの※	
(16)2項	地下街	

※さまざまな用途のテナントが入っているビル等で、不特定多数の人が出入りする飲食店等や、行動力にハンディキャップのある人が出入りしている病院等の用途をテナントの一部に含んでいる建物等。

### 改正後

	用途区分	収容人員
(6)項口	主として要介護状態にある者又は重度の障害者等が入所する施設、救護施設、乳児院、認知症グループホーム等 ※詳しくは裏表紙「改正法令の対象となる施設」をご覧ください。	10人以上
(16)項イ	複合用途の建物等のうち、その一部に(6)項口の用途部分を含むものに限る	
(16)2項	地下街（(6)項口の用途部分を含むものに限る）	
(6)項ハ	イ 病院、診療所、助産所	30人以上
	老人福祉施設、地域活動支援センター、身体障害者福祉センター等	
	ニ 幼稚園、特別支援学校	30人以上
(16)項イ	複合用途の建物等のうち、その一部に(1)項～(4)項、(5)項イ、(6)項イ、(6)項ハ、(6)項ニ、(9)項イの用途部分を含むもの(6)項口の用途部分を含まないものに限る	
(16)2項	地下街（(6)項口の用途部分を含まないものに限る）	

(注) 上記建物のうち、地階を除く階数が3以上で、管理権原が分かっているものについては、共同防火管理（建物全体としての一体的な防火管理のため必要な事項を各管理権原者で協議し決めておくこと）が義務づけられています。

## ■ 防火管理とは

防火管理の目的は、“自分たちの施設は自分たちで守る”を実践するために、火災の発生の防止と、万一火災が発生した場合に被害を最小限に食い止めることにあります。そのために日常の火気管理の徹底、消防用設備等の維持管理、消火訓練や避難訓練などを含む消防計画を作成します。

### [防火管理の体系]

法律で定められている防火管理のしくみは下図のとおりです。



### [管理権原者とは]

防火管理に必要な建物・施設の管理について権原を有する人を管理権原者と呼びます。通例、事業所の代表者・経営者などがそれに当たります。管理権原者は防火管理者を選任の上、防火管理に必要な業務を行わせなければなりません。

※管理権原者は、遅滞なく建物を所管する消防長（消防署長）へ防火管理者の選任又は解任の届出をしなければいけません。

## 【防火管理者とは】

防火管理者は防火管理業務を行うため管理権原者から選任された人を指し、一定の資格が必要です。防火管理者は管理権原者に指示を求めたり、従業員などに指示を与える必要もありますので、管理的・監督的地位にある人を選任します（管理権原者が防火管理者になることもできます）。

## 【防火管理者の資格】

防火管理者の資格は次のとおりです。

- 下記の機関が実施する防火管理者資格講習を修了した者
  - ・都道府県知事
  - ・消防長
  - ・総務大臣の登録を受けた法人
- 防火管理者として必要な学識経験を有する者



## 【防火管理者の仕事】

管理権原者は防火管理者に消防計画を作成させ、次のような防火管理に必要な業務を行わせなければなりません。

- |                    |                         |
|--------------------|-------------------------|
| ① 消防計画の作成と届出       | ⑤ 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 |
| ② 消火、通報及び避難の訓練の実施  | ⑥ 収容人員の管理               |
| ③ 消防用設備等の点検及び整備    | ⑦ その他防火管理上必要な業務         |
| ④ 火気の使用又は取扱いに関する監督 |                         |

# ● 消防用設備等の設置義務

今回の法令改正により、消防法施行令別表第一（6）項口に定めるグループホームなどの対象施設については、次のように消火設備と警報設備の設置の義務づけられる範囲が拡大されました。

消防用設備等の種類	改正前の設置義務	改正後の設置義務
自動火災報知設備	延べ面積300m <sup>2</sup> 以上の施設	すべての施設
火災通報装置（消防機関へ通報する火災報知設備）	延べ面積500m <sup>2</sup> 以上の施設	すべての施設
スプリンクラー設備	延べ面積1,000m <sup>2</sup> 以上の施設	延べ面積275m <sup>2</sup> 以上の施設※
消火器	延べ面積150m <sup>2</sup> 以上の施設	すべての施設

※延べ面積が1,000m<sup>2</sup>未満の施設では水道を利用した「特定施設水道連結型スプリンクラー設備」を設置することができます。

面積による制限がなくなり、すべての施設に設置します

延べ面積が275m<sup>2</sup>以上の施設に設置します



自動火災報知設備



火災通報装置



消火器



スプリンクラー設備

## 【消防用設備等の検査】

上記の消防用設備等の設置が義務となった施設については、面積を問わず、消防設備士による施工及び消防用設備等の設置をする際の消防機関の検査が必要です。

# 改正法令の対象となる施設

改正法令の対象となる施設は、消防法施行令別表第一(6)項口に定められる次の施設です。

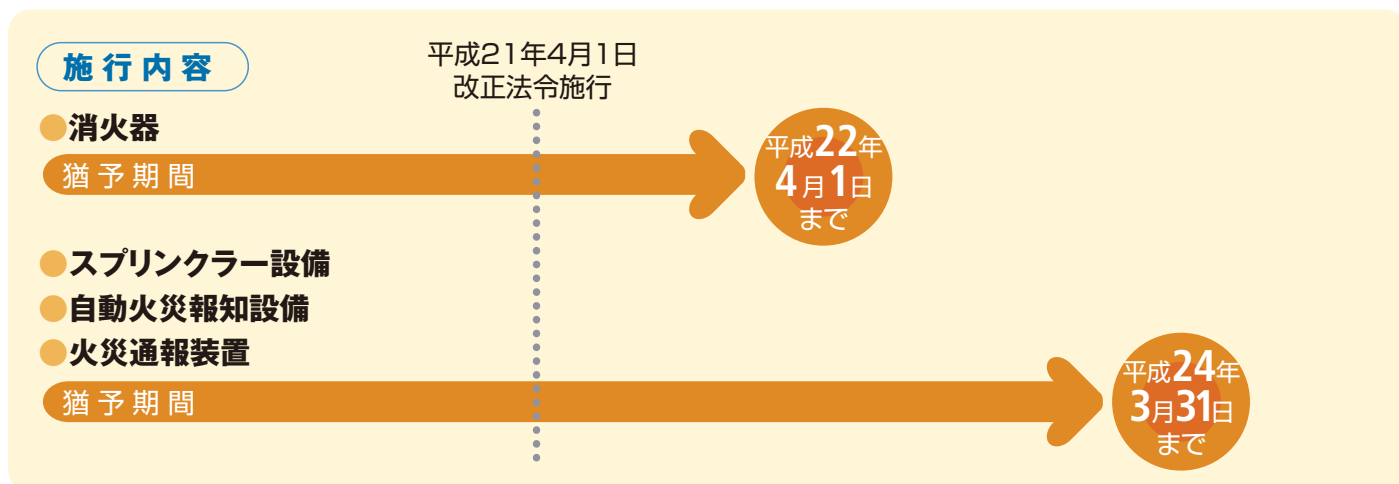


老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム	
有料老人ホーム	主として要介護状態にある者を入居させるものに限る(介護居室の割合が、一般居室を含めた施設全体の定員の半数以上のもの)
介護老人保健施設、救護施設、乳児院、知的障害児施設	
盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設	通所施設を除く
重症心身障害児施設	
障害者支援施設	主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る(障害者自立支援法に定める「障害程度区分」4以上の者が概ね8割を超える施設)
老人短期入所事業もしくは認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設(老人福祉法に規定するもの)	
短期入所もしくは共同生活介護を行う施設(障害者自立支援法に規定するもの)	主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る(障害者自立支援法に定める「障害程度区分」4以上の者が概ね8割を超える施設)

# 改正法令の施行日について

改正法令は平成21年4月1日に施行されます。ただし、既存施設(新築、改築工事中含む)については、経過措置として下記のような猶予期間を設けてあります(防火管理者の選任は、平成21年4月1日から必要です)。

## ■ 施行日と既存施設の経過措置



延べ面積1,000m<sup>2</sup>未満の施設では、水道を利用する「特定施設水道連結型スプリンクラー設備」を設置することが認められており、技術上の条件も緩和されています。また、建物の位置、構造、設備等の状況によっては、スプリンクラー設備の設置を免除される場合があります。設置基準の詳細や具体的な設置方法などについては、建物所在地を所管する消防機関にお問い合わせください。

問い合わせ先

---





ですか?  
もしもの  
ときの備え

カラオケボックス  
個室ビデオ店  
漫画喫茶  
インターネットカフェ  
等...

CO

利用客が火災に気づきにくい施設には  
自動火災報知設備の設置が義務づけられました



# 改

# 正の概要

- ・カラオケボックス
- ・漫画喫茶
- ・インターネットカフェ
- ・テレフォンクラブ
- ・個室ビデオ

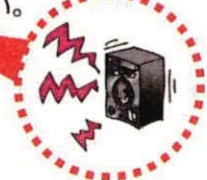
個室形態の店舗に対する自動火災報知設備の設置義務化です。

## ■潜在的な危険性…個々の利用客が火災に気づきにくい構造

### ●大音響



室外の火災に気がつかない。  
煙の侵入に気づきにくい。

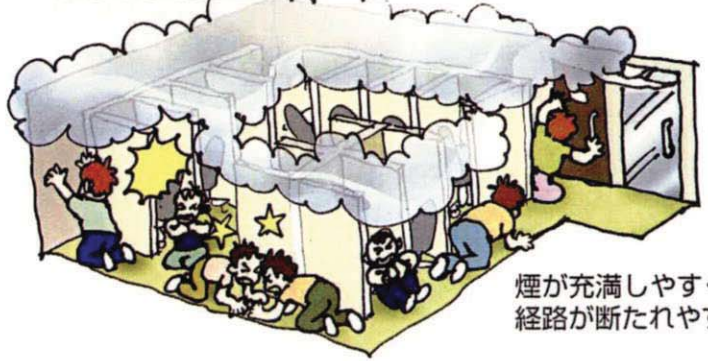


### ●閉鎖環境



眠ってしまって、室外の火災に気づきにくい。

### ●密集構造



煙が充満しやすく、避難経路が断たれやすい。

### ●人手不足



少ない従業員で、火災へ対応しきれない。

## ■対象となる業態・店舗形式…どんなお店が対象になるか



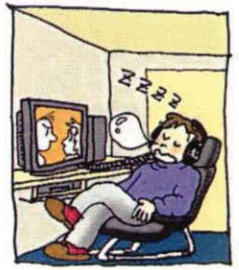
カラオケボックス



漫画喫茶



インターネットカフェ



個室ビデオ



テレフォンクラブ

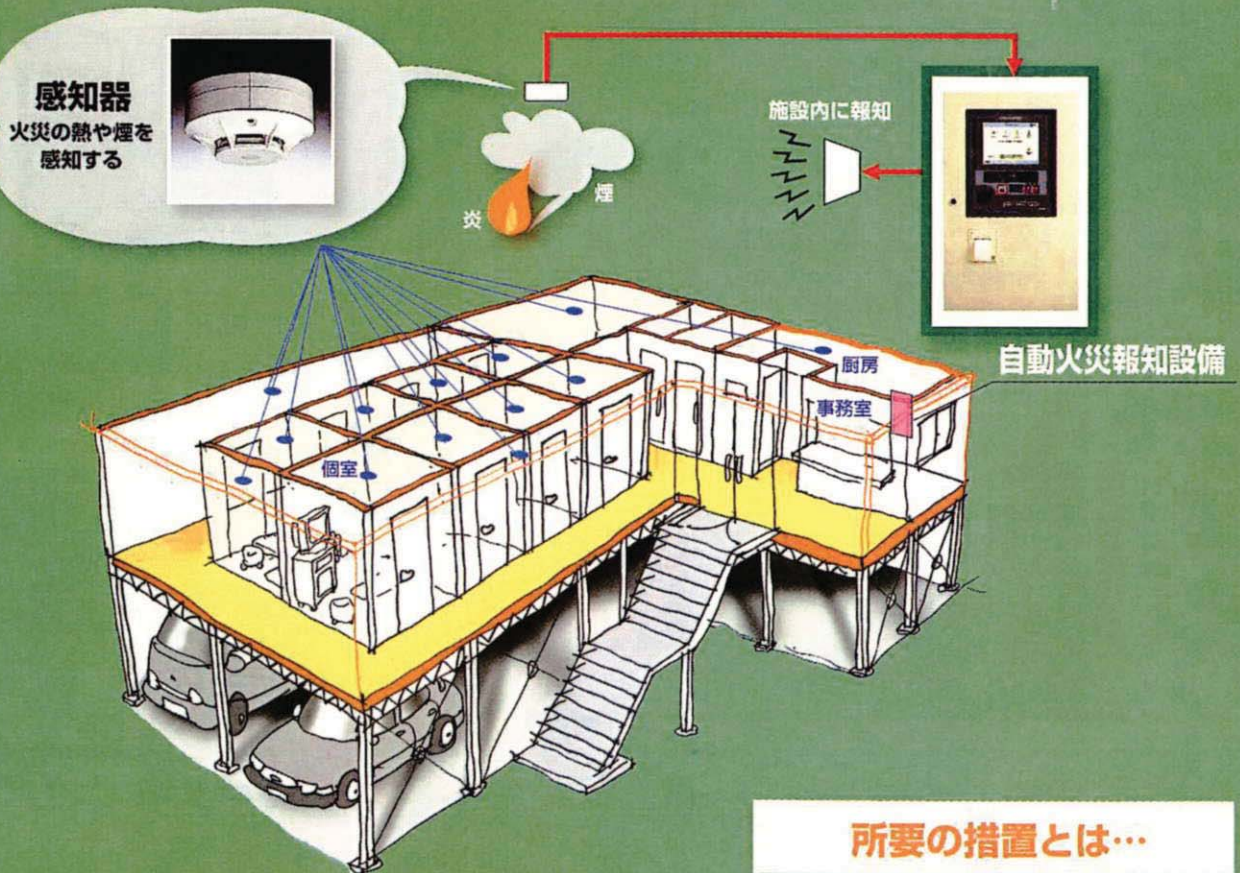


# 安全 全対策の強化

- ・300m<sup>2</sup>未満への設置義務
- ・避難訓練の実施

自動火災報知設備は、規模に関係なく300m<sup>2</sup>未満でも設置義務があります！

## ■自動火災報知設備と安全対策の強化



カラオケボックスやディスコ等、室内又は室外の音響が聞き取りにくい場所では、騒音により自動火災報知設備又は非常警報設備の警報が聞き取れないことのないよう**所要の措置**を講ずることとされました。

### 所要の措置とは…

- ① 火災の警報音以外の音よりも6dB以上強くなるよう確保する。
- ② 自動火災報知設備、非常警報設備の警報装置の作動と連動して、警報装置の音以外の音が自動的に停止する。

### 設置完了までの期間

- 平成20年10月1日施行
- 既存施設に対しては、平成22年3月31日までの猶予期間

その他、消防機関へ通報する火災報知設備、排煙設備およびスプリンクラー設備等の設置が必要となる場合があります。設置基準の詳細についてはお近くの消防署に問い合わせください。



実施しましょう！

# 避難誘導・初期消火訓練

火災時に、全ての従業員がお客様を安全・確実に非常口に誘導できるよう、日頃から繰り返し避難誘導訓練を行ってください。また、初期消火も大変重要です。同時に、繰り返し初期消火訓練も行ってください。

## 火災発生の想定

1 自動火災報知設備の作動



1 どこかで火災です！

2 火災発生場所の確認

2 すぐに受信機等で発生場所を確かめ、現場に行き、火災の有無を確認します。



3 館内への報知  
消防への通報



3 消防へ火災を通報します。

3 お店にいるお客様に火災の発生を知らせ、指示に従うように伝えます。

4 初期消火  
避難誘導



4 初期消火

慌てずに消火器を準備します



4 エレベーターの使用を禁じ、非常口、避難階段を示します。

5 避難者の確認



5 お客様の人数、けが人の有無を確認します。



ご不明な点は、お近くの消防署までお問い合わせください。

違反是正支援センター

〒105-0001  
東京都港区虎ノ門2-9-16日本消防会館  
財団法人日本消防設備安全センター

# グループホームの 防火対策 Q&A (抄)

## ～現場からの疑問に答えます!～

厚生労働省平成20年度障害保健福祉推進事業(障害者自立支援調査研究プロジェクト)

「障害者グループホーム・ケアホームの災害支援体制作りに関するあるべき水準と課題に関する提言検討」

### ごあいさつ

本冊子は、グループホーム運営の現場が抱える疑問や課題に対して、本学会の研究班「防災ユニット」が検討し、答えをまとめたものです。全国の障害福祉関係、消防・防災関係機関に1万2000部お送りしています。

今後、2009年4月に向けた消防法施行令の改正など、これから明らかになることもあります。

最新の情報は、本学会ホームページにて順次掲載していきますのでご利用下さい。

なお、本冊子の問い合わせは、防災ユニット専用アドレス [info-bosai-gh@shiraume.ac.jp](mailto:info-bosai-gh@shiraume.ac.jp) をお願いします。

[www.gh-gakkai.com](http://www.gh-gakkai.com)



障害のある人と援助者でつくる  
日本グループホーム学会



制定 平成 15 年 8 月 29 日

改定 平成 17 年 9 月 1 日

改定 平成 20 年 9 月 19 日

## 運営ガイドライン（抄）

日本複合カフェ協会

Japan Complex Café Association

日本複合カフェ協会は、まんが喫茶やインターネットカフェ等を営む複合カフェ事業者を代表する唯一の業界団体として、青少年の犯罪及び非行の防止、その他防犯・防災対策等に努めるとともに、業務の適正化並びに業界の健全な発展を図り、もって、複合カフェ業界としての更なる社会的責任を果たしていくことを目的として本ガイドラインを制定する。

### ■火災等への対応

#### 1. 消防用設備の設置

店舗には、火災の発生に備え、消防法等の法令の定める基準に従って消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動に必要な施設を設置し、かつ維持するものとする。

#### 2. 避難経路の確保

店舗の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設については、火災等の災害発生時に避難の支障となる物件が放置または存置されないよう管理し、また、防火戸についても閉鎖の支障となる物件が放置または存置されないよう管理を行なうものとする。

#### 3. 火災発生時の対応

火災が発生した際には、店舗関係者は、利用客を適切に避難口へ誘導し、消防隊が到着するまで消火、延焼防止、人命救助等の活動を行なうものとする。

## グループホーム向け防火管理講習の実施

財団法人日本防火協会

平成21年4月1日施行の改正消防法施行令において、同改正政令別表第1に掲げる(6)項口並びに当該対象用途部分を含む(16)項イ及び(16の2)項に掲げる防火対象物については、収容人員が30人以上から10人以上で甲種防火管理者の選任が義務付けとなります。

このため、全国認知症グループホーム協会佐賀県支部会から、同支部会員及び同種事業者を対象とする甲種防火管理講習の実施について当協会に相談があり、協議した結果、平成20年2月19、20日の両日、佐賀市内において、甲種防火管理講習を実施しました。(受講者 56人)

この結果、受講者の感想としては、

- ・支部会でまとまって受講でき、顔見知りも多くて良かった。
- ・会員向けの講義で、大変わかりやすかった。

また、担当した当協会の登録講師からは、

- ・受講者が同一用途、業態で、的を絞って講義ができた。

との感想が寄せられ、業種別団体等を対象とする防火管理講習について、予想以上の評価が得られました。

また、この評価を踏まえて、同協会佐賀県支部会から、本年度も開催要望があり、平成21年1月27、28日の両日、佐賀市内において、甲種防火管理講習を実施したところ、昨年を上回る62人の方に受講していただきました。

本年度の講習会においては、昨年度末に作成した別添のリーフレットを講習補助教材として受講者に複数部配付しており、今後の活用についても期待される所です。

この結果から、業種別団体等を対象とする防火管理講習については、要望団体及び受講者から高い評価が得られることが考察されますので、今後の当協会講習会の広報等において更なる工夫を重ね、要望があれば、いつでも開催に応じていく予定です。

参考資料

「企業講習等の開催方法について」

## 企業講習等の開催方法について

単独企業、1若しくは複数の防火対象物関係者又は業種別団体等からの要請に基づき開催する防火管理講習又は防災管理講習（「企業講習等」という。）については、下記要領により開催します。

### 記

- 1 受講者は、原則として講習会1回（1会場）当たり、50名以上を確保してください。
- 2 受講料は、受講者一人につき、甲種防火管理新規講習6,000円、乙種防火管理講習5,000円、甲種防火管理再講習5,000円、防災管理新規講習7,000円、防火・防災管理講習9,000円です。
- 3 講習会場は、原則として要請企業・団体側で準備し、管理してください。  
なお、講習会場を有償で借用する場合の経費は、要請企業・団体等で負担していただくことを原則としますが、事前に当協会と協議してください。
- 4 講習会開催のために必要な講師及び事務局職員（講習会進行管理担当者等）、並びにテキスト等の教材及び講習事務用品等に係る経費については、当協会が負担（受講料に含む。）し、準備いたします。
- 5 受講者の受付、講習会当日の進め方
  - 1) 事前に送付する受講申込書に、必要事項を記入し、受講料の納付を証する書面のコピー及び写真を貼付して、原則として講習開催日の10日前までに、日本防火協会又は別途指定する各道府県消防設備保守協会等（以下「担当協会等」という。）に一括して送付してください。  
これにより、受講者の登録を行います。
  - 2) 講習会当日の進行管理は担当協会等の事務局職員が行いますが、受付、教材配布、修了証の交付、片付け等についてご協力をいただきます。
- 6 その他
  - 1) 開催日時、開催地、受講人員等によっては、お受けできない場合もありますので、講習計画については、早めにご相談ください。
  - 2) 講習会開催に当たって、契約書、仕様書、見積書、請書等が必要な場合、又は受講料の一括納付、後納等を希望される場合は、事前にご相談ください。

お問い合わせ先

財団法人日本防火協会

業務部

電話 03-3591-7121

FAX 03-3591-7130

# 認知症高齢者グループホームなど 小規模社会福祉施設の 防火安全対策

あなたがキーパーソン!

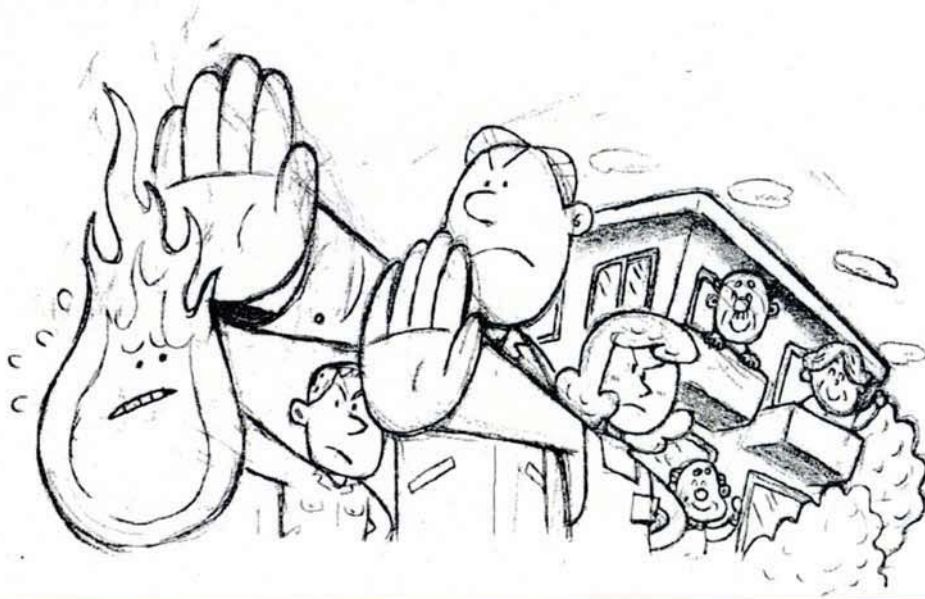
平成18年1月、長崎県大村市内にある認知症高齢者グループホームで深夜に発生した火災では、同施設を全焼し、入所者9名のうち7名が亡くなるという惨事となりました。

このような施設では、火災が発生した場合に、入所者は自力で避難することが困難な場合が多く、また、夜間の職員配置が少数であるため、避難誘導や通報・初期消火といった対応も難しい環境にあります。

このため、施設の実態に合わせて消防用設備等を設置して

おくことのほか、日頃から火災を発生させないための火気管理や自主点検などの方法を具体的に定めて実践し、また、万一の火災発生に備えて、その被害を最小限に止めるための自衛消防活動についても、職員全員がイザという場合に落ち着いて行動できるよう、訓練で身につけておくことが大切です。

グループホームなどの小規模社会福祉施設については、この火災を契機として、実態に即した防火安全対策を推進していただくため、平成19年6月に消防法令が改正されました。



## 法令改正概要 (平成21年4月1日施行)

### 1 防火管理者の選任等

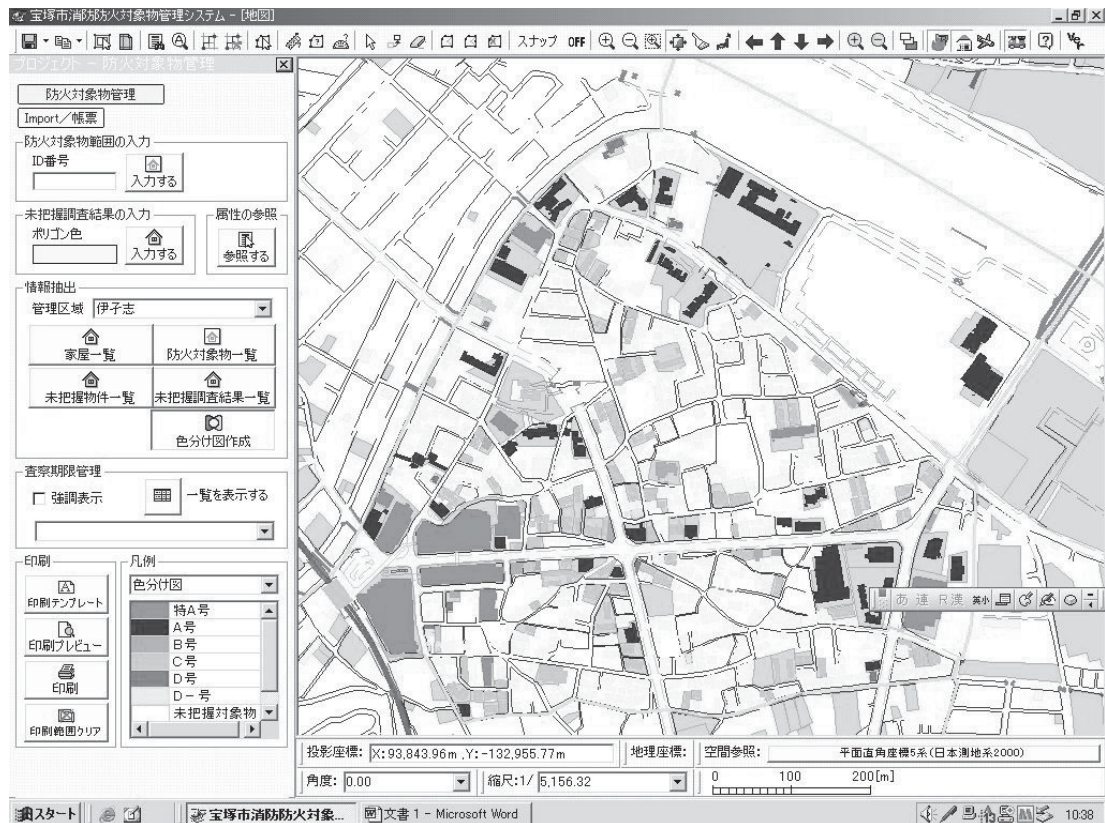
- 防火管理者の選任・届出、消防計画の作成・届出・・・収容人員10人以上の対象施設
- 火気管理、避難訓練等の防火管理業務の実施

### 2 消防用設備等の設置

- 消火器・・・すべての対象施設(経過措置:1年)
- スプリンクラー設備・・・延べ面積275㎡以上の対象施設(経過措置:3年)\*
- 自動火災報知設備・・・すべての対象施設(経過措置:3年)
- 火災通報装置(消防機関へ通報する火災報知設備)・・・すべての対象施設(経過措置:3年)

\*これまで延べ面積1,000㎡以上で設置が義務付けられていたスプリンクラー設備ですが、今回の法改正で275㎡以上の自力避難困難者入所施設に特定施設水道連結型スプリンクラー設備等の設置が義務付けられました。なお、建物の位置、構造、設備等の状況によっては、スプリンクラー設備の設置自体が免除される場合があります。詳しくは最寄りの消防機関にお問い合わせください。





# 全国初、防火対象物を把握する ための新システムを導入！ ～宝塚カラオケボックス火災後の対応～

兵庫県宝塚市消防本部予防課長 西 和光

平成19年1月20日(土)に宝塚市内で発生した、カラオケ店「ビート」の火災から1年半が過ぎた。この間、宝塚市消防本部では再発防止に向け、本部内に予防及び警防業務に関する検討委員会を設置し、すぐに対応すべきこと、中長期的に対応すべきことを分類し検討してきた。

その内容は、今回の建物火災から得た多くの教訓を活かし、①消火活動や救助活動並びに指揮統制はどうであったか、②消防吏員としての職業意識をどのようにつべきか、③マスコミ等への対応はどうあるべきか、また、④消防が把握していない防火対象物は今後、どのように対応すべきか等についての課題を整理し、対応することとした。

このうち、未把握防火対象物の実態調査については、全国的にも初の地図システムを活用し調査を実施した。その詳細な取組みについて紹介する。

## 火災発生背景

今回の火災が発生した背景には、当該建物が昭和五六年当初に倉庫及び事務所として建築されたもので、消防本部では、その規模及び用途から「宝塚市査察規程」の査察対象とならない対象物として取り扱っていました。その後、事業者が平成元年にカラオケ店に用途変更をした際、建築確認申請や防火対象物使用開始の届出を出すことなく営業を行っていたことから、消防はその実態を把握できないまま、当初の届出どおり倉庫及び事務所として取り扱っていたという経緯がありました。

この火災発生後、総務省消防庁及び県消防課から指導があり、「小規模の防火対象物でもその用途によっては、火災等の災害発生時には人命の危険性が高くなるものもあると考えられることから、今後の対応として、市内全域の未把握となっている防火対象物を把握することが必要である」との指摘を受けました。

これを受け、本市内で未把握となっている防火対象物を調査し、すべての防火対象物に対し消防関係法令等に適合するよう、指導できる体制づくりを構築していくこととなりました。

## 未把握防火対象物の把握

防火対象物の査察については、消防法（昭和二三年法律第一八六号）第四条で「火災予防のため必要があるときは実施することができる」と明示されていますが、具体的な実施対象や実施期間については規定されておらず、各消防機関の規程等で改めて定めているのが現状です。

宝塚市消防本部では、「宝塚市査察規程」に基づき査察を実施していますが、消防用設備等の設置義務や防火管理者の選任義務等の条件により査察の実施基準を区分しており、消防用設備等の設置義務や防火管理者の選任義務のない防火対象物は、「消防長又は署長が必要と認めるときに査察を実施するもの」として規定されていたため、以前から査察を実施しない防火対象物も多数存在していました。

そして、前述のカラオケ店は、火災当時の規程では査察を要しない区分に該当されていたため、査察は実施していませんでした。

この火災後、消防部内に「予防及び警防業務に関する検討委員会」を設け検討を重ねた結果、「宝塚市査察規程」を改正して以前の規程をより細分化し、改正前は対象外であった小規模な対象物であっても、改正後は用途によっては査察対象となる建物とし、今まで

以上に査察や外観調査等を通して、未把握の防火対象物の実態調査を実施することとした。

しかしながら、市内には依然として、建築確認申請や防火対象物使用開始届出書が未提出等で、消防が把握できていない防火対象物が多数存在しています。

そこで、担当部署である予防課では、未把握の防火対象物について、迅速に洗い出しを行い、いかに効率的に調査等を実施できるかを検討しました。

この調査方法として、市内全域にわたる膨大な件数となる対象物を、まずローラー作戦的に調査することを考えましたが、多数の職員配置が必要となる点から、より効率的に防火対象物の実態を把握するため、地理情報システム（以下、「GIS」という）を活用したシステムを導入したものです。

## GISの導入にあたり

今回導入を決定した消防GISとは、課税担当課が所有する土地・家屋データと、消防が所有する防火対象物の文字データを結び付けて活用するシステムです。

本市では、地番図、家屋図及び都市計画図等をすでにGISデータ化しています。また、各データは毎年度更新されており、消防が必

要とする最新のデータと一致しているため、これらのデータを消防GISの地図データとして利用することに決定しました。

また、家屋図形データには家屋マスタ(家屋状況、建物延べ床面積等)が存在し、家屋図形と家屋マスタの両データを突き合わせることで、位置情報も合わせて確認できるため、防火対象物の選別条件の一つとして使用することとしました。

前述のデータ以外にも、防災行政の一環として整備している危険区域データや、消防本部内の、防火水槽の位置データと属性データ(管理番号、容量等)を、今回の防火対象物を管理する「防火対象物管理システム」に一体整備し、消防独自のGISシステムを構築する運びとなりました。

## GISの機能について

家屋図形は、課税担当課において航空写真を基にデジタル化され、市内に存在する約八万棟の家屋について図形データ化されています。

一方、消防においては、防火対象物としてすでに約四〇〇〇棟を文字データ化しており、各防火対象物データには「棟所在地」が存在し、家屋図形と家屋マスタを結び付ける

ことにより、位置を特定することが可能となります。このことにより、防火対象物としてすでに把握をしている対象物と、そうではない建築物とに分別が可能となりました。

このように分別した防火対象物を、「宝塚市査察規程」に基づく査察の区分ごとに色分けを行うとともに、併せて査察対象外となる一般住宅についても家屋マスタにより色分け別を行いました(図1)。

図1の家屋図形に色塗りが行えていない建築物は、何らかの用途があるのにもかかわらず消防が把握していない建築物として区分することができ、消防での現地調査を行う必要



がある対象物として特定できます。また、この防火対象物管理システムの特徴として、取り込んだ家屋マスタの属性情報から条件を指定することにより、対象物件を地図上に色塗り表示することも可能となります。

例えば、査察担当地区ごとに、対象物の延べ床面積や用途で絞り、色塗り表示することが可能で、この機能を使用して未把握となっている対象物を査察・調査していくうえで、規模・用途等の条件から、より緊急性のある対象物を優先的に調査するための抽出も可能となりました。

一方、調査によって新たに把握したデータは、査察を不要とする一般住宅をまず除外し、残りの建築物を査察が必要な防火対象物として確認します。その後、把握済みのデータと同様に区分ごとに色塗り表示をして防火対象物の処置を行います。このような調査の積み重ねの結果、色の付いていない未把握の防火対象物が、調査の進捗とともに減っていくこととなり、この状況をビジュアルで確認することも可能となります。

「防火対象物管理システム」の拡張機能として、属性データの新たな整備も含めていきます。属性データの一つとして、「活動空地の有無・状況」や「進入路の状況」及び「オートロックの有無」等を整備することにより、



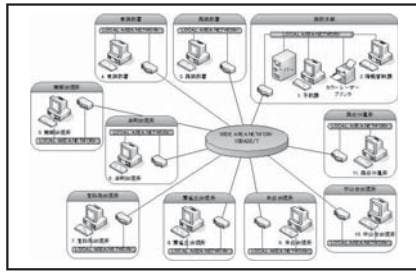
警防活動上必要な情報を共有できるうえ、迅速な対応も可能になるものと推測されます。これらのデータは庁内イントラネットを活用して、本部及び各署所の一端末で情報を共有し、予防面だけでなく火災・救急・救助の支援情報としても活用することが可能です（図2）。

### 本格的な運用

GISからのデータ情報を基に、防火対象物を延べ床面積一五〇㎡以上と一五〇㎡未満とに分類し、査察及び調査を実施しています。

一五〇㎡以上の未把握防火対象物は、GISで検索した結果、一一七五棟が判明し、消防本部予防課において専従班（防火協会会員からの寄贈広報車二台）で査察を実施しています。そして、

図2 庁内イントラシステムと情報共有化



査察後は順次、当システムに調査結果を入力、台帳を作成し担当署所へ送付しています。また、一五〇㎡未満の未把握防火対象物は三二五六棟が判

明し、これにあっても消防本部予防課が調査等を実施し、当システムに属性を入力し、そのデータを基に消防署が実施する警防調査時に外観調査を行い、防火対象物の用途変更の有無等を確認することとしています。なお、調査時等において、用途変更等により新たに査察が必要と思われる防火対象物が存在した場合、予防係に引き継ぎ、査察・調査をすることとしています。

### GISの今後の展開について

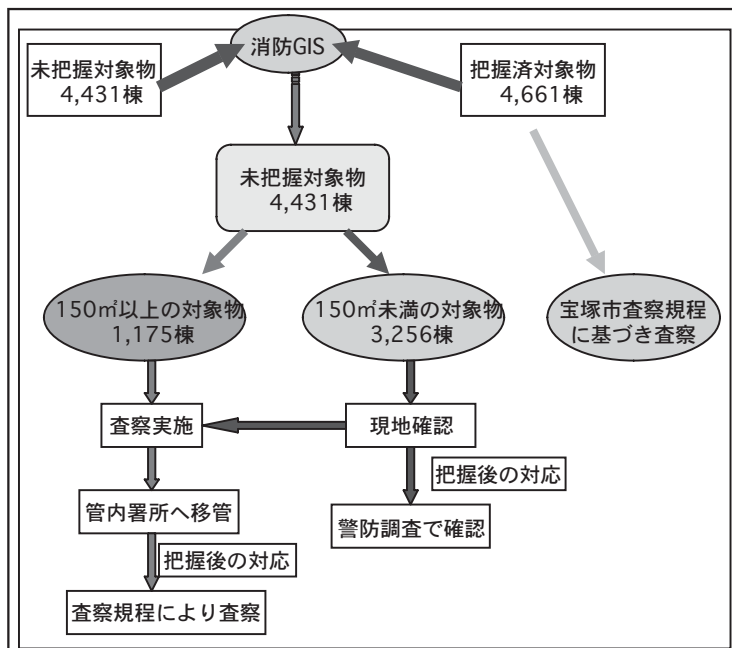
#### ① 短期的な展望

宝塚市では、市全域の防災の観点から、総合的な「防災支援システム」を構築中です。このシステムは、空間情報として地形図（レベル二五〇〇）、航空写真、地番図、家屋図、水道管路、道路網図等を整備しており、これらのデータを活用することにより、消防本部として作成した防火対象物敷地のデータを取り込み、より総合的な防火対策支援システムとしての構築を考えています。

#### ② 中期的な展望

GIS機能を有したシステムを

図3 GIS活用後の防火対象物数と事務処理の流れ（H20年5月現在）



消防車両に積載し、緊急時の活動車両に対し、消防本部並びに関係部署から随時情報を提供するにより、よりの確な後方支援を行えるものと考えています。

情報提供として、

○ 要請地情報

住所並びに最短ルート情報

○ 住居者情報

独居者や障害者等の情報提供による的確な

## 救助

### ○ 搬送先情報

救急搬送先をGISからの検索と表示

### ○ 各種訓練管理

各種訓練の開催状況並びに計画の管理

### ○ 災害時支援情報

現地からの映像を取り込み、情報の共有を図る。

など、将来の消防広域化も視野に入れつつ、一人でも多くの人命と財産を守るべくシステムの構築を考えています。

## おわりに

今回、従来の文字データ中心の予防事務処理を、地図データを活用することにより、効率的かつ迅速に防火対象物を把握することが可能となりました。この消防専用の防火対象物管理システムは、現在の不安定な経済情勢のなか、日々用途を変容していく防火対象物の実態を把握し、消防法令に基づき適正に維持管理されるよう指導していくうえで、大きな力となるものと確信しています。

当消防本部では、市民生活の安全・安心を守るために、本来充実させなければならぬ予防行政において、このシステムの活用は、画期的な取り組みであると考えています。

参考 7

消防法令上の用途区分

〔備考：改正後の令別表第1(5)項ロ：共同住宅、(6)項ロ：認知症高齢者グループホーム等、  
(6)項ハ：通所施設及び(6)項ロ以外の入所施設、(16)項イ：特定複合用途防火対象物〕

(1) ケアホーム等が令別表第1(6)項ロに該当しない場合

ア ケアホーム等の床面積の合計が、建物全体の延べ面積の10%未満かつ300㎡未満の場合

全体：(5)項ロ \*ケアホーム等は共同住宅の従属的な部分として基準を適用(参考2-9)

イ ケアホーム等の床面積の合計が、建物全体の延べ面積の10%以上又は300㎡以上の場合

ケアホーム等：(6)項ハ + 他の住戸：(5)項ロ → 全体：(16)項イ

(2) ケアホーム等が令別表第1(6)項ロに該当する場合

ケアホーム等：(6)項ロ + 他の住戸：(5)項ロ → 全体：(16)項イ

(ケアホーム等の規模によらない。)